

令和五年三月定例会

令和 5 年 第 1 回

# 菊陽町議会 3 月定例会会議録

令和 5 年 2 月 28 日～3 月 17 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会



令和5年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
2/28	火	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・当初予算内容説明（議案第16号～議案第21号）質疑・委員会付託
3/1	水	休会（議案調査）
3/2	木	議案審議（報告第1号～報告第3号）質疑・（承認第1号）質疑・討論・表決、（議案第1号～議案第15号、議案第22号～議案第26号、諮問第1号）質疑・討論・表決
3/3	金	休会（議案調査）
3/4	土	休会
3/5	日	休会
3/6	月	休会（議案調査）
3/7	火	休会（議案調査）
3/8	水	一般質問（4人）
3/9	木	一般質問（4人）
3/10	金	休会（議案調査）
3/11	土	休会
3/12	日	休会
3/13	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3/14	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3/15	水	休会（議案調査）
3/16	木	休会（議事整理）
3/17	金	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・委員長報告（特別委員会）・閉会

令和5年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	西本 友春 (P92～)	1. 乗合タクシーについて	<p>(1) 乗合タクシーを利用するためのまちエリアと郊外エリアの登録者の推移は、どのようになっているのか。</p> <p>(2) 昨年5月に増便と乗降場所を増やしたが、利用状況はどのようになっているのか。</p> <p>(3) 乗合タクシーの出前講座を無料で実施しているが、出前講座の状況はどのようになっているのか。</p> <p>(4) まち中エリア在住の人は、指定乗降場所から郊外エリアまで利用できるが、まち中エリア内が移動できないのはなぜか。</p>
		2. 交通弱者対策について	<p>(1) まち中エリアにおいても免許返納した人や、買い物が困難な方がいます。乗合タクシー利用でまち中エリア内での移動は可能とならないのか。</p> <p>(2) 免許返納者及び買い物が困難な方が、巡回バスを利用して買い物をした帰りにタクシーを利用する場合、補助ができないか。</p>
		3. フリーWi-Fi環境の整備について	<p>(1) 完成予定の総合体育館内外におけるフリーWi-Fi環境は、どのようになっているのか。</p> <p>(2) 公共施設及び避難所の体育館へのフリーWi-Fi環境の整備は、どのようになっているのか。</p> <p>(3) 海外から移住されてくる方も多くなっていくが、フリーWi-Fi環境のエリアをどのように考え、整備をいつまでと考えているのか。</p>
		4. 安全対策について	<p>(1) 町の監視カメラの設置台数の推移は、どのようになっているのか。</p> <p>(2) 今後の監視カメラの設置を、どのように考えているのか。</p> <p>(3) 町設置の防犯灯の設置台数の推移は、どのようになっているのか。</p> <p>(4) 防犯灯の設置基準は、どのようになっているのか。</p> <p>(5) 今後の防犯灯の設置を、どのように考えているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
2	甲斐 榮治 (P105～)	1. TSMC進出関連事項について	(1) 菊陽空港線・下原堀川線の延伸・大津植木線の一部拡幅計画の進捗状況はどうなっているか。また町全体の交通混雑解消についての全体構想はあるか。 (2) 財源については、国や県にさらに積極的に働きかけるべきではないか。
		2. 町南部地域の開発について	(1) どのような全体構想を持っているか。 (2) 既存の集落内開発区域を見直し、南部一帯を総合的に開発することはできないか。 (3) 県民運動公園・県免許センター周辺地域について、活性化する構想はあるか。 (4) 民間に開発を委託してはどうか。
		3. 町営住宅の維持管理について	(1) 老朽化した町営住宅の管理運営について改善・維持・管理の計画はできているか。 (2) マンパワーは十分であるか。
		4. 町施設の供用について	(1) 町総合体育館の供用開始行事について、町民参加の形をとってはいかがか。 (2) 町民センターなどを利用する時、菊陽町民と他自治体の住民との構成割合に対する制限を緩和すべきではないか。
3	北山 正樹 (P120～)	1. e-sportsの推進・実施計画を問う	R4年3月議会で「推進する」との答弁であった。今後の進め方は。
		2. 今後の自治体運営・協働のあり方についてを問う	(1) 住民の意識は多様化が進み、従来の捉え方では町と行政区側の認識に差異が出現している。今後の町の行政区運営の考えを示せ。 ① 委託業務との関連の一つでゴミステーションの管理等についての見解を問う。 ② 自治体内の加入者と未加入者との間の不平等の存在についての認識を問う。 ③ 民生委員の選任などを自治体に委ねることへの現状認識を問う。 ④ 災害時の避難や安否確認をはじめ、細部の確認や救援・救護の実施には行政区側との協働は欠かせない。行政区との「協働」のあり方から、役割分担についての方針を問う。 ⑤ 道路の不具合等の相互連絡についての具体的な方針を問う。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(2)足腰が不自由な高齢者等のゴミ処分の件 ゴミ回収日に体調不良等、ステーションにゴミを搬入できない場合がある。今後の高齢者社会に備え、何らかの対処が必要と考える。対処方法を示せ。
		3. 町組織改変・新設について	(1) one stop申請窓口の創設についての考えを問う。 死亡関連の届け、転入・転出時等の際、それぞれの担当課で諸々の手続きを行わなければならない。 これらの手続きをone stopで行うことが望まれている。「申請窓口」の創設についての考えを示せ。 (2)町の業務は質・量ともに膨張している。特に新規事業に取り組む場合などには、先行して取り組む新しい組織を新設する必要があると考える。方針を示せ。 (3)町在住の人的資源を活用する考えはないか。 (4)住民からの「要望・意見」等を一元管理し、一定期間後に検討結果を返答する必要がある。考えを示せ。
4	矢野 厚子 (P136～)	1. 高齢者の健康維持管理について	(1)町の主催講座や自主講座の参加状況について ①講座の参加延べ人数は何人か。 ②平均年齢や男女比率は調査しているか。 ③希望の講座についてアンケートなどを行っているのか。 ④主催講座については町の補助が大きくて、安く受講できるが、自主講座は生徒の負担部分が大きくなるが、町はどのような判断でわけているのか。 ⑤新規に講座を開きたい場合はどのようにすればできるのか。 (2)既存の講座の新たな取り組みについて ①既存の講座を利用して大人の学校として位置付けできないか。 ②大人の学校としてキャロッピー号を利用したスクールバスを走らせて、免許証返納後も講座に通える仕組みをつくれぬか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>③大人の学校として一人暮らしの栄養の偏りを防ぐために、給食の時間を設けて、みんなと食べることによって心の栄養も取れるようにできないか。</p> <p>④健康診断の受診率を向上させるために、講座の間に歯科検診を含めた保健の時間をつくれぬか。</p>
		2. 海外からの転入について	<p>(1) 海外からの転入者の現状について</p> <p>①現在の転入者の国別人数は。</p> <p>②現在転入時の専門の窓口担当者はいらぬか。</p> <p>③転入時に地域での生活の約束事についての説明はどのように行っているのか。</p> <p>(2) 国際交流協会の設置について</p> <p>①交流協会の運営と位置づけはどのように考えているか。</p> <p>②設置時期はどのように考えているか。</p> <p>③協会の場所はどこに考えているのか。</p> <p>④交流協会の担当者はどのような人材を想定しているか。</p>
5	坂本 秀則 (P154～)	1. 町振興と発展について	<p>(1) T S M C 日本第二工場の誘致活動は行っているのか。</p> <p>(2) T S M C 日本第二工場の町内立地の準備はできているのか。</p> <p>(3) 県は原水工業団地周辺の本町を含めた市町村の農地・山林等を活用し、工業用地を確保するよう後押しすると発表した。これを機に町は、菊陽町都市計画マスタープランの大幅見直しを含め新たに町全体の土地有効利用を計画し、県へ要望すべきではないか。</p> <p>(4) 今後多岐に渡り町の仕事が増加すると予想されるが、職員体制は大丈夫か。</p> <p>(5) 原水駅周辺の市街地整備を行うならば洪水対策として新町井手上流側未整備地（土水路）の護岸整備は不可欠ではないか。</p>
		2. 菊陽町交通指導員の状況と今後について	<p>(1) 町交通指導員の減少並び高齢化及び1回当たりの費用弁償等の手当等の現状を町はどのように理解しているのか。</p> <p>(2) 今後指導員の確保及び手当の充実等の待遇改善が必要ではないか。その対策は考えているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 消防団の現状と今後について	施政方針で「団員の技術力の向上を支援するとともに、団員の確保に努めます。」とあるが、具体的にどのような活動を行うのか。また政策はあるのか。
		4. スポーツと文化の振興と発展について	(1) 施政方針で、「学校の運動部活動の受け皿としての総合型スポーツクラブや各種スポーツ団体を育成・支援する。」とあるが具体的にどのような活動を行うのか。また施策はあるのか。 (2) 文科系の部活動に対しての施策はあるのか。
6	小林久美子 (P172～)	1. TSMC進出と地下水の枯渇・汚染対策について	TSMCの進出とそれを契機にした企業の立地や開発計画が地下水の涵養地域である菊陽町・大津町に集中している。町民からも地下水は将来枯渇しないか、汚染が心配だという声が寄せられている。熊本県地下水保全条例に基づき、県・町・企業間で「地下水保全協定」の締結が必要だと考えるが、町の見解はどうか。
		2. 菊陽町就学援助制度支給規則について	規則の中に、職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者や、学校納付金の納付状態の悪い者、生活状態が極めて悪いと認められる者という表現については見直し、改めた方がいいと思うが、町の見解はどうか。
		3. 町の職員体制について	(1) 町の職員数については、条例では270名となっている。正職員と会計年度任用職員の人数と割合はどうなっているのか。 (2) 人口も増加し、また企業進出や、デジタル化、4月の地方選挙などの業務も増大になっているのではないかと。残業などの実態はどうか。 (3) 会計年度任用職員の処遇改善が必要ではないか。
		4. 物価高騰対策について	来年度予算の中で、町はどのような事業を計画しているのか。
7	那須真理子 (P184～)	1. 農業振興について	(1) 新町井手の重要性をどう考えるか。 (2) 農業経営に於ける町独自の支援について今後の考えを問う。
		2. 環境整備について	(1) 電動生ゴミ処理機購入後の経過を問う。 (2) 町として今後どのような環境整備に取り組んで行くのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. TSMCに関連する子供たちの交流について	(1)どれくらいの子供たちが来ると考えられるか。 (2)子供たちの接点として何か考えているか。
		4. 町民歌の周知と普及について	町民歌「伸びる菊陽」と「にんじんの町きくよう」を今後どのように周知し、普及していくのか。
		5. 男女共同参画について	これまでの町の取り組みをより一層前進させる為の試案はあるか。
		6. 今後の町の展望について	首長として、一番重きを置くのは何か。
8	佐々木理美子 (P197～)	1. 総合子育て支援センターについて	(1)総合子育て支援センターの整備事業はどのようなになっているのか。 (2)みどり園の新たな機能として、子ども・子育て支援機能の整備とあったが、みどり園周辺の開発との整合性をどのように考えているのか。 (3)なかよし園は建設から45年近く経っているが、建て替え予定はあるのか。
		2. 子ども議会について	(1)子ども議会の目的、方向性を示せ。 (2)子ども議会で提出された議案に対して実現はあるのか。
		3. ヤングケアラーについて	(1)現在の小、中学校の現状についてどうなっているのか。 (2)支援の強化をどのように行ったのか。 (3)町、教育委員会として現状を踏まえ、どのような課題があり、その解決に向けて何が必要だと思うか。
		4. 交通渋滞対策について	県道熊本大津線の渋滞緩和対策をどのように考えているのか。

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和5年2月28日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和5年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和5年2月28日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出報告第1号から諮問第1号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第7 議案第16号 令和5年度菊陽町一般会計予算について

日程第8 議案第17号 令和5年度菊陽町土地取得特別会計予算について

日程第9 議案第18号 令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

日程第10 議案第19号 令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第11 議案第20号 令和5年度菊陽町介護保険特別会計予算について

日程第12 議案第21号 令和5年度菊陽町下水道事業会計予算について

委員会付託 (別紙 委員会付託予定表)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

2番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞 理 子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 北 山 正 樹 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 福 島 知 雄 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 川 眞 喜 子 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 吉 本 孝 寿 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

教 育 部 長 芹 川 博 文 君

総務部長 板楠健次君  
保険衛生部長兼  
健康・保険課長兼  
新型コロナウイルス感染症対策室長  
土木部長兼  
都市計画課長  
総務課長 梅原浩司君  
介護保険課長 渡辺博和君  
総務課総務法制係長 小泉秀和君

福祉生活部長兼  
福祉課長 矢野信哉君  
経済部長兼農政課長 山川和徳君  
会計管理者兼  
会計課長 矢野和幸君  
財政課長 澤田一臣君  
下水道課長 丸山直樹君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時5分

- 議長（上田茂政君） ただいまから令和5年第1回菊陽町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番岩下和高君、16番小林久美子さんを指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
今定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
先般、議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告をします。  
次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査11月、12月、1月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。  
次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。  
次に、今回受理した陳情書等は、配付のみとします。  
これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

- 議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申出があります。これを許します。  
吉本町長。  
○町長（吉本孝寿君） 皆様おはようございます。  
それでは、行政報告を申し上げます。  
まず、去る2月6日に発生をしましたトルコ、シリアの大地震では甚大な被害が出ており、5万人を超える方の命が失われていると聞いております。犠牲になられた方々に心より御冥福

をお祈りするとともに、被災地が一日も早く復興することを願っております。

さて、ロシア軍がウクライナに侵攻を始めて1年が過ぎましたが、いまだ戦禍は終息せず、物価高騰など国内外の経済への影響も続いているところであります。

一方、新型コロナウイルス感染症につきましては減少傾向となり、国は5月8日から法律上の位置づけを第5類に引き下げることをご決定しております。

このような社会状況の中、町民の皆様がコロナ前の生活に戻り、安心して暮らせるよう取組を進めているところであります。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

10月から開始をいたしましたオミクロン株対応ワクチンの接種は、昨年未までに接種のピークを迎え、1月以降は徐々に接種会場の規模を縮小しながら接種を継続しております。

2月24日現在における接種完了者は1万7,150人で、2回目接種完了者に対する接種率は51.5%となっております。

次は、新型コロナウイルスに伴う事業者向けの支援策についてであります。

町内事業者支援と地域経済の活性化、そして物価高の影響を受ける家計の負担軽減を目的として実施をいたしましたプレミアム付振興券は4万部を完売しまして、多くの町民の皆様により町内飲食店、小売店において約3億1,800万円を御利用いただくことができました。

また、原油価格等高騰の影響を受ける町内中小事業者に対する支援策として実施をいたしました菊陽町中小事業者支援金につきましては、1月末までの期間で約6,000の事業者に合計約3,000万円を支援をしております。

(「600」の声あり)

はい、すいません。約600の事業者に合計3,000万円を支援をしております。

次は、省エネ家電製品購入促進補助金についてであります。

この事業は、コロナ禍における物価高騰の影響を受けている家計の電気料金の負担軽減や、家庭における節電を促し温室効果ガスの削減によるゼロカーボンシティやSDGsの取組の推進を図るとともに、マイナンバーカードの普及と利活用の促進を目的に実施をしているものです。

対象製品は、エアコン、テレビ、冷蔵庫の3品目で、町内店舗で購入した物を補助の対象としており、2月21日現在で申請件数は521件、補助実績2,590万5,000円となっております。

なお、製品の購入期限を3月6日まで、申請期限を3月13日まで延長をし、事業の推進を図っているところであります。

次は、令和4年度電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてであります。

町では、国の決定に基づき、電力、ガス、食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対し、1世帯5万円を支給しております。これまでに2,877世帯に1億4,385万円を支給しております。

次は、菊陽町農業経営コスト高騰対策支援事業についてであります。

この事業は、コロナ禍にあつて不安定な世界情勢のあおりを受け、肥料などの農業資材や飼料価格の高騰により農業経営が逼迫していることから、資材等の経費の一部を支援し、農業者等の負担軽減を図るもので、これまでに135経営体、2,292万円の支援を行いました。

次は、菊陽町農業経営収入保険加入緊急支援事業についてであります。

この事業は、コロナ禍における原油価格、物価高騰に加え、台風や大雨などの災害、価格低下など農業者の経営努力では避けられないリスクに備える収入保険の加入促進と、これらの農業者を支援する事業であり、今議会において補正予算を計上させていただいております。

次は、企業進出に伴う地下水涵養事業の推進についてであります。

おおきく土地改良区及び水循環型営農推進協議会が実施している白川中流域湛水事業の拡大に向けた取組を、同団体等と連携し、模索しているところです。

また、最大の水田涵養は減少が続く水稲作付の推進であるとの認識から、菊池地域農協及び大津、菊陽両町の再生協議会と連携し、水稲作付拡大に向けた政策の構築について検討をしています。

次は、第二原水工業団地整備事業についてあります。

町で整備を進めていた第二原水工業団地では、TSMC、ソニーグループ、デンソーの3社が出資して設立されたJASMの新工場建設が進められております。

現在、多くの作業員が工事に従事されており、現場での建築工事は、基礎ぐい工事の完了後、躯体の鉄骨建て方工事が進んでいます。半導体を製造する工場棟、さらに事務を行うオフィス棟について、既に建築予定の高さまで鉄骨が組み上がっており、今後は外壁工事から内装工事と急ピッチに進められる予定です。

今回のTSMCの日本進出は、日本だけではなく世界中から大きな注目を集めています。

さらに、全国でも最大級の規模の工事でもあり、半導体の国内生産により日本の経済安全保障という重要な役割も担っており、町としてはこの事業が計画どおり進められるよう熊本県と連携をしております。

次は、熊本空港線延伸道路についてであります。

熊本空港線延伸道路につきましては、用地測量、境界立会い及び補償等調査は完了し、現在、用地交渉を進めているところであります。

引き続き、熊本県と連携して事業推進を図り、用地交渉に当たっては地権者から御理解と御協力をいただけるよう丁寧な説明、対応を行い、早期の工事着手に向けて取り組んでまいります。

次は、南方大人足線交差点改良についてであります。

現在、改良に向けての予備設計を進めているところであり、国道57号の左折専用レーンの新設に係る国土交通省熊本河川国道事務所との協議や交差点計画に係る熊本県警との協議は、おおむね完了したところであります。

引き続き国土交通省をはじめ関係機関と連携をし、早期の工事着手に向けて取り組んでまいります。

次は、県で進められているセミコンパーク周辺の道路計画についてであります。

県においては、T SMCの進出を契機とした新たな交通需要に対応するため、県道大津植木線の多車線化や中九州横断道路の合志インターチェンジへのアクセス道路など、基幹となる道路ネットワークの強化に取り組んでおられます。2つの道路については、概略設計を進められており、今年度中に協議検討を終え、速やかに詳細設計や用地測量に着手していきたいと県から聞いているところでございます。

次は、菊陽杉並木公園拡張整備事業についてであります。

災害時の防災避難拠点として整備を行う総合体育館新築工事につきましては、順調に工事が進み、4月には建物の完成を見込んでおります。

また、2月からは、駐車場などの整備工事に着手をしており、町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設として、本年10月の供用開始に向け、引き続き工事を進めてまいります。

次は、放課後児童クラブの整備についてであります。

菊陽北小学校の放課後児童クラブの新築工事と造成工事は、3月中に完成をする予定です。引越しなどの作業を終え、4月から新しい施設での運営を開始することとしております。

次は、台湾訪問についてであります。

1月11日から14日間の日程で、熊本県内の経済団体代表をはじめ、蒲島知事、大西熊本市長らと一緒に熊本県台湾訪問団の一員として、菊陽町を代表しまして私と上田議長が台湾を訪問してまいりました。

大きな目的の一つであったT SMC本社訪問の際には、J A S M会長のワイエイチ・リャオバイスプレジデントをはじめ、T SMC幹部の皆様と現地で会談をしまして、J A S M工場の建設支援と従業員の受入れ体制の準備など、関係機関と一丸となった取組について説明するとともに、直接意見交換できる貴重な機会となりました。

また、昨年から友好交流都市協定の締結に向け準備を進めている新竹県宝山郷への表敬訪問も行い、邱振瑋郷長と古仁華代表会主席と面会をし、様々な分野での相互交流について意見交換を行いました。近いうちに友好交流都市協定を締結したいとの意向を確認をし、次は宝山郷から菊陽町を訪問していただく約束も取り交わしました。今後は協定締結に向け、調整を進めてまいります。

次は、ふるさと納税についてであります。

本年度のふるさと納税の寄附額は、1月末現在で2億5,000万円を超える額となっており、前年度の3倍以上となっております。これは、返礼品の充実を進めてきた成果であり、特に最も寄附が集まる11月から12月に返礼品としてデジタルカメラやビデオカメラなどを登録したことが最大の要因であります。

今後も返礼品の充実を図るなど、寄附額の増額に向けた取組を進めてまいります。

次は、菊陽町PR大使についてであります。

私が公約に掲げましたPR大使については、本日までの間に、本町の出身者や本町にゆかりがあり文化芸術やプロスポーツの分野で活躍をされている2団体と7人の方にPR大使の委嘱状を交付をしました。

PR大使の皆さんには、ふだんの活動などにおいて菊陽町の魅力発信や知名度向上につながる活動などを行っていただく予定でございます。

最後に、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルのオープンについてであります。

令和3年1月から新築工事が行われていました阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが間もなく完成をし、3月23日にオープンする予定です。

新しくなった阿蘇くまもと空港が、町民、町内企業に好影響を与え、地域の活性化につながることを期待しています。また、台湾への定期便が再開をし、台湾との交流が進むことも期待をしているところであります。

以上、最近の主なものについて報告をいたしました。町民の皆様が誇れるまち、そしていつまでも住み続けたいまちを目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出報告第1号から諮問第1号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出報告第1号から諮問第1号までの31件についてを一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、令和5年度を迎えるに当たり、私の町政運営に対する基本的な考えと令和5年度の主な政策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和4年度は、令和2年から引き続き新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻を背景とした原油価格の高騰、円安による物価上昇などが町民の皆様の生活にも影響を及ぼしております。

一方、世界最大の半導体受託製造企業であるTSMC、ソニー、デンソーの出資によるJASMの新工場の建設は急ピッチで進められており、国の経済安全保障に関わる重大な役割を担うこの工場建設は、本町にとって非常に大きな好機であります。

このような中で、町民が安心して暮らせるよう、そして町のさらなる発展につなげていくた

め、様々な取組を積極的に進めてまいり所存であります。

それでは、新年度における町政運営について申し上げます。

本町の令和5年度の当初予算は、令和3年3月に策定をしております第6期菊陽町総合計画前期基本計画や第2期菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略、また私の政策提言を踏まえ、町のさらなる発展に向けた取組を計画的に実施し、新型コロナへの対応、防災・減災対策としての防災機能強化に向けた整備、公共施設等総合管理計画に基づく施設の改修、デジタル化による住民サービスの向上、行政事務の効率化など、効率的で効果的な予算となるよう編成を行ったところであります。

それでは、令和5年度の政策と主要事業について、第6期菊陽町総合計画基本構想の4つのまちづくりの目標に沿って政策の方針を申し上げます。

初めに、まちづくりの目標の第1の柱、人が豊かに育つまちについて申し上げます。

まず、教育・生涯学習・スポーツ・文化についてであります。

学校教育については、GIGAスクール構想により整備した児童・生徒1人1台のタブレット端末は、日頃の授業の中での積極的な活用はもちろんのこと、コロナの影響により出席停止を余儀なくされている児童に対しても、オンラインによる健康観察や授業のライブ配信などを行う切れ目のない学習を行ってまいります。

今後も引き続き、教職員のICT活用能力を向上させ、ICT機器の活用による児童・生徒の学びの質をさらに高めてまいります。

次に、英語教育ですが、令和4年度の中学3年生の英語検定3級以上の取得率は、菊陽町では49.9%と、熊本県の令和5年度までの目標値である40.0%を既に大きく上回っております。

中学3年生に加え、中学2年生の英語検定及び小学校6年生の英検ジュニアへの検定料補助も継続して取り組むことで、国際化に対応したグローバル人材の育成を進めてまいります。

いじめや不登校対策としては、引き続き教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども総合相談室との連携を図りながら、児童・生徒や保護者の教育的ニーズに対応をしてまいります。

次に、給食費の無償化については、保護者の負担を軽減していくために、物価高騰分も含めた支援策として給食費の一部を無償化していくなど、段階的に取り組んでまいります。

教育環境の整備については、武蔵ヶ丘北小学校では教室不足が見込まれており、6教室増の校舎新築工事及び大規模・長寿命化改修工事の設計業務に取り組むとともに、武蔵ヶ丘小学校の給食室改築工事の設計業務などを進めてまいります。

生涯学習の充実におきましては、中央公民館をはじめとする町民センターにおいて、それぞれの年代に対応した学習機会を提供し、町民の生きがいづくりに取り組みます。

また、健やかな青少年の育成を目指し、主催講座による体験活動の充実に努め、学校を核とした地域づくりのため、地域学校協働活動を推進するとともに、菊陽町青少年健全育成町民会議の活動の充実と各小学校との連携を図ります。

生涯スポーツの充実につきましては、主催講座による健康づくりに取り組むとともに、学校の運動部活動の受皿としての総合型スポーツクラブや各種スポーツ団体を育成、支援してまいります。

総合体育館新築工事につきましては、順調に工事が進み、4月には建物の完成を見込んでおります。町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設として、令和5年10月の供用開始に向け、引き続き駐車場などの整備工事を進めてまいります。

熊本県史跡である馬場楠井手の鼻ぐりをはじめとする地域に残る貴重な文化財や伝統文化につきましては、適切な保護、保存に努めるとともに、その活用を図ります。

図書館は、開館以来19年余りが過ぎ、町民生活のパートナーとして、学び、暮らし、仕事を支える住民サービスの充実に取り組んでおります。

また、図書館ホールは、研修や生涯学習、芸術文化の発表や鑑賞の場として幅広く活用されており、令和5年度も図書館ホール自主文化事業やアウトリーチ活動などを通じて、町民の皆様が優れた芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

次は、健康・子育て・福祉についてであります。

新型コロナウイルス感染症については、国は、感染法上の位置づけを5月8日に季節性インフルエンザと同じ5類に位置づけるとしております。

また、令和5年度の新型コロナウイルスワクチンの接種については、国は、高齢者など重症化リスクの高い人は年内に2回、その他接種可能な全ての年代は1回の接種を受けられるとする方針としました。

町としましては、関係機関との連携を密にし、ワクチン接種を希望される人が引き続き町内医療機関の御協力をいただきながら、接種体制の確保及び速やかな情報提供に努めてまいります。

地域福祉の充実につきましては、社会福祉協議会の機能充実、民間との連携による福祉事業の充実を図り、また地域が抱える多様化する問題に対応していただく民生委員を支援する体制を強化してまいります。

子育て支援の充実につきましては、令和5年度は、保育所等における副食費の一部助成事業や、保育所等がおむつの持ち帰り廃止に取り組む場合にその廃棄手数料の一部を補助する事業を創設します。

そのほか武蔵ヶ丘北小学校の放課後児童クラブの施設整備に取り組むほか、保育所等であらかじめ4月から保育士を雇い入れる場合はその人件費の一部を助成する事業を創設いたします。

こども総合相談室では、今後も子どもに関わることで悩みを持つ方に寄り添った支援ができるよう、関係機関とも連携をし、相談業務、支援の充実を図ってまいります。

妊娠時から出産・子育てまで一貫をして身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠時に5万円、出生後に5万円の給付による経済的支援を一

体として実施をする出産・子育て応援事業を2月から開始をしております。育児不安を軽減をし、経済的支援を行ってまいります。

さらに、新規事業といたしましては、産前産後サポート事業、宿泊型の産後ケア事業、新生児聴覚検査費補助事業を実施をしております。

高齢者福祉につきましては、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営み、できる限り在宅生活を維持できるよう、住まい、医療・介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を着実に進めてまいります。

また、ふれあいサロンの拡充や活動の担い手となる介護予防パートナーの育成・支援を進めてまいります。

また、令和5年度から高齢者の介護・認知症予防を目的としたeスポーツにも取り組んでまいります。

障害福祉につきましては、令和5年度が最終期となります第3期菊陽町障がい者計画など各種福祉計画に基づき、障害者に対する理解を深め、不利益な取扱いをなくすための取組を推進するとともに、障害の有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

国民健康保険につきましては、特定健康検診や特定保健指導により、生活習慣病の改善や疾病の早期発見・早期治療を図ってまいります。また、熊本県や国保連合会などの関係機関と連携をしながら、制度の安定かつ円滑な運営と保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、後期高齢者の健康保持のため、健康診査や歯科口腔健診の推進、人間ドック費用の助成などを実施するとともに、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携をして、制度の安定的かつ円滑な運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、介護サービスの確実な提供及び健全な介護保険財政の確保と制度の安定運営に努めてまいります。

また、令和5年度は、令和6年度から8年度までの第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定を進めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第2の柱、安心・安全で住みやすいまちについて申し上げます。

環境保全対策につきましては、自然と地球環境に優しい生活を実施することを基本に、美しいまちづくりを進めているところであります。

省資源・省エネルギーの推進については、個人住宅に設置をする太陽熱温水器設置の助成制度を引き続き実施するとともに、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を促進をし、持続可能な脱炭素社会のための政策を進めてまいります。

地球温暖化対策に向けた取組といたしましては、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づき、熊本連携中枢都市圏一丸となって効果的に施策を推進してまいります。

ごみ処理につきましては、SDGsの理念に則した循環型社会を目指すため、食品ロス削減

に向けた啓発活動を引き続き実施をし、家庭ごみ及び事業所ごみの減量化と分別を徹底してまいります。

このほか、フードバンク事業を社会福祉協議会と連携をして進め、地域のリサイクル活動の拡大も推進してまいります。

熊本地域の豊富な地下水は、私どもの生活に欠かせない生活用水であり、経済活動にも幅広く利用されております。

今後も地下水涵養対策を行い、白川中流域の水田湛水事業についても積極的に支援をし、今後も熊本県や関係市町村、おおきく土地改良区、くまもと地下水財団と連携をし、「くまもとの宝」であります良質な地下水を次の世代に引き継いでまいります。

次に、土地利用・都市基盤・公共交通についてであります。

土地利用につきましては、町のさらなる発展の受皿となる都市づくりを目指し、菊陽町都市計画マスタープランに基づき、均衡ある効果的な土地利用を進めるために、新市街地の整備や低未利用地の活用、地区計画制度・集落内開発制度の適切な運用などに取り組んでまいります。

南小学校の菊陽町定住促進事業につきましては、目に見える形で効果が現れてきております。今後も地域の活性化に向け、事業を推進してまいります。

原水駅周辺の市街地整備につきましては、JR沿線を活用したコンパクトで持続可能な土地利用を実現するため、土地区画整理事業の事業化に取り組みます。

令和4年度には、環境アセスメント手続の一部である計画段階環境配慮書の作成を終えており、今後も調査や関係機関との協議など、実現に向けた取組を加速させてまいります。

次に、道路関係ですが、渋滞対策として取り組んでいる菊陽空港線延伸事業については、令和5年度も引き続き全力で用地取得に取り組み、工事にも一部着手する予定としております。

また、南方大人足線交差点改良につきましては、セミコンテクノパークへの通勤時間の緩和に向け、令和5年度において詳細設計業務、用地取得を予定をしており、国土交通省の協力を得ながら早期の事業完了に向けて進めてまいります。

そのほか、鉄砲小路踏切の拡幅に着手をし、光の森駅前横断歩道橋の整備と下戸橋橋梁補修は、令和5年度の完了を予定しております。

下水道につきましては、花立地区の雨水整備を継続して実施をし、第二原水工業団地関連の県委託下水道整備につきましては、本年8月末までの管渠工事完成を目指し、熊本県と連携し、進めてまいります。

町の公共交通については、巡回バスと乗合タクシーは、他の公共交通機関との連携を考慮しながら、よりよい公共交通機関となるよう進めてまいります。

また、豊肥本線の三里木駅と原水駅間の新駅設置につきましては、実現に向けてJR九州と協議を進めているところであります。

地域住民はもとより、通勤者や来町者の交通利便性の向上をはじめ、新駅を核とする周辺地

域の新市街地整備や渋滞緩和、地域経済の活性化のため、取組を進めてまいります。

町営住宅につきましては、快適な住環境を目指し、令和5年度は町営住宅長寿命化計画の見直しを進め、計画的な改修整備と維持管理を進めてまいります。

防災対策につきましては、災害時の避難拠点として整備をする防災公園は、菊陽杉並木公園を拡張し、災害時に指定避難所となる総合体育館や屋外避難所を整備するもので、町民の健康増進につながる施設の充実と併せ、さらなる防災機能の強化が図れるよう引き続き公園整備工事を進めてまいります。

また、この防災公園に加え、既に防災拠点として整備しています光の森防災広場と菊陽町防災センターの3つの核となる施設を有機的に連動させることにより、あらゆる災害に備えるとともに、防災訓練、防災教育を充実させ、町民の皆様の防災意識の向上を図り、安心・安全で災害に強いまちづくりを進めてまいります。

消防・救急対策としましては、菊池広域連合消防本部と協力をし、緊急時に迅速に対応できる体制を確立するとともに、複雑化・大規模化する火災等に対応するため、常備消防と非常備消防の連携を強化してまいります。

また、消防団については、団員の技術力の向上を支援するとともに、団員の確保に努めてまいります。

防犯・交通安全対策としては、今後も大津警察署、光の森交番、津久礼駐在所、地域の防犯パトロール隊などと連携を図り、防犯力を向上させるとともに、津久礼駐在所の交番化に向け、関係機関と協議を進めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第3の柱、産業が成長し続けるまちについて申し上げます。

まず、農業の振興についてでございます。

農業者の主体性と創意工夫による経営の向上・安定化の実現と担い手の育成・確保を図るため、菊陽町担い手育成総合支援協議会を核として、認定農業者連絡会をはじめとする各種団体と連携・協力して、各種研修会の開催や経営改善状況の巡回指導を行ってまいります。また、農業後継者や新規就農者など次世代を担う農業者の育成支援も行ってまいります。

町内で生産された農畜産物を町内で消費するという地産地消に取り組むとともに、大阪などの大消費地においてニンジンやスイートコーンなど人気の農畜産物を積極的にPRし、農畜産物の販路拡大に努めてまいります。

本町の農業用水の安定供給を図るため、新町井手及び南方井手の水路改修事業を継続して進め、白水台地の畑地かんがい施設については、熊本県営事業によりパイプラインの更新事業に取り組んでおり、令和11年度の完成を目指しております。

また、地下水涵養に向けた取組として、おおきく土地改良区、水循環型営農推進協議会と連携をし、冬季湛水を加えた水田湛水事業を強化するとともに、JA菊池と連携をし、水稻作の拡大に取り組んでまいります。

JAS Mの立地に伴い工業用地の需要が高まる中、守るべき農地はしっかりと守り、工業振

興と農業振興のバランスの取れた町づくりに努めてまいります。

工業の振興ですが、町が整備を進めておりました第二原水工業団地については、現在、J A S Mの建築工事が進められております。今後も、経験したことがないスピードで工場建設が進められる予定であり、先方の計画である令和5年末の工場棟竣工及び令和6年末までの製品出荷開始に向け、J A S M、T S M C、ソニーグループ、国、熊本県などの関係者と意思疎通を図りながら、全庁的に支援をしてまいります。

商業の振興ですが、商工会とは新型コロナに関する事業者支援も協力して事業を展開しており、引き続き綿密な連携の上、中小企業、小規模企業の振興を進めてまいります。

さらに、地域資源を活用した取組や町内で創業される方の支援など、商工会と一緒に新たな事業も展開してまいります。

また、ロアツ熊本と連携した町内飲食店の活性化などにも取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、本町の魅力の発信や地域のにぎわいを創出する菊陽まち遊び事業については、引き続き商工会と連携しながら、多くのニーズが取り込めるような内容で実施をしていきます。

また、歴史的文化財である馬場楠井手の鼻ぐり、豊後街道菊陽杉並木のほか、鼻ぐり井手公園、菊陽杉並木公園、「さんふれあ」などの観光資源については、関係市町とも連携しながら情報の発信に取り組んでまいります。

最後に、まちづくりの目標の第4の柱、みんなで楽しく協働して創るまちについて申し上げます。

町民参画の推進につきましては、町民参画・協働推進条例に基づき、情報の公開と共有を積極的に図りながら、住みよいまちづくりに向けた町民参画・協働の推進に取り組んでまいります。

人権については、菊陽町人権擁護に関する条例及び菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例、菊陽町人権教育・啓発基本計画に基づき、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など様々な人権問題の解決を目指し、町民、学校、教育及び関係団体等と連携しながら、人権教育・啓発の推進に努めてまいります。

また、全ての人が性別に関わりなく暮らせることを目的としたL G B Tや性的マイノリティーの相談窓口開設に向け、準備を進めてまいります。

さらには、T S M Cの進出に関連をして、転入される外国の方が安心して暮らしていただけるよう、外国の方々のための相談窓口を新設をし、生活サポートを丁寧に行なってまいります。

行財政の充実強化ですが、令和5年度においては、交通渋滞対策、住環境整備及び教育環境整備など必要な事業を着実に実施しながら、菊陽町中期財政計画に基づき、長期的かつ持続可能な健全財政を堅持してまいります。

また、子育てや教育、福祉の充実など、さらなる住民サービスの向上につながるよう、個人のふるさと納税や企業版ふるさと納税事業を積極的に進め、自主財源の確保に取り組んでまい

ります。

情報化の推進につきましては、自治体情報システムの標準化・共通化など国が推進をする自治体DXについては、国と歩調を合わせ、取組を進めてまいります。

また、行政手続のオンライン化の拡充やマイナンバーカードの普及促進などを進め、行政サービスの向上と効率的で効果的な行政運営に取り組んでまいります。

広報活動につきましては、昨年から菊陽町PR大使を本町の出身者や本町にゆかりがある文化芸術やプロスポーツの分野で活躍されている団体や個人の方々にお願いをしております。

今後もPR大使の皆さんに御協力をいただきながら、本町が進める様々な施策の効果を最大化し、より多くの人々にPRしていきたいと考えております。

町の総合計画に沿って令和5年度の主な施策について申し上げましたが、それ以外で私が政策提言集で掲げております施策についてもしっかりと取り組んでまいります。

主なものとしたしましては、未来への投資としては、国際交流協会の設置、大学と連携をした海外留学サポートの実施に向けた検討を行います。

潜在能力への投資として、台湾の町との交流都市の協定締結、トップセールスによる町特産品の販売促進、起業される方へのスタートアップ支援の検討を進めてまいります。

スポーツと文化への投資については地元プロスポーツの支援や各種スポーツの場の検討、教育への投資ではスクールロイヤーの配置を行います。

町民サービスの向上の投資では、書かない窓口の導入に向けて検討を進めてまいります。

以上、令和5年度における私の町政に臨む所信の一端と主な施策の概要について御説明申し上げます。

今後も町民の皆様とともに、さらなる町の発展に向け、様々な事業に取り組んでまいりますので、議員各位のより一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の令和5年度の施政方針といたします。

○議長（上田茂政君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時51分

再開 午前11時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、令和5年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、31件でございます。内容は、報告3件、承認1件、議案26件、

諮問1件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

最初は、報告であります。

報告第1号から第3号は、専決処分の報告についてであります。

報告第1号は、町有地に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、令和4年12月14日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、町民体育館に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、令和5年2月2日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、町道に係る損害賠償請求事件に関して、その損害賠償の額を定めることについて、令和5年2月7日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

次に、承認であります。

承認第1号は、令和4年度菊陽町一般会計補正予算について専決処分の承認を求めるものであります。

国の施策に関連して実施をする妊娠・出産時における経済的支援など急を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年1月18日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5,586万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を199億3,799万4,000円と決めました。

歳入の主なものは、国庫支出金を3,703万4,000円増額しております。

歳出の主なものは、衛生費を5,470万円増額しております。

議案第1号は、菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、TSMCの進出や国が進める子ども施策など、町行政を取り巻く変化に対応し、業務を効果的かつ効率的に実施できるよう部を再編し、名称を改めるものでございます。

議案第2号は、菊陽町個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

内容は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、菊陽町個人情報保護条例を廃止し、町条例で定める必要がある事項のみを規定した法施行条例を制定するものであります。

議案第3号は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

主な内容は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本町の条例で菊陽町個人情報保護条例を引用している箇所を個人情報の保護に関する法律を引用するよう改めるものでございます。

議案第4号は、菊陽町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

内容は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、菊陽町情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に関する規定の整備を行うものでございます。

議案第5号は、菊陽町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、情報公開条例における開示請求権を拡大するとともに、個人情報の定義を明確にするものでございます。

議案第6号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても給料及び勤勉手当の額等を改定するものでございます。

議案第7号は、児童福祉関係府省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

内容は、児童福祉関係府省令の改正に伴い、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例など、関係する3つの条例をまとめて改正するものでございます。

議案第8号は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

内容は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、菊陽町子ども・子育て会議条例など関係する2つの条例をまとめて改正をするものでございます。

議案第9号は、菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号は、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、菊池環境保全組合が解散し、その全ての事務を菊池広域連合が継承することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、健康保険法施行条例等の改正に伴い、出産育児一時金の支払い額が見直されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号は、令和4年度菊陽町一般会計補正予算についてでございます。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に6億2,046万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を205億5,845万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、町税を1億8,508万8,000円、国庫支出金を2億4,602万8,000円、町債を

1億6,440万円それぞれ増額をし、繰入金を2億5,376万1,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、民生費を1億4,968万2,000円、土木費を3億9,831万5,000円それぞれ増額するものであります。

議案第13号は、令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に805万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を37億2,794万7,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を805万5,000円増額をし、歳出は諸支出金を193万7,000円、予備費を611万8,000円増額するものでございます。

議案第14号は、令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に7,544万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を27億6,614万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、介護保険料を2,083万8,000円、国庫支出金を1,524万4,000円、県支出金を1,053万2,000円増額をし、歳出の主なものは、保険給付金を7,500万円増額するものなどあります。

議案第15号は、令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算についてでございます。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入の事業収益を3,098万4,000円増額し、14億3,282万3,000円と定め、支出の事業費用を45万8,000円増額し、13億409万1,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を1億1,680万円減額し、15億1,229万2,000円と定め、支出を6,501万7,000円減額し、19億8,811万8,000円と定めるものであります。

議案第16号は、令和5年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を182億8,584万8,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、町税を73億9,401万2,000円、国庫支出金を35億7,490万2,000円、県支出金を16億90万1,000円、町債を16億2,670万円としております。

歳出の主なものは、民生費を68億3,639万4,000円、土木費を29億8,741万5,000円、教育費を26億323万4,000円としております。

議案第17号は、令和5年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出の予算の総額を20万8,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金を20万5,000円としております。

歳出の主なものは、諸支出金を20万5,000円としております。

議案第18号は、令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を36億3,615万1,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税を6億5,646万6,000円、県支出金を26億9,225万5,000円、繰入金を2億7,047万4,000円としております。

歳出の主なものは、保険給付費を26億2,844万8,000円、国民健康保険事業費納付金を9億921万8,000円としております。

議案第19号は、令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を5億5,575万4,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を4億692万3,000円、繰入金1億1,930万5,000円としております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を5億3,238万3,000円としております。

議案第20号は、令和5年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を27億2,574万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、介護保険料を5億8,725万2,000円、国庫支出金を5億6,940万円、支払基金交付金を7億301万9,000円、県支出金を3億7,206万5,000円、繰入金を4億7,520万5,000円としております。

歳出の主なものは、総務費を4,170万円、保険給付費を25億2,146万2,000円、地域支援事業費を1億5,557万3,000円としております。

議案第21号は、令和5年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、第3条で収益的収入予定額を14億5,360万6,000円、支出予定額を13億5,943万5,000円と定めるものであります。

また、第4条で資本的収入予定額を7億140万8,000円、支出予定額を11億1,160万6,000円と定めるものでございます。

議案第22号は、工事請負契約の変更についてであります。

本件は、令和4年第2回臨時会で議決をいただきました下戸橋橋梁補修工事に関するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、追加工事が発生しましたので、変更契約をお願いするものであります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号は、指定管理者の指定についてであります。

菊陽町老人福祉センター、菊陽町福祉支援センター及び菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターの指定管理者の指定期間が、令和5年3月31日をもって満了となります。引き続き菊陽町社会福祉協議会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第24号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

内容は、玉名市が熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10項に規定する交通災害見舞金に関する事務から脱退するため、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更するものでございます。

なお、この議案につきましては、関係団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号は、町道路線の廃止についてであります。

内容は、議案第26号の町道路線の認定と関連がありますが、現在認定をしております南方大人足線及び新成3号線の2路線につきまして終点または起点を変更するため廃止するものでございます。

議案第26号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、南方大人足線及び新成3号線のほか現在県と進めています菊陽空港線延伸道路事業のうち、県が取り組む工事区間で旧道となる県道については、県との覚書により町道として引き継ぐことにしております。このため、現在の県道新山原水線の一部を上堀川新町線として、県道曲手原水線の一部を下原駅前線として新たに町道として認定するものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

令和4年9月30日までの任期でありました春野宗敏様は、人権擁護委員法第9条の規定により、後任候補者の委嘱まで任期が延長されています。今回、その後任候補者として松田千枝子様を推薦するものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

これから令和5年度当初予算について各部課長に説明を求めますが、この後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第16号 令和5年度菊陽町一般会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算について御説明申し上げます。

本議案につきましては、各常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましてはその際、各担当課から説明させていただきます。

本日、資料として一般会計予算（案）参考資料と概要説明資料を配付しておりますので、こちらも参考としていただきたいと思います。

なお、概要説明資料は、各常任委員会において各担当課から説明する際に使用させていただきます資料になります。

それでは、財政課からは、予算書と一般会計予算（案）参考資料により、全体的な予算や主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

令和5年度菊陽町一般会計予算は、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ182億8,584万8,000円と定めています。令和4年度の当初予算額は170億2,129万5,000円でしたので、前年度比12億6,455万3,000円、7.43%の増になります。

第2条の債務負担行為は第2表の債務負担行為で、第3条の地方債は第3表の地方債でそれぞれ定めています。

第4条では、一時借入金の最高額を15億円とし、第5条で歳出予算の流用について定めています。

10ページをお開きください。

第2表の債務負担行為であります。8件の事項について期間と限度額を計上しています。

下の11ページを御覧ください。

第3表の地方債であります。起債の目的として24件の事業を計上しています。このうち、臨時財政対策債は2,430万円、施設等整備のための地方債を16億240万円計上し、地方債の限度額の合計を16億2,670万円としています。起債の方法、利率、償還の方法については、記載しているとおりです。

13ページからは、予算に関する説明書になります。

予算に関する説明については、各常任委員会で各担当課から概要説明資料により詳細な説明をさせていただきますので、初めに本日配付しました一般会計予算（案）参考資料により全体的な説明をさせていただき、後ほど予算書により主な歳出予算の内容を説明いたします。

それでは、一般会計予算（案）参考資料を1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

歳入について、自主財源と依存財源の款別構成表になります。自主財源は96億9,053万5,000円で、前年度比11億3,146万5,000円の増、依存財源は85億9,531万3,000円で、1億3,308万8,000円の増となっています。自主財源と依存財源の比率は、自主財源53.0%、依存財源は47.0%となっています。

2ページを御覧ください。

歳出について、性質別と目的別の構成表になります。

まず、性質別の義務的経費は72億5,354万6,000円、前年度比1億4,822万円の増となっています。

投資的経費は30億3,897万9,000円で、前年度比1億8,516万5,000円の増となっています。

その他経費は79億9,332万3,000円で、前年度比9億3,116万8,000円の増となっています。主に物件費、補助費等が増額となっています。

次の目的別について、歳出合計に占める割合は民生費が一番高く、37.4%を占めています。

増減額の大きなものでは、土木費、教育費などが増額となり、消防費、公債費などが減額となっています。

3 ページをお開きください。

歳入について、前年度との比較増減表になります。増減額の大きいものについて説明します。

款の1町税は、(1)の町民税の個人で人口の増加などによる増、(2)の固定資産税で建物の増加などによる増により、総額73億9,401万2,000円、前年度比で2億8,583万3,000円の増となっています。

款の7地方消費税交付金は、令和4年度の決算見込みなどから10億9,230万円、前年度比で9,293万6,000円の増となっています。

4 ページを御覧ください。

款の13地方交付税は、普通交付税で、町税収入等の増による減などにより総額2億4,666万6,000円、前年度比2億2,226万8,000円の減となっています。

款の17国庫支出金は、(2)の国庫補助金で、道路新設改良に係る補助金などの増により総額35億7,490万2,000円、前年度比2億2,641万2,000円の増となっています。

款の20寄附金は、ふるさと寄附金の増などにより総額2億110万円で、前年度比1億2,510万円の増となっています。

5 ページをお開きください。

款の21繰入金は、(2)の基金繰入金で、財政調整基金繰入金及びスポーツ施設整備基金繰入金の増などにより総額13億8,270万5,000円、前年度比8億5,134万7,000円の増となっています。

款の24町債は、(1)の総務債で、臨時財政対策債の減、(7)の土木債で道路新設改良事業の増加などによる増により総額16億2,670万円、前年度比3,590万円の減となっております。

失礼しました。6 ページを御覧ください。

歳出の目的別について、前年度との比較増減表になります。増減額の大きいものについて説明します。

款の2総務費は、目の1一般管理費で、退職手当負担金の減などによる減、目の6企画費で、ふるさと寄附金に係る返礼品等の増などによる増により、総額17億3,797万7,000円で、前年度比4,890万3,000円の増となっています。

8 ページを御覧ください。

款の3民生費は、目の2高齢者福祉費で介護基盤緊急整備特別対策事業の増などによる増、目の3障害者福祉費で障害児支援事業の増などによる増、目の8老人福祉センター・福祉支援センター管理費で老人福祉センター改修費の減などによる減、項の2児童福祉費、目の4保育園費で私立保育所の委託料や特別保育事業の増などによる増により、総額68億3,639万4,000円で、前年度比1億9,055万6,000円の増となっています。

9ページをお開きください。

款の4衛生費は、目の1保健衛生総務費で出産・子育て応援交付金の増などによる増、目の6新型コロナ対策事業費で新型コロナワクチン接種体制確保事業の減などによる減、項の2清掃費、目の1清掃総務費で菊池環境保全組合負担金の増などにより、総額13億8,499万5,000円で、前年度比4,350万3,000円の増となっています。

11ページをお開きください。

款の8土木費は、項の2道路橋梁費で下戸橋橋梁補修事業の減や菊陽空港線延伸計画道路事業の増などによる増、項の3都市計画費で原水駅周辺の整備事業の増や杉並木公園拡張事業の減などによる減により、総額29億8,741万5,000円で、前年度比6億6,018万9,000円の増となっています。

12ページを御覧ください。

款の10教育費は、項の2小学校費で菊陽北小学校施設整備事業の減や武蔵ヶ丘北小学校施設整備事業の増などによる増、13ページにかけて項の5社会教育費で図書館ホールの音響改修事業の増などによる増、項の6保健体育費で総合体育館の備品購入等の増などによる増により、総額26億323万4,000円で、前年度比4億2,785万4,000円の増となっています。

款の12公債費は、目の1元金で新たに償還が開始されるものより償還の終了したものが多かったことにより、総額14億7,472万9,000円で、前年度比1億131万4,000円の減となっています。

14ページをお開きください。

歳出の性質別内訳表になります。区分ごとの構成比と前年度との比較増減表になります。

15ページをお開きください。

第3表地方債関係の表になります。臨時財政対策債を除く地方債について、事業名ごとに特定財源を含めて整理しています。

参考資料での全体的な説明は以上になります。

予算書に戻っていただきまして、歳出の主な新規事業や建設事業などについて御説明します。

予算書の87ページをお開きください。

款の2総務費、項の4選挙費、目の5熊本県知事選挙費で1,440万9,000円、次のページの目の6熊本県議会議員一般選挙費で776万7,000円、次のページの目の8町議会議員一般選挙費で3,139万4,000円計上しています。

96ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の2高齢者福祉費、節区分の12委託料、説明欄のeスポーツ実施委託料は、高齢者の介護・認知症予防として140万5,000円計上しています。

98ページをお開きください。

ページの一番上になりますが、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の介護基盤緊急

整備特別対策事業補助金は、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に係る補助で、4,115万1,000円計上しています。

112ページをお開きください。

項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の14工事請負費、説明欄の放課後児童クラブ建設工事は、武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ施設の工事費で、1億8,000万円計上しています。

118ページをお開きください。

目の4保育園費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の私立保育所等特別保育事業補助金は、各種事業の補助金が含まれますが、新たに保育所の副食費を1人当たり月額1,000円助成する費用として1,222万8,000円、使用済み紙おむつ等園内処理事業助成として254万9,000円、予備保育士雇用事業補助として696万円を計上しています。

123ページをお開きください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費、節区分の19扶助費、説明欄の出産・子育て応援交付金は、妊娠時及び出生後に合わせて10万円を給付するもので、4,520万円計上しています。

141ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費、節区分の14工事請負費、説明欄の水路等工事は、南方井手改修工事で3,200万円計上しています。

154ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路維持工事は区画線の補修や道路の舗装打ち換え工事などで1億1,602万4,000円、橋梁補修工事は下戸橋補修工事で5,000万円計上しています。

155ページを御覧ください。

目の3道路新設改良費は、主に菊陽空港線延伸事業で、節区分の14工事請負費が4億5,347万2,000円、節区分の16公有財産購入費が2億9,900万円、節区分の21補償補填及び賠償金が6億5,500万円となっています。

157ページを御覧ください。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費、節区分の12委託料、説明欄の調査等委託料は、原水駅周辺の市街地整備に係る調査業務委託などで3億6,673万円計上しています。

162ページをお開きください。

目の4公園管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の公園整備工事は菊陽杉並木公園拡張整備工事で1億4,059万円、施設建築工事は菊陽町総合体育館建設工事で1億606万円計上しています。

185ページをお開きください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の4学校給食費、節区分の18負担金、補助及び交付金、

説明欄の学校給食補助金は、給食費無償化に向けた段階的な取組として、1人当たり月額1,000円を補助するもので、3,454万円計上しています。

186ページをお開きください。

目の5 学校建設費、節区分の14工事請負費、説明欄の校舎整備工事は、武蔵ヶ丘北小学校の校舎建設費として6億4,200万円計上しています。

211ページをお開きください。

項の5 社会教育費、目の10図書館運営費、節区分の14工事請負費、説明欄の施設改修工事は、図書館ホールの音響設備改修費として6,210万6,000円計上しています。

221ページをお開きください。

項の6 保健体育費、目の7 総合体育館運営費、節区分の17備品購入費、説明欄のスポーツ用備品は、各種競技に必要な備品として1億8,857万4,000円、総合体育館用備品は、会議室やホール等に必要な備品として7,567万6,000円計上しています。

223ページをお開きください。

ここからは給与費明細書をつけております。

234ページをお開きください。

ここには継続費についての調書、次のページからは債務負担行為に関する調書をつけておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

239ページをお開きください。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。

地方債の合計額は、令和5年度の起債見込額16億2,670万円に対し、元金償還見込額が13億8,409万4,000円のため、令和4年度末現在高見込額の184億4,601万円から2億4,260万6,000円増加し、令和5年度末現在高見込額が186億8,861万6,000円となる見込みです。

240ページを御覧ください。

引上げ分の地方消費税収入の用途について記載しております。

地方消費税交付金の社会保障財源化分6億25万8,000円について、表の右から2番目の欄の地方消費税交付金の欄のとおり使用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第16号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第17号 令和5年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第17号令和5年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 議案第17号令和5年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

本議案につきましては、常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際担当課から説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20万8,000円と定めております。

8ページをお開きください。

2の歳入です。主なものを御説明申し上げます。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は20万5,000円で、財源不足分を一般会計から繰り入れるものです。

下の9ページから3の歳出になりますが、主なものを御説明申し上げます。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費は、光の森防災広場西側用地の管理費として20万5,000円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第17号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第18号 令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第18号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

保険衛生部長、説明を求めます。

○保険衛生部長兼健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（東 桂一郎君）

議案第18号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ36億3,615万1,000円と定めております。前年度に比べて7,851万7,000円の減となっております。主な減額の要因は、団塊の世代が75歳になり、後期高齢者医療に移行することにより、国保の被保険者数が減少しているためであります。

第2条で一時借入金の最高額を2億円とし、第3条で歳出予算の流用について定めております。

8ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は6億5,643万6,000円で、前年度に比べて1,767万7,000円の減を見込んでおります。

9ページを御覧ください。

下段の款の6県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金は26億9,225万5,000円で、前年度に比べて6,509万5,000円の減であります。節区分の1の普通交付金は、保険給付費等に要する費用について県から全額が交付されるものであります。

10ページをお開きください。

款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は2億6,091万9,000円で、保険基盤安定繰入金や事務費繰入金などで、法定内の繰入金になります。

11ページを御覧ください。

項の2基金繰入金、目の1基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金繰入金を955万5,000円計上しております。

13ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は1,651万5,000円、15ページをお開きいただき、項の2徴税费、目の1賦課徴収費は356万8,000円で、事務に要する経費を計上しております。

16ページをお開きください。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は22億4,653万1,000円で、前年度に比べて3,746万9,000円の減を見込んでおります。

17ページを御覧ください。

項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は3億4,238万円で、前年度に比べて662万円の減を見込んでおります。

18ページをお開きください。

項の4出産育児諸費、目の1出産育児一時金は1,260万円を計上しております。

19ページを御覧ください。

款の3国民健康保険事業費納付金は、財政運営の責任主体である県に納付するもので、項の1医療給付費分、目の1一般被保険者給付分は6億2,192万6,000円で、前年度に比べて1,988万9,000円の減となっております。

項の2後期高齢者支援金分、目の1一般被保険者後期高齢者支援金等分は2億582万6,000円を計上しております。

20ページをお開きください。

項の3介護納付金分は8,146万6,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。

款の6保健事業費、項の1保健事業費、目の2疾病予防費は、節区分18の負担金、補助及び交付金で、人間ドック補助金を1,225万円計上しております。

22ページをお開きください。

項の2特定健康診査等事業費、目の1特定健康診査等事業費は、23ページを御覧いただき、節区分の12委託料で特定健診診査事業委託料として1,742万3,000円を計上しており、特定健康診査の受診者を1,760人、特定保健指導の受診者を160人見込んでおります。

25ページをお開きください。

款の9諸支出金、項の3繰出金、目の1一般会計繰出金は534万2,000円を計上しております。これは、きくよう健康倶楽部事業費に対する国民健康保険被保険者分の繰出金であります。

最後に、款の10予備費は1,081万6,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第18号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第19号 令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第19号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

保険衛生部長、説明を求めます。

○保険衛生部長兼健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（東 桂一郎君）

議案第19号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億5,575万4,000円と定めております。前年度に比べて135万円の増となっております。

8ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料は、目の1特別徴収保険料と目の2普通徴収保険料を合わせて、計の4億692万3,000円としております。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金は、目の1事務費繰入金と目の2保険基盤安定繰入金を合わせて、計の1億1,930万5,000円としております。

9ページを御覧ください。

款の6諸収入、項の5受託事業収入、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は1,344万5,000円で、健康診査、歯科口腔健診、人間ドックに対する受託事業収入であります。

11ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費は、項の1総務管理費を488万8,000円、項の2徴収費を129万9,000円で、事務に要する経費を計上しております。

12ページをお開きください。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は5億3,238万3,000円を計上しております。この納付金は、保険料収納分や保険基盤安定繰入金を熊本県後期高齢者医療広域連合に支払う納付金になります。

款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業費は1,642万4,000円を計上しております。内容は、13ページにかけて、健康診査、歯科口腔健診、人間ドック補助金など、被保険者の健康保持増進に必要な事業を行うための経費であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号についての質疑を終わります。

昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時58分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第20号 令和5年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第20号令和5年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（渡辺博和君） 議案第20号令和5年度菊陽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

令和5年度の当初予算につきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年を対象としています第8期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、介護給付費等の見込額を計上した予算編成としております。

まず、予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27億2,574万3,000円と定めており……。

○12番（渡邊裕之君） 行きましょう。

○議長（上田茂政君） はい。

○介護保険課長（渡辺博和君） 前年度に比べて8,001万2,000円の増となっております。

第2条で一時借入金の最高額を5,000万円とし、第3条で歳出予算の流用について定めております。

10ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で5億8,725万2,000円、前年度に比べて779万4,000円の増を見込んでおります。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担分で4億6,846万1,000円、前年度に比べて1,423万7,000円の増を見込んでおります。

11ページを御覧ください。

項の2国庫補助金、目の1調整交付金は、財政調整のために国が交付するもので6,223万円、前年度に比べて90万3,000円の増を見込んでおります。

目の2と3は地域支援事業交付金で、合わせて3,870万9,000円、前年度に比べて104万5,000円の増を見込んでおります。

次に、款の5支払基金交付金は40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、目の1と2を合わせて7億301万9,000円、前年度に比べて1,991万4,000円の増を見込んでおります。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は3億5,062万3,000円、前年度に比べて796万8,000円の増を見込んでおります。

12ページをお開きください。

項の2県補助金、目の1と2は地域支援事業交付金で、合わせて2,144万2,000円を見込んでおります。

次に、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金は3億1,503万2,000円を見込んでおります。

その他、一般会計からの繰入金として、目の2から7まで、事務費分、地域支援事業分、介

護予防支援分、低所得者保険料負担分を合わせて1億17万3,000円を見込んでおります。

13ページを御覧ください。

項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金は6,000万円を見込んでおります。

14ページをお開きください。

款の12諸収入、項の5予防給付費収入、目の1介護予防サービス計画費収入は960万円を見込んでおります。

15ページを御覧ください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、介護保険事務に必要な経費として236万9,000円を計上しております。

16ページをお開きください。

項の3介護認定審査会費は、目の1介護認定審査会費と、17ページの目の2認定調査等費を合わせて3,189万8,000円を計上しております。

19ページをお開きください。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は24億4,642万2,000円で、前年度に比べて7,246万2,000円の増となっております。

項の3高額介護サービス等費は6,240万円、次の20ページになりますけれども、項の4高額医療合算介護サービス等費は850万円を計上しております。

次に、款の4地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費、目の1介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防と日常生活の自立支援を目的とした通所及び訪問型サービス等事業に要する予算で、4,600万3,000円を計上しております。

22ページをお開きください。

項の2一般介護予防事業は、地域住民グループ支援事業や介護予防教室、いわゆるふれあいサロンやいきいき大学などの事業費として2,962万9,000円を計上しております。

次に、項の3包括的支援事業・任意事業費は、目の1から7まで、23ページから28ページまでになりますけれども、合計して5,716万1,000円を計上しております。これは、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、任意、在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、認知症総合支援などの事業を実施するための予算となります。

29ページを御覧ください。

項の6介護予防支援事業費は、要支援者のケアプラン作成事業費で1,418万9,000円を計上しております。

30ページをお開きください。

最後に、款の9予備費で500万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第20号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第21号 令和5年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第21号令和5年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） こんにちは。

議案第21号令和5年度菊陽町下水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第1条、総則でございますが、令和5年度菊陽町下水道事業会計予算は、公共下水道事業と農業集落排水事業との連結予算であります。

第2条、業務の予定量につきましては、当該事業年度の活動の基本的な目標として、公共と農集でそれぞれ下記のとおり定めております。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、事業収益を14億5,360万6,000円とし、事業費用を13億5,943万5,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画で御説明いたします。

次に、3ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入を7億140万8,000円、資本的支出を11億1,160万6,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画で説明いたします。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、4億1,019万8,000円につきましての補填内容は、上段に括弧書きで記載のとおりであります。

次に、4ページをお願いいたします。

第5条、企業債は、下水道事業分の合計で限度額3億5,780万円を予定しております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を5億円としております。

次に、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用額を1,000万円と定めるものであります。

次に、5ページの第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費6,032万8,000円を計上しております。

次に、第9条、他会計からの補助金としまして、汚水処理などに関する一般会計からの繰入金で4,426万7,000円を計上しております。

続きまして、8ページの実施計画をお願いいたします。

ここからは附属書類になりますが、主なものを説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、令和4年度当初予算と比べて約5.3%増の9億667万5,000円を見込んでおります。

次に、目の2他会計負担金1億2,635万9,000円は、雨水処理に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金3,205万3,000円は、汚水処理に関する維持管理費及び企業債の元利償還分に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、目の4長期前受金戻入3億7,366万3,000円は、現金を伴わない収入で、償却資産の取得、改良のために交付された補助金等につきましては、資産の減価償却に対応させて収益化を行うものであります。

以上、収益的収入の予定額の合計は14億5,360万6,000円であります。

次に、9ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費4億2,100万3,000円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する経費であります。

次に、目の5総係費6,977万3,000円は、事業全体の運営、管理に要する経費であります。

次に、目の6減価償却費6億9,618万6,000円は、現金を伴わない支出で、有形、無形の固定資産減価償却費であります。

次に、項の2営業外費用、目の1支払い利息1億722万7,000円は、企業債償還利子予定額であります。

以上、収益的支出の予定額の合計は13億5,943万5,000円であります。

続きまして、10ページをお願いいたします。

資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債につきましては、4ページの第5条で示しています予定額3億5,780万円であります。

次に、項の2出資金9,559万円は、企業債元金分の償還に要する経費で、一般会計からの繰入金であります。

次に、項の3負担金、目の2受益者負担金6,673万円は、開発や住宅建設などによる賦課見込額であります。

次に、項の4補助金、目の1国庫補助金は、委託及び工事に対する社会資本整備総合交付金の予定額1億5,150万円であります。

目の3他会計補助金1,221万4,000円は、農業集落排水事業分の企業債償還等に対する一般会計からの繰入金であります。

以上、資本的収入予定額の合計は7億140万8,000円であります。

次に、11ページの支出の款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費5億6,240万

2,000円は、工事に関する実施設計などの委託と、汚水及び雨水管渠築造工事等であります。

次に、項の2企業債償還金は企業債償還元金で、予定額5億4,399万9,000円であります。

以上、資本的支出予定額の合計は11億1,160万6,000円であります。

次の12ページからは、令和5年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第16号から議案第21号までは、議席に配付しました委員会付託の予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時18分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和5年3月2日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和5年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和5年3月2日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)
- 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)
- 日程第3 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度菊陽町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第5 議案第1号 菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 菊陽町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 菊陽町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 菊陽町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 児童福祉関係府省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 令和4年度菊陽町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第17 議案第13号 令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第14号 令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第15号 令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 議案第22号 工事請負契約の変更について
- 日程第21 議案第23号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第24号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第23 議案第25号 町道路線の廃止について

日程第24 議案第26号 町道路線の認定について

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 廣瀬英二君  | 2番  | 矢野厚子君   |
| 3番  | 大久保輝君  | 5番  | 西本友春君   |
| 6番  | 那須真理子君 | 7番  | 佐々木理美子君 |
| 8番  | 中岡敏博君  | 9番  | 北山正樹君   |
| 11番 | 坂本秀則君  | 12番 | 渡邊裕之君   |
| 13番 | 佐藤竜巳君  | 14番 | 甲斐榮治君   |
| 15番 | 岩下和高君  | 16番 | 小林久美子君  |
| 17番 | 福島知雄君  | 18番 | 上田茂政君   |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山川真喜子君  
書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                 |       |   |       |
|-----------------|-------|---|-------|
| 町長              | 吉本孝寿君 | 副町長                                     | 吉野邦宏君 |
| 教育長             | 上川幸俊君 | 総務部長                                    | 板楠健次君 |
| 福祉生活部長兼<br>福祉課長 | 矢野信哉君 | 保険衛生部長兼<br>健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルス感染症対策室長 | 東桂一郎君 |
| 経済部長兼農政課長       | 山川和徳君 | 土木部長兼<br>都市計画課長                         | 井芹渡君  |
| 総務課長            | 梅原浩司君 | 総合政策課長                                  | 吉本雅和君 |
| 財政課長            | 澤田一臣君 | 人権教育・啓発課長                               | 弓削浩昭君 |
| 子育て支援課長         | 和田征君  | 介護保険課長                                  | 渡辺博和君 |
| 環境生活課長          | 野村瑞樹君 | 建設課長                                    | 矢野博則君 |
| 下水道課長           | 丸山直樹君 | 総務課総務法制係長                               | 小泉秀和君 |
| 施設整備課長          | 荒牧栄治君 | 生涯学習課長兼<br>中央公民館長                       | 岡本勇人君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（上田茂政君） 日程第1、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） おはようございます。

報告第1号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、町有地の管理瑕疵による破損事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和4年12月14日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容について説明いたします。1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第12号。専決処分書。専決処分日は、令和4年12月14日です。

1、事故発生日時、令和4年9月19日月曜日午後3時頃。

2、事故発生場所、記載のとおりでございます。参考資料に、当該事故発生箇所の位置図をつけております。

専決処分書にお戻りいただき、3、相手方住所氏名でございます。記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、台風14号の影響により、町有地の樹木が相手方の資材置場に倒木し、資材置場の仮囲いパネル、仮囲い骨組み、軽量ポリドラム缶、照明配線が破損したものでございます。

5、損害賠償の額、38万5,000円でございます。なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

本件は、樹齢約50年、木の高さ約17メートル、幹周り約150センチのクヌギが、台風14号の影響により、参考資料の写真のとおり、根から倒木し、隣接地の仮囲い等を破損したものでございます。倒木した樹木は、緑地として町が所有し、管理しているところにございまして、緑地として整備される前からあった樹木でございます。除草は年2回行っておりますが、当該樹木の消毒、剪定等の管理は行っており、倒木後、この木を撤去する際、幹の中に腐れによる腐朽があり、これが原因となり、木の根が幅約3メートル、深さ1.5メートルと、樹木の大きさの割には半分程度と小さかったことを確認しております。これらを踏まえ、自然災害で損害を与えた場合の責任はないことが一般的ではございますが、過去の判例や町の顧問弁護士にも

御意見をいただきながら賠償について検討しました結果、樹木が腐朽していたことが倒木の原因であるということから管理瑕疵に当たると判断し、損害賠償を行ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）の報告は終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（上田茂政君） 日程第2、報告第2号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

生涯学習課長、説明を求めます。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） おはようございます。

報告第2号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、町民体育館管理瑕疵による人身事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和5年2月2日に専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容について説明いたします。1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第2号。専決処分書。専決処分日は、令和5年2月2日です。

1、事故発生日時、令和4年11月26日土曜日午後0時30分頃です。

2、事故発生場所、記載のとおりでございます。参考資料に、当該事故発生箇所の位置図と写真をつけております。

専決処分書にお戻りいただき、3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。

4、事故の概要ですが、町民体育館の女子トイレ出入口の木製の格子扉、防球目的ですが、レールから脱落し、バスケットコート側に倒れ、施設利用中の相手方の左足に当たり、打撲を負われたものです。扉が外れた原因としましては、扉と上の建具枠との隙間が大きいため、バスケットボールが強く当たった衝撃で扉が上に跳ね上がり、レールから外れて、一時的に扉が建具枠に引っかかった状態にあり、相手方が近づいた瞬間に偶然に倒れたと考えられます。事故発生後に中央公民館に体育館の利用者から連絡があり、私と公民館の係長で現場に赴き、相手方のけがの状況を本人と保護者に確認し、アイシングなどの応急処置を行いました。その後、保護者が病院へ連れていかれて打撲との診断で、通院は当日の1日のみで済んでおります。問題のあった扉につきましては、レールから浮かないように扉の上部の建具にねじを打ち

込み、扉との隙間をなくして、扉を上を持ち上げても外れないように安全対策をした上で利用を継続しております。

5、損害賠償の額は、6,630円でございます。なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

なお、相手方が未成年者であることから、示談に当たっては親権者との間で示談を交わしております。

今後、このような事故が起きないよう安心・安全な施設管理に努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

○議長（上田茂政君） 日程第3、報告第3号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） 報告第3号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による事故の発生に伴い、令和4年12月議会において報告第11号で報告いたしました続きとなります。相手方に対する損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和5年2月7日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議事に報告するものでございます。

なお、本件につきましては、議案書に加えて別紙をお配りいたしております。こちらも御覧いただきますようお願いいたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第3号。専決処分書。専決処分日は、令和5年2月7日です。

1、事故発生日時、令和4年4月19日火曜日午後5時頃。

2、事故発生場所、記載のとおりでございます。参考資料に、当該事故発生箇所の位置図をつけております。

専決処分書にお戻りいただき、3、相手方住所氏名です。記載のとおりでございます。

4、事故の概要ですが、事故の被害者は、自転車で下校中、町道南方大人足線、柳南橋歩道

上の草にハンドルを取られ、転倒し、打撲による骨盤のずれ、左こめかみ付近、左目上付近、左肩、左足、右手に擦り傷を負ったものでございます。記載のとおり、当該事故に係る医療費は相手方が負担しております。このため、相手方から本町に対し、記載に基づく損害賠償の請求があったものでございます。

損害賠償の額につきましては、3万4,825円でございます。

本件に関し、和解については令和4年12月議会の報告第11号で報告しており、示談書は既に事故の被害者の親権者との間で取り交わしております。今回は、相手方への賠償の額の報告のみとなります。このほか、本件に関するその他の事項は別紙のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））

○議長（上田茂政君） 日程第4、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

承認第1号の専決処分の承認を求めることについては、令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてです。国の施策に関連して実施する妊娠・出産時における経済的支援など、急を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年1月18日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に5,586万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を199億3,799万4,000円と決めました。

8ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを御説明します。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金、節区分の3児童福祉費補助金、説明欄の出産・子育て応援交付金は、妊娠時等における給付金に対する補助金で3,703万4,000円、款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、出産・子

育て応援交付金に係る町負担分として財政調整基金を1,000万円計上しています。

下の9ページから3の歳出になります。補正額の大きなものを御説明します。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費、節区分の19扶助費、説明欄の出産・子育て応援給付金は、妊娠時等における経済的支援として、妊娠時に5万円、出産時に5万円給付するもので、5,140万円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第1号 菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第1号菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） おはようございます。

議案第1号菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。内部組織の改編に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容は、人口の増加やこれに伴う事務量の増加、またTSMCの進出や国が進める子ども施策など、町行政を取り巻く変化に対応し、業務を効果的に、かつ効率的に実施できるよう機構改革を行い、部を編成するとともに、部の名称を改めるものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。4枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表の1ページをお開きください。左側が現行、右側が改正案となっております。

まず、第1条は部の設置について規定しており、現行の福祉生活部、保険衛生部、経済部、

土木部を、改正後はそれぞれ、住民生活部、健康福祉部、産業振興部、都市整備部に改めます。

具体的には、総務部の税務課及び保険衛生部の環境生活課を福祉生活部に編入し、福祉生活部の名称を住民生活部に改めます。住民生活部は、窓口業務と住民生活につながりが強い課で編成し、窓口業務の連携強化、効率化を進めることで住民サービスの向上を図ります。また、福祉生活部の福祉課及び子育て支援課を保険衛生部に編入し、保険衛生部の名称を健康福祉部に改めます。令和5年4月から、国の子ども施策の司令塔となるこども家庭庁の設置及びこども基本法が施行されるとともに、令和6年4月には改正児童福祉法が施行される予定であり、今後、こども家庭センターや地域子育て相談機関の設置、子育て世帯訪問支援事業などといった新たな事業に取り組む必要があります。これらの国の子ども施策の充実に対応するためには、子どもに関係する課である福祉課と子育て支援課、健康・保険課が連携し、一体となって取り組む必要があるため、同一の部として編成するものです。あわせて、経済部を産業振興部へ、土木部を都市整備部へと名称を改めるものでございます。

第2条は、部の分掌事務を定めております。先ほどの部の名称の変更及び部が所管する課が変わるため、分掌事務に係る改正を行っております。

まず、現在、総務部の税務課で行っております2ページの(11)から(13)までの事務、町税の賦課徴収に関する事項、固定資産の評価に関する事項、町税関係諸証明に関する事項を、改正後は、住民生活部の事務として(2)から(4)にかけて規定しております。

次に、現在、福祉生活部の福祉課で行っております(1)社会福祉に関する事項、子育て支援課で行っております(2)児童福祉に関する事項、また町民課で行っております(4)国民年金に関する事項を、改正後は、健康福祉部の事務として(6)から(8)にかけて規定しております。

次に、3ページの、現在、保険衛生部の環境生活課で行っております(6)環境に関する事項、(7)公害に関する事項を、改正後は、2ページの住民生活部の(6)と次ページの(7)として規定しております。

次に、経済部と土木部につきましては分掌事務に変更はなく、それぞれ産業振興部と都市整備部へと部の名称を改正するものです。

最後に、3枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） これから採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第2号 菊陽町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第2号菊陽町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第2号菊陽町個人情報保護法施行条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。デジタル社会を形成するための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本町における同法の施行に関し必要な事項を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から改正後の法律が地方公共団体に直接適用されることに伴い、現行の菊陽町個人情報の保護に関する条例を廃止し、町条例で定める必要がある事項のみを規定した菊陽町個人情報保護法施行条例を制定するものです。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。1枚めくっていただき、条例の本文を御覧ください。

第1条は趣旨規定で、この条例が、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものであることを規定しています。

第2条は定義規定で、この条例において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律及び同法律の施行令において使用する用語の例によることを規定しています。

第3条は、個人情報の保護に関する法律が開示しないこととしている情報、いわゆる不開示情報の例外について規定しています。個人情報の保護に関する法律では、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものについては、不開示情報から除くとされています。この点、本町の情報公開条例では、職務遂行に係る公務員の氏名については開示することとしておりますので、今回の条例の第3条第1号で、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として規定するものです。同様に、本町の情報公開条例では、本町との契約に関する支出の相手方である法人等または個人の名称または氏名については開示することとしておりますので、今回の条例の第3条第2号に規定するものです。

続きまして、第4条は開示請求に係る手数料について規定しています。個人情報の保護に関する法律では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されています。この点について、第1項では、開示請求を行ったこと自体に対する手数料は無料としています。一方で、第2項において、開示決定があった場合に、閲覧は無料としていますが、写しの交付を受ける場合はこれに要する費用を負担しなければならないと規定しています。具体的な金額は、第5条に規定するとおり、規則へ委任しますが、1ページ当たり白黒10円、カラー50円というふうに単価を設定する予定です。

続いて、附則ですが、この条例の施行期日は、個人情報の保護に関する法律の改正に合わせて令和5年4月1日としております。

次に、附則の第2項で、現行の菊陽町個人情報保護条例を廃止しております。

附則の第3項から第9項までにつきましては、現行の菊陽町個人情報保護条例で規定していた罰則について、令和5年4月1日以降においても、従前の行為については従前のおりの罰則を科すための経過措置を規定しております。なお、罰則につきましては検察庁との事前の協議が必要とされており、この経過措置についても熊本地方検察庁との協議済みであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議案第2号の菊陽町個人情報保護法施行条例の制定について反対討論を行います。

提案理由にありましたように、今回の条例は、個人情報保護法の一部改正に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止して、新たに法律の施行条例として制定をするというものです。2021年5月に成立した個人情報保護法の改定を含むデジタル関連法は、首相の下に強い権限と予算を持ったデジタル庁を新設。そして、国や自治体のシステムや規定を標準化、共通化して、個人情報などのデータの利用を強力に進めるものです。当時のデジタル大臣は、国や自治体が保有する有用な情報をオープンデータとして整備、公表し、多様な主体が参照できるように整備すると述べて、法の狙いが、特定の企業の利益のために地方自治体が持つ大切な個人情報を利用することにあると語っています。自治体の個人情報保護制度は国に先駆けて今まで整備をされてきましたけれども、今回の個人情報保護、この制度については、自治体の今まで努力してき

た部分の大幅な後退が懸念されるために反対をするものです。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第7 議案第3号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第3号個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第3号個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。デジタル社会を形成するための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容を説明します。

先ほどの議案第2号により、現行の菊陽町個人情報の保護に関する条例は廃止をすることになります。これに伴い、他の条例の中で菊陽町個人情報の保護に関する条例の条例名を引用している箇所につきましては、新たに適用される個人情報の保護に関する法律に改める必要があります。また、菊陽町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例は行政不服審査法に関連する規定ですが、個人情報の保護に関する法律による審査請求に係る審査の場合、審理を行う審理員が指名されませんので、規定の整合性を取るために改正するものです。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。4枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正案となっております。

参考資料の1ページから5ページまでは、それぞれ、菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例、菊陽町福祉支援センター設置及び管理に関する条例、菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例、菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例、菊陽町ふれあい農園の設置及び管理に関する条例中、菊陽町個人情報の保護に関する条例の箇所を個人情報の保護に関する法律に改めるものです。

続いて、参考資料の6ページをお開きください。先ほども申し上げましたが、個人情報の保

護に関する法律による審査請求に係る審査の場合、審理を行う審理員が指名されません。そのため、菊陽町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の第3条の改正につきましては、審理員が指名されない場合について規定をするものです。

次に、7ページを御覧ください。第5条第1項中、「地方自治法第252条の7第1項の規定により共同して設置する」の箇所を削っております。本町では、熊本市を含む14の市町村で共同して熊本広域行政不服審査会を設置しておりますが、個人情報の保護に関する法律による審査請求に係る審査を行う菊陽町情報公開・個人情報保護審査会につきましては菊陽町単独での設置でございますので、「共同して設置する」の箇所を削るものです。

以下、10ページまでの改正箇所につきましては第3条と第4条の読替規定であり、第3条と第4条と同じ改正を行っております。

最後に、3枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第4号 菊陽町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第4号菊陽町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第4号菊陽町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。デジタル社会を形成するための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、菊陽町情報公開・個人情報保護

審査会の所掌事務等に関する規定の整備を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容を説明します。

本町では、これまでも、情報公開と個人情報の開示決定等に関する審査請求に係る調査審議を行うため、菊陽町情報公開・個人情報保護審査会を設置しておりました。今回の改正の理由としまして、大きく2つございます。1つ目が、個人情報の保護に関する法律が直接適用され、現行の菊陽町個人情報の保護に関する条例を廃止すること。2つ目が、議会の個人情報保護の制度が別途新たに設けられる予定であることです。主にこれらの理由から、現行の菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正し、新たに菊陽町情報公開・個人情報保護審査会条例として制定するものです。

それでは、条例の改正について説明します。1枚めくっていただき、条例の本文を御覧ください。まず、目次で全体の概要を御説明いたします。

新たな菊陽町情報公開・個人情報保護審査会条例は、第1章から第4章までの章立てとしております。第1章では総則の規定を、第2章では設置及び組織に関する規定を置いております。第3章は、審査会が行う手続について、第1節から第5節まで、それぞれの場合に分けて規定しております。そして、第4章は雑則としております。

それでは、主な規定について御説明いたします。

第2条は定義規定で、第1号から第3号で諮問庁、行政文書、保有個人情報を定義しております。このうち保有個人情報につきましては、新たな個人情報保護制度を踏まえた定義としております。

第3条では、審査会が行う事務について第1号から第5号で規定しており、この内容が第3章の第1節から第5節までと関連しております。掲げている事務は、第1号で情報公開条例に関する審査請求の調査審議、第2号で個人情報保護法に関する審査請求の調査審議、第3号で議会個人情報保護条例に関する審査請求の調査審議、第4号で議会個人情報保護条例に基づく諮問に対する調査審議、第5号で情報公開制度または個人情報保護制度の運用に関する重要事項に関する建議としております。

第4条から第7条までは、委員の定数や委員の資格、会長や会議について規定しております。これらは、従前の審査会と変わりありません。

第8条から第14条につきましては、情報公開条例に基づく開示決定等に関する審査請求に係る調査審議の手続について規定しております。

第8条は、審査会の権限として、諮問庁に対して行政文書の提示を求めることができること。諮問庁は、審査会からの行政文書提示の求めを拒んではならないこと。審査請求人等に意見書や資料を求めたり、陳述や鑑定などの必要な調査ができることなどを規定しています。

第9条は、審査請求人等から申立てがあったときは口頭意見陳述の機会を設けることなどを規定しています。

第10条は、審査請求人等が意見書または資料を提出できることなどを規定しています。

第11条は、審査会は原則として合議体として会議を行います。必要があるときは委員による調査等を行うことができることを規定しています。

第12条は、審査会に意見書や資料が提出されたときに、提出者以外の関係人に当該意見書等の写しを送付することなどを規定しています。

第13条では、会議は非公開であることを規定しています。

第14条では、答申を行ったときは、答申書の写しを関係者に送付し、その内容を公表することとしています。

続いて、第15条から第19条までは、個人情報保護法に基づく開示決定等に関する審査請求に係る調査審議の手続についての規定です。個人情報保護法に基づく手続であるため、基本的には行政不服審査法の規定が適用されます。そのため、第15条に規定のとおり、行政不服審査法の第5章第1節第2款の規定が適用され、行政不服審査法に規定されている事項以外の事項について、第16条から第19条に規定しています。この行政不服審査法の第5章第1節第2款の規定と第16条から第19条までの規定を合わせると、先ほど御説明しました第8条から第14条の情報公開条例に基づく開示決定等に関する審査請求に係る調査審議の手続とおおむね同様の内容となります。

第20条から第26条までは、議会個人情報保護条例に基づく開示決定等に関する審査請求に係る調査審議の手続の規定です。内容は、第8条から第14条の情報公開条例に基づく開示決定等に関する審査請求に係る調査審議の手続とおおむね同様のものです。情報公開関係では行政文書とある箇所が、ここでは保有個人情報になることなどの違いがあります。

続きまして、第27条から第29条、第4節及び第5節について説明いたします。

それぞれ、個人情報の適正な取扱いに関する議会からの諮問に係る調査審議の手続と情報公開制度または個人情報保護制度に関する建議に係る調査審議の手続についての規定ですが、これらは案件によって調査審議の内容が異なりますので、会議の公開、非公開と審議結果の公表についてのみ規定しています。

続いて、第30条と第31条は、第4章、雑則としています。それぞれ、審査会の庶務は総務部総務課において処理することと、審査会の運営に関し必要な事項は会長が審査会に諮って別に定めることを規定しています。

最後に、附則です。第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行すると規定し、第2項で、廃止前の菊陽町個人情報保護条例に関する手続の経過措置を規定しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 組織ですね、第4条、5条のことについてお尋ねをします。

審査会は委員5人で組織するというのですが、その5人を任命するのは行政の役場の中だけで任命するのかというのが1つ目の質問ですね。

第5条の中で、委員は優れた識見を有する者のうち町長が任命するとなっております。この識見を有する者というのは、どこの文書でもこれと似たような文章が出てくるんですけども、実態的に言うと、充て職で充てられて委員になっているのも散見されるんですよ。ですから、この識見を有する者というものをどういう基準で選んでいくのかというところが第2点です。

それから、第3番目は、この委員というのは委員名は公表されるのかどうかです。いつの時点かで選ばれて、いつの時点かで、どういう方々になっているのかというのがちゃんと市民というか、町民というか、我々が分かるのかどうか。この3点についてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

まず、こちらの委員5名につきましては今現在もいらっしゃいます。どういった方々かといいますと、弁護士の方と大学教授、役場のOBの方、区長会の代表の方、社会福祉協議会の事務局長という5名で編成しております。

御質問のありました識見がある方といいますのは、こういった委員会の委員を審議する際に、どういった方がふさわしいかというのは検討してからしておりますけども、ここでいいますと大学教授がこれに当たるのかなということで、そういった方がふさわしいのではないかと考えております。

今現在、あえて公表はしておりませんが、求められれば公表してもいいというふうを考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） この審査会って物すごく重要な会なので、今の答弁だと、大学教授は識見を有する者として選ぶということなんですけど、それ以外は何か、やっぱり充て職で出てくるのかなという感じがするんです。本当にそれでよろしいんですかね。そういう感覚にとらわれてしまうんですけど。例として、社協の事務局長でしたっけ、が出てくる。別にあの方が識見があるとかないとか、そういうこと言ってるんじゃないかと、充て職としてその立場の人が出てくるというのは、優れた識見を有する者というふうにぴったり一致はしないので、そのところ、一致するかどうかのところについてもう一回答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

まず、弁護士につきましては、法的な観点からの助言を期待してるところです。また、大学教授につきましては、専門分野は行政法に関する方をお願いしております、学識経験者とし

での助言を期待しております。また、役場のOBの方につきましては、役場の行政内部における個人情報の利用及び管理などについて助言を期待しております。区長会の代表の方につきましては、個人情報を活用するとともに菊陽町個人情報保護条例上の制限を受ける者として、区長会代表者からの立場の助言を期待しております。社会福祉協議会につきましては、社会福祉協議会は福祉分野での取組の中で多くの個人情報を取り扱っています。この業務を通して個人情報の保護と利用の事務に関する助言を期待しているところです。こういった理由から選定しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 審査委員を選ぶのは大体分かりました。この件については、人権擁護委員とか、町の中にも固定資産の評価委員の方とか、そういう任命という手続、議会にかけて任命するという手続があるんですけども、こういう大事な審査会の委員を同じように議会にかけると、何らかの形で公にするといいますかね、そういう手続を取るという考えはございませんか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） 北山議員の御意見もあるかと思いますが、今のところは町長からの指名ということで行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第5号 菊陽町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第5号菊陽町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第5号菊陽町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。情報公開条例における開示請求権を拡大するとともに、個人情報の定義の明確化を図るに当たり、菊陽町情報公開条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容は、情報公開条例における開示請求権を、現行の広い意味での町民限定から何人にも拡大するため、改正を行うものです。また、条例上の個人情報の定義を、個人情報の保護に関する法律上の定義も踏まえつつ明確にするため、改正を行うものです。

それでは、条例の改正内容について説明します。2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表の1ページをお開き願います。左側が現行、右側が改正案となっております。

第5条の改正につきましては、提案理由で申し上げましたとおり、開示請求権を拡大するための改正です。開示請求ができる者につきましては、現行の第1号から第5号で規定のとおり、広い意味での町民に限定しておりました。条例制定当初の考え方としましては、行政文書の開示制度が町民の町政への参加を目的としていること、地方自治体の行政作用は主として当該地方公共団体の住民が享受すべきこと、情報公開に要する費用を負担するのは住民であり、その利益も第一義的に住民が受けるべきことなどの理由から、いわゆる広義の住民を請求権者としておりました。条例制定から20年以上が経過し、開示請求権に関する考え方についても何人にも認めるべきとの議論もあるところです。また、本町におきましても、開示請求権者以外の者からの求めについては、条例で、できるだけこれに応じるよう努めるものとする規定しており、任意的な開示としてこれまでも応じてまいりました。そのため、現在の運用上も実質的には町民以外の者に対しても閲覧等の対応を行ってきたところであり、これらの運用に合わせて条例の改正を行うものです。

改正案では、第5条、何人もこの条例の定めるところにより実施機関に対して行政文書の開示を請求することができるとしております。

次に、第7条の改正につきましては、個人情報の定義について、個人情報の保護に関する法律や国の情報公開法である行政機関の保有する情報の公開に関する法律の定義規定を参考に、より定義を明確にするものです。改正案では、定義に、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により」という文言を加えております。

次に、参考資料の2ページをお開きください。第24条は、開示請求権者以外からの申出に関する任意的な開示の規定です。第5条の改正のとおり、開示請求権者を「何人も」に改めることにより、この規定は不要となりますので、削除するものです。

最後に、1枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第6号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第6号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第6号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても給与及び勤勉手当の額等を改定するに当たり、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、参考資料により説明させていただきます。9枚目以降に参考資料をつけております。

まず、参考資料の1ページをお開きください。今回の改正条例、第1条関係の新旧対照表でございます。

第16条は、勤務1時間当たりの給与額の算出について定めておりますが、参照する条項にずれが生じていたため、第1項中の勤務時間条例「第3条第3項」を「第3条第2項」に改めるものでございます。同様に、第2項についても、「同条第2項」を「同条第3項」に改めるものでございます。

次に、第20条は勤勉手当について定めたもので、2ページの第20条第2項第1号の再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率について、現行の100分の95を100分の105に改めるものでございます。また、第20条第2項第2号の再任用職員については、現行の100分の45を100分の50に改めるものでございます。

この改正については、附則におきまして令和4年12月1日から適用することとしており、これにより昨年12月支給分が、再任用職員以外の職員については0.1月分、再任用職員については0.05月分の増額となります。

次に、2ページから8ページにかけて、別表第1の改正になります。行政職給料表の改正であり、左側の現行の額を右側の改正後の額に改めるものでございます。下線部の部分が改正箇所でございます。今回の改正では、若手職員である20代半ばに重点を置き、30代半ばまでの職員が在職する給料を引き上げるよう改定しております。なお、高卒初任給は1級5号給を15万600円から15万4,600円へと4,000円引き上げ、大卒初任給は1級25号給を18万2,200円から18万5,200円へと3,000円引き上げることになります。

この別表第1の改正については、附則におきまして、令和4年4月1日から適用するとしております。

次に、9ページを御覧ください。改正条例第2条関係の新旧対照表でございます。

内容は、先ほどと同様に勤勉手当について定めたもので、第20条第2項第1号の再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率について、100分の105を100分の100に改め、第20条第2項第2号の再任用職員については100分の50を100分の47.5に改めるものでございます。

この第2条による改正は、附則におきまして令和5年4月1日から施行するとしており、改正後は、6月、12月ともに勤勉手当の支給率を、再任用職員以外の職員については100分の100とし、再任用職員については100分の47.5とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第7号 児童福祉関係府省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第7号児童福祉関係府省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（和田 征君） おはようございます。

議案第7号児童福祉関係府省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明します。

提案理由は、民法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和4年12月16日から施行されたこと並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、内容の説明をいたします。議案の後半部分に参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明させていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。本条例は、保育所などの運営に係る3本の条例を一括して改正するものでございます。1ページは、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表です。

現行の第26条は、施設の管理者における懲戒権に係る権限の濫用禁止の規定を設けたものですが、民法に定める親の懲戒権の規定の削除を受けて関係省令の改正が行われたことから、同様に本条例中の同規定を削除するものです。

続いて、2ページから4ページまでは、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表です。

2ページを御覧ください。第7条の2は、家庭的保育事業者等において、児童の安全確保に関する計画の策定を義務づけるほか、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などを義務づけるものです。

第7条の3は、家庭的保育事業者等において、利用乳幼児の事業所外での活動等のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼などによる所在確認を義務づけるものです。

3ページを御覧ください。第7条の3の第2項は、家庭的保育事業者等において、利用乳幼

児の送迎のために自動車を日常的に運行するときは、降車の際、ブザーなどの見落とし防止装置による所在確認を義務づけるものです。

第10条は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等が併設される場合において、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用乳幼児の保育に支障が出ない場合に限り、設備の共用や職員の兼務を認める例外規定を設けるものです。

第13条は、家庭的保育事業者等における懲戒権に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものです。

4ページを御覧ください。第14条は、家庭的保育事業者等において、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修、訓練を実施することを努力義務として求める規定を設けるものです。

次に、5ページ、6ページは、菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表です。改正内容は、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例とほぼ同様でありますので、異なる規定のみを説明します。

6ページを御覧ください。第12条の2は、放課後児童健全育成事業者において、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定することを求める規定を設けるほか、計画内容の職員間の共有や、定期的な訓練や研修などを行うことを求める規定を設けるものです。

最後に、議案の4枚目に戻っていただきまして附則を御覧ください。第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行するとしておりますが、懲戒に係る権限の濫用禁止の削除の改正規定は公布の日から施行するとしております。

また、第2条では、家庭的保育事業者等において困難な事情がある場合は、利用乳幼児の見落とし防止装置を令和6年3月31日までの間、備えないことができる経過措置を設けております。

さらに、第3条では、令和6年3月31日までの間は、放課後児童健全育成事業者における安全計画の策定等は義務づけとせず、努力義務とする経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第8号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第8号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（和田 征君） 議案第8号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明します。

提案理由は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、内容の説明をいたします。議案の後半部分に参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。本条例は、現行条例の規定において子ども・子育て支援法及び学校教育法の文言を引用する2本の条例を一括して改正するものでございます。1ページは、菊陽町子ども・子育て会議条例の新旧対照表です。

第1条と第2条は、子ども・子育て支援法の改正により、同法の第72条から第76条が削られ、第77条が第72条に繰り上がり、子ども・子育て会議の設置根拠となる規定に条ずれが生じることから、本文言の改正を行うものです。

続いて、2ページから最後のページまでは、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表です。

2ページを御覧ください。第4条は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、同法の第19条第2項が削られ、第19条は第1項のみの条となります。1項のみの条を引用する場合、第19条第1項としないことから、第19条を引用する本文言の改正を行うものです。

以下、最後のページまで、子ども・子育て支援法の第19条を引用する規定が44個ありますが、改正の理由は同じものになります。

続いて、6ページの第15条を御覧ください。学校教育法の改正に伴い、同法の第25条に第2項と第3項が追加されます。本条例の第15条中にある「幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項」という文言は、学校教育法第25条第1項中にある同文言に言及する趣旨で引用しており、改正後の学校教育法第25条の第2項及び第3項とは区別する必要があるため、本文言の改正を行うものです。

最後に、議案の3枚目に戻っていただきまして附則を御覧ください。この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第9号 菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第13、議案第9号菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

保険衛生部長、説明を求めます。

○保険衛生部長兼健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（東 桂一郎君）

おはようございます。

議案第9号菊陽町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う条文整備のため、所要の改正が必要であることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、条例の改正内容を御説明申し上げます。2枚めくっていただきまして、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正案となっております。

改正の内容は、第2条第8号中、「広域連合条例附則第5条」を「広域連合条例附則第3条」に改めるものであります。これは、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定している条例附則第5条が条例附則第3条に繰り上がったことにより、改めるも

のであります。

議案の最初のページを御覧ください。附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は令和4年4月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第10号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議案第10号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

環境生活課長、説明を求めます。

○環境生活課長（野村瑞樹君） おはようございます。

議案第10号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、菊池環境保全組合が解散し、その全ての事務を菊池広域連合が継承することに伴い、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。左側が現行、右側が改正後になります。

第17条中の下線部、「菊池環境保全組合（以下「組合」という。）」を「菊池広域連合（以下「連合」という。）」に、「、組合」を「、連合」に改めるものです。

最初のページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第11号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第15、議案第11号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

保険衛生部長、説明を求めます。

○保険衛生部長兼健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（東 桂一郎君）

議案第11号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額が見直されたことに伴い、菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、条例の改正内容を御説明申し上げます。

2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正案となっております。

改正の内容は、第7条第1項に定める出産育児一時金の支給額40万8,000円を48万8,000円に改めるものであります。これによりまして、第7条のただし書にある規則で定めるところにより産科医療補償制度の掛金である1万2,000円を加算しますと、出産育児一時金の支給額は50万円というふうになります。

議案の最初のページを御覧ください。附則で、この条例は令和5年4月1日から施行し、経過措置として、この条例の施行の日前の出産に係る菊陽町国民健康保険条例第7条第1項の規

定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第12号 令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（上田茂政君） 日程第16、議案第12号令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 議案第12号令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の執行見込みによる補正や、国の補正予算に関連する事業の補正などをお願いするものです。内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和4年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,046万1,000円を追加し、総額を205億5,845万5,000円と定めるものです。

次に、第2条で継続費の補正、第3条で繰越明許費の補正、第4条で債務負担行為の補正、第5条で地方債の補正を、第2表から第5表でそれぞれ計上しているところです。

7ページをお開きください。第2表の継続費補正は、菊陽杉並木公園拡張整備事業の総合体育館建設に係る事業費について、令和4年度の国の補正予算により、令和5年度に予定していた予算の一部を令和4年度に計上するため、継続費の補正を行うものです。

8ページをお開きください。第3表の繰越明許費補正は、1の追加で、14件の事業について繰越明許費とするものです。

下の9ページを御覧ください。2の変更で、5件の事業について金額を変更するものです。

10ページをお開きください。第4表の債務負担行為補正は、1の追加で、4件の事業について新たに追加するものです。

下の11ページを御覧ください。第5表の地方債補正は、1の変更で、7件の事業について新たに追加するものです。

16ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人は3,902万2,000円、目の2法人は1億945万1,000円、項の2固定資産税、目の1固定資産税は3,661万5,000円、それぞれ本年度の収入見込みにより増額するものです。

款の13地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税は、国税収入の増加に伴い、普通交付税が増額交付されることとなったため、8,331万1,000円増額しています。

18ページをお開きください。款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金、節区分の6公園費補助金、説明欄の社会資本整備総合交付金は、菊陽町総合体育館建設について国の補正予算により措置されたもので、2億2,000万円増額しています。

20ページをお開きください。款の20寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、節区分の2ふるさと寄附金は、本年度の収入見込みにより1億6,000万円増額しています。

款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は1億9,000万円、目の8学校建設基金繰入金は6,000万円、町税及び地方交付税の増などにより、それぞれ繰入金を減額しています。

23ページからは3の歳出になります。補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

24ページをお開きください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費、節区分の7報償費で、説明欄の報償品は、ふるさと寄附金の返礼品になりますが、歳入のふるさと寄附金の増に伴い、4,729万1,000円増額しています。

31ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費、節区分の19扶助費、説明欄の障害福祉サービス費は、実績見込みにより3,312万4,000円増額しています。

32ページをお開きください。項の2児童福祉費、目の4保育園費、節区分の12委託料、説明欄の私立保育所保育委託料は、私立保育所が認定こども園に移行したことにより予算を組み替えるものなどで、8,183万4,000円減額しています。節区分の19扶助費、次の33ページになりますが、説明欄の施設型給付費は、私立保育所が認定こども園に移行したこと並びに国の補助単価の増などにより、1億1,854万4,000円増額しています。

41ページをお開きください。款の8土木費、項の3都市計画費、目の4公園管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の公園整備工事は菊陽杉並木公園拡張整備事業に係る駐車場整備工事費などで9,668万5,000円、施設建築工事は総合体育館の建築費として3億4,240万円、国の補

正予算により令和5年度予定分を前倒しで増額するものです。

最後に、48ページをお開きください。款の14予備費は、調整のため、346万4,000円増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

西本友春君。

○5番（西本友春君） それでは、質問いたします。

25ページの総務費のところ、10番、地域政策費として地方バス運行等対策補助金ってありますが、これ熊本電鉄バスと産交バスかと思いますが、その内訳が分かりますかというのが一つと、その次、32ページ、児童福祉総務費で24の積立金、子育て支援整備基金3,000万円、これは子育て支援センターだと思いますが、今までで幾らぐらいの積立てができたかというのを教えていただきたいというのと、35ページ、衛生費、説明が減の部分でなかったんで、指定ごみ袋の作製業務委託料というのが800万円減になってるんですが、その要因について質問をいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） まずは、地方バス運行等特別対策補助金の内訳について御説明いたします。

都市バスへの補助金が18万4,000円、九州産交バスへの補助金が2,306万8,000円になります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 私のほうからは、32ページの積立金の件で回答したいと思います。

今までの積立金の残高は幾らかということだったと思いますが、6,000万円ということになっております。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） それでは、私、35ページの指定ごみ袋の作製業務委託料のマイナス800万円ですけども、こちらのほうは入札の残ということになっております。よろしくお願います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ありがとうございます。1点だけ、先ほどの地方バス運行のところ、実は聴覚と視覚障がいをお持ちの方で、キャロッピー号は大体周りを見れば自分が行くところは

分かるんで、ただ市営バス等で表示がなかなか見えづらいと、視覚障がいということで。助成をしてる町のほうから、視覚障がい者の方でも見れるような掲示板に変更してくださいという要望がありましたので、しっかり要請をして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今回の25ページの地方バス運行特別対策補助金ですけれども、毎回これはバス会社の赤字補填というのが名目で、毎年毎年必ずあるので、それでいくと、例えば乗車料金であるとか運行体制とかというのが赤字補填を織り込んで運営されてるといふうに感じざるを得ないんですよ。ですから、赤字補填であれば、1,700万円という今回の補正額についてですけれども、これは営業赤字ですか、それとも管理赤字ですかね。どこの部分の赤字補填かをお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 赤字補填に実質はなります。ただ、こちらのほうにつきましては、本町に必要なバスの運行を維持するための金額を県下共通の単価で計算していただいて出しているところなんです。なので、管理と運行も併せた形で赤字を出していただいて補填、失礼しました。ちょっと表現がおかしいですが、されたことに対して補填しているものがあります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） つまり、僕が言ってるのは、毎年毎年赤字が出てるのは、例えば乗車料金を上げれば済む話なのか、あるいは管理体制上の問題なのかね。ただ、分からないけれども、毎回同じ答えを聞いてるんですよ。赤字が出たから補填しますと。公共の交通体系は必要だから確保する。それはそれでいいんですけれども、乗車料金が、悪いけれども、低く抑えられていて、その赤字を公費で負担するというのであれば、そもそもの公共交通機関の料金体系が間違ってるんじゃないかという発想になるわけです。だから、そこのところをお尋ねしたわけですよ。でも、そこは今のところは分からないというお答えなんですかね。もう一回、そこだけ聞きますけど。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 乗車料金につきましてはバス会社のほうから、地域公共交通の会議等にかけて料金のほうは設定された上で、国のほうに申請されたものが認められて運行料金のほうになっております。補助金につきましては、これまでも各バス会社さんのほうには経営努力のことについてお話はさせていただいております。その聞く中で、バス会社様のほうも運転手の不足とかバスの更新、あと給与面でも努力されてるといふことは、書類とかも見せていただいた上で確認はさせていただいてるところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 委員会でも同じ話をずっと繰り返してきてるんですけども、要するに、赤字が出て公共交通機関は確保しなければいけないというのは、それはそれで分かるんだけども、各社合わせて国に申請して運行料金を決めてる。これは制度上そうなる、それも分かってるんですよ。でも、そのところで全部のバス路線が赤字だったら、それは、赤字を垂れ流しをしながら運行し続けるということがベースとなって運営するというのはおかしくないですか。赤字になるんだったら、料金上げるなりして。でも、公共交通を使う、例えば通学とか、そういう人たちの定期代が上がるとか、そんなものについては個別に補助をするとか、やり方は幾らでもあると思うんですよ。赤字が出ましたから補填するという考え方はやっぱりちょっとおかしいんですけども、そのところの協議というのは、バス会社の方々とか、あと周辺自治体との話し合いはしたんですか。そのことをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） まず、周辺自治体と赤字解決について、赤字への補助に対して解決するための協議というのは、周辺自治体とは実際にはまだしておりません。情報共有とか、どういうお考えかというのはお尋ねしてはいますけど。

それと、町のほうからも、今、議員のほうが御指摘されたような赤字路線というのはありますので、そちらについてどうかできないかということは今までも協議はしてきておりますし、今後もそういったところは改善できるように協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第13号 令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第17、議案第13号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)についてを議題とします。

保険衛生部長、説明を求めます。

○保険衛生部長兼健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長(東 桂一郎君)

議案第13号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に805万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,794万7,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。2の歳入について御説明申し上げます。

款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分を492万円、保険者支援分を109万9,000円減額し、財政安定化支援事業繰入金を1,407万4,000円増額しています。これらの繰入金は法定内の繰入金であり、それぞれの算定額による増減額を計上しております。

9ページを御覧ください。3の歳出について御説明いたします。

款の9諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の6保険給付費等交付金償還金は、令和3年度の保険給付費等交付金(特別交付金)の実績報告に基づきます返還金として193万7,000円を計上しております。

款の10予備費は、調整のため、611万8,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(上田茂政君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(上田茂政君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(上田茂政君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(上田茂政君) 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第14号 令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

○議長(上田茂政君) 日程第18、議案第14号令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第3

号) についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○**介護保険課長（渡辺博和君）** 議案第14号令和4年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に7,544万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億6,614万3,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で、2,083万8,000円を増額しております。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担分で、1,389万7,000円を増額しております。

9ページを御覧ください。款の5支払基金交付金は、40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、目の1と2を合わせて937万6,000円を増額しております。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は、1,047万8,000円を増額しております。

10ページをお開きください。款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金は、937万5,000円を増額しております。

また、項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金は、1,000万円を増額しております。

11ページを御覧ください。歳出の主なものについて御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費、目の1介護サービス等諸費は、7,500万円を増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○**議長（上田茂政君）** 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（上田茂政君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（上田茂政君）** 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第15号 令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第19、議案第15号令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第15号令和4年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。詳細については、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款事業収益を3,098万4,000円増額し、14億3,282万3,000円としております。また、下段の支出の第1款事業費用を45万8,000円増額し、13億409万1,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を1億1,680万円減額し、15億1,229万2,000円としております。また、下段の支出の第1款資本的支出を6,501万7,000円減額し、19億8,811万8,000円としております。御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し、4億7,582万6,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続いて、3ページを御覧ください。第4条、企業債の補正につきましては、流域下水道事業分の限度額を2,740万円減額し、480万円としております。また、下段の流域関連公共下水道事業分の限度額を7,330万円減額し、6億5,350万円としております。

続いて、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費を49万3,000円増額し、6,123万9,000円としております。

続いて、第6条、他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を534万3,000円減額し、4,068万2,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出で、収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、水道企業団委託徴収分と井戸水使用の企業等の直接徴収分ともに当初の予定を上回る見込みでありますので、3,152万7,000円増額し、8億9,216万7,000円とするものであります。

次に、7ページの支出を御覧ください。項の1営業費用各目の職員給与費等について、年間の見込額に合わせ、合計で45万8,000円を増額し、11億8,423万6,000円とするものです。

次に、8ページをお開きください。資本的収入及び支出で、収入の項の1企業債、目の1企業債は、備考欄の流域下水道事業分で事業費減により2,740万円減額し、下の流域関連公共下水道事業分で町工事委託の入札残などの事業費減により7,330万円減額の、合計1億70万円を減額し、7億9,470万円とするものです。

また、項の3負担金、目の1受益者負担金は、備考欄の農業集落排水事業受益者分担金で菊陽南小学校の東側開発40戸分の分担金480万円を増額し、2,536万円とするものです。

その下段の項の4補助金、目の1国庫補助金は、交付決定額に合わせ、1,610万円を減額し、5億7,490万円とするものです。

さらに、目の3他会計補助金は、先ほど説明しました農業集落排水事業受益者分担金の増額により一般会計繰入金を480万円減額し、776万6,000円とするものです。

次に、9ページを御覧ください。資本的支出の項の1建設改良費、目の1施設費につきましては、熊本北部流域下水道建設負担金の減額や町の工事委託の入札残などによる事業費減で6,501万7,000円を減額し、14億4,762万1,000円とするものです。

次の10ページからは、補正後の令和4年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議案第22号 工事請負契約の変更について

○議長（上田茂政君） 日程第20、議案第22号工事請負契約の変更についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） 議案第22号工事請負契約の変更について説明いたします。

令和4年第2回臨時会、議案第39号で議決をいただきました下戸橋橋梁補修工事の請負契約

について、契約金額を、1億3,811万6,000円を1億7,630万246円に変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、工事請負契約に変更が必要になった理由及び内容について御説明申し上げます。

2枚めくっていただいて、参考資料の1ページ、A3判の補修計画一般図をお開きください。今回の施工範囲は、青色と赤色で示した部分になります。このうち変更箇所は、赤色で示した部分になります。上段の平面図の赤色で示しております塗装塗り替え工においては、既設の塗装に鉛が含まれており、作業時に当たっては必要な措置を講じる必要がございます。このため、当初計画では、当該橋梁周辺の環境に配慮するとともに、作業者が安全に塗膜除去できるよう、鉛含有塗膜を飛散させずに除去できる工法として、塗膜剥離剤を使用し、既設塗装を湿潤状態として既設塗料の剥離やかき落とし作業を行うことで、鉛を含む有害物質の飛散対策を講じた上で既設塗装を除去し、塗り替え塗装の下地処理となる橋梁本体の素地調整を行うなど、必要な措置を計画していたところでございます。

しかしながら、工事発注後、足場設置計画の届出先である労働基準監督署と当該塗装塗り替え工で設置する足場などの仮設計画について協議をする中で、鉛含有塗料の剥離やかき落とし作業については、塗膜剥離剤でも既設塗膜が完全に除去できない可能性も想定されるため、その後の素地調整作業により、周辺の環境への影響及び作業員の安全確保を考慮し、鉛を含む粉じんを外部へ持ち出さないために、作業現場の出入口に防護具を着脱するためのクリーンルームの設置とともに、作業現場の粉じんの飛散防止対策として衛生設備の設置等の指導を受けたところでございます。この監督署からの指導を受けて、当初から橋梁周辺の環境及び作業員の安全に配慮した措置を計画しておりましたが、当初の計画よりさらに安全に既設塗膜を完全に除却するためのクリーンルームの設置及び集じん機の設置並びに防護具の使用等を追加するものでございます。また、塗装の下地処理となる素地調整につきましても同様に鉛が含有していることが想定されるため、素地調整研磨剤の処分費も追加するものでございます。

1枚めくっていただきまして、参考資料の2ページ、仮設計画図をお開きください。変更設計で追加となったクリーンルーム、集じん機の設置図でございます。これは、赤で示してございます。下戸橋の菊陽町側の橋台部にクリーンルームを設置しております。また、集じん機は4台設置することとしています。これらの変更金額は、クリーンルームの設置の増額で約300万円、集じん機設置の増額で約1,200万円、素地調整研磨剤処分費の増額で約1,200万円、防護具の増額で約1,100万円となっております。

なお、変更設計に係る予算につきましては、12月補正予算で承認いただきました国の2次補正予算で対応することとしています。大津町の負担金につきましても増額となり、変更が生じますので、大津町へ変更内容を説明し、御理解をいただいております。

また、本工事の工期につきましては、当初は令和5年3月末としておりましたが、今回の変更に加えて、社会情勢等により高欄等の資材搬入が遅れましたことから繰越しの承認をいただ

きましたので、令和5年6月末まで工期を延長することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 議案第23号 指定管理者の指定について

○議長（上田茂政君） 日程第21、議案第23号指定管理者の指定についてを議題とします。

福祉生活部長、説明を求めます。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 議案第23号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町老人福祉センター、菊陽町福祉支援センター及び菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

3つの施設であります。まず菊陽町老人福祉センターは、昭和62年4月、菊陽町大字久保田2623番地に設置しております。目的は、老人福祉法第15条の規定に基づき、高齢者に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションを実施するものであります。

次に、菊陽町福祉支援センターは、平成12年10月、老人福祉センターに併設して菊陽町大字久保田2596番地に設置しております。この施設は、各種福祉サービスの提供、地域住民の福祉増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的として、在宅要援護者の支援と介護、独り暮らしの高齢者等に対する給食サービス、ボランティア活動の援助と団体の育成、高齢者の人材活用と生きがいづくり、福祉関係団体の育成と情報交換、その他福祉支援全般の事業を行うものであります。

最後に、菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターは、平成15年4月、菊陽町武蔵ヶ丘北1丁

目6番34号に設置しております。この施設は、各種福祉サービスを提供するとともに、住民の触れ合いと交流活動の推進に供することを目的として、在宅要援護者等の支援と介護、障害者等の支援、高齢者福祉、子育て支援、住民の触れ合いと交流などの事業を行うものであります。

これらの施設の指定管理者につきましては、本年3月末で菊陽町社会福祉協議会による指定期間が満了となりますために、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間について新たな指定管理者を指定するものであります。

これらの施設は設置当初から菊陽町社会福祉協議会に運営を委託しており、また、これまで5回の指定管理者として指定をしまして状況におきまして管理運営上、問題なく、長年の実績と地域住民の信頼性が高く、社会福祉法においても地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、行政との連携の中で地域福祉事業を実施していく上で不可欠な団体であります。そこで、これらの施設の指定管理者の選定に当たりましては、菊陽町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第4号の、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行う必要があるときに該当しますことから、非公募による選定を行いました。また、菊陽町老人福祉センター内に事務所を設置する社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会は、これらの施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるとともに、適正で安定的な管理運営を行うことができると認められることなどから、引き続き指定を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第24号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（上田茂政君） 日程第22、議案第24号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司君） 議案第24号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明いたします。

提案理由ですが、地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第290条の規定により、関係団体において同文での議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。

2枚めくっていただき、参考資料として規約の新旧対照表をおつけしております。別表第2は、組合の共同処理する事務で、第3条第10号に関する事務は交通災害見舞金に関する事務ですが、左側の現行の1行目の玉名市が、この交通災害見舞金に関する事務から脱退するため、「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改めるものでございます。

1枚目にお戻りいただき、附則の第1項で、この規約は令和5年7月1日から施行するとしております。

また、附則の第2項で経過措置を設けておりまして、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理についてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

### 日程第23 議案第25号 町道路線の廃止について

○議長（上田茂政君） 日程第23、議案第25号町道路線の廃止についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） 議案第25号町道路線の廃止について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第10条第1項の規定により町道路線を廃止するため、同法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回、廃止認定をいただきたい路線は、南方大人足線及び新成3号線でございます。内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚お開きいただき、位置図(1)を御覧ください。赤い線で示しました番号①の路線は、南方大人足線であります。国道57号を起点として県道大津植木線を終点とする路線でございますが、令和4年度からセミコンテクノパーク周辺の朝夕の通勤時間帯の渋滞緩和に向けて、当該町道の起点地点である国道57号の交差点改良に向けて国土交通省及び熊本県警と協議を進めてるところでございます。

整備に当たっては、国道57号交差点北側である南方大人足線に右折レーンを増設し、交差点西側である国道に左折専用レーンを新設する計画でございます。交差点の形状が大幅に変わることになり、熊本県警との交差点協議の結果、交差点南側の農道原水5号線にタッチするまでの道路の区間についても、すりつけのため、一体的に整備する必要となりました。これらのことから、交差点南側のすりつけ区間も町道として一体的に整備するため、当該町道の起点を変更する必要があるため、一旦廃止するものでございます。議案第26号の町道路線の認定で、新たに起点変更後の路線として認定するものでございます。延長は1,684メートル、幅員は8.6メートルから15.6メートルの路線でございます。

次のページをお開きいただき、位置図(2)を御覧ください。赤い線で示しました番号②の路線は、新成3号線であります。場所は、県道辛川鹿本線の三里木高架橋の東側に位置し、町道杉並木線を起点として、民間住宅開発により築造され、町に帰属された道路であり、平成29年3月の議会において認定の議決をいただいた路線でございます。今回、青で示しております当該路線北側において新たに民間住宅開発により道路が延伸され、町へ帰属を受けましたことから、当該路線の終点を変更するため、一旦廃止するものであり、南方大人足線と同じく、議案第26号の町道路線の認定で新たに延伸後の路線として認定するものでございます。延長は215メートル、幅員は6メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第26号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第24、議案第26号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） 議案第26号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定する必要があるため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚お開きいただき、位置図(1)を御覧ください。赤い線で示しました番号①の路線は、議案第25号で廃止の議決をいただきました南方大人足線でございます。終点は県道大津植木線であり、変更はございませんが、起点を国道57号交差点から南側の農道原水5号線へ変更するため、再度認定するものであります。延長は1,741メートル、幅員は8.6メートルから15.6メートルの路線でございます。

次のページをお開きいただき、位置図(2)を御覧ください。赤い線で示しました番号②の路線は、議案第25号で廃止の議決をいただきました新成3号線でございます。起点は町道杉並木線であり、変更はございませんが、青で示しております民間住宅開発により道路が延伸され、町へ帰属を受けましたことから、終点を変更するため、再度認定するものでございます。延長は292メートル、幅員は6メートルの路線でございます。

次のページをお開きいただき、位置図(3)を御覧ください。赤い線で示しました番号③の路線は上堀川新町線、④の路線は下原駅前線でございます。これらの路線は、現在、番号③の上堀川新町線は県道新山原水線の一部でございまして、同じく番号④の下原駅前線は県道曲手原水線の一部でございます。この2路線は、現在県と進めております菊陽空港線延伸道路事業のうち、県が県道新山原水線道路改良工事として進める工事区間において、当該県道の旧道となる路線でございます。この旧道となる路線については町が町道として引き継ぐこととしており、令和5年1月5日に県と旧道引継ぎに関する覚書を締結いたしております。覚書では、県

から引き継ぐ路線は、次期3月議会で町道として認定議決を得た上で町道として認定告示を行い、速やかに区域を決定し、告示を行うこととしており、今回、この覚書に基づき、町道として認定の議決をお願いするものでございます。

なお、県から引き継ぐ路線の管理は、県が町に引き継ぐまでの間、県において管理することとなっております。県の当該改良工事完了後となります。

それでは、この路線について詳しく説明いたします。

番号③の上堀川新町線は、現在の県道新山原水線のうち、菊陽空港線延伸道路と交差する交差点を起点として、馬場区を通り、JR豊肥本線原水駅西側にある馬場踏切を通り、県道熊本菊陽線を終点とする道路でございます。延長は778メートル、幅員は3.3メートルから8.7メートルの路線でございます。

番号④の下原駅前線は、現在の県道曲手原水線のうち、国道57号を起点として、町営下原北団地の東側を通り、県道熊本菊陽線を終点とする道路でございます。延長は552メートル、幅員は6メートルから13メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（上田茂政君） 日程第25、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） 諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に

基づき、議会の意見を求めるものであります。

なお、人権擁護委員法第9条で、人権擁護委員の任期は3年とする。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うと規定されています。諮問第1号は、令和4年9月30日で任期満了しておりますが、後任候補者の委嘱まで任期を延長しております春野宗敏様の後任として、松田千枝子様を人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。

候補者の略歴につきましては、配付しております関連資料に記載のとおりであります。松田様は、菊陽町民生委員・児童委員として、地域福祉の増進、子育てに関する相談、支援等に努めてこられました。誠実な人柄で、人格及び識見ともに高く、人権相談を通して町民の利益を守る人権擁護委員として適任でありますので、推薦の同意をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、松田千枝子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は松田千枝子さんを適任とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時24分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和5年3月8日（水）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和5年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和5年3月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番  | 廣 瀬 英 二 君   | 2番  | 矢 野 厚 子 君   |
| 3番  | 大久保 輝 君     | 5番  | 西 本 友 春 君   |
| 6番  | 那 須 眞 理 子 君 | 7番  | 佐々木 理美子 君   |
| 8番  | 中 岡 敏 博 君   | 9番  | 北 山 正 樹 君   |
| 11番 | 坂 本 秀 則 君   | 12番 | 渡 邊 裕 之 君   |
| 13番 | 佐 藤 竜 巳 君   | 14番 | 甲 斐 榮 治 君   |
| 15番 | 岩 下 和 高 君   | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 福 島 知 雄 君   | 18番 | 上 田 茂 政 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 川 真 喜 子 君  
書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|   |           |                    |           |
|---|-----------|--------------------|-----------|
| 町 長   | 吉 本 孝 寿 君 | 副 町 長              | 吉 野 邦 宏 君 |
| 教 育 長                                       | 上 川 幸 俊 君 | 教 育 部 長            | 芹 川 博 文 君 |
| 総 務 部 長                                     | 板 楠 健 次 君 | 福祉生活部長兼<br>福 祉 課 長 | 矢 野 信 哉 君 |
| 保険衛生部長兼<br>健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルス感染症対策<br>課長 | 東 桂 一 郎 君 | 経済部長兼農政課長          | 山 川 和 徳 君 |
| 土 木 部 長 兼<br>都 市 計 画 課 長                    | 井 芹 渡 君   | 総 務 課 長            | 梅 原 浩 司 君 |
| 危機管理防災課長                                    | 鍋 島 二 郎 君 | 総合政策課長             | 吉 本 雅 和 君 |
| 町 民 課 長                                     | 内 藤 優 誠 君 | 介護保険課長             | 渡 辺 博 和 君 |
| 環境生活課長                                      | 野 村 瑞 樹 君 | 商工振興課長             | 今 村 太 郎 君 |
| 建 設 課 長                                     | 矢 野 博 則 君 | 施設整備課長             | 荒 牧 栄 治 君 |
| 生涯学習課長兼<br>中央公民館長                           | 岡 本 勇 人 君 |                    |           |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆さんおはようございます。議席番号5番、公明党の西本友春です。本日は多くの方が傍聴に来ていただきまして誠にありがとうございます。

また、たくさんの女性の方が参加、傍聴に見えられております。本日は国際女性デーの日でもあります。2023年、ジェンダー平等のためのイノベーションとテクノロジーというテーマで、革新的なテクノロジーとデジタル教育を推進する女性と少女をたたえ、デジタル分野のジェンダー・ギャップが経済的、社会的不平等の拡大にどう影響するかを探求するとされております。過日、発表がありましたが、日本は世界の中でもジェンダー格差があるというふうに、世界の中でもかなり低いということになっております。そういうのが一日でも早く解消することを願っております。

ロシアによるウクライナ侵略から1年が経過しました。今なお終結の兆しが見えない状況が続いており、ロシアが一方的にウクライナを侵略し、国際法に違反して罪のない多くの人の命を奪い、傷つけ、両国の兵士のみならず、一般市民の犠牲も数多く出ていることは絶対に許し難いことです。力による一方的な現状変更は断じて認められません。一刻も早いウクライナの平和回復と、世界に安全と平和が取り戻せることを強く念じています。

一方、トルコ・シリア大地震で亡くなられた方は5万2,000人を超えており、行方不明者数は不明で、犠牲者はなお増えるおそれがあるとのこと。お亡くなりになられた方の御冥福と、被災に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い災害からの復旧・復興が実現することをお祈りいたします。

東日本大震災から間もなく12年を迎えようとしています。震災の際には世界各国から義援金をいただきました。2023年トルコ・シリア地震救援金は、日本赤十字社は、ゆうちょ銀行と3つの都市銀行の口座受付ですが、国連UNHCR協会、国連難民高等弁務官事務所のホームページでは、クレジットカード、コンビニエンス、ネットバンキング、ゆうちょ銀行と多岐にわたっての振込が可能です。特に、コンビニ振込が簡単にできましたので、お勧めです。心ある方の御支援をよろしく願いいたします。

今回は、今まで取り組んできたことの今後の展開や、質問していた事項の進捗状況の確認を中心に質問をいたします。

質問は、質問席にて行います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 交通弱者対策委員会での検討事項等についてというタイトルで、運行ルールや運行イメージ案を2枚作成し、平成30年12月に担当課に提案するとともに、平成29年12月と令和元年6月の一般質問で早期のデマンド交通の導入を提案し、令和2年1月にサービスが開始されました。

サービス開始後、令和2年12月、令和3年12月の一般質問で、便数の増、乗降場所の増、南北エリアの統一、巡回バスエリアの方の乗合タクシー利用を可能にを提案し、令和4年5月に改定され、より多くの方が便利に利用しやすくなりましたが、まだまだ交通弱者対策や買物難民対策には、解消していかなければならない問題があり、今回質問させていただきます。

乗合タクシーを利用するための町エリアと郊外エリアの登録者の推移はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） おはようございます。御質問にお答えします。

乗合タクシーについては、昨年5月に増便や指定乗降場所の増設などの利便性向上のために拡充を行っておりますので、その前後に分けて登録者数をお答えします。

乗合タクシーは、令和2年1月にスタートしておりますが、拡充前の昨年4月末までに316の方が登録されておりました。拡充後の昨年5月から2月末までの10か月間は、新たに166の方が登録され、現在482人が登録されています。そのうち、町なかエリアが85人増加し、郊外エリアが91人増加しております。いずれのエリアも拡充前より登録者数が増加していますが、町なかエリアの方が伸びている状況です。

なお、増加の要因としましては、増便や乗降場所の増加など利便性が向上したことについて、御利用パンフレットを分かりやすく見直した上で、広報をはじめ町のホームページやLINEなどで周知したことが要因と考えております。ほかにも、6月に介護保険事業所のケアマネジャーが集まる会議で周知したことや、行政区、自治会を通じて出前講座を実施したことなども、登録者の増加につながっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） それでは続いて、昨年5月に増便と乗車場所を増やしたが、利用状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

昨年5月に各エリアの便数を3便から5便へ増便し、指定乗降場所を10か所増設するなどの拡充を行いました。まず、拡充前の令和3年度から昨年4月までの1か月の平均利用者が約91人であったのに対して、拡充後の昨年5月から本年2月までの利用者は約130人となり、約

4割増加しております。

次に、拡充前は、熊本セントラル病院や菊陽台病院などの病院への通院目的での利用がほとんどでしたが、拡充後は、病院のほかにも、一定の範囲内で乗降できるフリーゾーンを導入したカーリーノ菊陽や、新たに乗降場所として追加した光の森駅など、買物や外出を目的として利用されることも多くなりました。また、医療機関や買物ができる場所を中心に乗降場所を増やしたことで、夫婦や同居の家族での利用が増えるなど、月平均の乗合率も上昇傾向にあります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 令和4年5月の改定を受けて、自身の議会だよりを作成し、地元や周辺地域で乗合タクシーの説明をする中で、約10名ほどの新たな登録者を増やすことができました。最近では、新たに5名の方に利用登録用紙を持参する約束をしております。また、私が紹介した人で、積極的に利用登録の増に頑張っている人に先日お会いしましたので、お礼を述べさせていただきました。今までで40人ぐらいは登録していただいたとお伺いし、ただただ感謝でいっぱいです。

利用者を増やすための大事な施策としての乗合タクシーの出前講座を無料で実施しているが、出前講座の状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

今年度は、まず拡充後の5月に開催された行政連絡会において、区長及び自治会長の皆様には拡充内容の説明と併せて出前講座の活用を依頼し、その後、本年2月上旬に各地区の区長及び自治会長に対して、こちらから積極的に出向いていくことをアピールした「出前講座に伺います！」というチラシをお配りし、改めて周知を行いました。その結果、5つの地区から講座の依頼があり、これまで4か所の地域で講座を実施いたしました。また、講座終了後に、その場で利用者登録を受け付け、利用登録者の増加につなげています。今後も引き続き、出前講座をはじめ様々な会議の場を活用しながら、乗合タクシーの周知を積極的に行い、登録者と利用者の増加に取り組んでまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今年の2月ということで、今まで、それまでがちょっといろんな部分があつてできなかったというふうには伺っておりますが、先ほどの説明、最初の説明の中で、そのケアマネさんへのということで、やはりいろんなところへお伺いしたときに、そのケアマネさん経由というのは非常に有効かなというふうにも感じておりますので、やはりそういう人に触れる方々対象に、しっかり講座をしていただいて、もっともっと登録者数が増えるようになることを祈っております。

町なかエリアの在住の人は、指定乗降場所から郊外エリアまで利用できるが、町なかエリア内が移動できないのはなぜか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

乗合タクシーの運行に当たっては、まず前提としまして、平成18年9月15日付自動車局長通達の「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」に、地域公共交通会議においては、路線不定期運行、区域運行については、路線定期運行との整合性が取られていることが必要であり、設定しようとする路線、営業区域が適切なものか十分協議する必要があるとされております。したがって、地域公共交通会議において、町なかエリア内での乗合タクシーによる移動が、路線定期運行を行う路線バスや巡回バスの運行と整合が取れ、適正な運行であるとの合意が得られれば、認められることになります。

現行の乗合タクシーについては、この通達の趣旨を踏まえ、路線定期運行を行う路線バスや巡回バスの運行と整合性を取った上で、地域公共交通会議の合意を得て、運行区域や運行方法を決定しておりますが、現在の本町の路線バスや巡回バスの運行状況を踏まえると、直ちに町なかエリア内の移動を実現することは難しいと考えております。

その理由としましては、現在本町の町なかエリア内には、乗合バス事業者の一般路線及び巡回バスが路線運行を行っており、もし乗合タクシーの町なかエリア内での移動が可能となった場合、既存の交通サービスと重複することになるため、通達で求められている路線定期運行との整合性について改めて整理する必要があります。また、もし仮に町なかエリア内での移動が可能となった場合、実質的に全体が乗合タクシーの営業区域となるため、乗合バス事業者及びタクシー事業者などの関係者、特に重複する路線定期運行のバス事業者とは事前協議を十分に行い、理解を得る必要があると考えております。

以上が、直ちに町なかのエリア内の移動を可能とできない理由でございます。本町としましては、今後様々な御意見を踏まえ、町民の利便性が高まるよう、巡回バスの見直しと一体的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 国土交通省の見解ということで、私もその内容は把握はしておりますんで、あれなんですけども、吉本町長は72の提言の中で人工知能、AIですね、活用した予約制相乗りタクシーの実証実験を行い、交通手段のない町民の利便性向上と使い勝手のよいコミュニティバスの運行を目指しますとあるが、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、御質問にお答えをいたします。

本町といたしましては、現行の巡回バスや乗合タクシーの事業につきまして、十分とは考えておりませんので、今後一般路線バス事業者や一般タクシー事業者など、路線が重複する関係事業者と十分事前協議を行い、理解を得ながら、さらなる利便性の向上に取り組んでいく必要

があると考えているところでございます。

私の72の政策提言にあります人工知能、いわゆるA Iを活用した予約制相乗りタクシーの実証実験につきましても、見直しによる路線の再編や乗合タクシーの利用者が増加するなど、A I活用の必要性が出てきた際は、地域公共交通ネットワークの整合性や費用対効果などを考慮して、利便性の向上を図るための有効な手段の一つとして検討を進めてまいります。

また、先日報道されましたように、熊本市でも実証実験が行われているようでございます。熊本市移動円滑推進課によりますと、こういった目的を頻繁に利用されるのか、家の近くのどのような乗り場から乗りたいかなど、地域のニーズを調査しましたということでもございました。菊陽町でもA Iデマンドタクシーが定着できるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） そうですね。熊本市もA Iという形で取り組んでいるのも、私も拝見をさせていただきました。

2015年の経済産業省調査では、60歳以上の買物弱者数は700万人とされており、メディアでは買物難民とも呼ばれており、2023年の現在ではもっと多くの買物難民がいると想定されます。

先ほど、私が町なかエリア内という、運行できないかと言っておりましたが、先ほども説明がありましたが、特に声が多いのが、免許返納した人や買物の困難な方が、実際町なかエリアで私も相談を受けておりますので、再度乗合タクシー利用者で、要は巡回バス、大体500メートル置きに設定されており、やはりその片道250メートル以上歩くのが大変というお声も頂戴しております。町なかエリア内での移動は可能とならないのか、簡単でいいです、今度は。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

全体的なお話としましては、先ほど御答弁したとおりでございますが、なお免許返納した方や買物が困難な方のみを限定して認めることができないか、制度を所管する熊本運輸支局に確認しましたが、道路運送法において、乗合タクシーは一般乗合旅客自動車運送業であり、誰でも利用できるという特性があるため、利用者を限定することは適切でないとの回答でした。そのため、町なかエリア内においても、免許返納した人や買物が困難な方に個別に配慮することも難しいと考えております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 先ほどありましたが、令和2年11月27日に、再度国土交通省から地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省の考え方についての中に、コミュニティーバスの導入に関するガイドラインがあり、先ほどありましたが、導入に当たっては、路線、区域、運行時刻等において、路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要があるとあり、町独自の

施策を実施するには乗り越えなければならないハードルが幾つもあるように感じます。

ハードルを解消し、AIでのシステム運用となると、全ての乗降ポイントを自由に出発地、目的地にできるフルデマンド運行から、乗降ポイントを固定したり、乗降可能時間を制限するセミデマンド運行まで対応が可能となり、地域の特性に合った運行形態を柔軟に設定することができます。AIを活用したコミュニティーバスの運行は、一つのシステム導入の事例で申しありませんが、2022年10月現在、全国で60か所以上、熊本で2つの地域で稼働しています。

町なかエリアの人からは、自分たちも郊外エリアの人と同様に乗合タクシーを利用して、利便性と使い勝手がよく、住んでよかったと思えるようにしてもらいたいとの強い要望に応えるためにも、通学用の南部線は対象外として、他の巡回バス路線を廃止して、AIによる運行形態に変えることを検討すべき時期に来ていると提案するが、町はどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

先ほどの乗合タクシーの御質問でも答弁したとおり、現行の巡回バスや乗合タクシーの事業が十分だとは考えておりませんので、今後一般路線バス事業者や一般タクシー事業者などと十分に協議を行い、理解を得ながら、さらなる利便性の向上に取り組んでいく必要があると考えております。議員からの提案につきましては、今後さらなる利便性の向上に取り組む中で、選択肢の一つとして検討してまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 町なかエリアの人から、巡回バスを利用して買物しているが、巡回バスで行き、帰りはバス停から自宅まで帰るには、荷物が多くて大変なので、買物帰りは必ずタクシーを利用して帰るとのことで、何らかの援助がしていただけないかとの声を頂戴しています。町長は、生活・喜びへの投資の中に、高齢者優遇制度の実施として政策を上げられていますが、免許返納者及び買物が困難な方が巡回バスを利用して買物をした帰りにタクシーを利用する補助ができないか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

本町としましても、議員の言われるような御意見があることは承知しているところです。また、こうした御意見を踏まえ、議員も御存じのとおり、本町では免許証を返納された方に対しては、1回限りではありますが、県内のほとんどのタクシー事業所で利用できるタクシー利用券3万円分を交付しているところです。

なお、買物が困難な方については、介護保険や身体障害者などの認定を受けていない方で、自宅まで歩くことが困難とする定義や、それを判断するための審査方法などを規定することなどに課題があると考えております。つきましては、今後財政状況を見ながら、他の事業と連携を図り、補助の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 菊陽町は、特にT S M C進出以降、今は町なかエリアと郊外エリアという形に分かれておりますが、今郊外エリアについても居住者が増えつつあって、非常に今後の乗合タクシーの運行に関しても形態が、よその町と違って形態がだんだん変わってきて、本当に非常に難しい検討課題だと私も思っております。だから、将来的には、その町なかエリアも郊外エリアもなくなるのかな、そういうことが少し想像されますので、非常に難しい課題ではございますが、やはり町民の利便性を考えて、私も一生懸命今後これにも取り組んでまいりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、フリーW i - F i環境の整備についてお伺いします。

くまもとフリーW i - F iは、くまモンを使ったロゴで分かりやすく、国内外からの来訪者等の利便性向上、観光、交通、情報等の発信力強化、大規模イベント、災害時の情報伝達手段の充実を主な目的とした、誰でも無料で利用できる公衆無線L A Nサービスとして、県内の主な交通拠点や公共施設等において、県と各施設が連携協力して無線L A N環境を整備し、各施設が広く利用者に対し無線L A Nサービスを提供しております。設置施設の中で益城町総合体育館は、館内のほとんどの場所と駐車場で利用が可能となっております。

完成予定の総合体育館内外におけるフリーW i - F i環境はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治君） おはようございます。御質問にお答えします。

現在建設中の総合体育館では、災害時において効果的に情報を送受信することが可能な通信手段としての活用、また平時における総合体育館利用者の利便性向上を目的に、建物の内部全域を受信エリアとするフリーW i - F i環境を整備する計画でございます。令和5年度予算にて無線アクセスポイントの整備工事を計画しており、10月の供用開始に向けて整備を行ってまいります。

また、屋外でのフリーW i - F i利用環境につきましては、現在のところ整備計画はございませんが、屋内の窓ガラス付近などにアクセスポイントを設置することで、屋外の一定の範囲を受信エリアとすることは可能であると考えられますので、再度アクセスポイントの配置を検討して整備工事を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 基本的には総合体育館、本来であれば、これは設計の段階からしっかり入っていればよかったですけど、なかなかそういうところまで設計業者さんも分かってないケースがあって、今後の対策として、窓際にとということで、窓際に置いても100メートル近くは飛ぶかと思ひますので、できるだけ多くの人滞在できるというような形の環境づくりを進め

ていただきたいというふうに考えております。

令和元年12月の一般質問で、避難所及び公共施設内におけるフリーW i - F i 環境を整備すべきと提案するが、どのように考えているのかに対し、防災センターの建設に合わせて、役場庁舎への整備も予定しているところです。どの場所に優先して整備するのか検討し、順次整備してまいりますとの回答でしたが、私の確認しているところ、その当時からあまり進んでいないと感じていますが、公共施設及び避難所の体育館へのフリーW i - F i 環境の整備はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

災害時には、避難されている方におかれても正確な情報の収集は非常に重要なものでございます。熊本地震の際もそうでしたが、一斉に大勢の人が安否確認や情報収集をしようとするため、電話やネット回線がつながりにくくなる状況が考えられます。

現在、公共施設でフリーW i - F i の環境整備が行われている施設は、役場本庁舎1階ロビー部分、防災センター1階、光の森町民センターキャロピア、光の森防災備蓄棟、菊陽町図書館の5か所であり、避難所となる他の公共施設へのW i - F i 環境は整備されていない状況でございます。

町といたしましては、災害時の避難所となる施設のW i - F i 環境は重要であると考えており、フリーW i - F i などのアクセスポイントを整備することにより、避難者の情報収集等が容易になり、また災害等の緊急時に携帯キャリア各社の垣根を越えて無料で提供される公衆無線LANサービス、0000 J A P A Nが使用できることとなりますので、避難所に係るW i - F i 環境の整備については速やかに行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 先ほど、避難所W i - F i 環境の整備で、防災センターもということをおっしゃってたけれども、この防災センターのW i - F i 環境を整備したのはいつですかね。先ほど、W i - F i 環境があるといって防災センターを上げられたんで、いつ整備されたかを教えてください。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） すみません。防災センターは、一昨年9月にオープンというか、供用開始しているところでございます。1階部分にW i - F i 環境ということで、ちょっと正確な日付については、ちょっと今誤ったことは申せませんので、お答えは控えさせていただきますが、供用開始後、W i - F i 環境の1階部分について整備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 役場、1階、2階でも使えるようになった、ついこの前の話ですけども、私もそれは確認はしておりますが、やはりなかなか、もともとの質問が令和元年12月でございますので、4年間以上、なかなか手がついていなかったという現状が私自身も反省しているところです。もっと早く質問をし直しとくべきだったというふうに思っております。

どの場所に優先して整備するのか検討し、順次整備するとのことでしたが、優先順位をどのように整理して、整備のスケジュールをいつまでと考えているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

避難所のWi-Fi環境の整備は、全ての避難所において整備するように考えておるところでございます。まずはどのような仕様で整備するのか検討し、整備費用を算定するとともに、各避難所の施設環境及び利用状況等を勘案しながら早急に取り組み、整備を進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 先ほど何かメモし忘れたんですけど、無料Wi-Fiのどここのという言葉がありました、そういうのを検討していくという、一番最初の回答の中であったと思いますが、それと早急にという言葉は簡単ですけども、要は私今スケジュールと言っていますので、目標としてもそんなに時間はかからないとは思っていますので、5年度内にしっかり整備をしてもらいたいと思いますが、先ほどのもう一度、無料の何か説明されましたよね。もう一回ちょっとメモし忘れてるので、教えてもらっていいですか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 無料のWi-Fi環境の場所でございますか。

（5番西本友春君「サービス」の声あり）

サービス、災害時ですね、災害時の緊急時に携帯キャリア各社の垣根を越えて、無料で提供される公衆無線LANサービスの00000 JAPANというのがございますので、そういったものがアクセスポイントを整備することにより、災害時に使用できるということで、説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 00000 JAPANですね、分かりました。

それ以外にも、ほかのサービスとかもあると思いますので、その使い方的には私も中身を承知しているところですけども、そのことはまた直接課長にお話ししたいと思います。

それから、台北の無料Wi-Fi環境は進んでいて、4,000か所以上が整備されており、Wi-Fiスポット探しのためにさまようことがほとんどなく、駅や空港、ホテルなど、主要な場所では大体無料Wi-Fiを使うことができるとともに、一度登録すれば、どちらのスポッ

とも同じパスワードで使えるので、スポットごとに一々登録する手間がかからないので、とても使いやすいとホームページで紹介されていました。

海外から移住されてくる方も多くなっているが、フリーWi-Fi環境をどのように考え、整備をいつまでと考えているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

避難所となる施設への整備計画につきましては、先ほど危機管理防災課が答弁しておりますが、それ以外の公共施設や、人が集まり地域の活性化につながると考えられる場所などへのフリーWi-Fiの整備は、72の政策提言の未来への投資、安全への投資、地域への投資、町民サービス向上への投資にもつながり、防災・減災、観光、住民サービス向上に対し効果があると考えております。観光面では、フリーWi-Fiの提供自体が国内外の観光客へのおもてなしサービスとなることや、観光客の情報発信力の向上につながり、誘客につながるなどの効果が期待されます。住民サービス向上面では、各種施設などでインターネットアクセスを提供することで、集客効果が期待されます。

そこで、本町としましては、今後整備に向けて先行して実施されている自治体のF u k u o k a C i t y W i - F i や、くまもとフリーWi-Fiなどの事例や、議員から提供いただいた台北の情報などを参考にしながら、整備の方向性や提供の方法、エリア、整備時期などについて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今後、町長の考えの中で、いろんなスポーツ施設等の整備というのもございました。

先ほど紹介しましたくまもとフリーWi-Fiは、ほとんどが施設内外、公共施設だけ、言い方は悪いですが、そういう部分では、熊本県下では、今回答があったように、いろんな場所で提供をしているところは、ほかの自治体では今ないのが現状だと思います。今後、特に海外からの人が来るというのを考えると、今おっしゃられたそういう新たな場所でのいろんな集客、そういうのを検討して、ほかの自治体に先駆けて提供することは、逆に言うと、熊本県下の中で一番進んだ自治体というふうになれると、私自身思っております。

それから、セキュリティーの部分で、夜とかです。もともと昔コンビニエンスストアでWi-Fi環境を提供しておりましたが、夜になると、言い方は悪いですが、防犯のため、子どもたちがそこで集まっているということで、いわゆるWi-Fi環境の整備が廃止されております。

しかし、そういういろんなところで使えるとなると、夜間の問題とかもあります。基本的には、ID、パスワードを変更すれば済むというふうに私は考えておりますので、設定変えをすればできるんで、夜は使えない、昼間、日中は使えるというような考え方で整備をしていけ

ば、ほかの自治体に先駆けた自治体となれるというふうに私自身も思っておりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

それから、総合体育館、「さんふれあ」とエリア全体と考えると、現在「さんふれあ」にはフリーWi-Fi環境がないと確認していますが、より多くの方を集客して滞在していただくためにも、Wi-Fi環境は不可欠であり、総合体育館の完成と合わせて環境整備することを提案して、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、安全対策についてでございます。

町は、防犯カメラの設置に対する補助として、1つの設置場所に50万円の補助を行い、毎年500万円の予算を計上して実施していますが、町の防犯カメラの設置台数の推移はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

本町の防犯カメラの設置台数につきましては、防犯対策として、役場庁舎を含む各施設及び小・中学校、保育園に設置するとともに、令和2年度に自転車等の盗難をはじめとする街頭犯罪などの抑止を目的として、光の森駅、三里木駅、原水駅に防犯カメラを設置しております。設置箇所数及び設置台数は、それぞれ26か所、137台になります。

また、議員が申しされましたとおり、大津地区防犯協会連合会に対し、地域での防犯活動を支援し、犯罪の起きにくい社会づくりを実現するため、自主防犯活動を推進する事業者等が防犯カメラを設置する場合に、令和元年度から防犯カメラ設置事業の負担金として、1か所当たり50万円を支出しております。防犯カメラの設置箇所数につきましては、令和3年度までに20か所に設置し、本年度10か所に設置することとしており、設置台数につきましては、本年度分を合わせまして50台になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 町長公約に、子どもの見守り及び街頭犯罪の抑止を目的として街頭防犯カメラ、行動を撮影するカメラを設置し、管理と運用、さらには犯罪の際には警察への捜査支援も行いますとありますが、今後の防犯カメラの設置をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置につきましては、犯罪の防止及び警察署が犯罪捜査を行う上で早期解決につながっており、非常に効力を発揮していると聞いておりますので、引き続き大津地区防犯協会連合会が実施する防犯カメラ設置事業に協力していくとともに、町単独でも子どもの見守りや街頭犯罪への抑止効果のある場所に大津警察署と相談を行いながら選定し、設置してまいります。

また、現在準備を進めておりますが、駅周辺のさらなる犯罪に対する抑止力を高めるため、今月中に三里木駅と原水駅の北側道路沿いに各2台の防犯カメラを増設することとしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 防犯協会以外にも町独自でということを含め、駅周辺ということで2か所というふうにありましたが、町長公約でございますので、担当の方もいろんな知恵を絞っていただきながら、危険な箇所は警察以外でもしっかりと取り組んでもらいたいというふうに思っております。

防犯カメラは、屋内、屋外、両方町の取付けということであると思いますが、今後、今ほとんど学校、保育園等は屋外という形になっているかと思いますが、今後、今いろんな事件等が発生しております。そういう面で行きますと、屋内の防犯カメラの設置の必要性も、私としてはあるのかというふうに思っておりますので、その屋内に関する防犯カメラの設置についても、しっかりと今後検討していただきたいと、これは提案して、次の防犯灯のほうに移らせていただきます。

町設置の防犯灯の設置台数の推移はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

町が設置する防犯灯につきましては、地域住民の安全確保及び犯罪の抑止を目的に平成16年度から整備を行っており、現在までに571基を設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 町設置のものとして571台というふうに回答がありましたが、基本的には防犯灯と街灯というのがあるかと思いますが、LED化率は何%になっているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

町が設置している防犯灯につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成16年度から整備を始め、当初は水銀灯タイプのもので整備を行い、水銀灯タイプで392基を設置しております。平成22年度からLEDタイプの防犯灯に切り替えて整備を行っており、現在までに571基を設置しております。

御質問の防犯灯のLED化であります。当初に整備した防犯灯につきましては年数が経過しており、これまでに相当数の水銀灯タイプの防犯灯をLEDタイプに交換しております。水銀灯タイプの寿命を考えますと、ほとんどLED化されているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 防犯灯以外にも街灯でも私が見るところには、まだLED化されていないところが私の地域にもございます。

我が国は2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現という目標を掲げており、その中にはLED照明への更新が含まれております。早期のLED化完了を提案するが、LED化の完了時期をいつまでと考えているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、町設置の防犯灯につきましては、ほとんどLED化されていると考えておるところです。町設置の防犯灯で、水銀灯タイプの防犯灯が修理、交換の対象となりましたら、順次LEDタイプに取り替えるところと考えているところ です。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） じゃあ、その防犯灯の設置基準はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

防犯灯の設置基準につきましては、菊陽町防犯灯設置規程に定めており、地区と地区を結ぶ区間に防犯灯を設置する場合は、町が整備することとしております。設置の要件については、最も近い既設の防犯灯までの直線距離がおおむね30メートル以上あり、防犯灯を設置する場所に電柱もしくはこれらに類するものがあり、共架することができ、または防犯灯用の小柱を建てることと規定されています。町といたしましては、地区と地区を結ぶ区間につきましては、児童・生徒の通学路を特に優先して設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 街頭防犯カメラは公道を撮影することが対象となるが、そもそも公道に防犯灯が設置されていない場合は、防犯カメラの設置はできません。今後、防犯灯の設置をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

先ほど防犯カメラの件でお答えいたしました。子どもの見守りや街頭犯罪への抑止効果のある場所に大津警察署と相談を行いながら、町単独で防犯カメラの設置を考えておりますので、防犯カメラが必要な箇所に防犯灯がない場合は、防犯灯の設置基準に基づきまして、防犯灯の設置を併せて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 設置基準は人それぞれの考え方で、ここは危ない、危なくないというものあるかと思います。なかなか設置基準どおりいかないケースもあるかと思いますが、少しでもそういう危険、暗いところがないように、明るい町になれるように、防犯灯のないところへの設置を進めていただきたいというふうに思っております。

県道の場合、県の街灯設置基準に満たない場合は、防犯対策が必要な場合は町による防犯灯の設置を検討することになりますが、そのときの設置基準をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

町民の皆様から、区、自治会を通じて防犯対策が必要であると御要望等があった場合は、現地の状況を調査するとともに、地域の皆様と相談し、その効果を検討して、防犯灯の設置をするかどうかの判断を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 地域からの声と、今後危険箇所もLINE等を通じながら情報提供していただくようなシステムを今検討し、導入をされようとしております。一つでも町の安全・安心な対策がしっかりと取られて、やはり菊陽町に来てよかった、住んでよかったという町になれるよう、しっかりと取り組んでいただき、私もそのようなものがあつたときは、町のほうにしっかりと情報提供してまいりますので、しっかりと取り組んでいただきたいということを私のあれとしまして、一般質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時53分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。傍聴席、ほぼ満席で、久しぶりかと思えます。研修の方もいらっしゃると思えますけれども、これだけ常に入っていると大変励みになりますし、気合も入ります。今日はありがとうございます。

それでは、議席番号14番、甲斐榮治、一般質問を行います。

なお、今日の一般質問の趣旨を理解していただくために、少しこの席で前語りをしたいと思

います。時間を少しいただきます。

吉本新町長が政策提言集の中で、日本一の潜在能力を持つ町というふうに菊陽町を表現していらっしゃると思います。まさにそのとおりだと思います。政令市熊本市の東隣に位置をして、熊本市の放つエネルギーの大きな受皿になっております。ただ、菊陽町はそれだけではなくて、独自の立ち位置と魅力を持っております。逆発信も最近は起きておるようです。

菊陽町は交通の要の位置にあります。東西には豊肥線、国道57号線が走って、県道大津植木線、大津西合志線も拡幅が事業化されて、その北側には中九州自動車道も建設をされております。皆様御存じのとおりです。これらと南北に交差する県道や町道も跨線橋等が設置されて整備されつつあります。西部には九州自動車道が南北に縦走しておりますし、空の玄関口、阿蘇くまもと空港も町内に位置をしております。土地はおおむね平坦で、災害には比較的に遭いにくい地形となっております。阿蘇の伏流水が豊かで、菊陽町の地下には膨大な量、琵琶湖の1.6倍という話もありますが、その地下水が重層的に存在をしております。この豊富な水資源が企業を引き寄せる戦略物資の役目を果たしております。

菊陽町には、ソニーや富士フイルムをはじめとする多くの企業が立地をしていますが、今回はTSMCが進出をしてきました。半導体の製造では世界でナンバーワンの占有率を誇る企業です。トヨタのおよそ4倍と言われております。国家戦略による誘致でもあって、このことによって菊陽町の拠点性も圧倒的なものとなりました。関連企業が周囲に進出してきつつあります。この地域自体が、菊陽町だけではなくて、この地域自体が熊本県のみならず我が国経済のエンジン部分になろうとしております。

皆様御承知のように、空港アクセス鉄道が大津駅分岐の流れとなっておりますけれども、三里木駅、中間駅、空港のルートには、なお捨て難い利点があると私は考えております。菊陽町の潜在能力は、なお計り知れません。

少し空港アクセス鉄道に触れますが、空港アクセス鉄道は大津ルートが主役になりました。三里木ルートからの変更については県がいろいろ説明をされましたけれども、私はその県の説明は不足であると考えております。説得力にも欠けると考えております。なぜなら、空港アクセス鉄道の最大の需要地は熊本市であります。直通とはいえ大津ルートは遠回りです。知事は、変更の動機として、TSMCの進出を上げていらっしゃいますが、台湾と阿蘇くまもと空港の間には定期便は開設されておられません。仮に、将来それができたとしても、台湾から来る人々は空港から会社まで社用車かタクシーの利用が主になるであろう、そう思います。

また、TSMCの製品輸送については特殊な技術が必要であり、工業団地に鉄道が敷設されない限り、鉄道による製品の輸送はあり得ないと考えられます。大津ルートへの転換は説得力に欠けております。知事の判断ですので、我々には分からぬ深い事情があったかもしれませんけれども、聞く範囲では大変説得力に欠ける。当初言われていた60メートルの高低差をどう克服するかについても説明はありません。

すなわち、空港アクセス鉄道計画とTSMCの進出には直接の関係は見いだせません。空港

アクセス鉄道計画の本質は空港へのアクセス時間の短縮と利便性の向上、さらには不便であり続けている県民運動公園や県の免許センターへのアクセスの飛躍的改善、すなわち県民の利益に沿う事業の実現にほかなりません。

とするなら、大津ルートへの変更の是非はさておくとしても、県民運動公園、県免許センター及び空港へのアクセスの要求は、なお依然として強く存在するということであり、今後も生き続けることを意味します。そして、この問題の解決こそ、南小校区の活性化の鍵の一つを握るものというふうに確信をいたします。したがって、私の今日の質問は、そのことを念頭に置いたものでありまして、空港アクセス鉄道計画が喚起した諸課題は、今後も継続することを申し上げておきたいと思えます。

今日は、今後の質問のプロローグというふうに御理解をいただきたいと思えます。こういう基本的な認識に基づいて、今日の質問をいたしたいと思えます。

質問の1と2は町全体に関する事、3と4については、町民の方から要望が寄せられた件についてお尋ねをしたいと思えます。

質問は、質問席で行います。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それでは、1番の質問に移ります。

T SMC進出関連事項について、菊陽空港線、下原堀川線の延伸、大津植木線の一部拡幅計画の進捗状況はどうなっているか、また町全体の交通混雑解消についての全体構想はあるかについて、町のお考え、現状をお聞きしたいと思えます。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

菊陽空港線延伸道路事業については、用地測量、境界立会い及び補償等調査は完了し、令和4年11月から道路用地の取得に向けて関係地権者の皆様へ個別に説明を行い、用地交渉に最大限の力を注いでいるところでございます。用地取得の進捗は、現時点ではおおむね予定どおり進んでおります。引き続き、関係地権者の皆様には当該事業への御理解と御協力をいただけるよう丁寧に説明を重ね、早期の用地取得完了に向けて取り組んでまいります。

さらに、令和5年度からは、一部区間において工事に着手する計画としており、令和8年度末の事業完了に向けて熊本県と連携しながら事業を進めてまいります。

次に、町道下原堀川線の延伸及び県道大津植木線の一部拡幅計画については、熊本県において、T SMCの進出を契機とした新たな交通需要に対応するため、町道下原堀川線の延伸については、合志インターチェンジへのアクセス道路として、県道大津植木線の一部拡幅計画は、県道大津植木線の多車線化として、基幹となる道路ネットワークの強化に取り組まれております。この2つの道路については、現在必要な概略設計を進められており、今年度中に検討を終え、速やかに詳細設計や用地測量に着手していきたいと聞いているところでございます。令和5年度当初予算においては、用地補償、測量設計を計上されており、スピード感を持って進め

られております。

次に、町全体の交通混雑解消についての全体構想については、現在町においては菊陽空港線延伸道路事業、南方大人足線交差点改良事業、下大谷1号線ほかバス停車帯整備事業を事業化し進めているところでございます。一方、県においても菊陽空港線延伸道路である新山原水線道路整備事業、大津植木線の多車線化、合志インターチェンジアクセス道路、国道443号の整備、さらには辛川鹿本線バイパス整備など、多くの道路事業に取り組まれております。これらの道路を確実に整備し、総合的な道路ネットワークを構築することで、交通渋滞緩和対策に寄与すると考えております。

しかしながら、本町では、朝夕の通勤時間帯では国道57号をはじめ、県道熊本大津線、県道住吉熊本線など様々なところでも渋滞が発生しております。これらの状況については、昨年から取り組んでいる町職員による交通渋滞実態調査を定期的実施し、渋滞の推移を見てまいりたいと考えております。その中で、現在進めている道路整備の効果も見ながら、国をはじめ県、近隣自治体としっかり連携し、将来を見据えた渋滞緩和につながる必要な施策に組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 何点かまた質問がありますけれども、1つは菊陽空港線ですね、特に町の担当部分である、その部分で住民の移転が必要になっておりますが、その移転に関して、若干何か問題が生じているというふうなことを私は今朝聞きましたけれども、そういうことがあるのかどうか、それについてまず聞かせていただきたい。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

住居の移転に関して問題が出てくるということでお話があったということによろしいでしょうか。移転を伴う地権者の方に対しましても、先ほど申しましたとおり、できるだけ丁寧に対応させていただくということで以前から答弁させていただいておりますけれども、そこはもうしっかり進めているところでございます。

問題点についてということでお尋ねございますけれども、個人的な案件という形になりますので、大変申し訳ございませんが、この場では答弁のほうは控えさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 私が申し上げたのは、長塚団地の住民の方の移転の件ですね。ただ、私も今朝聞きましたので、よくよく調べた上でないと詳しい質問はできません。

ただ、ここで確認したかったのは、そういうことがあってるのかどうかということをもまず確認させてもらって、後ほどこれやっぱり議会としても調査をしなくてはいけないというふうに思いましたので、聞いてみました。若干の問題を抱えているというふうに理解していいです

か。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） それぞれ個別でお話しさせていただいておりますので、そういうお話もそれぞれで個別で聞かせていただいているところです。具体的にはちょっと申し訳ありません。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それでは、また後の機会にそれは譲りたいと思います。

それから、大津植木線ですね、これは菊池バイパスからTSMCの工場予定地に至るこの道路、それを多車線化するというふうに県が申し出ておりましたが、何車線になるんでしょう、予定として。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 県のほうから説明のほういただいておりますけれども、現在のところは4車線以上と、多車線化というところで聞いているところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それで、あとは完成時期ですけども、菊陽空港線については令和8年度に完成、それからあとの下原堀川線とか大津植木線については完成時期は分かっておりますか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 県のほうから説明のほうでは、その完了年度ということでは、説明のほうはいただいております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） TSMCの稼働、JASMの稼働が令和6年となっております。2年間のそこにずれがありますが、その間の交通渋滞の対策について何か考えていらっしゃるれば、簡単にお知らせください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 計画についてということで申し上げたいと思いますが、この件につきましては、しっかり県、近隣自治体、町と検討のほうは進めているところでございます。その中で、町の取組といたしましては、現在取組を進めてございます、町道南方大人足線の交差点改良、こちらについては、ぜひとも出荷までには間に合わせたいということで現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今の国道57号線からTSMCに向かうその入り口のところの交差点の改

良、これはもうできるだけ急ぐということですね。分かりました。

それから、ほかにも特に菊陽町の場合には至るところが渋滞をしております。御存じのとおりですよ。町民の方から意見をお聞きすると、下手をすると、菊陽町はT S M Cができたことはありがたいことだけれども、結果として交通渋滞とか、今日は触れませんが、水ですね、この問題だけを引き受けるということにもなりかねないという意見もあります、町民の皆さんの中にはですね。

その他のこのT S M C周辺の道路ばかりではなくて、全体が渋滞をしているということも1つ認識をしておいてもらいたい。ほかの議員の方がこのことについてはまた質問されるようですので、今日はもうこの点、指摘するにとどめておきたいと思います。

それから、道路の問題は右から左に行く話ではありません。時間もかかりますし、費用もかかりますし、ただ特に費用については、町だけではなくて、当然国や県に働きかけをしてほしいと思っていますが、どのように働きかけをしたいと思っていらっしゃいますか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

現在取り組んでおります道路事業には、今後も莫大な予算を要しますが、必要な財源の確保はしっかりやっていかなければならないと考えております。今年度におきましては、菊陽空港線延伸道路事業の財源については、社会資本整備総合交付金を活用して事業を現在進めておりますけれども、必要な予算の確保については、昨年11月18日に国土交通省へ町長が参っております。さらに、11月28日には町長と議長が国土交通省九州地方整備局を訪問いたしまして、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算を重点的に配分していただくよう要望活動を行ったところでございます。国土交通省からは、町の計画に沿うよう予算づけしたいと考えていると、本事業の推進に関して力強い言葉をいただき、令和4年度の補正予算では、町の要望額に対して100%の配分率で交付をいただいているところでございます。

今後も本事業のみならず、本町で取り組む、特にT S M C進出に関連する各道路事業の予算確保につきましては、引き続き積極的に国へ要望を行い、円滑な事業推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） どのようにするかと聞いてもちょっと無理な話だとは思いましたけれども、覚悟の問題だと思います。

吉本町長は、県や国に対しても随分意思疎通ができておるようですので、ぜひ頑張っていたきたい。これも町民の皆さんからお聞きする意見ですけれども、町民の次元からしてみると、このT S M Cが菊陽町に進出してきたこと自体は大変うれしいことであるけれども、ただそのためには先ほどから申し上げております道路の問題、交通混雑の問題の解決、それから水ですね、水の質、量ともにちゃんと確保していくという問題、そういったことを、ある日突

然、国や県から降って湧いたように菊陽町は引き受けさせられたと、これは町民の方の御意見ですよ。とするならば、当然その条件整備については、国や県がしっかりと引き受けて、町の状態を改善していただくというふうなことで、遠慮なくこれは要求すべきではないかという町民の皆さんの意見です。ぜひ町長、議長、頑張ってくださいと思います。

次に移ります。

次の2番目の南部地域の開発についてに移りますが、これも職員の皆さん、あるいは町長もよく御存じだと思いますけれども、南小校区については計画はいろいろありますけれども、なかなか実際にその活性化の手がつかなかったというのが現状ですね。これも地域の方の御意見を聞きますと、南小校区は菊陽町のアフガンですという表現をされる方もいらっしゃいました。なかなかその活性化ができない、掛け声はいろいろかかるけれどもできない。特に、今回の、先ほど申し上げましたが、空港アクセス鉄道については、随分期待もしたけれども、結果的には大津のほうにそれが行ってしまった、落胆も非常に大きいというふうに聞いております。

南小校区ですから菊陽町の中の一地域ですけれども、ここはやはり菊陽町全体を考えたときに、ここがどうなるか、将来的にどういうふうに発展するかは、町全体に非常に大きく関わる、そういう問題だというふうに私は認識をいたしております。それで、先ほどのことも申し上げたつもりです。

なかなかその具体的なことに入ると、言いにくいところもあるかもしれませんが、どのような全体的な構想、この南小校区について持っていられるのか、その辺についてお伺いをしたい。できれば町長もこのことについては一言お願いしたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

南部地域の全体構想としましては、第6期菊陽町総合計画及び菊陽町都市計画マスタープランに記載しているところです。南部地域は、美しい自然や歴史文化遺産など多くの資産に恵まれ、空港を生かした企業の集積も進む潜在力の高い集落地エリアであるため、にぎわいの創出による定住人口の増加と農業生産基盤の充実、恵まれた自然環境や貴重な資源を守り育みながら、空港付近のポテンシャルを生かした集落地エリアの形成を将来目標としております。その中の主な施策として、定住人口の増加の促進、農地の集積・集約化、計画的な土地利用の誘導、企業集積が進む国道443号沿線などへの企業誘致の推進、道路整備や道路環境の改善、豊かな緑や白川の維持、保全、鼻ぐり井手などを活用した地域の活性化など掲げているところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。

この南部地域の活性化についてでございます。やはり私の政策にも掲げておりました、日本

一の菊陽町をつくりたいということを考えれば、やはりこの南部地域の活性化というのは非常に必要になってくるというふうに思います。必要になってくるというよりも、やらなければいけないという思いでございます。

ただ、美しい自然や歴史文化遺産を守るということは、当然念頭に置いていかなければならないというふうには思っているところでもございますが、甲斐議員が先ほどおっしゃいましたように、この菊陽町は非常にポテンシャルが高い、そしてTSMCがこの菊陽町にお越しになると、非常にまたいろんなところで活性化していくということでございます。

鉄道の部分に関しましても、将来的には鉄道が来て、南部地域を分断しなくてもよかったと思っただけのような様々な施策を考えていかなければならないと思いますし、それをする事で、この地域が活性化につながるようなことも考えていかないといけないというふうに思います。やはり県や国にしっかりと物を申せるような立場になって、この南部地域の活性化に向けては、町が一丁目一番地というところに位置づけながら、今後まちづくりに取り組んでいかなければいけないという思いでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） ぜひ力を入れていただきたいと思いますが、ちょっと具体的な質問を幾つかいたしたいと思います。

1つは、県が2016年に大空港構想Next Stageを策定をされて発表されました。その後TSMCが出てくるということが分かりまして、それを受けて現在では有識者会議を招集して、空港機能の強化や企業集積とまちづくりの観点から新たな構想を策定することを田嶋副知事が表明をされております。これは、今月の県議会ですね、御存じと、これを知っていられるか、知っていられれば、これにどうか関わるその意思があるかどうか、その辺についてお聞かせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 今、甲斐議員がおっしゃられた、3日の田嶋副知事が言われたことに関しましては、新聞等でも報道されておりますので、本町としましてもそこは把握しているところです。ただ、詳細につきましては、まだこちらのほうでは把握しておりません。

また、町としましては、先ほど甲斐議員も言われた企業集積が進む地域のまちづくりに関する施策を盛り込むとされておりますので、県の動向を注視しながら、チャンスに乗り遅れないように、本町としましても南部地域の活性化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 当然そうされると思いますけれども、どうか関心を持って、情報収集をしっかりしていただいて、対策も抜かりなく打っていただきたいと思います。

第2点目の質問があります。

これも御存じと思いますが、熊本市が阿蘇くまもと空港に熊本市の中心部から空港にアクセスする10分・20分構想ですね、これを大西市長がおっしゃっていらっしゃいます。

それから、最近熊日に載りましたが、集積推進エリアという工業団地、これを植木インターチェンジの1キロメートル以内、それから北熊本スマートインターチェンジ、城南スマートインターチェンジの半径1キロメートル以内に開拓をする、それからこれは多分菊陽町にも多少関係してくると思いますが、県道熊本空港線、国道443号線、これは何かといいますと、国体道路ですね。それともう一つは、空港からずっと空港沿いに抜けて、そして443号で陸橋で大津のほうにつながるという、そういう路線だと思いますけれども、その443号線の沿線に今言ったその工業団地を予定するという、4つの工業団地のことを発表していらっしゃいます。

2024年度に造成を開始するというふうなことで、この10分・20分構想、それから今の工業団地の件、こういったことに、私たちのほうは情報不足で、どの程度のことなのかよく分かりませんが、町としてはこれに関する情報をつかんでいらっしゃいますか。つかんでいらっしゃるのならば、どういうふうに関わろうと思っていられるのか、その辺をお聞かせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 新たな高規格道路による活性化についての御質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

熊本都市圏の慢性的な交通渋滞や交通拠点へのアクセスの弱さといった課題の解決を図る10分・20分構想は、熊本都市圏北連絡道路と南連絡道路、そして熊本空港連絡道路の3つの高規格道路で、熊本市中心部からインターチェンジまでを10分、熊本空港までを20分で結ぶ計画で、昨年8月の熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会の設立総会には、関係自治体の長や経済界の代表が出席され、本町からも後藤前町長、上田議長が出席されており、この総会において、会長に蒲島熊本県知事、副会長に大西熊本市長が選出されたところであります。

現在は、県と熊本市で概略ルート帯や構造案などの検討が進められており、大西熊本市長は2月の定例会において、任期中に都市計画の着手の着手を目指すと表明されております。また、県も現在開会中の定例会において、計画の実現に向けた取組をさらに加速させると表明されておりますので、本町も建設促進協議会のメンバーとして早期実現に向けて協力してまいります。

特に、熊本空港連絡道路は、熊本空港が立地する本町において、町全体の交通渋滞解消や町南部地域の活性化など様々な波及効果があると考えられ、新たな起爆剤になることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 私のほうから工業団地の件について、若干でございますけ

ど、答弁させていただきたいと存じます。

道明付近ですよ。道明付近で、先日新聞に載りましたけど、我々の情報につきましては、新聞の内容程度でございます。しかしながら、今後熊本市から何らかの説明があるというふうにお聞きしておりますので、我々としましては、443号のちょうど止まりがございますですね、空港線と接続して、そしてその後、辛川鹿本線の延長、これとの接続の部分の進捗状況とか、そういったところと整合性を取っていただきたいとは思っております。詳細につきましては、今後説明に上がられるというふうにお聞きしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 町としてもある程度情報を把握しながら、今後関わっていききたいというふうに捉えておきたいと思ひます。

それから、もう一点、県の半導体拠点推進調整会議というのがございますね。これは、いろんな規制がかかっている、市街化調整区域あるいは農振の規制がかかっている、そういう土地に関する調整会議だと思ひますけれども、この情報収集について、町は何か方策を講じているかどうか、お聞かせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 私のほうからお答えいたします。

半導体拠点推進調整会議だと思ひます。この会議につきましては、昨年の12月26日に、本町を含みます8市町において設置されたものでございまして、1月24日、市町村担当者研修会というものが県庁で開催されまして、本町からは農政部局、都市計画部局、企業誘致部局、この3つのほうに参加しているところでございます。

ちなみに、昨日、今申し上げました農政部局、都市計画部局、企業誘致部局の県のほうからもお越しになられまして、意見交換会を行ったところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） これもぜひ情報をしっかり収集して、やっぱり次の対策等についても抜かりなく行っていただきたい。

あまり時間ありませんので、すぐ次に移ります。

(2)、(3)、(4)については一括して質問をしたいと思ひます。

既存集落、戸次、馬場楠、曲手、辛川、井口の集落内開発区域を見直して、集落南部一帯を総合的に開発することはできないか。

関連します。県民運動公園、県免許センター周辺地域について活性化する構想はあるか。こういったことを民間に委託してはどうかと、この3点、まとめてお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君）　じゃあ、私のほうから2番、3番についてお答えいたします。

集落内開発制度は、市街化調整区域内の開発許可に係る制度で、既存集落の維持を目的に、都市計画法第34条第11号に定められた都道府県の条例で指定する区域内において、戸建て住宅、日用品販売店舗、店舗併用住宅の立地を許容するものです。熊本県では、平成20年4月22日付で区域の指定が行われ、開発許可制度の運用が開始されたところであります。本町のこれまでの実績として、令和5年2月末現在で、建物の棟数ベースで1,290件の許可が行われており、既存集落の活性化につながっているものと認識しているところでございます。

御質問の区域の見直し、一帯の総合的な開発について説明させていただきます。

まず、区域の指定が県の条例により行われるものであり、町が恣意的に区域を見直すことは難しいということがあります。これまで、本町と合志市、益城町、嘉島町で構成する市街化調整区域活性化連絡協議会でも、基準の見直しによる区域の拡大の要望を積極的に行ってまいりましたが、見直しに関しまして、現時点で示されているものはございません。また、仮に区域拡大の検討が行われるとしても、農業的土地利用との調整に支障がないことが前提となるため、農振農用地を含めることはできないものと考えられます。

次に、総合的に開発という部分についてお答えいたします。

集落内開発制度は、あくまで開発許可制度の一部であるため、都市計画のメニューにある区域区分、いわゆる線引きや地区計画等を補完するという位置づけになっております。言い換えれば、そもそも総合的な開発を行うことを想定した制度ではございません。というのも、このことは、国、県の指針のほか、都市計画マスタープランの策定過程における審議会等においても再三指摘されているところでございます。南部地域につきましては、定住促進補助金制度の効果も相まって、近年では曲手地区において65戸の開発があり、これが呼び水となり、現在辛川地区、馬場楠地区においても開発の話が上がっております。今後につきましては、現行の集落内開発制度と住居系地区計画制度を適切に組み合わせながら、地域の活性化に取り組みたいと考えております。以上です。

議員のほうからは(3)番の県民運動公園、県免許センター周辺についての活性化する構想はあるかということでございますけれども、先ほど述べました、次に高規格道路という話が出てまいっておりますので、ここに期待したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君）　総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君）　それでは、総合政策課のほうからは、4番の民間に開発を委託してはどうかという御質問にお答えします。

南部地域の構想や開発を具体的に進めるに当たっては、町全体の状況を見ながら、計画的に南部地域の地域振興策を進めていきたいと考えております。

なお、豊富な専門知識と経験を持つ民間事業者に開発などの業務を委託することは、コスト

の削減や行政事務の負担軽減、時間の効率化などにもつながり、町単独で開発を進めるよりもメリットはあると考えておりますが、委託が可能な部分と難しい部分や、メリット、デメリットもあると思いますので、自治体、民間それぞれの得意分野を見極めながら、構想の実現に向けて取り組んでまいります。

また、先日3日に開催された県議会代表質問で、県は熊本空港の新旅客ターミナルビルの開業や、TSMCが菊陽町に新工場を建設することを踏まえ、熊本都市圏東部地域の将来像を示す大空港構想Next Stageの見直しに向け、有識者会議を新たに設けると表明されました。その改定の中には、企業集積が進む地域のまちづくりに関する施策を盛り込むとされておりますので、県の取組を注視しながら、チャンスを逃さぬよう、南部地域の活性化に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） まだちょっと細部にわたって議論をしたいところですが、こうして答弁を聞いておると、これはもうこの項目だけで60分では足りないぐらいのそういう内容だということに今気がつきました。改めてまたこれは項目を設けて、次の機会でも、私がい次、ここに席があればの話ですけども、お聞きをしたいというふうに思います。

私が申し上げているのは、今南小校区を考えてみますと、国体道路が帯山から真っすぐ来ていますね。私たちは熊本市から菊陽町へのアクセスを考えると、57号線を中心に考えますが、よくよく考えてみると、熊本市から一番近いのはこの国体道路です。これはストレートに真っすぐ来ます。これの活用、これやっぱり改めて見直す必要がありはしないか。今町のマスタープランにもその国体道路の北側に町の道路の計画を上げていらっしゃいますね、マスタープランの中に。私が申し上げているのは、それよりもさらに北側に里道があります。里道があって、そして既存の集落と林ですね、竹林とかそういったのがいっぱいありますけども、そういったその間の地域、これは必ずしも優良農地ではないというふうに、私はあの地域の方と一緒に見て回ってそう思いました。

これは、何かその方法をいろいろ考えれば、総合的に開発できるんじゃないかというふうに思った次第です。総合的にと言いましたのは、単に住宅だけではなくて、住宅だけでは人は集まりません。その中にショッピングセンターとか、あるいは都会的な楽しみの施設であるとか、そういったことまで含めた開発でないと、なかなか活性化しない、そういったことができないかという思いが1つありました。

それと、鼻ぐり井手が先ほど出てましたですけども、その鼻ぐり井手も単独であそこにあるだけでは、あれもちろん意味がありますけども、もうちょっとあそこを魅力的な一角にするためには、いろんな手があるんじゃないかと。これも地元の方とお話をしましたが、中の島がありますね、鼻ぐり井手と白川の間に。あそこが今竹山とかもう雑木で、荒れてはいないですけども、そういう形になっていますが、これを公園化して、あの中の島と県道のほうを橋で、簡

易な橋でいいと思いますけども、結んで、そこから渦が直接見えるように、現在ではもう夏草が茂ると見えません。そういった、そして公園化をして、そうしますと、後ろを流れているバイパスですね。鼻ぐり井手のバイパスもきちんと見れるということになりますし、そういったその変化、それともう一つは、これももう地元の方のお話ですけども、水車小屋等をあそこに、どこかあの付近に造って、そして水車小屋に関連したレストランとか、そういったものを配置して、人が集まるような、そういうことはできないかと、こういったことがありましたので、私の今日の質問になっております。

そういったことも含めて、この南小校区を、さらには県民運動公園、それから県の免許センター、その辺の開発とも絡めてやれば随分変わってくる。T SMC 関連でも、この443号から菊池バイパスに出て、そして先ほどから交差点の改良とかがありますが、そういったルートで導けば、交通渋滞の解消にもなると。いろんな可能性を含んでいると思いますので、ぜひこれは今後も質問を続けていきたいというふうに思います。

町長、その辺について、何かその構想的なものがありますか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。甲斐議員、夢のあるような話をありがとうございます。

構想といたしましては、やはり先ほどからお話しさせていただいたように、南部地域の活性化というところでは、しっかり考えていかなければいけないというふうに思いますけども、考えていくばかりでは当然何もできないので、やはりいろんな議員の方々、そして町民の方々の御意見を聞きながらやるのが私の使命だというふうに思いますので、この南部地域の活性化につきましても何とかやってまいりたいというふうには思います。

先ほどの鼻ぐりの中の島の話も、多分記憶にするところでもありますけども、大塚議員が多分議員のとき一般質問されたというふうには認識をしております。そういったところも含めながら、あの南部地域の活性化についてはやらなければいけないというふうには思いますし、いろんな可能性を排除することなく、やはり先ほど申しましたけど、南部地域の活性化がこの菊陽町の活性化につながるということは私も非常に強く考えておりますので、こちらは私の一丁目一番地というところで位置づけをしながら、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 何度も申し上げておりますように、この南部地区、南小校区の開発については、もう議員、いろんな議員がいろんな角度からこれまで提案をしてきましたけども、なかなか現実には動かないという歴史があります。

今回はこのT SMCの件もありますし、一つのチャンスでありますので、ぜひ具体的に動くというふうなことで、今後考えていただければというふうに思います。

それから、ではもう時間があとありませんので、駆け足で参りますが、町営住宅の件について簡単に質問したいと思います。

老朽化した町営住宅の管理運営について、改善、維持管理の計画はあるのか。マンパワーは十分であるか、2つ一緒をお願いします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） それでは、御質問にお答えいたします。

現在、町営住宅は9団地、224戸を有しており、建設課において住宅の入居及び退去に関する業務、家賃の決定、変更及び収納に関する業務、整備計画及び維持管理に関する業務などを行っております。また、現在管理している建物の建築年度は、昭和53年度から平成28年度までとなっており、昭和53年度から建築された中代団地、入道水団地、馬場団地は特に老朽化が著しい状況となっております。

このため、中代団地、入道水団地、馬場団地につきましては、令和5年度の菊陽町町営住宅長寿命化計画の見直しの際に、改修対象の団地として位置づける予定でございます。この長寿命化計画は、町営住宅ストックの維持管理、改善、建て替えを計画的かつ効率的に進めることを目的として策定するものでございます。この3つの団地の具体的な改修計画等につきましては、現在検討を進めているところでございますが、令和5年度の計画見直しで改修対象の団地として位置づけができましたら、中代団地から令和6年度以降に国の社会資本整備総合交付金を活用して改修事業に取り組めるよう、準備を進めているところでございます。

また、このほか6つの団地につきましても、長寿命化計画の中で各団地において屋根や外壁、給排水設備等の修繕周期を踏まえた改修計画を整理し、町営住宅の性能の維持に努めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） (2)の町営住宅の維持管理について、マンパワーは十分であるのかという御質問ですが、現状の業務内容であれば適正であると考えております。しかし、建設課長からありましたように、令和6年度から中代団地の大規模改修事業に取り組む予定ですので、令和6年度の組織体制や人員配置を検討する中で、町全体の業務量のバランスなども考慮し、適正な対応を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 時間がありませんから、簡単に申し上げますが、今課長が申された団地ですね、私も見て回りましたが、もう随分老朽化が激しい、もうどなたが見てもそうだと思います。これをどうするかについては、また今後いろいろ意見も交換しながら、関わっていきたいというふうに思います。

特に心配しますのは、上水道、下水道、このインフラがもう老朽化して、それをどうするか

というのは大問題だというふうに思っていますので、今後また取り上げていきたい。

それから、マンパワーですけれども、私がお聞きした範囲では、現在224戸の町営住宅があるのに、専門で当たっているのは1人、これはちょっとやっぱり仕事の業務内容も今日は触れませんが、聞いてみるとやっぱりかなり無理をしているみたいで、このマンパワーについてももう一回検討して、これでいいのかという、その検討はぜひしていただきたい。ちょっと無理ではないかというのが私の感想です。

それで、あと4分ですので、ちょっとイエスかノーかレベルで答えていただきたいんですが、町施設の供用について、総合体育館の供用開始の事業、行事があると思います。これもいろいろ言われておりますけれども、町長の施政方針にも、みんなでつくる町というのが4本目の柱に入っています。ぜひ町民参加の形を取っていただきたい、それに対する考え方を簡単にお聞きしたい。

それからもう一つは、町民センターあたりを利用するとき、町民が何人か、町外が何人かよく聞かれるんですね。これは非常にプレッシャーになります。いろんな理由があつてそうなっていると思いますけれども、これはもう撤廃すべきじゃないかと考えています。その2点について簡単にお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 中央公民館長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

まず、総合体育館に伴うオープニングイベントにつきましては、12月議会において、廣瀬議員、矢野議員、坂本議員に答弁しましたとおり、町民が楽しめるイベント、特に子どもたちがスポーツに関心や興味を持てるようなイベントができるように検討を進めております。これまでに町体育協会加盟団体をはじめ、町子ども会や町文化団体、県内のプロスポーツ団体などからも協力の提案をいただいているところです。これらのことを踏まえまして、できるだけ多くの町民に参加してもらえよう、1日のみのイベントではなく、オープン記念イベントとして数回に分けて開催することも検討しているところでございます。

(2)番の御質問ですが、現在町民センターを利用する場合は、各町民センター設置条例により使用料を定めており、使用者のうち町外者が半数を超える場合は3倍の額となっております。町公共施設につきましては、町の予算で設置しておりますので、町民の方に優先的に利用していただくことが大事であると考えております。また、施設活用の面としては、町民の方が利用されていない時間には、町外の方にも多く利用していただき、稼働率を上げることも重要と考えております。

今後、町外利用者の制限緩和については、前向きに検討を進めるとともに、町民が不利益を被らないよう、利用規則の見直しも含めて検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 最後の点ですが、菊陽町が今この周辺自治体の中で占める位置を考えた

ときに、全ての面でこの中心的な存在になろうとしているというふうに私は考えております。その菊陽町の施設を利用するときに、菊陽町民であるか、その近隣、非常に近いですね、であるかというふうなところで、垣根を設けるべきじゃないんじゃないか。交流人口のこともあります。何か菊陽町が主導して、施設も外に対して開いていくという方向のほうが、今後合うんじゃないかというふうに私は考えております。ですから、この使用料の3倍というのは、もう撤廃したほうがいいんじゃないか、そういう御意見を申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時4分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 皆様こんにちは。北山正樹でございます。一般質問をさせていただきます。

今日は、私が一般質問する中では、もう珍しくたくさんの方の傍聴の方に来ていただきまして、本当にありがとうございます。身の引き締まる思いでございます。

こうやって町民の皆様が傍聴に来ていただくということは、我々にとっても大変ありがたいことでもございますし、そして吉本町長以下、町執行部の皆様は、この私たちのやり取りに対して町民の方々が大変関心を多く持っていらっしゃるということのあかしでもございますので、今回の質問に対しては簡潔に、しかもストレートにお答えをいただくようお願いいたします。

この質問に入る前に、先ほど西本議員が触れましたが、ウクライナですね。あの戦争を思うと、こんなになっちゃうんですよ。もうとにかく頭が回らなくなって、何とかならないか、もう気持ちだけが先に走ってしまう。ロシアの攻撃は冬を味方にするといいますか、人々の暮らしを破壊する、インフラを破壊するという、凍え死んでも構わないというような、そういう人道違反の行いをあえてすると、そういう姿がもう見えて、憤りに震える毎日でございます。一日も早くロシア軍が撤退して、平和な、そしていつものようなウクライナが戻ることを、一日も早く来ることを私は今思っているところでございます。

また、トルコ・シリア地震ですね、あの地区は日本よりもやはりプレートの関係で地震が多い地区でした。今回も地震があつて、あれだけの被害、先ほど5万2,000人という方でしたけれども、多くはまだ瓦礫の中に埋まっていて、これから先出てくるとその数も増えていくのか

な。もう言葉がないですね。僕は防災士の立場でもありますけれども、そこから見ると、違法建築がずっと何か許されてきたということが、とてもとてもトルコ政府に対しても憤りを感じるところです。

防災というか、発災というか、事故というか天災は人間は避けられないんですよ。でも人命は救えるんですね。じゃあいつその構えをするのかというと、平時に考えなければいけない。だから、鉄筋を太くする、あるいは何か違法に柱を切るなんていうことが行われているのを見過ごすということは、とてもとても許されることではない、そのように考えて、日本ではあり得ない事態ではありますけれども、そのことに対してもやはり何か心が痛む毎日でございます。

さて、それでは、今日の一般質問に入ります。

今日は3項目を上げておりますが、1番目と3番目の一部ですけれども、これは以前私が質問したことについて、今後の進め方についてお尋ねをいたします。2番については、この菊陽町の行政、我々が住んでいる、住民の皆さん方が住んでいるこの町の在り方に対しての第一義的な責任というのは、行政を担っている町執行部だろうと思っております。その執行部の考え方と、そして菊陽町に64の行政区がございますが、その行政区を運営している自治会との間での意思のずれというものが最近目についているように見えます。そのことについて町の考えをお尋ねをしてみたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

1番目のeスポーツの推進、実施計画をについてお答えをお願いします。

残余の質問については、質問席から行います。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） お答えいたします。

eスポーツの導入につきましては、令和4年3月議会の北山議員の一般質問において、今後は既存の介護予防事業に加え、先進自治体の事業効果等についての調査を行うなど、eスポーツの導入についても検討を行ってまいりますと答弁したところであります。

eスポーツは腕や指先を動かし戦略を立てるなど、頭と体を使うことで、介護・認知症予防をはじめ、健康づくり、運動機能の改善等が期待でき、また高齢者の社会参加が促進されることで、希薄化した地域コミュニティの活性化にも寄与することとされています。また、実際に検証を行った自治体からの報告によりますと、注意力の向上や脳の活性化をはじめ、体脂肪率、筋肉量及び血糖値についても改善が見られたということでございます。

本町におきましても、令和5年度からふれあいサロンや住民主体の通いの場等で取り組んでいる活動の中にeスポーツを取り入れ、介護予防活動を充実させていきたいと考えています。

なお、先日ふれあいサロンの全体会において、eスポーツのデモンストレーションとして、だるま落としやモグラたたきゲームを行いましたところ、参加者から、最初は抵抗感があったが、一度触れてみると楽しかったという好意的な意見もいただきました。

最後に、今後の進め方としましては、4月から参加団体の募集をはじめとした準備を開始し、8月に開始する計画で進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ありがとうございます。去年3月に一般質問をして、1年あつという間に過ぎたという感じで、どうなるのかなと思っておりましたが、来年度予算案のほうにも出費項目が200万円余り上がっておりますので、進めていただけるということで、もう大変うれしく思います。

また、近隣の実施自治体にお尋ねをしたとおりの反応が、町民の皆さんから上がっているということです。初めは、こんなのやってみようかな、面白くないかなとか、敬遠していた方が、実際やってみたらすごく面白いということで、心の中の活性化、あるいはTMT数値といいますけども、そのTMT数値が非常に、今課長が申されたことですが、数値が非常に上がって、健康にもつながる。ただ僕としては、やはりこれは後でまたちょっと別の項目のほうでまた触れると思いますけれども、おじいちゃん、おばあちゃん世代と、その子どもたち世代、ゲームをやる小学生、中学生世代の親子間の交流が生まれる、あるいは美里町の例でいくと、その同じぷよぷよというゲームを使っているけれども、そこをプログラミングが得意な町内の子どもたちにちょっと手を加えてもらうというやり方で、子どもたちのプログラミング教育にも当てているという、僕としては、高齢者福祉という観点だけではなくて、もう少し広い効果があると思って僕は勧めたというか、提案をしたわけですが、今後もそのような方向で進めていただきたいと、そのように思います。

美里町は、eスポーツをやるに当たって、合志市もそうですね、自分のところに一般会計からは一円も出してない、そのTMT数値というものを要するに改善する項目ですね、こんなことをするとお年寄りの方が活性化する、そういうものを数値化したものを企業版ふるさと納税ということで、その事業費を出していただいている企業に、その成果としてのデータを上げるということのやり取りで、自分のところの財政から出すということをせずに賄っていると。合志市についてはスポーツ庁からの補助金をもらってやると。何か先ほど担当課の介護保険課のほうにちょっとお尋ねしたら、8月になる予定としては、県補助金の可能性があるかと、こんなこと言っちゃ、言わないほうがよかったのかな、いいのかな、そういうことがあるということです。僕は大変喜ばしいこととっております。今後もちろん進めていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

では、2番に入ります。

今後の自治区運営の協働の在り方についてということです。

要するに、町は、先ほど冒頭で言いましたけれども、この町の在り方についての第一義的な責任というのは、僕は町にあると思っております。町というのはその行政にあると思っておりますよ。ですから、いろんな政策というのは町が考えてやります。それを実際に行うの

は、実は64の行政区ということがいっぱいあるわけですね。一つ一つここに①から⑤まで載せていますけれども、これは①から⑤までのことを取り上げるのではなくて、その地区の方々で、こういう問題があるんですよね。これについてはちょっと町執行部との関係で、何かこう自分たちにとって不利というか、自分たちが雑務を引き受けているような印象があるよねというような声があったものを5つだけ上げているだけです。もっともっとたくさんあるんですよ。ですから、このことについて、まず①のことから簡単にお尋ねをして、問題というか、状況をちょっと、町執行部が判断している、認識していることについてちょっと述べていただいて、最後に総括的な質疑をしたいと思いますので、まず①のほうからの答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） それでは、御質問にお答えいたします。

ごみステーションの管理におきましては、地区のステーション数の増減がある場合、区長、自治会長よりごみ一時保管所設置申込書を提出していただいております。また、ごみ一時保管箱の設置、動物よけネット等の設置が必要であれば、設置費用の補助金の申請を行っていただいております。

なお、町より委嘱しております各自治会の環境美化推進員の皆様には、環境美化パトロール、廃棄物の収集に伴うごみの分別指導などを行っていただいております。ごみステーションの管理は今後も各地区にお願ひし、環境美化及び廃棄物行政の円滑な推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） ②の自治会内の加入者と未加入者との間の……。

（9番北山正樹君「ごめんなさい、②は、①だけで」の声あり）

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） すみません、僕の進め方が悪くて申し訳ありません。先ほどそう言ったので、答弁いただこうと思ったんだと思います。ちょっと、①一つ一つ簡単に触れて、⑤まで行きたい。申し訳ありません。僕の間違いです。

ごみステーションの管理というのは、とてもとても大変です。冬はいいですけど、夏場になったら、臭いもするし汚れるし、やはりこの②番にちょっと関係するんですけども、住民の間で意識の不平等感というのが出てきてしまうんですよ。そのごみステーションの前に暮らしていらっしゃる方は、もうずうっとそこにごみがあると。いつもいつも汚れている、どこかに持って行ってくれということが1つと、あともう一つは、自治会に入らないけど、ごみを捨てたいときにはどうするんだってこの問題もあって、そういうことについても全部自治会がいろいろと気を配ってやってるわけですね。

ですから、こういう問題があって、先ほどネットの要望があったらば、それは補助しますというのは、それはそのとおりかもしれませんが、やはりごみ収集というのは町の業務の

一環ですから、そういうことに関して言えば、何か申請を受けたら補助してあげますよという姿勢は、やはり僕はちょっと違うのかなと、そういうふうに感じます。ということを書いて、最後にまた触れたいと思いますので、ここで②をお願いいたします。すみません。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） ②の自治会内の加入者と未加入者との間の不平等の存在についての認識を問うについて総務課からお答えします。

自治会内の不平等としまして、自治会加入者は区費を負担し、清掃活動などの区役を行ったり、班長や組長などの自治会の役員を担っていますが、未加入者はこれらの負担を行っていないといったことがあります。また、自治会で設置している、ごみステーションや防犯灯の設置や維持に係る費用を負担していないといった不平等があることも認識しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） この不平等がやっぱり一番多くて、地区の中でかなりもめるところですよ。先ほど言った①に関連するんですけども、自治会に入っていない方が、ごみステーションにごみを捨てようとする、そこの方々から、ここにはごみを捨てるなど言われたと、僕に相談があったんです。でも、私たちは住民税払ってるからごみを捨てる権利があるんでしょうと、そういうことなんですけども、やっぱり地区の中でうまくいかないと、なかなか日々の暮らしも大変でしょうということでお話をさせていただいたという経緯があって、それともう一つ防犯灯というか、先ほどの質問にも出ましたけれども、行政区の街灯ですよ。その電気代はその行政区の会計から出しているんですよ。

ですから、その自治会に入っている人は自治会費の負担がある。清掃とか、あるいは年末の夜回りとか、等々いろんなものを負担をしながら、でも自治会に入っていない人は何の負担もなく恩恵だけ受けれると、不公平じゃないかと、そのようなことがあって、この問題を単なる任意の団体の任意の中の話というふうにしていくと、僕としては自治会に入る人がどんどんどんどん減るんじゃないかなと。自治会運営が成り立っていかなくなるんじゃないかなと、そんなふうに考えます。僕は危機感を持っているということで、このことを②番に上げさせていただきました。一応この指摘ということだけでとどめて、先に進みます。

じゃあ、③番の民生委員についてお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） 3つ目の民生委員の選任などを自治体に委ねていることへの現状認識を問うについてお答えいたします。

令和4年は、民生委員・児童委員さんの3年に1度の改選の年でした。町では、各区、自治会からの推薦を基に町民生委員推薦会で審議しまして、その後、熊本県から厚生労働省に推薦され、今日現在、地域担当の民生委員・児童委員として52名、町全体の主任児童委員として3名の方が厚生労働大臣から委嘱を受け、熊本県知事から特別職の非常勤職員の辞令を受けてお

られます。

民生委員・児童委員の資格要件については、民生委員法第6条において、「民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当っては、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない」と規定されています。民生委員・児童委員さんは、地域の皆さんとコミュニケーションを取って、時には相談に乗り、時には必要な支援につなぐ役割を果たしていただける方になっていただく必要がありますので、選任に当たり地域の実情をよく知っていらっしゃる区長様、自治会長様及び前任の民生委員様などに各地区の候補者探しをお願いして、適任者を自治会として推薦していただいているところです。

なお、推薦していただくに当たり、なかなか成り手がいないといったお声をいただいておりますので、大変御苦勞をおかけしていると認識しているところです。そういった状況でありますので、町と社会福祉協議会では、民生委員・児童委員さんの活動意義を広く町民の方に理解してもらい、各区、自治会と連携しながら人材の発掘に努めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 民生委員さんになっていただく方が非常に少ないというのが僕のところに入ってくる声なんですよね。ですから、民生委員さんの改選のときに、ある区長さんですけれども、毎日毎日外を歩いているんですよ。今日は何の御用ですかと、何か声をかけたら、いや、民生委員をお願いするために、ちょっとあの方、この方、その方といっても何回もお訪ねをしているけど、なかなか引き受けてもらえんすたいなという、そういうことを言っておられました。

民生委員というのは民生委員法という国の法律もあって、その法律の中ではボランティアというところ、非常勤の公務員という位置づけで、非常に何かこう高くあがめ立てられているような感じの地位なんです。しかし、ボランティアということ的前提に無給ということになっていて、これは国の制度だから、国がそういうところは是正しなければいけないんですけども、基本的には国が地方自治体のほうに委ねている事務事業の一つが、この民生委員・児童委員という制度ですので、この制度を役場としてはどうか、執行部としては、自分たちが各地区の民生委員を見つけて任命するという事は、事実上不可能だと思いますので、どうしてもその自治会をお願いをするしかない。ですから、自治会の役割というものもどんどんどんどん増えている、特に自治会長さんというか、その役員さんですね。役員さんたちに乗っかってくる負担というのが、もう年々重くなっているということを、まずは認識をしていただければよろしいかな、そういうふうに思っております。

では、④番についての答弁をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） ④災害時の避難や安否確認をはじめ、細部の確認や救援救護の実施には、行政区側との協働は欠かせない、行政区との協働の在り方から役割分担についての方針を問うの御質問にお答えさせていただきます。

災害時における被害状況の把握や安否確認等、行政区と町の協力は欠かせないものであり、特にその行政区の代表である区長、自治会長との連携は必要不可欠なものでありますので、平常時から災害時の対応について共通の認識を持つことが重要であると考えております。

また、防災は地域が一丸となって自助、共助へ取り組むとともに、地域防災を担う共助の主体となるのが自主防災組織であると捉えております。

御質問の行政区との協働であります。町といたしましては、この行政区ごとに組織されている自主防災組織の活動を支援することを考えております。具体的な行政区側の役割につきましては、平常時の活動といたしまして、地域が一体となった防災訓練、安否確認の方法、避難経路の確認等でございます。災害発生時の対応といたしまして、被害状況等の情報の収集及び町への伝達、初期消火活動、地域住民に対する安否確認、避難誘導等があり、この活動を確実に実行することにより、災害時における被害の最小化が図られるとともに、地域の防災力向上につながるものと考えておるところです。

今後とも町民の皆様の安全・安心の実現のため、自助、共助、公助の役割分担、自主防災組織及び防災士の育成支援による地域防災力の強化に取り組んでまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 熊本地震のときに、この菊陽町の住民の皆さんも避難をしました。大きな避難所というよりは、やっぱり近くの公民館のほうが安全だとか安心だとか、盗難とか、そういうことも考えて、そういうことをおっしゃっている方がいて、避難された方々に対する救護の道具であるとか食料であるとかというのも全部実は自治会に持って行って、自治会が手当てをしたのが事実ですね。ですから、これは例えばあるシステムがあるじゃないですか。温度管理のシステムでもいいし、何でもいいんですけど、そのシステムというのは、要するに頭脳となる部分と、それを実際に動かす、その実動部隊というものが、システムが一体になって初めて機能するという事なんですよ。

ですから、町はその頭脳の部分を担当という意味でしょう、今の危機管理課長の答弁は。ですから、あとはその地区防災士に委ねるということですけども、そのところはシステムが一体になっているということ、その地区と意識が一体になってないと、自分たちは、何か発災後、様々なその救護活動とか、そういうことについては、全部何か知らないけど、雑務は全部自分たちが受けるというような形を前提とした話というふうに聞こえるわけですよ。やはりそのところは、町の考えと、それからその地区の方々、あくまでも本当に重要な部分を担ってもらうのは、やっぱり行政区の中の人、隣近所の人たちなんですよ。ですから、そういうことを念頭に置いて、この防災計画とかということもつくっていただかないといけません。

実際に、発災した後の避難あるいは車中泊とか、そういうのもありましたから、そうすると、どこに何人誰がいるというその情報を出すのも、町の方々はできないわけですよ、地区の方しかできないんだから。ですから、何らかの形でその町の実情というか、町民の実情というのを分かるのは、その行政区の皆さん方の協力がなければできないわけですので、そういうことをもう少し明確にして進めていただきたいと、そのように思います。

いろいろとこの辺については不満がありますので、では⑤番についてお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 5番目の道路の不具合等の相互連絡についての具体的な方針を問うについてお答えいたします。

現在、町では町が管理する道路の維持管理のため、平時においては建設課職員が現場に出向く際にパトロールをしていることはもちろんでございますが、今年度から建設課職員による月初めの一斉パトロールを実施しております。加えて、全職員に、道路の不具合があった場合は建設課に連絡をお願いするなど、適切な維持管理を図るため取り組んでいるところでございます。

さらに、地域の皆様からの道路の不具合等の連絡については、町広報紙や町ホームページ等で周知を行っているところでございます。区、自治会には、区長、自治会長へ行政連絡会を通じて、道路の不具合があった場合は連絡をお願いしているところでございます。

御質問の相互連絡についての具体的な方針につきましては、来年度から現在の道路の維持管理の取組に加え、道路の損傷や通行の際の不具合を住民の方が発見した際に、アプリで通報する道路異常通報システムを導入することとしております。導入後は、このアプリを広く町民に周知し、地域の皆様からの協力を得ながら、よりきめ細やかな道路の維持管理の対応が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。そのためには、区長、自治会長へこのアプリの導入について説明を行い、地域の皆様の協働の取組として御理解いただき、広く地域の皆様へ周知していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） アプリができるということで、大変喜ばしいと思っています。そういうところで建設課の皆さんが一斉パトロールして、この町道を全部確認するというのは、僕はもう難しいというか、不可能に近いと思っているんですね。ですから、こういう道路の感覚、道路というのは我々住民も使いますので、ですから道路の健全化というのは町民一人一人がやっぱりその責任を分かち合うというか、そういう考え方で、地区の方々に協力をぜひとも依頼するといいですか、その必要性を説明していただいて、そのアプリで管理をするということをどんどん進めて、先日みたいな専決の例をぜひともなくすように努力をしていただきたいと、そのように思います。

この1から5までのあったことが、ごく一部なんです。ほかにもいっぱいあるんですけど

も、なぜこういうふうになったかといいますと、僕の勝手な考え方もかもしれませんが、以前は嘱託員制度というのがございましたでしょう。嘱託員制度があったときというのは、各行政区に嘱託員の方がいらっしゃって、嘱託員の方は町の特別職という、ですからそういう意味では何か町執行部と行政と、その地区の方々との間で、ある意味一つの一体感がそのときはあったかなと思っていました。ただ、それがなくなって、今は契約という形になっていったときに、何か少し話が変わったなという感じがします。

近年の、これは日本中、全体がそうだと思うんですけども、やはり個人主義というのが、もうどんどんどんどん、うまくいかないほうに僕は広がって行って、集団意識の希薄化と僕は思っているんですよ。集団意識というのは、かつてこの組織はこういうものです、ああいうものですと、ある意味の共通の認識というやつですけども、今までは60代、60歳ぐらいまではお仕事をされていたが、退職した後、今度は自分がこの区なり町に奉仕をしましょうと。奉仕といいますか、協力しましょうという考え方が成立していた時代、ところが最近70歳過ぎまでお仕事される方も結構多くて、その70歳を過ぎた後、お仕事を辞めて、じゃあこういうことをやってみてくださいという、いやもう年だから、そんなに面倒くさいことはやりたくないというふうな形になって、区長さんの成り手というか、役員のさっきの民生委員じゃないですけども、その次の役員さんが見つからないということに各地区は直面をしていると。でも、そう言いながらも、今1から5まであったように、町の第一義的な行政の範囲というものを実際に執行してもらおうという立場の各自治体は必要なんですよ。

ですから、こここのところの差がどんどんどんどん大きくなっていきますので、今後この町はこの問題に対してどのような考え方で進めていくのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 区、自治会の運営、協働の在り方について全体的な町の考え方を述べさせていただきます。

区、自治会などの自治組織の役割は、互いに支え合い、住みよい町をつくっていくことあります。そのために、親睦行事などを通じて、住民同士が交流を深めたり、地域の生活環境の向上に取り組んだり、様々な活動が行われております。現在は、先ほど議員が申されたように、人々の意識が多様化し、地域の結束力も弱まっているように感じております。しかし、地域の様々な課題は、住民が協力し合わないと解決が難しいものばかりでございます。自治会などの自治組織は、住民による自立したコミュニティーづくりの主体となるものであり、地域を住みよい町にするためには、地域で活動を行っているこれらの自治組織が、大変重要な役割を果たすことになると思われまます。町は、このような役割を担う区や自治会に対して、今後もしっかりと支援を行ってまいります。

また、地域の代表である区長、自治会長の皆様には、行政とのパイプ役として重要な役割を担っていただいております。また、議員からありましたような地域での様々な課題もあり、大

変御苦勞されているものと認識しております。

御質問のありました地域と行政との認識の差異については、区長会からも話があり、ほかにも今後の自治会運営の在り方や区長の成り手不足の課題などもあり、現在区長会と町で協議を行っているところでございます。今年度は論点整理を行い、来年度からは個別の課題について、区長会と総務課、それに担当課を含め、解決に向けた協議を行うこととしておりますので、この協議の中で、先ほど幾つか上げていただきました具体的な項目についても協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ありがとうございます。自治会だから、住民自治区なので住民でやってくださいというのが今までの僕は流れだったと思うんですよ、今まではね。だから、それが今後にも機能するののかということが僕の今回の問題提起なんですよ。

任意団体なんですよ、その自治会に加入するもしないも。だから、さっき言ったように、自治会に入らなくたって暮らしていけるから、自治会に入らないということになってくると、自治会そのものが成り立っていかなくなるわけです。ですから、そういうことを踏まえて、時代が変わっているから町はどうしますかというのが僕の質問なんですよ。もう一回お願いします。自治会だから自治区に任せるんですか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） そういうことではございません。自治会、区でできることはしていただいて、ただそういう活動をしていく中で、どうしても課題が出てしまう、そういうことは町がいろいろ支援をしまいる、そしてまた町だけでできないこともございます、自治会の協力を得ないと、そういうことは、また協力をいただきながら、ここが協働だというふうに思っておりますので、自治会の活動は任意団体だからということで、町が全然何ていいますか、支援をしていかないということではございませんで、しっかり協働でやっていきたいということでございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 分かりました。支援という言葉を使うでしょう。支援というのは上から目線なんですよ。協働よね。だから、支援という言葉ではなくて、やはり町執行部と各行政区は一心同体で、協働でやっていきますと、そういうふうに捉えるということによろしいですね。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 支援という言葉は撤回させていただきます。協働で頑張っていきます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ありがとうございます。僕は菊陽町新時代というふうに思っていて、いろんな面で変わってきました。町長が去年9月に替わられたということもありますし、TSMC

の進出もあります。それと同時に、やはり都市化してくるといふか、町全体がですね。そうすると、区役とかそういったものというのは、だんだんだんだん避けるような空気がやっぱり生まれてくるというのも、これまた事実なんです。ですから、町行政の、その町の在り方ということを決めるには、やはり自治会はとてもとても大事な存在だと僕は今でも思っていますので、協働で、共通の理解の下に運営をしていくと、そのような新時代に向けた発想に向け取り組んでいくというふうに捉えて、次の質問に行きたいと思います。

(2)の足が不自由な高齢者のごみ処分の件ということです。

これも僕があるお年寄りの方から相談を受けて、ごみステーションに持っていかうと思ってごみを詰めていた。ところが、朝起きようとしたら体が動かなくて、そのまま持っていけなくて、そのごみが、生ごみが入っていたもんですから、臭いが出て不衛生でどうのこうのと。必要なときには、その個人宅、家までごみの収集に来てほしいというような御連絡でありました。

(2)番のこれから先に高齢者がどんどん増えますので、そのごみ収集に関してどのようなお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） それでは、御質問にお答えします。

高齢者へのごみ出し支援の在り方としましては、介護・福祉サービスの一環型、直接支援型、コミュニティー型等が考えられます。現在、本町において実施されている高齢者へのごみ出しに対する支援におきましては、介護保険制度における訪問介護の一環としての日常生活援助、これは利用者の心身の状態によって受けられるサービスが異なります。また、菊陽町社会福祉協議会でも、利用者と有償ボランティアの助け合いによって日常生活の困り事の解決を図るサービスとして行われている、キャロットサービスが実施されています。

御質問のごみ回収日に体調不良等、ステーションにごみを搬入できない場合がありますが、現在の介護保険制度における訪問介護及びキャロットサービスでは、事前の登録が必要になりますので、当日朝からの対応は人員的にも不可能であるとのこと。しかし、生活する上でごみは必ず出るもので、町としまして現段階では地域コミュニティーの中で支え合い、共助での対応をさせていただいているところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 事実上、僕も難しいのかなと思っているんですけども、今の日本は、どんどん高齢化が進んで、しかも独居老人も増えてきていますから、何らかの対策とございますか、考え方を整理をしていく時代に入っているのではないかと考えています。

ですから、現在はなかなか難しいという答弁なんですけれども、今後の在り方として、何らかの方策を考えていく、検討していくという考え方はあるのかどうかだけは、ちょっともう一回明確にお答えいただければと思います。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） 御質問にお答えします。

ただいまの御質問ですけれども、先ほどお答えしましたとおり、現時点ではコミュニティーの中での支え合いでお願いしたいと思っているところでもありますので、今後は各自治体、ほかの自治体等の事情等も踏まえまして、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ありがとうございます。日本には、かつて向こう三軒両隣という非常にいい習慣があったんですね。ですから、こういったものが、今後というか、大分薄れてきたとか、そういう流れがもう定着してしまったという感があります。

僕はいつも思うんですけれども、今回上げたのは、今現在も、かなりお体を動かすのが不自由な方なんですけれども、実は50代、60代の方々が10年、20年、30年後はこういう方々になっちゃうということですよ。ですから、今課長の答弁で、周りの助け合いというようなことが大事な、僕も大事なんです。であればですよ、今はほかの人の助けは要らないと、自分で自由に生きていけるという人が、20年後、30年後、体が動かなくなったときに、誰も助けてもらう人が周りにいなかったということがあっては困るわけですね。ですから、周りの方々の助けをもらえるというような地域、御近所づくりみたいな、そういうキャンペーンみたいな、何かそういう運動はしたほうがいいと思いますが、その点についてはちょっとどのように思われるのか、ちょっと通告外だったかもしれませんが、お答えいただければ幸いです。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） 御質問にお答えします。

御質問の内容の趣旨としましては、環境生活のほうではごみ問題になってくるものですから、ただいまの御質問は全体的な大きい話になってくると思いますので、私のほうからは答弁のほうは差し控えたいと思います。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 吉本町長、お願いします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。北山議員と目が合いましたので、御説明させていただきます。

このごみ問題につきましては、実は私も月曜と木曜はごみ係でございまして、ごみを出させていただいています。そのときに、やはり地域の外の方が来られたので注意をしたら、やはりけんかみたいになりまして、そういった問題があるのも私も承知をしておりますし、これは先ほどから様々な北山議員からの御質問、そして御提案になっていきますけれども、いろんなところでこの菊陽町のコミュニティーの希薄さというのが問題になっているというのは私も承知をしているところでございます。

私の地域でもお宮掃除当番、いろんな当番があります。私は56になりましたけど、まだまだ若くて、私以外の方々が、私より年下の方々はなかなかいらっしやらない。新しく来られた方々もやはり共稼ぎというところで、なかなか来られない。じゃあ、そこをどうやって解決していくのかというのは、やはり地域の問題でもありますし、先ほどから北山議員がおっしゃっているように、これはやはり町の問題として、しっかり捉えていく必要があるというふうには考えているところでございます。

ただ、これを、今すぐどうやって解決をしていくのかということになりますと、やはり私どもも今回のこの北山議員の御質問に対して、いろんな角度で話をしましたが、なかなか今日この場で皆様方にこれだという御回答をするのは非常に厳しかったということでございますが、いろんな議員の方々からの御質問、御提案もいただきながら、そして私どもでいろんな先進地事例も調査をしながら、やはり皆様方に寄り添っていけるような菊陽町にしていく必要があるというふうに思いますので、やはりそういったところは議会の皆さん方と一緒に、ここは協働でやっていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 確かに簡単には出てくる答えではないような気もする、特にこの問題についてはですね。ですから、今後とも話を進めて、処方箋を提案していただけるようお願いをしたいと思います。

それでは、3番の町組織改編・新設についてです。

(1)ですけれども、これは令和元年12月議会で僕がこのことについて質問をいたしました。コンピューターというものを使って申請を一元管理をできないかということが、あのときの僕の趣旨だったんですけれども、あれから4年をたって、どういうふうになったかということをもまずお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（内藤優誠君） 申請窓口の創設について、御質問にお答えします。

現時点でワンストップサービスを行う場合には、手続が1か所に集中することにより、町民課窓口のフロアが今よりさらに混み合うことが予想され、役場庁舎のレイアウトの大幅な変更などの課題があると考えています。

そのような状況ではありますが、今できることとして、本議会に提案して議決いただきました菊陽町部設置条例の改正において、国民年金に関する事務を健康福祉部に移管することにより、例えば住民の方が勤務する会社の就職、退職をされる場合、今までは町民課と健康・保険課で別々に、国民年金と国民健康保険の手続をしていただいていたのですが、令和5年度からは一体的に手続できるように改善します。

また、72の政策提言の中で、書かない窓口を導入し、役所で手続をする際、申請書を書く手間を省くことで、町民が申請書などを書かずに住民票などの交付が受けられますとしていま

す。書かない窓口のシステム導入については、現在内容を検討しており、国の補助金でありま  
すデジタル田園都市国家構想推進交付金についても協議を進めています。

現時点におけるシステムの導入案の一つとしては、住民の方に運転免許証やマイナンバーカ  
ードなどの本人確認ができる証明書を御持参いただくと、それを機械で読み取り、それぞれの  
担当課の窓口における各種届出書などについて、従来申請者の方に手書きしていただいた氏名  
や住所、その他の項目をシステムで印刷できるものとなっております。このことにより、重複  
する本人確認の省略や、申請者の方の署名など最小限の記入で手続を完結できるようになりま  
す。また、このようなシステムを採用しますと、それぞれの担当課で必要なデータを受け取る  
ことも可能で、業務の効率化、省力化となり、それぞれの担当課における各種届出書などを1  
か所の窓口で印刷することも可能となります。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） ワンストップ申請窓口の創設につきましては、職員の配置に関係しま  
すので、私からもお答えします。

先ほど町民課長が答弁しましたように、まずはシステムの導入などにより申請者の負担軽減  
を行いたいと思います。今後、役場庁舎のレイアウトを変更し、スペースの問題が解消された  
場合には、さらに申請者の負担軽減ができるよう、各種業務に精通した職員の育成や配置を行  
うなど、ワンストップでの申請窓口の創設についても検討してまいります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） かつてはオフィスオートメーションで、コンピューターを入れて事務の能  
力が大きく上がったという、この流れはもう止まらないと僕は思っています。ワンストップも  
町民の皆さん方は多くが望んでる一つでありますので、ぜひいろいろ難しい部分もあるかもし  
れませんが、僕は大体技術者ですので、こんなことをすればできるなというのは大体イ  
メージとしてはあるんですよね。ですから、できないことはないので、ぜひ取り組んでいただ  
きたいと、そのように思っております。

じゃあ、(2)番の、町長は公約として72の公約を上げました。この公約を実施していくとい  
うのは、なかなか検討するのが大変だと思います。担当課のほうに全部下ろしてしまうと、担  
当課というのは現在仕事を抱えていますので、その上でまた新しいことを検討しろと言われて  
も、なかなか難しいと思うんですね。ですから、美里町はeスポーツをやるときに、実はその  
担当課ではなくて、企画情報課という町長直轄の課がやったんですよ。合志市も、秘書政策課  
がまず初めにそのeスポーツのことについて取り組んで、今後どうしますかと両方の市長のほ  
うに聞いたら、それぞれシステムが確立したら担当課のほうに下ろしていきますと、そういう  
ことでした。

町長の72の公約を、全部が実現できるかどうかは別にして、新たな組織を設置する考えはあ  
りませんか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

町では、毎年各部課長を対象にそれぞれの課の現状や課題、新たな事業や取組などのヒアリングを行い、その内容を基に、次年度における組織体制や効率的かつ効果的な人員体制の構築に努めており、御存じのとおり、今回の定例会において部の改編などについて提案させていただきました。議員から御提案のありました、先行して取り組む新たな組織の新設についても必要性は認識しており、現在検討しているところです。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 僕はこれは絶対必要だと思ってます。来年度予算の中の人員配置、人数の最後のページね。それは従来と同じ数字だったので、町長はたしか12月に職員は数を増やすと言ったけれども、何か人数的にはもう前と同じ、下水道課までで270人という感じでしたから、ここもちょっと数を増やして、職員の皆さんに対する仕事量と時間量の関係ですけども、やっぱりある程度時間がないと検討はできませんので、そちらのほうも一緒に進めていっていただきたいと、そのように思います。

(3)番です。時間がなくなってきてますので、少し飛ばしますね。町在住の人的資源を活用する考えはありませんか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

議員から御質問のように、町内には有能な人材が多くいらっしゃいます。町では、これまで町内にお住まいの大学教授などに各種会議の委員を委嘱するなどし、御協力をいただいております。最近では、菊陽町地域福祉計画策定などのための委員に、町内の元大学教授にお願いしております。今後は、TSMCの進出などにより、様々な場面で町内の有能な人材、例えば英語や中国語にたけた方々の登用なども、必要に応じて積極的に行っていきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） もう既に行っているらっしゃると、それは初耳でした。ありがとうございます。やっぱり町には文化芸術に秀でている方もいらっしゃいますし、有能な方々はたくさんいるんですよ。大学の先生と今課長が答弁されたのであれですけど、講師の方々も含めて、それから行政職と言われれば、例えば県の職員、元県に勤められた方とか優秀な方いっぱいいるんですね。ですから、僕が先ほど言ったように、菊陽町の仕事というのは質、量ともに何か膨張、大きくどンドン膨らんでいますので、現在の庁舎の人数が僕は足りないと思っているわけですよ、270人じゃあ。ですから、今後そういう新しいことを進んでいくのに、やはり言い方が適切かどうかちょっと分からないですけど、頭脳集団的なものを外部から入れていく必要がある、僕は自分の頭の中では、菊陽版有識者会議みたいな、そういう考え方があるし、あるいは町長直轄のシンクタンクというふうな考え方もあるのかなと思っていて、何か役場の各担当課のほうに振り分ける前に、ある事業についての具体的な検討を、非公式じゃな

くて、ある意味公式な形でそういう方々に検討してもらって、さっきの美里町の企画情報課ということじゃないですけども、そういう専攻部門というのが僕は有識者というか、そういう方々を利用することによって、かなり省エネルギー的に、役場の職員の皆さんからすると、そういうことができると思っています。

もう一つ、この町民会議みたいな、先ほど言ったようなシンクタンクでもいいですけど、その考えについて、そこまで考えていらっしゃらなかったかもしれませんが、可能性はあるのかどうか、答弁があればお願いします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。当然、今御説明があったように、シンクタンク的な部分は必要になってくるかというふうには思います。やはり、私町長直轄のそういった部署を設けたほうが、やはり72の提言集を進めていく上では非常に大きなことだというふうには思っているところでございます。

先ほどから定員の270名というところでお話がありますが、なかなか即戦力の職員をやはり求めたいというふうに思っております。そういったことも考えますと、やはり今いる職員をもう一度教育というか、内部的な部分で接遇も含めてそういったところをもう一度鍛え直すとか、それが必要になってくるかなというふうに思います。当然、町民の方々に敬意を表して挨拶をするのですとか、特に菊陽町は皆様来ていただくと分かりますけど、きれいにお掃除をされていらっしゃいます。お掃除をされていらっしゃる方々に対しても、やはり職員は敬意を表すべきですし、そういったところを心の部分からやはりトレーニングをしていく必要があるというふうに思います。

それも含めた上で、やはり定員がまだまだ当然足りないと思いますので、一緒に新しい職員を増やしていきながら、そしてそういった中で、菊陽町が仕事をスムーズにやっていけるような町にしていく必要があるというふうに思いますし、北山議員がおっしゃったように、やはり直轄のシンクタンクというのは、急いでできればいいなとは思っています。やはりそれをやっていかなければ、なかなか私の72の政策の提言が実現できるというのは、少しスピードが遅くなるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 町長がそのようにお考えいただいたというのは大変ありがたいことだと思います。僕は必要だと、そのシンクタンクも菊陽版有識者会議的にも必要だということを強く思っておりますので、キーワードは、やっぱり意識改革と現状打破なんです。現状を打ち砕いて変えていこうと思わない限り、やはり新しい考えは生まれませんし、新しい人を外に求めるということも、その考えがなかったらできないんですね。現状維持の中で考えたら、そういうことは全くできないし、また声をかけられても現状維持だったら手伝うことはない、そういうふうにしかなれないと思いますので、とにかく意識を変える、それから現状のやり方ではや

はり生ぬるい、これから先の時代は乗り越えられない、そのように思っただけだと、そのように思っています。

4番ですね。要望、意見書を現在は各担当課に入るんですね。僕はある方から、町のほうに意見を出したんだけどということで、これはプログラミングに使えるなと思って、実は学務課に行って話を聞いたら、いやそんなの全然知らないという話だったんですよ。よくよく聞いたら、生涯学習課のほうに行った。これは、やはり一元管理して、こういう方がこういう内容の意見、要望あるいは提案をしているというのをその全庁が判断をして、それなりに、ああこれは使えるなと思ったら使えるというような体制を取るべきだと思いますけど、この件についていかがですか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

住民、特に地域の代表である区長、自治会長からの要望や意見は大変貴重なものです。町ではこれらの内容を確認し、対応できるものか、できないものか。すぐにできるものか、時間がかかるものかななどを各担当課で検討し対応しています。当然、その検討結果については文書などで返答すべきであると考えております。今後も正確に確実に返答できるよう、しっかりとした管理を行ってまいります。

議員から提案のありました一元化についても検討していきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ちょっと最後になってしまいますが、要するに意見や要望を出されたら、その方にお答え、答弁するというのは、それはもう当たり前の話ですから、そこはもう一定期間という時間はきちっと取って、検討中なら検討中、今後するならする、そういうことをやはり礼儀として、その要望書、意見書を出された方にはお答えをする、そういう体制を取っていただきたい、その要望を添えて終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時1分

再開 午後2時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 皆様こんにちは。議席番号2番矢野厚子です。年度末のお忙しい中、たくさんの方の傍聴の方においでいただき、ありがとうございます。

今日は国際女性デーです。数少ない女性議員の一人として一般質問できることをうれしく思います。

また、世界を見れば、ロシアのウクライナ侵攻から1年が過ぎてもなお終わりを見せず、トルコ、シリアで起きた大きな地震も報道の量はだんだん少なくなりましたが、人々の苦しみは続いています。一日も早い平和と復興を心から願います。

また、一方、日本への経済の影響はだんだん大きくなります。本当に早い終結を願っております。

また、日本はここ数日、昼間の暖かい日が続き、桜のつぼみも膨らむ頃となり、暦は卒業式、別れの季節です。私にとっても議員活動2期目、4年と5か月となり、今期最後の議会になりました。次の議会に戻ってこれるかどうかは分かりませんので、思いを込めて今日の一般質問をいたします。

質問は、質問席で行います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 高齢者の健康維持管理についての質問をさせていただきます。

私自身も高齢者の範囲に入っております。時々、自身の健康に不安を感じることもあり、友人たちとの会話も自然と健康維持につながる食事や運動についてのものが多くなります。

そこで、健康のために少しでも体を動かそうと、現在町の主催講座にも参加しています。その中で講座生の仲間と会話をしていると、講座に対する疑問や不安の話が出てきます。その話題を今回の一般質問に取り上げました。

1番の私が参加しているのは平日の昼間ですが、コロナの影響もあるのか、最近減っている気がします。講座の参加の延べ人数はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 中央公民館長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

町では町民の生涯学習推進を図るため、中央公民館や各町民センターにおいて各種の主催講座を開催しています。また、自主講座につきましては、町民の自主的活動の場として施設を利用していただいております。

その参加状況につきまして、主催講座と自主講座の延べ人数の合計を過去5年分申し上げます。平成30年度が6万8,627人、令和元年度が6万3,223人、令和2年度が4万639人、令和3年度が4万4,540人、令和4年度が令和5年2月末時点で5万3,115人となっております。令和2年から新型コロナウイルスの影響により、施設の閉館や利用制限、自主講座の活動自粛もあり減少しておりましたが、現在は参加者も増加傾向にあります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 本当にコロナも少しずつ落ち着き、参加者が増えてくるということは喜ばしいことです。

では、2番についてお尋ねします。

平日の昼間は圧倒的に高齢女性が多く、発表会も男性の姿が少なく、カラオケの発表会では

男性の姿を見かけますが、全体的には女性が多く感じられますが、講座の参加者の平均年齢や男女比率の調査は行っているでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 中央公民館長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

各町民センターにおける主催講座につきましては、そのほとんどが生涯学習の推進を目的として、子どもから高齢者まで、男女区別なく講座を開催しております。町全体での受講者の平均年齢や、男女比率についての調査は行っておりません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 今お答えになったように、生涯学習ということで、子ども向けの講座とか若者向けの講座とか、受講者の対象を絞ったりすることもあるので、年齢についてとか、男女についてちょっと調査は厳しいのかもしれない。

では、3番についてお尋ねします。

センターの発表会で男性の姿をあまり見ないのは、そもそも男性の参加者が少ないのか、男性が希望する講座が少ないのか、希望する時間帯に講座がないのか、講座の先生が限られているせいなのか、気になります。

そこで、町民に対して開催希望の講座のアンケート調査を行っているか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 中央公民館長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

主催講座におきましては、全ての講座ではありませんが、講座終了時にアンケートを行っております。また、令和3年11月には、町ホームページと町公式LINEを用いて講座についてのアンケートを行い、518件の回答がありました。アンケート結果については、施設長会議で情報共有を行い、各施設において活用をお願いしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） ホームページとかLINEを通じて調査を行われたということですけど、私たち高齢者からすると、そういう機械的な部分はなかなか難しいところがあります。それでも500件を超えるアンケートの答えがあったということで、そういうのも生かしながら、また紙を利用したアンケートもぜひ行っていただきたいと思います。

では、次に行きます。

高齢者向けの講話でよく聞くのが、次の言葉です。高齢者の健康のためには、キョウヨウとキョウイクが必要だという言葉です。キョウヨウとは今日する用事があることであり、キョウイクとは今日行くところがあるという意味だそうです。高齢者のキョウヨウとキョウイクのために楽しい講座をたくさん開催されることを提案します。

続いて、4番の主催講座について、町の補助額が多くて安く受講できるのに対し、自主講座

は生徒の負担部分が大いのですが、どういう判断で主催講座と自主講座を決めているのか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 中央公民館長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

主催講座につきましては、町が講師謝礼を払い、受講生を募集するもので、1つの講座につき、主に5月から翌年2月までの10か月間、月に1回から2回、各町民センターにおいて開催しており、受講料は1回200円です。なお、民間のカルチャースクールより割安な受講料で参加できますが、民間圧迫とならないよう、内容については、そのほとんどが初歩的な内容としているため、主に新規の方を優先して受講してもらっています。

一方、自主講座につきましては、主催講座を終えた後に継続して実施したい場合や、さらに充実した内容で実施したい場合などに、受講者が講師謝礼と施設使用料を自分たちで賄い、活動されている場合がほとんどです。費用負担については、講座の内容、講師への謝礼の金額、講座生の人数次第ではありますが、ボランティアでの指導や受講生のみで活動している講座など、負担が少ないものもあり、受講生が自ら判断して参加されている状況です。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 主催講座は、自主講座に移行する前の初歩的な講座というふうに理解してよいのですかね。だけど、続けていきたいけど、年金生活なので負担の大きくなる自主講座になると、やめたくないけど負担が増えるとやめなくてはならないという声もあります。

高齢者が受講を続けられる配慮として、自主講座申込時の割引または修了後の補助など提案をいたしますが、どう考えられますか。

○議長（上田茂政君） 中央公民館長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

今、講座修了後に補助があればいいということですが、今のところ補助については予定はしておりませんが、自主講座につきましては、一般の貸し館とは違い、長期的、年間を通して優先的に予約を認めているという部分で優先的なものがありますので、使用料の補助等は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 場所を優先的に使わせていただけるのはありがたいんですけども、やっぱり日々の生活の中で健康を維持しなければいけないので、その辺は長期的に考えていただければと思います。

じゃあ、次に行きます。

4番の新規の講座を講師が開きたいと思った場合、あるいはこんな講座を開設してほしいという場合には、どういう手順で行えばいいですか。

○議長（上田茂政君） 中央公民館長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

新規で講座を開きたいなどの問合せがあった場合は、内容や実施場所などを確認した上で、貸し館として要望に沿った町民センターを御案内しております。各町民センターでは、主催講座や自主講座、貸し館の施設使用状況を伝え、空いている時間帯を案内することになります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） じゃあ、空いてる時間でないと使えないということなので、例えば今度は新規のスペースを取ったから、応募しませんかみたいな形は考えていらっしゃるんですか。

○議長（上田茂政君） 中央公民館長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） 新規の時間といたしますと。

（2番矢野厚子君「空いてる時間がないと新規の講座というのはできないですね。もう既に前の講座がいっぱいだった場合というか、ちゃんとこの枠がありますから、新しい講座を始めませんかみたいなことは考えてないですか」の声あり）

御質問にお答えします。

施設によってはかなり自主講座が多い施設もあり、なかなか空いてない施設もございます。やはり空いている時間帯、ほかの各センターで自主講座や主催講座がありまして、空いている時間帯というのは、もうここだったら一応入れますというような案内しかちょっとできない状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） では、本当に新しく始めようとするのは困難だということですよ。自主講座でずっと埋まっているというのはですね。

○議長（上田茂政君） 中央公民館長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） 一応空いてない時間帯で、そこを新しい方のためにどいてもらってするという事は考えてはおりません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） どいてもらうとか、そういうのはあれですけど、抽せんとかもあってもいいんじゃないかなとちょっと今思ったんですけど、今いろんな趣味のグループがあり、地域の公民館や個人宅あるいは空き地など、町の運営する施設以外の場所で開催されているものもあります。室内でできる趣味の集まりは比較的場所を見つけることができますが、スポーツ系は広い場所が必要なので、なかなか難しい状況です。講座の入会案内は、毎年町が冊子を作って配布しています。実際に、入会のドアを開けて踏み出すのも勇気が要るものです。受講に必

要な道具も、お金がかかったりします。なので、途中でやっぱり合わないからやめたというの  
もなかなか難しいので、なかなかドアを開けられなかったりします。

町民の皆さんが広く楽しめるような体験レッスンの相談できる窓口があってもよいのではな  
いでしょうか。その窓口では各講座の受講の様子をビデオなどで流すと、入講するときの判断  
の手助けになると思います。これから各地から多くの人が入入る中で、孤立を防ぐために  
も、そんな窓口が交流の手だてになるのではと提案しますが、いかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 中央公民館長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（岡本勇人君） 御質問にお答えします。

議員提案の映像を流す部分については、なかなかすぐは難しいかと思いますが、新しく転入  
された方や、なかなかその講座に足を踏み入れられないような方たちにも、各町民センターの  
ほうで丁寧に説明して、講座のほうに参加していただくようなやり方を今後進めていきたいと  
思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 本当にさっきもコミュニケーションがなかなか新しい人と取りにくいと  
か、問題が起きるとかありますけど、一つ一つ丁寧に、皆さんに地元になじんでいただけるよ  
うにお願いしたいと思います。

では、2番の新しい仕組みとして、既存の講座を利用した大人の学校をつくれな  
いかなのですが、老人大学というのが以前あったと思います。今は、いきいき大  
学校に名前が変わったようですが、今回、大人の学校という言葉が適しているか  
どうかは分かりませんが、年を重ねても自分を老人と呼びたくない人の学びの場  
として、私なりの仮の呼び方をさせていただきます。

高齢者が楽しく学べる場を大人の学校としての位置づけはできないか、提案  
ですが、どう考えますか。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） お答えいたします。

本町では、65歳以上の元気な高齢者から要支援、要介護になる可能性のある  
高齢者までを対象にした健康維持及び介護予防活動として、理学療法士等による  
体操やストレッチ、脳トレ、趣味等のレクリエーションを取り入れた介護  
予防教室や、ノルディックスティックを使用した健康ウォーキング、また  
ふれあいサロンや住民主体による通いの場での活動のほか、先般の施政方針  
でもありましたように、令和5年度からはeスポーツにも取り組むこととして  
います。これらの事業を継続して行うことで、健康づくりをはじめ、運動機能  
の改善や認知機能の低下予防、また社会参加が促進されることで、生きが  
いづくりや仲間づくりなどにもつながることが期待されています。

議員から御質問の大人の学校については、現在実施している介護予防事業  
とは目的を異にしますので、介護予防の観点から、既存講座と同様の取組  
であるふれあいサロン等の通いの場で

の活動を拡充していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） なかなか学びの場と一口に言っても、それぞれそのバックになる担当部署が違うということですね。私たちとしては、とにかく健康で楽しめる場があれば、ぜひ参加していきたいと思っています。

では、2番に行きます。

今、受講のために町民センターに自分の車で通っていますが、いつまで通えるのかというのが課題です。タクシーを利用してまでは通えない、免許返納したらどういう生活になるのか、せっかく楽しんでいる講座も諦めるのかと考えてしまいます。

そこで、講座を利用した、先ほども言うております大人の学校というものを開講して、学校に通うスクールバスとしてキャロッピー号を走らせて、免許返納後も講座に通える仕組みをつくれないのかの提案です。受講時間に合わせて最寄りのバス停から乗れば、講座に行く日を楽しみに過ごせるのではないのでしょうか。キャロッピー号の乗車率も増加すると思います。

確かに、実現するのはかなり難しいと思います。わざわざ遠くの町民センターでなく、地域の公民館に講師を派遣してもらい、そこで楽しんでもいいのではないかという意見もあるでしょう。でも、長年仲よくお付き合いしてきた人と人生の残りの時間を楽しむことが大事なのです。講座を受ける楽しみより、月に1度でも仲間と会っておしゃべりをする楽しみのほうが大きかったりします。

大人の学校にキャロッピー号を利用したスクールバスを走らせて、免許返納後も講座に通える仕組みをつくれないか提案しますが、どう考えますか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

午前中の交通弱者対策に対する御質問でも答弁しておりますが、御存じのとおりコミュニティーバスであるキャロッピー号は、地域住民の移動手段を確保するため、交通空白地帯の解消や交通事業者が赤字路線から撤退した後の交通弱者の交通手段が失われないように、道路運送法に基づき、関係事業者や関係機関の同意を得て本町が運営するものですので、コミュニティーバスの趣旨からしましても、講座目的のためだけの経路を確保することは難しいと考えております。

また、現在講座が開催されている公共施設は8か所あり、講座数や開催時間、開催日、受講できる人数は、施設の規模や講師の都合もあるため、施設ごとに異なっている状況です。そのため、キャロッピー号と運転手を平日に8台確保する必要があり、現実的には困難だと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） さっきも言ったように、毎日走らせてほしいというわけではなくて、月に1回、そういう大人の学校みたいな講座をとということで、キャロッピー号の利用ができないかという提案です。

じゃあ、次に行きます。

学校給食の配膳式でなくても弁当でもバランスのよい食事を、笑いながら気の合う人たちとおしゃべりしながら食べる、独りで食べると食が進まなくても、みんなと食べるといつもより食べられる、大人の学校として位置づけ、独り暮らしの栄養の偏りを防ぐために給食の時間を設けて、併せて心の栄養を取れるようにできないかという提案です。こんな仕組みをどのように考えますか。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） お答えします。

介護予防教室では昼食で弁当を提供しており、参加者同士で一緒に食べる時間を設けています。この弁当は、栄養改善や見守りの必要のある高齢者を対象にした町の配食見守りネットワーク事業で作られているもので、栄養バランスの取れたものであります。最近では、新型コロナウイルスの影響により、楽しく会話をしながら食事を取ることはできませんが、皆と同じ場で食事を取ることで、自宅ではなかなか食事の進まない独り暮らしの参加者にも好評とのことでした。

また、現在26地区で実施されているふれあいサロンでも、弁当と一緒に食べている地区がございます。このようにみんなで昼食を取ることは、介護予防の観点からもよい効果が得られていることから、今後とも継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 町の事業の中で、食事をみんなで取るというのをされているようなんですけど、うちの地区のふれあいサロンもあるんですけども、やはりコロナが怖いということで、今はもうお弁当を配布はしますけれども、食わずに持って帰るという状況なんですよね。もっとコロナが落ち着けば、みんなで楽しくおしゃべりしながら食べれるんだと思うんですけども、本当に人と集まるということが、とてもみんなの心の栄養になる、ずっと大人の学校という形で申し上げておりますけれども、本当にまたがる課はそれぞれ違ったとしても、健康を守るという意味では共通していると思いますので、ジョイントできるところはしていただければと思います。

じゃあ、次に行きます。

令和2年9月でも一般質問しましたが、せっかく町が計画している後期高齢者の歯科に係る健診の受診率は低いと聞いています。口腔ケアはあらゆる病気のリスク減につながります。それは、病気の事前予防であり、医療費の抑制につながります。ぜひ健康な高齢者が多い町になるように、健康診断の受診率を向上させるために、講座の間に歯科健診を含めた保健の時間を

取り入れられないかを提案したいと思います。どうお考えになりますか。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） お答えいたします。

介護保険課では、保健師、管理栄養士を中心に、ふれあいサロンや介護予防教室、住民主体の通いの場などにおいて、健康に関する出前講座や健康相談を実施しており、実施に当たっては健康診断への受診勧奨も行っています。

また、議員お尋ねの歯科健診等に関する取組としましては、介護予防教室において歯科衛生士が年2回訪問し、参加者の体の動きや、食べ物をかむ、飲み込むなどの状況から、その人に合った食事形態の提案や歯磨き指導、歯と口の健康相談にも応じています。同様に、ふれあいサロンからも歯科衛生士の依頼があっており、本年度は4地区から歯と口の健康相談や講話の要望に応じています。このように訪問による健康相談は、健康診断の受診率だけではなく介護予防効果も期待できることから、今後とも継続していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 介護予防という形で歯科健診もされているということですが、結構はざまにいる人たちが漏れるんですよね。もう本当に時間がなくて歯医者に行けないとか、まだ介護という言葉は私にはふさわしくないという人たちは、やっぱりそういうところから漏れてしまうという、だから本当に健康な高齢者がいろんな場所に集まったときに、その中でやっていると、もっと受診率が上がるのではないかと考えております。

自分が高齢者になってきたと感じるときに思い出す母の言葉があります。「あんたも私の年になったら分かる」です。当時は自分の体力やスピードを基準にした物差しで、母の行動に不満をあれこれ言うておりました。今、自分が以前と同様にできなくなっていることに気がつくときに、母の言葉が聞こえてくるんです。自分がその立場に置かれたときに見えてくるものがあり、初めて気がつくこともあります。

さっき北山議員も、ちょっとあなたたちも高齢化すると話をされましたけど、自分がいつか通らなければならない道なら、歩きやすい道に変えられるものなら変えたい、職員の皆様も高齢者の抱える課題は、いつかあなたが抱える課題です。通る道だと受け止めていただきたいの言葉をもって、次に移ります。

2番の海外からの転入者の現状についてお尋ねします。

現在の転入者の国別人数を教えてください。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（内藤優誠君） 御質問にお答えします。

菊陽町の外国籍住民は、令和5年2月末日現在で28か国、535人となっています。国籍別では、中国155人、ベトナム106人、台湾52人、ミャンマー41人、韓国36人、カンボジア30人、インドネシア28人、タイ19人、ネパール19人、フィリピン16人、パキスタン7人、バングラディ

シュ4人、アメリカ3人、ルーマニア、イスラエル、スリランカ、カナダがそれぞれ2人、ウルグアイ、イギリス、シンガポール、パラグアイ、メキシコ、マレーシア、インド、フィジー、フランス、オーストラリア、ロシアがそれぞれ1人です。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） すみません、トータルの国数と、トータルの人数を教えてください。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（内藤優誠君） トータル28か国、535人です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 本当1月にお聞きしたときよりも若干増えていますね。台湾の方も1月には40名が52名ということで、この2か月でこのくらい増えられたんだなというのを本当に実感しております。ありがとうございます。

では、2番の現在外国の方の転入時の専門の窓口担当者はいますか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（内藤優誠君） 御質問にお答えします。

現在、転入手続において、日本語が話せない外国の方専門に対応する職員は配置しておりません。72の政策提言の中で、外国の方々の相談窓口の新設により生活サポートを丁寧に行い、国際交流を深めるとしており、今後J A S Mの外国人従業員やその家族、外国人技能実習生の増加に伴い、日本語が話せない外国の方が増えることが予想され、本町で安心して生活していただけるよう、様々な相談などに対応していく必要があると考えています。

そのため、本議会に提案しています令和5年度菊陽町一般会計予算（案）において、外国の方々のための相談窓口を新設し、中国語または英語に対応できる相談員の確保や、その他の言語の通訳者とも電話で相談対応できるオンライン通訳サービスを導入する費用を計上しています。

また、外国の方々のための相談窓口の業務といたしましては、多言語で在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育など生活に係る相談を対面または電話などでワンストップで受け付ける予定であり、関係課、関係機関などと連携することで適切な情報提供を行ってまいります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 準備は予算つけてされているようなんですけど、やっぱり毎日の問題なので、既にですね、知り合いの英語が話せる方々には、どこに行ってもいいか分からないから、その方に個人的に相談をされているという現状があるんですよね。やはり役場に対応できる人を早く用意して、しっかりと何事も起こらないうちに対応していただきたいと思います。

昔、通信教育ではありましたが、異文化についての研修を受けたことがあります。挨拶の違

い、同じ行動なのに意味するものが違ったり、生活習慣の違いから食習慣の違い、言語の違いなど様々な違いがあります。今はSNSの活用によって違いを予想することはできます。

そこで気をつけなければいけないのは、事前の情報の入れ過ぎによる思い込みの注意です。人の外見で自分の中にある思い込みの情報で判断して、勘違いの回答をしてしまったり、相手に誤解を与えたりすることです。それは、外国の方に対してだけでなく、窓口を訪れる全ての人に対して真っ白な気持ちで寄り添って、対応をお願いします。これは私自身への戒めでもあります。本当に真っ白な気持ちで窓口で対応していただきたいと思います。

次に、3番の転入時に地域での生活の約束事についての説明はどのように行っているのかについてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 町民課長。

○町民課長（内藤優誠君） 御質問にお答えします。

現在、転入手続の際には、外国の方も含め、ごみの分け方・出し方のパンフレット、ごみカレンダー、健康カレンダー、防災マップ、広報きくようなどをお渡ししており、説明が必要な場合は、町民課職員が関係課の窓口まで随行して案内したり、関係課の担当職員が町民課へ来たりして対応しています。

日本語が読めない外国の方への対応につきましては、例えばごみの分け方・出し方において、環境生活課窓口で外国の方にルール等を説明するための案内パネルを作成しており、各課においてもそれぞれの業務の案内パネルの準備を進めています。また、外国の方々のための生活ガイドブックを作成中であり、菊陽町の紹介、町での手続、相談窓口、利用できる公共施設や交通、その他生活に役立つ情報を中国語や英語で掲載し、本年5月頃から配布する予定です。

先ほど説明させていただきました外国の方々のための相談窓口と連携し、本町で安心して生活していただけるよう、全庁的なサポートを丁寧に行ってまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 日本人の転入者には、区長さんに電話をかけるように案内をされているので、私も区長の時代には電話があったり、自宅まで転入された方は挨拶に来られたりするので、組長さんに連絡をして町内のルールなどのお世話をお願いしていました。

でも、同じ日本人でもマンションやアパートに入られる単身者とかは区費も違ったり、区の決め事にも議決権がなかったり、区によって対応が違っているかもしれませんが、さきもこれも北山議員が、区のなかなかコミュニケーションがなくてということで、区長さんの悩み事になっているんですね。外国の方のその悩みの受皿の一つとして、次の国際交流協会の設置があると思うので、2番の国際交流協会の設置について、4つまとめて質問します。

1番、国際交流協会の運営と位置づけはどう考えているのか、2番、協会の設置時期はどのように考えているのか、3番、協会の場所はどこに考えているのか、4番、交流協会の担当者

はどのような人材を想定しているのか、まとめて質問しますので、町の考えをお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問の1から4について、まとめてお答えさせていただきます。

本町では、TSMCや関連企業の進出により、今以上に多くの外国人の方々が定住したり訪れたりされることが予想されます。そのような中、72の政策提言にあります国際交流協会は、外国人の方が本国とは異なる文化や風習の中で、地域において共に協力し、安全・安心に暮らしていただくために必要な組織だと考えております。

本町としましては、まず3月末までに外国人の地域生活に関係する行政機関、企業、事業者、行政区、自治会、そのほか関係する団体などが、外国人の地域生活に関する環境整備や支援を行うために必要な情報を共有するために、多文化共生連絡協議会を立ち上げることであります。

また、国際交流協会については、県や既に国際交流協会を組織されている自治体などの取組を参考にしながら、運営方法や位置づけ、設置時期、協会の場所、担当者などを検討し、早期の設置に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） もう時間がないので、多分一生懸命準備されているんだと思うんですけども、そもそも国際交流協会というのを調べますと、どこの自治体でも公益財団法人や公益社団法人として運営されているので、町が直接運営をすとか、職員を配置するということではないようです。でも、設置準備については町が関わらなければできないと思います。

熊本県の国際交流協会は熊本県国際課の中に事務局があり、現在88の会員団体から成り立っていて、町長の母校である東海大学や、在籍された青年会議所もメンバーであり、町内にキャンパスを持つ尚絅大学も会員です。隣の大津町では総合政策課地域づくり推進係が窓口のようですが、どのような職員かまでは把握していませんが、約30年の歴史を持ち、活動を続けています。大津町はキリスト教会があって、そこが中心となり、いろんなイベントが行われているので、それが活動に役に立っているんだと思っています。

先ほど、交流協会の会員団体に、町内にある尚絅大学が入っていると申しましたが、大学に協力を依頼して菊陽町も、さっき準備しているとおっしゃいましたが、一刻も早く設置していただきたいと思います。

また、町内には国際結婚しているカップルも何組もいると思います。私の同級生の中にもそういう娘さんが2組おります。また、その人たちに協力を呼びかけて、異国の地で心細い思いをしている人が安心できるように対応することを提案しますが、町長はどう考えられますか、お伺いします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。お答えいたします。

今、矢野議員からお話しいただいたように、私もいろんな組織に所属いたしております、そのとき国際交流をやってきました。青年会議所の中には、マレーシアのタンジュンブंगाというところと姉妹を結びまして、やはり外国の方々と交流をしたという経験もございます。また、国際交流協会、日米協会、そういった方々とも交流があって、いろんなお手伝いをしていただきたいというお話はしております。

そういった中で、やはり今お話しあったように尚綱大学とか、いろんなところも入れたらどうだということですが、やはりそこは参考にさせていただきたいというふうには思っています。日本で一番輝いている町という、いろんな方々がよく言われますけれども、そういった町にするためには、やはり外国の方々がこの菊陽町にお越しになって、そして何不自由、不便なく皆様方と一緒にこの菊陽町を楽しんでいただくということが、やはり必要になってくるかというふうに思います。

T S M C、J A S Mが来られていろんな企業が来られて、ハード的には日本でも輝いている町になるかもしれませんが、やはりソフト的な部分で、心の気持ちの上でも日本一の町になることが必要だというふうに思いますので、皆さん方と楽しんでいただけるようなまちづくりをすることが必要だというふうに思います。

そのためには、やはり外国の方々と、いろんな方々がこの菊陽町の皆さん方と触れ合うことによって、日本の文化を外国の方々にお伝えをしながら、そしてまたいろんな外国の方々の文化もこの菊陽町に取り入れていただきながら、感覚的にも外国に行ったような感覚で楽しんでいただければなというふうに思っているところでもございます。

やはり政策の中にも入れておりますけれども、この国際交流協会というのは、議員のほうもお友達がいらっしゃるということでございますので、そういった方々をぜひとも、参加ではなくて参画をしていただいて、両方が喜んでいただけるような、何度も言いますが、世界に誇れる菊陽町にしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 町長の本当に豊かな経験と人脈で、スムーズに外国の方が菊陽に住まわれるようお願いしたいと思います。

昨日、ある県議の一般質問に、外国人の免許の切替えについての質問がありました。外国の労働者が転入者が増えることによって、免許の切替えも業務が追いつかなくて、人員を増やさなきゃいけないという県警本部長のお言葉だったんですけども、本当に交通ルールをきちんと教えないと、それこそ交通量が増えるだけでなく、事故が多発する、交通ルールを理解してない人がたくさん走るようになるという、ちょっとそれを聞いて恐ろしくも感じたんですけども、やっぱりそういう人たちにもいろんなルールをきちんと教えていかなければいけない

んだというのを、これは一般質問で通告していることでも何でもないんですけども、ちょっとそれを感じました。

これからも異文化を、先ほども申したように、真っ白な心で受け止めて、世界に恥じない菊陽町に成長して、世界に通用する子どもたちがたくさん育つことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時2分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和5年3月9日（木）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和5年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和5年3月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1番 廣 瀬 英 二 君   | 2番 矢 野 厚 子 君    |
| 3番 大久保 輝 君     | 5番 西 本 友 春 君    |
| 6番 那 須 眞 理 子 君 | 7番 佐々木 理美子 君    |
| 8番 中 岡 敏 博 君   | 9番 北 山 正 樹 君    |
| 11番 坂 本 秀 則 君  | 12番 渡 邊 裕 之 君   |
| 13番 佐 藤 竜 巳 君  | 14番 甲 斐 榮 治 君   |
| 15番 岩 下 和 高 君  | 16番 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 福 島 知 雄 君  | 18番 上 田 茂 政 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 川 真 喜 子 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                                         |                              |                     |
|-----------------------------------------|------------------------------|---------------------|
| 町 長 吉 本 孝 寿 君                           | 副 町 長 吉 野 邦 宏 君              |                     |
| 教 育 長 上 川 幸 俊 君                         | 教 育 部 長 芹 川 博 文 君            |                     |
| 総 務 部 長 板 楠 健 次 君                       | 福祉生活部長兼<br>福 祉 課 長 矢 野 信 哉 君 |                     |
| 保険衛生部長兼<br>健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルス感染症対策室長 | 東 桂 一 郎 君                    | 経済部長兼農政課長 山 川 和 徳 君 |
| 土 木 部 長 兼<br>都 市 計 画 課 長 井 芹 渡 君        | 総 務 課 長 梅 原 浩 司 君            |                     |
| 三 里 木 町 民 セ ン タ ー 所 長 阪 本 絹 代 君         | 危 機 管 理 防 災 課 長 鍋 島 二 郎 君    |                     |
| 総 合 政 策 課 長 吉 本 雅 和 君                   | 財 政 課 長 澤 田 一 臣 君            |                     |
| 子 育 て 支 援 課 長 和 田 征 君                   | 環 境 生 活 課 長 野 村 瑞 樹 君        |                     |
| 商 工 振 興 課 長 今 村 太 郎 君                   | 建 設 課 長 矢 野 博 則 君            |                     |
| 下 水 道 課 長 丸 山 直 樹 君                     | 学 務 課 長 平 征 一 郎 君            |                     |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第1、諸般の報告を行います。

今回受理した陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告は終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第2、前日に引き続き、一般質問を行います。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 皆様おはようございます。本日は、早朝より、また年度末の大変お忙しい中、傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。

○9番（北山正樹君） 議長、マスクをつけるようにして下さい。

○議長（上田茂政君） 私が一応……。

○11番（坂本秀則君） 今、許可取りました。最初だけはですね。

○9番（北山正樹君） 市町村議会はマスクをするというのが……。

○議長（上田茂政君） なら、坂本秀則君、マスクをはめてください。

○11番（坂本秀則君） 議席番号11番、坂本秀則です。私は、町民の皆様の声、要望を町政に届けますをモットーに議員活動を行っております。今回も、その議員活動から届けられた声、要望並び私の思いの中から質問をいたします。

まず、質問事項1、町振興と発展について。質問事項2、菊陽町交通指導員の現状と今後について。質問事項3、消防団の現状と今後について。質問4、スポーツと文化の振興と発展について。

以上、質問席より質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それでは、質問事項1、町振興と発展について、について質問いたします。

まずは町長に質問します。3月5日の熊日の新聞ですが、TSMC第2工場はどこにという記事で、県知事とかのコメントもありますが、最後のほうに町長のコメントとして、町は受け身の立場、要望があれば大歓迎だが、自ら手を挙げられないとありますが、この真意をお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。今、坂本議員の御質問でございますが、熱意を持ってお話をさせていただきましたが、記事としてはまとめていただいてそのような形になったのかなというふうには思いますけど、今、坂本議員がおっしゃったようなことは私も十分承知をしています。町としては熱意を持ってということではありますけども、まだ国からも県からもいろんな情報もいただけていないという中で、私のコメントが独り歩きをしてしまうということもいけないというところでお話はさせていただいたところではございますが、あくまでも町としては、今後どうしていくのかというのは、先ほどもお話をさせていただいたように、国、県と色々なお話をしていく中で皆様方にお伝えしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） この記事の中に、その理由として、交通渋滞、また水の問題、下水の問題と記事に掲載されていますが、仮に本町周辺の合志市、大津町等が誘致に成功して第2工場が立地したとするなら、本町に立地したのと同じような問題が生じると思います。結局は、交通渋滞は菊陽だろうが合志だろうが変わらない状態になり、地下水も同じ水脈ですので、同じ問題が生じると思います。私は、そういう同じ状態が生じるならば、積極的に誘致活動を行い、税収を増やし、それを財源に新交通システム導入等の交通渋滞緩和の対策を大胆に施行できるのじゃないかと考えますが、その点いかがですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 質問事項の(1)の御質問だというふうに思います。それでは、御質問にお答えをいたします。

T S M C日本第2工場につきましては、1月12日のオンラインで開かれましたT S M Cの2022年12月期決算の記者会見におきまして、C. C ウェイ CEOが、現在、日本で2番目となる工場建設を検討していると発言をされたものでございます。当然、町といたしましても情報を把握しております。現在、御存じのとおり、本町の第二原水工業団地では、T S M Cの初めての日本での立地となるJ A S Mの工場建設が進んでいるところでございます。その中で、T S M C、J A S Mと直接協議する機会も多くありますので、そのような中においても、日本で2番目の工場についての情報収集を進めている状況でもございます。

仮に、日本で2番目の工場が菊陽町に立地となると、現在のJ A S Mに続く大きな投資となり、地域経済の活性化だけでなく、本町が半導体の国内生産という国の経済安全保障にもさらに貢献ができる非常に重要な機会になるというふうに考えてるところでもございます。本件につきましては、引き続き、先ほどもお話ししましたが、情報収集を進めながら、本町での立地の働きかけを行い、場合によっては私自らが直接誘致活動を行う場面も出てくるかと考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 町長は、1月12日にTSMC本社を訪問されました。そのときに第2工場の話は出なかったのか、菊陽での第2工場の建設の感触はなかったのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） お話については出なかったというところでございます。何回も申しますけども、現段階でということでございますが、先ほどの答弁のとおりだというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 少し待ってください。

傍聴者の方にお願ひがありますけども、議場内での帽子はできるだけ取っていただければと思います。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 先ほど、町長は、自ら誘致活動をしなければならない状態が出てくるということですが、今後、そういう場面が出てきたときだけなんですかね。積極的に誘致活動をする用意はないですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） そのタイミングというのは非常に難しいなと考えているところでございます。国策として最初の工事が今進んでいる中で、2番目の話が出てきているというのは当然理解をしておりますが、私がここで手を挙げて、まだ、今、工事をされていらっしゃいます。そしてまた、交通渋滞の問題も非常にあるというところでもございますので、まずはその交通渋滞、そして地下水、下水道、様々な、パッケージとして考えていかなければならない課題がまだまだ山積みでございます。

それと並行して、坂本議員がおっしゃるように2番目のというところは、先ほども私がお話ししましたように積極的にとは言いましたが、そのあたりの、先ほど話しました問題も含めまして並行してやっていかなければいけないと思いますが、そのタイミングにつきましては今非常に悩ましく考えているところでもございますが、坂本議員の熱量をすごく感じていますので、そういったところがあれば積極的に、時期はいつかと申し上げることは非常に厳しいかと思いますが、手を挙げていかなければいけないというふうには思います。それが菊陽町のためだというふうには理解をしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 水の問題ですね。中村県議の県政報告会に出席しまして、そのときお話がありましたが、地下水と竜門ダムの水を併用して使えば、地下水の問題も少しは軽減できるんじゃないかということです。皆さん御存じないかもしれませんが、竜門ダムの水は、ソニー

の先の大谷の湯ってありますね。そこから下って日向川、その先までは来てるんですよね。実際に私、その水田作ってますが。あれを併用して使うということは、分からないなら分からないでいいんですが、それ可能ですかね。いかがですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） この件に関しては私のほうから回答させていただきます。

一応、県のほうからも概要ということで御説明がございました。その内容では、今、余っとるといいますか、未利用のやつが2万トンということでございます。こういった部分は、国が管理やってるんですけど、あくまでも農業用ということが主でございます。農業用に供する部分が優先されますので、安定的な供給というのに課題を抱えてるといふうなところで聞いております。そういった意味からすれば、あくまでも主は地下水に頼りながら、そして補完する部分で竜門ダムの水を利用といふうなところで県としては考えてらっしゃるんじゃないかといふふうに推測するところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 部長にお伺いしますが、新聞記事でも第1工場の近くに造ったほうがいいと書いてある、TSMCもそうしたがってるんじゃないかという記事ですが、菊陽町以外の市町村、また他県での誘致活動ってどっか情報ありますか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） これはあくまでも人の話でございまして、他県の動きとして広島県だとか長野県だとか、そういったところの話は聞きます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 町長、絶好のチャンスだと思いますよね。我々地元なんですが、来た弊害はたくさんあります。交通渋滞から、治安が悪化するかもしれないけど、第2工場を誘致してもらって税収をアップして、税収をアップした財源でその辺の解決はできると思うんです。ま一度お聞きします。積極的な誘致活動しませんか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） そのタイミングということが来れば、坂本議員がおっしゃるような積極的な誘致活動はやらなければいけないといふふうには考えております。思いは皆様方と一緒にといふふうに御理解をいただきたいといふふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それじゃ、次に移ります。(2)のTSMC日本第2工場の町内立地の準備はできているのか及び現時点ではどのような構想があるのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

それでは、ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

現時点において、日本で2番目の工場については、その規模やスケジュール等については不明であります。御質問の準備という点につきましては、現時点では、土地の確保の方法や必要となる法的手続や期間などを、想定とはなりますが、これまでのJASMC立地での経験も生かして検討させていただいております。以前、坂本議員からも御質問があったように、第二原水工業団地周辺の地域では民間不動産事業者の動きや地価の高騰等が懸念される場所ですが、その状況も踏まえて、仮に菊陽町がTSMCの2番目の工場建設の候補地となった場合、速やかに対応できるよう、様々な検討を進めております。

引き続き、TSMCの日本で2番目の工場に必要な土地の規模やスケジュール等など必要な情報の把握に努めながら、町として速やかな対応ができるよう、必要な準備も並行して進めてまいります。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今のは、速やかな対応ができるという答弁でよろしいですか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 御質問にお答えします。

速やかな対応ができるように、我々としては準備を進めているということになります。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それじゃ、(3)に移ります。

県は、原水工業団地周辺の本町を含めた市町村の農地、山林等を活用し、工業用地を確保するよう後押しすると発表した。これを機に、町は、菊陽町都市計画マスタープランの大幅見直しを含め、新たに町全体の土地有効利用を計画し、県へ要望するべきではないかの質問ですが、昨日甲斐議員も触れられましたが、熊本市では工業団地4か所を造成と。大西市長のコメントですが、市議会予算決算委員会で、一社でも多くの企業に立地してもらうため作業を急ぐということで、今後、市は公募を経て23年8月をめどに各エリアのディベロッパーを決定。24年度中に用地を取得後、造成に着手。25年度中に造成を終えるスケジュールを念頭に置いているということで、熊本市は政令指定都市なので迅速な対応ができるのか、または大西市長の決断が早いのか、ここは分かりませんが、この県の発表に対して本町はどんな行動をするのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、今の御質問についてお答えさせていただきます。

昨日の甲斐議員の御質問にもありましたように、坂本議員もおっしゃったように、工業団地4か所造成ということで、熊本市さんのほうが民間活力を活用してするという事はお聞きし

ております。我々としても、昨日答弁させていただいたとおり、その情報というのはまだ報道で知ったばかりで、そのほか、今後また熊本市のほうからどういった説明があるかということになっております。

ただ、工業団地の造成につきましては、熊本市だけでなく、熊本県が菊池市や合志市、それとほかに西原村さんや大津町さんということで、工業団地を活発に造るということは情報を仕入れております。競争相手となるとともに、ただ、今、土地不足が騒がれておりますので、半導体企業の集積という点においてはいいことだというふうに思っておりますので、お互い周辺自治体と協力しながら、うちの本町としても必要な企業の誘致に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 私が感じるのは、周辺市町村に比べて誘致活動やそれに関する計画が遅いように感じるんですが、その点はどうですか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、今の御質問にお答えします。

周辺の市町村が工業団地を造るということで、遅いというような御心配をいただいて大変恐縮ではあるんですけど、私ども第二原水工業団地をいち早く着手したことによって今回JASMの誘致につながっております。現在、その動きに伴って周辺の工業団地も進んでるという状況でして、我々もそれに負けないように、また新たな半導体関連企業の集積に向けて、工業団地や新たな民有地の確保については考えておるんですが、今後そういった御指摘は受けられないように、担当課としてもしっかり頑張っていきたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 先ほど課長が申し上げましたとおり、まず我々の業態が先行して工業団地を整備していたということで誘致の成功がっております。今、何をやらなければいけないかというと、JASMの工場建設の完成なんですね。これが第一義と考えております。それと、今、下水道課でもやってますけど、県のほうに協力をいただきながらインフラの整備なんですね。まずはこれを徹底してやっていきたいというふうに考えての行動でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それでは、(1)、(2)、(3)の質問を踏まえて、庁舎内で新たに設置された半導体産業企業誘致推進本部並びに本部の下部組織であるプロジェクトチームの構成メンバー及び今後の行動はどうなってるか質問します。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、今いただきました御質問についてお答えします。

今、坂本議員のほうからお話があった菊陽町半導体産業企業誘致推進本部ですが、本部長を吉本町長としまして、副本部長を吉野副町長、上川教育長、それとメンバーを各部の部長となっておりまして、事務局を私ども半導体産業支援室のほうで担っております。今後につきましては、先ほど部長がお話ししたような現在のJASMの工場でTSMCの従業員の方とかが入国されてきますので、そういった受入れ体制の準備など包括的な町がすべき事業を考えつつ、あとは今後の半導体企業の集積に向けて必要な施策について、この会議において検討していくということを考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） この本部の名称は企業誘致推進本部ですよね。こっちにもかなり比重を置くのじゃないですか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） では、御質問についてお答えします。

名前からすると、企業誘致推進本部ということにつけさせていただいておりまして、当然、半導体関連企業の集積に向けて検討等を行っていく組織でありますけど、そのほか受入れ体制も含めた企業誘致ということで位置づけておりますので、受入れ体制もこの本部の中でしっかり検討していくということは御理解いただければと思います。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 本部の構成メンバーは分かりました。その下部のプロジェクトチーム、これ実際の行動部隊と思いますが、そこは誘致活動をやるわけでしょ。そこはいかがなんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 企業誘致というのは幅広い分野でございます。企業をただ誘致するだけではなくて、先ほど申しましたようにインフラ関係、それから工事の関係、例えば住居もそうです。その他の関連企業の調整、こういった部分を大まかに、全体的に合わせたところを企業誘致として捉えております。今回、プロジェクトチームにつきましては、本部もそうですけど、JASMさんの工場、これをスムーズに確実に建設させる。そして、台湾からの流入に対して熊本県と連携を取っていくというのが第一義でございますので、新たな企業に対する誘致だけがこの仕事ではないと。今は、どこに重点を置くかなれば、当然、JASMの建設でございます。そして、台湾からの流入者、流入者って大変申し訳ございません。熊本に来られる方々の体制づくりというふうなところになるろうかと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今、部長もおっしゃいましたが、もちろん本部では土地の有効利用、菊

陽町都市計画マスタープランの見直しも協議されるような部長の答弁でした。本部を格上げし、課にする考えはないか。また、その課の中に、町民代表の区長会並び女性の会代表や企業代表及び議会代表なども含めて、企業誘致だけじゃなく、これからのまちづくりを官民一体で考える協議会を設置できないか質問いたします。町長でいいです。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 今の御質問にお答えをいたします。

今お話をいただいたようなことは、菊陽町としてはプラスとなれば考えていかなければいけないのかなとは思いますが、ただ組織をつくるとなると、いろんな問題を一つずつ町としては考えていかなければいけないというところになってくるのかなというふうには思います。

坂本議員が先ほどからおっしゃる企業誘致、そういったところをやるためにも、私も台湾に行きまして、宝山郷という台湾の新竹県の町と友好都市を結ぶという、もう少しで結べるところまで来ております。そういったところを考えると、台湾の方々ともしっかりと友好的な人間関係を築きながら、そしてそういった中で町としてどういったことができるのかというのは考えていかなければいけないというふうには思います。ただ、坂本議員が今おっしゃったようなことは町としてもしっかりと受け止めて、何らかの形でというか、考えていかなければいけないというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 菊陽町都市計画マスタープランを作成するに当たっては、今言ったメンバーの方も入っておられます。それで作成されたんですが、もちろんこれは土地の有効利用をしなければ企業誘致もできません。それはマスタープランを見直さなければいけないと思うんですね。そこには、マスタープランを作成されたメンバーが入って協議会を設けるのは当たり前じゃないかと思うんですが、町長、もう一回、答弁お願いします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） これは、すいません、3番のところの答弁で。

（11番坂本秀則君「いや、1、2、3を踏まえて」の声あり）

踏まえてです。はい。すいません。ありがとうございます。

坂本議員がおっしゃるようなことは、先ほども申しましたけども、当然というか、そういった御意見があっても致し方ないというふうには考えております。ただ、これも先ほど申し上げましたけど、町として何かの組織を立ち上げるということになれば、町としてどのような形でいくのか、どのような組織でいくのかというのは考えていかなければいけないということでございますので、この場で私が立ち上げますと言うのは非常に厳しいのかなというふうには思いますが、これも先ほども申し上げましたように、坂本議員からの御提案というところでしっかりと受け止めていきたいというふうには考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 土木部長にマスタープランのことはお聞きしたいと思うんですが、12月にも質問しましたが、必要があれば見直すということです。今、経済部長がまちづくりも総合的に企業誘致の推進本部で考えていくということです、それ踏まえて何か一言ないですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） それでは、(3)番、用意してきておりますので、答えさせていただきたいと思います。

県は、昨年12月26日に、半導体関連企業の集積に伴う工業用地の確保に農地を活用する市町村を支援するため、半導体拠点推進調整会議を設置されました。支援対象は、本町のほか、熊本市、菊池市、合志市、大津町、西原村、嘉島町、益城町とされております。このことにより、直ちにこれまでの規制が取り払われるということではありませんが、県の包括的な支援が受けられるということで、農振除外や農地転用、開発許可等の手続がスムーズに行われることが期待されるものであります。

御質問の菊陽町都市計画マスタープランの見直しにつきましては、昨年12月議会の答弁で御説明させていただいたとおり、現計画が住民アンケートや審議会での審議など正規の手続を経て作成されたことの重みから、一定の確実性がなければ安易に変更するべきではないとのこと。一方で、町の発展のため必要であれば、計画の一部再考も検討していきたいとの考えに変わりはございません。

なお、下水道等のインフラの条件をクリアする必要はありますが、現計画の菊陽町都市計画マスタープランにおいても、産業ゾーンに位置づけしてある区域については、市街化調整区域における非住居系（産業系）の地区計画制度を運用することにより、工場等の誘致を行うことが可能であります。また、住居系の地区計画制度を運用することにより、市街化区域の縁辺部、集落内開発区域の周辺でも住宅の開発を行うことも可能であります。

御提案の大幅な見直しにつきましては、農林漁業との健全な調和を図る都市計画の基本理念の下、優良な農地を守り、持続可能な農業を実現していくことも大切だと考えております。現時点で、確実性が見えない状況で大幅な見直しは考えておりません。

以上になります。

それと、一言ということでしたので、これまでも商工課長と経済部長と町長のほうからありますように、やはり情報収集とタイミングだと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 質問でも言いましたけど、商工振興課の職務もかなり多忙と見受けられますが、推進本部を格上げして課にするという考えはないですかね。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） おっしゃるとおり、課を、格上げというか、つくらせていただければ非常にいいのかなというふうに思いますが、議会の初日でしたか、定員数の問題もありましたけども、そういったところが非常に関係してまいります。今いる職員の中で、皆さん一生懸命、一つの問題について各課各課で向かっていってらっしゃるといことは、私も就任以来、重々承知しております。そういった中で、新しく課を設けるということに対しては、いろんな課に影響を及ぼすような形にもなりますので、そういった体制が、人員的なものが、体制を整えば、逆にやらなければいけないというふうには理解をしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 商工振興課長、どうですか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 御質問についてお答えします。

組織のことですので私のほうから述べることではないんですけど、今、多分、坂本議員としては、先ほどおっしゃったように対応が遅いとか、そういった御心配の上で新しい部署をつくったほうがいいんじゃないかというような御発言かなと思っておるんですが、我々としては今いるメンバーでしっかり、そういった御指摘がないよう、そういう御心配がないよう、今の課員、優秀な職員がそろっておりますので、そういった者と一緒に進めていきたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 他市町村に後れを取らないよう行動していただきたいと思います。

それでは、(3)は曖昧になりましたけど、(4)の質問に移ります。

今後、多岐にわたり町の仕事が増加すると予想されるが、職員体制は大丈夫か。昨日も質問ありましたけど、答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

人口増加に伴う業務量の増、また国が進める子ども施策や高齢者施策に加え、TSMCの企業進出に伴う道路事業や交通渋滞対策などに対応する必要があり、本町の業務量は年々増加しています。これに対応するため、職員を増員するとともに、毎年、部課長を対象に、それぞれの課の現状や課題、新たな事業や取組などのヒアリングを行い、その内容を基に、次年度における組織体制や効率的かつ効果的な人員体制の構築に努めているところでありますが、今後の事務量の増加が予想されることから、職員のさらなる増員が必要であると考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） JASMからの税収が入るまでは、ここ二、三年が財政的にも人的にも町が一番苦しいときだと思います。が、職員が足りなかった場合は、即、条例を改正するなど

して、中途採用や民間の専門知識を持った方等の採用をするべきだと、今、課長もおっしゃったんですが、と考えますが、町長いかがですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。私からのお答えをさせていただきます。

ただいま総務課長が答えましたように、今後の多岐にわたる業務に対応するためには職員の増員が必要であり、今年度も行いましたが、社会人経験者を対象とした年度途中の採用も実施したいと考えてるところでございます。加えまして、職員の質の向上を目的とした職員研修の実施や、職員の負担軽減のためのDXの推進、さらには窓口業務の外部委託などの検討、また今回、部の編成を行いました、そういった組織の見直しによる効率化も引き続き行っていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それでは次、(5)の質問に移ります。

原水駅周辺の市街地整備を行うならば、洪水対策として新町井手上流側未整備地（土水路）の護岸整備は不可欠ではないかについてですが、現在、馬場地区で改良工事を行っております。ワカサラエ地区ですね。ワカサラエから上流部は用水利用はなく、排水のみの井手で、農地・水、原水支部、また柳水支部、入道水支部で雑木やササ等の伐採等を行っていますが、井手の護岸は高く、雑木もササも大きい上に数も多く、とても手に負えないのが状況です。このような状態ならば原水駅周辺の洪水災害が起こると危惧されますが、そこで(5)の質問をします。答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

議員御質問の区域は、古閑原地内の樋門、通称ミツイビ付近から柳南橋付近までの新町井手上流域の未整備地、延長約2キロメートルであろうと推察するところでございます。当該水路は未整備の土水路であり、崩落や決壊の危険性をはらんでいる上、近年の異常気象による局地的な大雨が頻発することも予想され、危険度は増している状況にあります。流量が増えれば、その危険性も増えますので、当該区域に限らず、未整備の用排水路につきましては計画的な改修が必要というふうに考えてるところでございます。

これまで、水路改修に係る国及び県事業は、面的整備、いわゆる基盤整備事業などによる要件ですね、この要件があり、対応することが困難でありましたが、近年、水利施設等保全高度化事業が新設され、小規模であれば面的整備を伴わないで水路改修に取り組むことができる事業メニューとなっております。町と管理者のおおきく土地改良区では、現在、この事業を活用し、新町井手の一部、先ほど議員おっしゃいました馬場地区でございます、と南方井手の改修工事を行っており、当該区域においても国及び県に対し事業要望を行ってまいりたいと考えているところでございますが、工事延長が約2キロメートルにも及ぶ大規模なものとなります。

こうなれば事業費も高額となることになると思いますので、受益者の負担もあるということになりますので、課題も多く、これらの課題を整理していきたいというふうに考えてるところでございます。

まずは施設管理者のおおきく土地改良区と協議をいたしまして、現在の工事計画と調整しまして、熊本県への要望時期も含め、事業実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今、部長の答弁では、計画的な改修が必要で、それに伴う補助事業があるということ、それには受益者負担が伴うということですが、今やってる南方とかほかのところも受益者負担が発生してるんですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 受益者といいますのが、管理者の土地改良区、ここではおおきく土地改良区が受益者となります。15%の負担をお願いしてるところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） じゃ、実際には地権者の負担はないということですね。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 土地改良区の予算の中で支出されてらっしゃるということで承知しております。行く行くは地権者の方々の管理料、そういった部分の流れになってくるんじゃないかとは思っております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今、答弁にありました2キロメートルと長い水路ですので、一遍にはもちろんできかないと思うし、補助がそういう補助じゃなくて、短い距離ずつだったらやっていけるんですかね。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） すいません、この事業は水利施設等保全高度化事業のメニューのうちの簡易整備型というのに当てはめて整備をするわけでございますけども、要件としましては、受益面積が約5ヘクタール、それと事業規模が200万円以上というふうになっております。あくまで簡易整備型でありますので、事業規模によっては採択されない場合もあるということで、補助事業に採択されるよう、事業の範囲や事業費及び事業規模について熊本県と協議、調整しながら進めさせていただきたいというふうに思うところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 我々、農地・水の原水支部や柳水、入道水の支部は、この管理に大変苦勞してるわけです。少しずつでもいいから着手していただいて、我々に希望を与えてもらって、10年かかってでもいいですから改修工事の着手をお願いしたいんですが、その点いかがで

すか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 今現在、先ほども申しましたように、新町井手では馬場地区のほう、それと南方井手を実施しております。新町井手のほうが5年度まで、来年度までということになります。それと、南方井手のほうが6年度までを予定しております。この事業と整合を取りながら、県の予算もございますもんですから、それを調整しながら要望していきたいというふうに考えてるところです。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 着手しますよね。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） あくまでも県事業によって行うわけでございますので、県に対して強く要望してまいります。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） すいません。一昨日でしたか、議員がおっしゃるようなミツイビと対象となるようなところを見てまいりました。場所は分かっておりましたけど、実際車から降りて見ると、大変だなというのは実感をしました。私も区役とかいろんなとこに出ますけども、あのようなとこを皆様方をお願いをして整備をするというのは非常に大変だなというのは感じたところでもございます。先ほど部長も話しましたが、そういったところは、TSMCの問題もありますけど、町としてはやらなければいけないということを考えておりますので、ここはやりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 町長のありがたい言葉いただきました。続きまして、同じ新町井手ですが、五軒屋地区の村中を走る新町井手についてですが、五軒屋地区は道も狭く、通学路にもなってます。離合もできない状態です。以前、暗渠型のボックスを、松岡代議士が見に来て、途中までやったが、地権者の反対で全部工事着工には至らなかったということですが、その状況を踏まえて、この新町井手に対しては説明お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） お答えします。

新町井手のボックスカルバート化だろうと思います。場所は、五軒屋の新町地区の町道十一軒五軒屋線のうちの五軒屋の前だというふうに思っております。この地区のボックスカルバート化につきましては、平成29年5月11日付で陳情書が提出されております。以前の、今、議員おっしゃいました松岡代議士先生の件については承知しておりませんので、そこは申し訳ございませんが、お答えすることはできませんけど、平成29年5月11日付で陳情書が提出されております。内容は、町道十一軒五軒屋線のうち五軒屋地区の道路が狭隘でありまして、歩行者、

一般車両、緊急車両の通行に支障を来しているため、ボックスカルバートを設置して歩道と併せて整備をしていただきたいというふうな内容であったということでございます。当時、町では、ボックスカルバート化と南側への道路幅員の拡幅について経済比較を行っております。その結果、南側への拡幅が経済的であるというふうに判断をしまして、馬場区のほうへもその旨報告しまして、ボックス化は困難であるというふうにお伝えしたところでございます。

町としましては、南側への拡幅を提案させていただいた経緯がございます。今のところボックス化につきましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 五軒屋地区の住民さんからは、近年、護岸の災害もあり、近年だけじゃなくてその以前もありましたが、何しろ通学路でもあるのに離合できない道で、今まで以上に今後が大変心配であるということです。原水駅の北側を区画整理して市街化する計画もありますが、この道の拡幅、またボックスにして歩道を設けるなり、これ対策が必要だと強く感じますが、町長いかがですか、あそこ。新町井手も深くて、これ命の危険さえもあるんですよ。その点、町長いかがですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） すいません、原水駅周辺の土地区画整理事業が絡みますので、私のほうからお答えさせていただきます。

原水駅周辺の土地区画整理事業につきましては、現在、現況の測量中でございます。今後、設計業務に入っていきますので、その際、五軒屋の中の水路、道路というところがちょうど地区界、どこまで入れるかというところでの地区界になってまいりますので、それを決める際にしっかりと検討したいと思っております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） しっかりと検討するというので、ぜひ着工をお願いいたします。

続きまして、残り15分になりますので、質問事項2に移ります。菊陽町交通指導員の状況と今後について、についてです。

(1)の町交通指導員の減少並び高齢化及び1回当たりの費用弁償等の手当等の現状を町はどのように理解しているのかについてですが、町内の交通指導員の方々は、交通指導はもとより、子どもたちの通学時の見守りや各種イベント時の交通整理等、年間を通じて交通安全に大変貢献されております。心より感謝申し上げます。が、一方で、指導員の減少並び平均年齢74歳と、今後の指導員の体制及び存在にさえも危機感を持たれておられます。この現状を踏まえて(1)の質問をいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

菊陽町交通指導員の皆様には、議員も申されましたとおり、交通安全運動をはじめ月例のパトロール、交差点に立っての交通指導、各種イベント時の交通整理等と、日頃から大変お世話になってるところでございます。

議員御指摘の交通指導員の減少及び高齢化につきましては、人員については近年15名前後で推移しておりまして、現在13名で活動されている状況にあり、増員が望まれているところでございます。また、高齢化につきましては、最高齢の方が83歳、一番お若い方で70歳となっております。議員、74歳平均と申されましたけど、平均年齢75.2歳と高くなっておるところでございます。平均年齢は年々上がってきている状況であり、大変御苦勞をおかけしているところでございます。町といたしましても、交通指導員の皆様の負担軽減並びに活性化のため、新たな交通指導員を探している状況でございます。

費用弁償等の手当につきましては、年間の謝礼として3万8,700円と、各種行事への動員時に1回当たり2,200円の費用弁償を支払っております。仮に、年間の動員回数を15回といたしますと、費用弁償は3万3,000円となり、年間の謝礼3万8,700円と合わせて7万1,700円となりますので、近隣の市町村と変わらない金額になると考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） すいません、私、平均年齢が令和4年12月5日現在の資料で申しました。今、75.2歳になってるわけですね。年々、上がってるということです。

(2)までおっしゃいましたが、じゃ、(2)に移ります。今後の指導員の確保及び手当の充実等の待遇改善が必要ではないか。その対策は考えているのか。町長でも課長でもよろしいんですが。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、御質問にお答えをいたします。

交通指導員の増員、確保は、先ほども申しましたとおり、非常に重要な課題であると認識をしているところでもございます。広報、ホームページ等を活用して、交通安全活動に意欲的な方を幅広く募集するよう考えているところでもございます。

また、交通指導員の皆様におかれましては、交通安全に関わるあらゆる場面で大変お世話になっております。議員御質問の手当の充実につきましては、近隣自治体と協議の場を持つとともに、大津地区交通安全協会において意見交換を行いながら検討を行ってまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） これは令和4年12月5日現在の資料ですが、他市町村って周辺の市町村ですが、大津町は平均年齢53歳です。西原村は63歳。菊陽は飛び抜けて平均年齢が高いですね。課長、この現状どう把握しますか。この中には、大津町には9名の役場職員が指導員とし

て加入されてる。西原には2人の役場職員が加入されておりますね。そこを踏まえてどうですか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 平均年齢が高いのは先ほど申し上げたとおりでございますが、皆様働く年代といえますか、65歳を超えられても働けるような状態でありますので、働き方が変わってくる中で、お声かけしても、交通指導員まではできないという方も多くおられるところでございます。ですが、来年度に向けて多少、増員のお声かけしましたところ、今現在、前向きな回答をされてる方が何名かおられますので、そういったところで令和5年度については交通指導員の活性化等を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） そこで、指導員の募集や指導員の活動のPRとか、やりますやりますって、具体的にどんなことをやるんですか、課長。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 募集につきましては、広報とかホームページ等で募集をやっていきますし、またPRといたしましては、交通指導員の皆様方が活動しているところを皆様に見ていただくこととなります。また、活動内容を広報等で、こういった活動でお世話になってますと広く町民の皆様にも周知することで、交通指導に協力的な、意欲的な方を募集していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それは従来のやり方と変わらないということでしょう。いかがですか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 従来のやり方と変わらないかもしれませんが、ほかの市町の募集の仕方等を参考にさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 指導員の活動のPRや指導員の募集、また周知のやり方とか、先進地の研修や事例を参考に今後はしたほうがいいと思うんですね。そういうのは容易にできないんですかね。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） そういったところも踏まえて活動していかなければいけないというふうに思います。私も確認をしたら、どうやって今まで募集をしてきたのかということですが、今までいらっしゃった方がお知り合いの方を通じて、なっていただけないのかということで御依頼があったそうでございます。ぜひとも坂本議員におかれましては先頭になってそう

いった方々を御紹介いただければというふうに思いますし、議員の方々にも改めてお願いをこの場でさせていただきたいというふうにも思いますし、私どもは一生懸命、担当課も含めてそういうところのPR活動というか、一緒になって町を守っていただけるような方々を募集してまいりたいというふうには考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 年報酬とか費用弁償については、大津地区ですかね、西原、大津、菊陽ですね。2町1村か。で協議すると町長がおっしゃいました。これ、もう来年度、5年度からやるんですね。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 大津、西原、そして菊陽町と大津地区の警察署管内ですので、この3町村で十分に協議を行い、手当についてしっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今後、町内の交通安全を担う交通指導員さんが増えて、よりよい活動ができるように祈念いたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、質問事項3、消防団の現状と今後についてです。菊陽町消防団員は年々、減少の一方です。本町の消防団員は、40歳過ぎたら辞める風潮があります。私は57歳で現役の消防団ですが、私より年上の団員は1人か2人ぐらいですね。しかし、県内では70歳過ぎの消防団員もおられます。新入消防団員募集活動もちろん不可欠ですが、団員の定数確保も災害時等では絶対に必要です。この現状を踏まえて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

(1)でよろしいんですね。技術力の向上とかも含めましたところでよろしいですか。

(11番坂本秀則君「はい」の声あり)

消防団は、議員も御存じのとおり、非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、非常勤特別職の地方公務員として消防防災活動を行っています。その活動は消火活動のみならず、地震や風水害等、多数の動員を必要とする場面で非常に重要な役割を担っており、さらには地域における防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を期待されているところでございます。

御質問の団員の技術力の向上であります。消防団員の基本は小型ポンプの操作方法の習得であると考えております。2年に1度、小型ポンプ操法大会が開催されますが、大会に出場する操作員だけでなく、全ての消防団員が小型ポンプ操法及び性能、メンテナンスについては習得すべきことでありますので、メーカー等の関係者と協力して取り組んでまいるところでございます。また、チェーンソーをはじめとする資器材等の使用方法、油圧ジャッキを使った訓練

等を関係機関と協力しながら実施するとともに、熊本県消防学校で実施されている消防団員に対する教育訓練に積極的に参加してまいるところでございます。また、心肺蘇生法及びAED操作方法の訓練が新型コロナウイルスの影響でできておりませんので、全ての団員が身近な事案である心肺蘇生に対処できるよう、菊池広域連合消防本部の協力を得ながら進めてまいりますとともに、自衛隊OBである防災対策監も任用しておりますので、新しい発想で先進事例を取り入れながら、消防団の技術力の向上のため取り組んでまいります。

菊陽町の団員数につきましては、条例定数460名に対し、令和5年3月現在で406名であり、毎年400名前後を推移してる状況でございます。御質問の消防団員の確保であります。生活様式の多様化、地域コミュニティーの希薄化により、各班、団員の確保に苦慮している状況であります。町といたしましては、消防団員の入団資格につきましては町内に在住し、または勤務する者となっておりますので、各班の区域にこだわるのではなく、お知り合いの町在住の方、職場の同僚の皆様で消防活動に興味のある方へ広くお声かけをしていただき、団員の確保をお願いしてるところでございます。また、72の政策提言に掲げております菊陽町消防団応援の店に取り組み、地域ぐるみで消防団員を応援することにより加入の促進を図るとともに、消防団員募集について広報及びホームページ等を活用して、団員の確保に努めてまいるところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それは今までやってきたのと同じと思うんですが、消防団自体が既存の部落しかないわけですので、区長さんをはじめ地域の方々全員で消防団員入ってくれというのを募集活動しなければ新入団員の確保は難しいと思うんですが、先ほど申しましたとおり、菊陽町消防団の現状は40過ぎたら辞めるような風潮なんですよね。その点もどうにか長く、50歳までとか、団員におってくれって言うのもしなければならぬと思いますが、その点、元分団長の町長いかがですか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 町長として、また今おっしゃられた元分団長としてというお話でございますが、おっしゃるとおりだと思います。地域を守っていただくのは消防団員の皆様ということでございます。年齢を、何歳まで残れというのがベースになるのかというのは基準が難しいところであるかなとは思いますが、坂本議員もまだ消防団員として頑張っていられる。そして、菊陽町を守っていただけるということを考えれば、いろんなところも含めまして、御提案のようなことは取り組んでいかなければいけないというふうには思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 残り5秒です。これからも町民の声、要望を町政に届けてまいりますの

で、今後ともよろしく願いたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。坂本議員さんが非常に元気だったので、負けずに元気にやりたいと思います。

町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁を求めます。

町長の施政方針では、給食費の無償化については、保護者の負担を軽減していくために物価高騰分も含めた支援策として給食費の無償化に段階的に取り組んでいくということで、非常に歓迎しています。保育所などにおける副食費の一部助成事業、これも含めるということです。かなり、ふるさと納税とか努力していただいたんだと思います。ただ、宇城市なども給食の無償化に取り組んでいくと報道されています。菊陽町も無償化への第一歩を踏み出したということで、保護者へのエールになるのではないかと考えますが、完全無償化に向けてさらなる努力を期待しています。

今日の質問は、菊陽町の今の最大の課題であるTSMC、JASMの進出で、先ほど坂本議員からも第2工場はどうなるのかというふうな質問がありましたが、景気がよくなる、雇用が増えると歓迎をされていますが、しかしその一方で、町民の皆さんといろいろお話をしますと、交通渋滞を何とかしてほしい、また治安は大丈夫なのか、それから地下水は大丈夫なのかと心配の声をお聞きします。初めに、TSMC進出に関わる地下水保全に向けた取組についてお尋ねをします。

この問題は、昨年9月議会で取り上げました。そのときの理解では、町で採取される地下水について、TSMC、JASM、一緒ですが、TSMCで言っていきたいと思います。TSMCが稼働した場合、工業用の割合が56.7%に上がることを確認しました。町長の施政方針では、熊本地域の豊富な地下水は私どもの生活に欠かせない生活用水であり、経済活動にも幅広く利用されています。今後も地下水涵養対策を行い、白川中流域の水田湛水事業についても積極的に支援し、今後も熊本県や関係市町村、おおきく土地改良区、熊本地下水財団と連携し、熊本の宝であります良質な地下水を次の世代に引き継いでまいりますということで書いてあるんですけど、私はこれだけでは不十分じゃないかと思ってます。町長の公約には、TSMCとまちづくりということで地下水のことも記入されていたと思いますが、施政方針になると、今

の問題、これだけでは弱いんじゃないかと思imasので、町長の地下水を守るという認識についてまずお聞きします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） おはようございます。御質問にお答えします。

ただいまありました令和4年第2回の菊陽町議会定例会の一般質問でもお答えしておりますが、熊本県が実施しております地下水採取量調査によりますと、熊本市周辺地域全体の令和2年度採取量は年間1億7,527万3,000立方メートルとなっております。菊陽町の年間採取量が993万9,000立方メートルですので、全体の5.6%となり、内訳としましては、農業、水産、工業、建築物、水道、家庭その他に分類されます。本町の工業用採取量につきましては、周辺地域全体の15.2%となっております。地下水の枯渇につきましては、先ほどお答えしました熊本市周辺地域全体の5.6%となり、熊本県の水位調査も上昇傾向にありますので、枯渇の危険性については考慮する必要はないと認識しております。

次に、汚染の危険性につきましては、水質汚濁防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例等に基づき、汚水を排出する事業所は熊本県への届出を義務づけられており、県では対象事業所の抜き打ち調査を実施し、問題のある事業所には文書で通知するほか、従わない場合は、嚴重注意、改善勧告、改善命令などにより是正されています。なお、J A S Mの排水については、河川放流ではなく、全て下水道へ排出されます。また、下水道法では、下水道へ排出できる汚水の水質基準が定められており、基準を超える汚水を流すことはできません。汚水の水質については45項目あり、企業側で自主検査し、水質の管理をするだけでなく、町からも年4回以上は各事業所へ出向き、水質の調査を行い、監視しております。

熊本県地下水保全条例では、第5条の2の地下水の保全のための協働の取組として、当該地域の市町村、事業者等と連携し、及び協働して、当該地域の地下水の保全に関する対策に総合的に取り組むための計画を定めるとともに、その計画を効果的に実施するため、体制の整備を促進するものとするがあります。今回立地するT S M Cの出資子会社のJ A S Mは、操業に必要とされる日量約1万2,000トンの工業用水を地下水で賄う計画とされております。同社の堀田社長は、昨年4月の工場建設に関する協定調印式の際に、地下水採取量と同等以上の地下水涵養を行いたいとの考えを示されております。町としましては、地下水涵養事業を推進するため、おおきく土地改良区、水循環型営農推進協議会や菊池地域農業協同組合など関係団体と協力、連携し、水田湛水事業の拡大及び水稲作の推進について協議を重ねており、J A S Mの涵養事業への取組をしっかりと支援し、地下水保全に努めてまいります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 先ほど課長が答弁をされましたとおり、J A S Mの堀田社長は公の場で、採取量の同等以上の量を涵養したいという表明をされておられます。このように表明されたことは大変重要な意味を持つと理解をしているところでもございます。町では、表明されたことを

受け、関係機関と協力、連携をし、先行して地下水涵養に向けた体制、仕組みづくりに着手しており、採取以上の涵養ができるよう最大限の支援を行うこととしております。また、協定締結につきましてもJ A S Mと協議をしまいたいと考えてるところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） それでは、お尋ねしますが、熊本都市圏100万人の生活を潤す貴重な地下水は熊本の宝であるというのは、これは議場にいる方はみんな一致するところでありまして、これは日本だけではなくて世界的にも、こういうふうに水道の蛇口をひねればおいしい地下水が、水が供給できるというのは、町長の施政方針にもありますように、質、量ともに保全し、未来に残さなければならない。これは一致してると思います。そこでお聞きしますが、量的な面でいえば1日1万2,000トンの地下水が採取されるんですけども、これは大体、世帯でいえばどのくらいの世帯になりますか。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 1万2,000という数字が言われたときに分かりやすいというような形で申しますと、菊陽町が今全体で排水量が2万トンです、1日当たりですね。ですから、それからすると半分以上ぐらいの量にはなるんですけど、1世帯という話になれば、今の世帯数の4万3,000ぐらいで割っていただくような形にはなるんですけど。

世帯。すいません。今、人口で言ってしまいました。申し訳ございません。分かりやすいというようなところで申し上げますと、そのぐらいの量的には多い量を使っているというような形ではあります。申し訳ございません。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） さすが下水道課長だと思います。1万2,000トンは結局、1万8,000戸分ですね。だから、菊陽町の全世帯の1日の使用量1万8,000戸分と、J A S Mが使う1日1万2,000トンは同じ量です。ですから、それだけの量をJ A S Mは使うということになります。それで、井戸なんですけれども、どのくらい掘るんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今の御質問、井戸を何本掘るかという御質問にお答えさせていただきます。

（16番小林久美子君「深さ」の声あり）

大変申し訳ありませんが、地下水の採取につきましては熊本県への届出ということになっておりまして、現在まだ届出のほうがあっておりませんので数字のほうは把握しておりませんが、複数井戸を掘られるものだろうというふうには認識しております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） それでは、ソニーはちなみにどの程度の、何本ぐらい井戸を掘って

て、どのぐらいの深さなのかお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今の御質問についてお答えします。

以前も小林議員のほうから御質問があった際に県のほうに確認しておるんですが、個別の企業様については公表を控えたいということでしたので、ソニー様が何本とか、どれぐらいの量とかということはお答えすることはできないんですが、一般的には150メートルぐらいの深度で涵養してるかと思っております。また、地下水涵養につきましては法令等がございますので、くみ上げたときに周辺に影響がないよう、地下水の下がり具合とかその回復具合とかを調査した上で採取するというようになっておりますので、そのあたりの調査はしっかりされた上で操業を開始されるものというふうに考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 鉄砲小路とかで農業用水というかな、掘ってる方が例えば100メートル掘ってて、会社が来たら、もっと深く掘られたら、自分たちは水が大丈夫なのかというような率直な御意見も伺うんですね。ですから、そうすると、民間の企業だから公表できないと言われるんですが、そういうところが町民の方は正確に分からないと不安をお持ちになるので、私としては、これだけTSMCは、JASMは大企業ですから、きちんとそういうところは公表していただきたいというふうに思っています。明日、県にも申出に行きますので、またそこでも伝えたいと思います。

それで、採取量に見合う地下水涵養対策が企業の責任で行われると、先ほど町長からもそういうことだったということなんですけど、75%以上を涵養してリサイクルすると企業言われてるんですけど、これはどの程度の量になるんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、JASM関連でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

再利用率と涵養につきましては別の数字になりますので、涵養だけ申し上げますと、現在、地下水の採取量が1日当たり1万2,000トンということで公の数字になっております。それ以上、1万2,000トン以上の数字を涵養する、田んぼに水を張って戻していくというようなことで検討されてるというふうに聞いておりますし、そのことはJASMの堀田社長も明言されておりますので、必ず守られるものというふうに思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） それでは、質の面で質問をします。

半導体の生産過程において大量の地下水が採取され、そして大量の水が廃棄されるわけです。先ほど、全部下水のほうに流すので問題ないという答弁だったんですけども、今、皆さ

んも御存じのとおり、半導体の生産に不可欠な有機フッ素化合物群、PFASとかPFOSとかいろいろあるんですけど、欧州連合では環境や生態系に悪影響を及ぼすとして規制に向けた検討が進んでいます。早ければ2025年にも、欧米でそういう規制が始まる見通しです。

それでは、TSMCからの排水にどのような物質が含まれるのか。有機フッ素化合物群は含まれないのか。また、これらの安全基準についてはいずれも濃度規制であり、幾ら希釈され、基準を満たしたとしても、大量に排出された場合に安全性に問題はないのか。濃度規制ではなく総量規制で管理されるべきものではないかなど、多くの検証が必要だと私は考えますが、町としてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 水質ということで、先ほど課長からもあったように、下水道のほうに放流ということで地下水のほうには行きませんので、そういった観点から下水道課のほうから説明させていただきますけど、まず水質に関してですね。こちらは公共下水道へまず排出ということで、下水道のほうで排出的な分で、まず事業所の測定義務というのがあります。それに関して町のほうは、先ほどもありましたように、報告を受けて、年間4回の立入検査も実施して見張っていきます。今度は反対に、放流した後、流域下水道のほうに持っていきまして、流域で処理するわけなんですけど、もちろん今度は流域のほうで処理する立場になりますんで、こちらのほうでも自主管理的な分の水質を管理していきます。また、これを放流する際には、今度は排水機の、熊本市のほうで水質についての監視に当たる検査はやっていくというような流れで、事業所、町、県、熊本市と、関係機関全体で水質は管理していくんですけど、確かに有機化合物が含まれます。これは、半導体製造の段階でアルカリ等を利用して洗浄をする際に出ます。こういった部分がありますんで、県のほうは県条例のほうで上乘せ基準というのを取っております。通常であるべき基準に、施設だったり物質でそれ以上の、日本全体の分の一定の基準以上の基準を上乘せするというようなやり方でやってありますし、JASMに対しても設計段階で、基準に当たる水質の内容、これは提供しております。それに基づいて浄化施設のほうの設計を行って実施しておりますので、設計段階から排出の水質をにらんだような形の設計で今実施されているようなところです。

私からは以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 基本は、町が年に4回の立入検査をするということなんですけれども、そのためにも、取水、排水の情報については常に企業側と情報共有しながら地下水保全に取り組む必要があると考えます。JASMと菊陽町の間で、例えば地下水のくみ上げ量、具体的な涵養対策の内容と規模、排水に含まれる有害物質の種類と排水量、産業廃棄物として処理される残渣とかあると思うんですけど、そういうことは今の段階で想定できるでしょうか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

地下水涵養につきましては、現在、私どもの農政課のほうが中心になりまして県のほうと協議して、涵養の方法や仕組みなどを考えております。そういったところでは、新たな協定等、地下水保全を含めた協定等が必要になるかと思っております。そのほかの排水の規制とかにつきましては、基本的には法令で定められてるものになってまいりますので、そこに関しましては法令に基づいてされるということが前提になっておりますので、特段、協定のほうは必要ないというふうに思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 協定は必要ないという課長の答弁でしたけど、私たちの県議とかが県に聞きますと、それは町の問題でしょうという答弁で、県は、町が問題だと考えれば町と協定を結べばいいという答弁だったと言われてますが、私としては、今、有機フッ素の化合物なんかは、それこそ女性セブンだったと思いますけど、女性セブンとか週刊誌にも載るぐらい今大きな問題になっていまして、ちゃんと法令でするから大丈夫だって言われても、どこでどういふふうに、排水するときに混じるとか、そういうこともあって、そういうことが全国的にもかなり問題になってて、こういう新たな問題をしっかりと行政としても情報を得て対応しないといけないと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 小林議員の質問にお答えをいたします。

週刊誌に載ってる情報もあるということですが、そういった情報も考えながらやっていかなければいけないというふうには思います。正確な情報、そして少しだけ違うような情報というのは町としてもしっかりと精査をする必要があるというふうには考えておりますが、私の考えは、先ほど課長が答弁したような思いで同じということでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 排水については、県による事前審査、そして稼働後は菊陽町による立入検査と聞いていますが、先ほど私、ダブりますけども、何らかの理由で例えば排水が漏えいして地下水脈に及んでしまうことなどがあれば、地下水汚染を事前に防止できない、そういうことを懸念します。排水の成分や量、管理の仕方など、地下水を守る万全の対策を取られるということが、将来の子どもたちに、菊陽町の自然が培ったザル田ですよ、長い年月をかけてろ過されるザル田で熊本市のほうに行くわけですけれども、そういうことを守るというのは非常に大事ではないかということのを改めて述べたいと思いますが、県、町、企業間で協定を結んで絶えず監視の目を向けていくということについては、町長、先ほどの答弁と同じでしょうか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 先ほどの答弁と同じではございますけども、私どもで気づかないところ、

そしてもう一度学ばなければいけないというところは、小林議員に限らず議員の皆様方からこういった場で御指摘をいただきたいというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 先ほどの施政方針でも、今までの行政として踏襲するというのももちろん大事なんですけども、新たな問題がいろいろ起こっているところにもしっかり視野を広げていただいて、私としては施政方針などにも反映させていただきたいなというふうに思っています。

最後に、TSMC関連で町民の御意見を少し御紹介しておきます。

TSMC関連の工場用の土地、住宅用の土地が足りないとのことですが、5年先、10年先、ずっと右肩上がりなのではないでしょうか。畑を潰して用地にするのも熟慮が必要かなと思います。取りあえず道路の整備をお願いしたい。それから、これまた全然別の方ですね、道路の車線を増やして渋滞を緩和してほしい。これも別の方で、57号と現ソニーへのアクセス道の渋滞、その改善が急がれる。それから、これも別です。TSMCの人、歓迎ムードだが、もともと住んでいる人たちメインの優しいまちづくりをしてほしい。それから、これも別の人です。熊本県の最低賃金全国最下位が少しでも上がり、労働者の生活向上になればうれしい。交通渋滞など安全面が気になる。人口増加による治安面は大丈夫か。それから、農地がなくなり、宅地ばかりになっていくのが悲しい、自然がなくなるようで。また、別の方は、交流の場を積極的につくって、大人も子どもも台湾と日本のかけ橋になってほしい。車が多くなるのは困る。治安が悪くなりそうで心配。

町長も選挙のときに随分町民の方と対話されてて、もちろん、雇用や前向きな期待のことも多かったでしょうけど、こういう町民の気持ちもあるというのもしっかり踏まえた上で、また今後対応していただきたいというふうに思っています。あと、竜門ダムから工業用水を引くとか、熊本県も水問題はしっかり考えたいということで今対応されていますので、私も明日県のほうにも直接お聞きして、また町にも提案をしていきたいというふうに思います。

それで、次に移ります。菊陽町就学援助制度支給規則についてです。

2019年6月議会で就学援助制度の拡充を求めてきました。また、生活に困窮している児童が本当に受けやすい環境をと提案してきました。この間の町の取組と現在の受給状況について、まずお聞きします。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎君） それでは、御質問にお答えいたします。

就学援助制度は、学校教育法第19条におきまして、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないというふうに規定をされております。教育委員会では、この規定に基づきまして菊陽町就学援助支給規則を制定し、運用を行っているところであり、今年度の対象者は令和5年2月末現在

で要保護者22名、準要保護者452名の方に必要な支援を行っております。

準要保護者の認定に当たりましては、同規則第3条第1項第2号に規定します別表1の準要保護者の認定基準に基づき、次の3つの基準のいずれかに該当した場合に認定することとなっております。別表1の基準のうち1つ目の基準は、世帯全員の所得の合計額が生活保護法に規定する基準額以下である場合。2つ目の基準は、町税の減免や児童扶養手当の支給などを受けている場合。3つ目の基準は、前述の2つの基準をいずれも満たさない場合で、職業が不安定で生活状態が悪いと認められる場合などの基準がございます。

さて、議員が御質問されております規則の中の表現の見直しにつきましては、別表1の3つ目の基準に該当する部分と思われましても、ここ数年において、この基準により判定した就学援助者はありません。議員御指摘のとおり、就学援助の運用を行うに当たって、表現が抽象的で公平性の担保に難があるため、より明確な基準かつ分かりやすい表現となるよう内容を精査し、今後、見直しを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 400名以上の方が就学援助を受けているということは、それだけ厳しい生活の方が多いということだと思います。私が、この3番ですね、準要保護者の認定基準の3番で、職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者や学校納付金の納付状態の悪い者、途中文章ありますけど、生活状態が極めて悪いと認められる者。こういうふうにあるんですけども、申請をして受けるというほうも、保護者のほうも、周りに知られたくないとか、自分が厳しいというのはなかなか言えないものだと思うんですね。それで、生活状態が極めて悪いというような表現ではなくて、経済的に困窮していると。そういうふうなこともぜひ検討していただいて、変えていただければと思います。

それからもう一つなんですけど、合志や大津のを見ますと、ホームページの最初のほうに、例えば就学援助費の内容と対象者は以下のとおりですということで、表になって結構分かりやすくなっていますので、ぜひその点も、大津町も援助を受けることができる所得基準等と書いてありますから、菊陽町でもそのことも併せて検討していただきたいと。そのことを述べて、次に移ります。

次は、町の職員体制についてです。町の職員数については、条例では270名となっておりますが、正職員と会計年度任用職員の人数と割合はどうなっていますか。

それから、3つ一緒にお尋ねをします。人口も増加し、また企業進出やデジタル化、4月の地方選挙などの業務も増大になっているのではないかと。残業などの実態はどうか。

それから3つ目が、会計年度任用職員の処遇改善が必要ではないかとしています。

また、私がなぜこのことを取り上げようかと思ったのは、大津町は昨年12月の定例会で、219人の定数を23人増やしてまして、242人に改正をされています。職員の体制というのはどういうふうに比較したらいいのかが分かりづらいところがありまして、大津町と人件費を比較し

てみました。令和2年度、菊陽が正規の定数が270なんですけど、人件費は20億1,303万円なんです。大津のほうは正規の定員数が219なんですけど、大津のほうは菊陽より人件費が高いんですよ、25億2,520万円になってますから。人口は菊陽が4万3,000、約ですね。大津が3万6,000なんです。ですから、ぜひここは吉本町長、大津と少し人件費とかまで、人数だけではなくて見ていただいて、菊陽がこれからいろんな課題に対応しないとイケないときに、もっと人件費も、私は条例の定数も増やして人件費も増やしていくしかないんじゃないかなというふうに思っていますので、ここはぜひ検討していただきたいと思います。

今の点について、担当課長のほうから答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

まず、先ほどの人件費の件ですけれども、大津町と菊陽町、それについては大きな差はないというふうに思っております。小林議員が見られた資料で、多分決算状況等を見られたと思うんですけども、菊陽町の場合はこちらが普通会計の職員のみの方の決算額を載せておりますので、これと別に特別会計、高齢者医療であったり国保、介護、下水道、そういった特別会計分はこれには載っておりませんので、合わせれば、平均すれば職員の給与は同じぐらいにはなっているかと思っております。

（16番小林久美子君「大津のほうが多いです。後でいいです」の声あり）

すいません、御質問のありました(1)から(3)についてお答えさせていただきます。

まず、(1)の、町の職員数については条例で270名となっている。正職員と会計年度任用職員の人数と割合はどうなっているのかについてお答えします。

昨年3月の定例会において可決いただきました職員の定数条例改正により、令和4年4月から職員定数は250人から270人に増員しております。

まず、本町の正職員の人数について申し上げます。職員数は、令和4年4月1日が245人、年度途中の採用職員などにより令和5年3月1日現在は249人で、平成24年度からの10年間で比較すると30人の増員となっており、13.7%の増加となっています。また、令和5年4月1日からは、新規採用職員を含めると254人となる予定です。

次に、会計年度任用職員の人数については、令和4年4月1日が271人、令和5年3月1日現在は282人で、平成24年度からの10年間で比較すると80人の減員となっており、22.1%の減少となっています。これは、令和元年度の町立保育所の民営化により減少したことが主な要因となっています。

正職員と会計年度任用職員を合わせると、令和5年3月1日現在で531人となり、割合は正職員が46.9%、会計年度任用職員が53.1%となっています。

続きまして、(2)の御質問、人口も増加し、また企業進出やデジタル化、4月の地方選挙などの業務も増大になっているのではないかと。残業などの実態はどうかについてお答えします。

本町では、人口増加やT S M Cの進出、様々な国の施策への対応などにより、年々、業務量が増加しております。このような中、職員の時間外勤務の実態は、部署や各業務の繁忙期などにより残業時間に差異がありますが、経常的な要因としまして、年度末から年度初めとする年度替わりの時期が多くなる傾向にあります。また、突発的な要因としましては、近年でいえば新型コロナ対策業務や選挙事務、災害対応などがありますが、このような場合には全庁的な職員の応援体制を図り、極端に担当部署のみに負担がかからないような対応を行っています。

時間外勤務の実績は、過去3年間の1人当たり月平均時間が、令和元年度は14.1時間、令和2年度は13.8時間、令和3年度は新型コロナ対策業務などの要因により20.0時間となっています。令和4年度は、参議院選挙と町長選挙の2回の選挙が行われましたが、ワクチン接種に係る事務の外部委託などにより、2月までの実績で13.4時間となっています。

町での時間外勤務抑制の取組としましては、町全体の業務量のバランスを見ながら適正な職員配置を行ったり、一職員に負担がかからないように事務の割り振りの見直しなどを行っています。また、これまでも毎週水曜日をノー残業デーとし、仕事にメリハリをつけることや、プライベートや家族サービスの時間として活用するような取組を行ってまいりましたが、本年度からは、毎週水曜日の朝に総務課から全職員へ、水曜日はノー残業デーですといったメールを送信するとともに、管理職から職員への周知も行うようにしており、その効果も見られるようになっていきます。今後も、職員の健康及び福祉を害しないよう、しっかりと対応してまいります。

続きまして、(3)会計年度任用職員の処遇改善が必要ではないかについてお答えします。

会計年度任用職員制度は令和2年4月から施行されており、処遇については、国の制度を基準として、本町でも同様に、報酬、給料、通勤手当及び期末手当を支給しています。なお、休暇等についても、国の制度と同様に、年次有給休暇や忌引休暇、子の看護休暇、産前産後休暇などの特別休暇、また育児休業制度を設けています。

また、今回の定例会で一般職職員の給料表の改正について議決をいただきましたが、会計年度任用職員の報酬単価の算定にこの給料表を適用しており、職員と同様に、昨年の4月に遡って報酬の引上げを行う予定です。さらに、令和6年度からは、期末手当に加え、勤勉手当も支給できるような閣議決定がなされましたので、今後、法改正が行われた際には本町でも同様の処遇改善を行う予定です。

本町の良質で安定した行政サービスの維持向上のために、会計年度任用職員の方々には重要な役割を担っていただいておりますので、処遇改善については今後もしっかりと対応してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 一緒に全部言って申し訳なかったですけども、一つは、会計年度任用職員制度、今おっしゃったように、令和2年で非正規職員の法的地位を明確にして処遇を改

善する趣旨で創設をされたんですけど、収入としてはむしろ悪化してるのではないかという声がありますが、会計年度任用職員の方は年収というのはお幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） 年収ということですが、勤務時間や勤務日数等によって変わってまいりますので、時間数によって違ってまいりますかと思えます。ただ、単価については決まっておりますので、日数掛ける時間等で算出はできるというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 平均どのくらいかというのはまた調べていただいて、教えていただければと思います。

それで、先ほど、すいません、決算カードで令和2年度、菊陽は215になってます。大津は198なんですけど、決算カード以外で、これは一般会計の分ですが、ほかの人数分かりますか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司君） お答えします。

普通会計と別に、後期高齢者医療が2名、国民健康保険特別会計が5名、介護保険特別会計が7名、下水道特別会計が8名、合わせると24名ということになります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 先ほど、課長は大津とあまり変わらないとおっしゃったんですが、人口は菊陽のほうがかなり多いですね。それでほとんど人件費が一緒なので、またぜひ精査していただいて、大津よりも菊陽のほうが給料が多いんだということはあるのかもしれないんですけど、どうもこの資料だけを見ると、いや、そうでもない、ほとんどほぼ一緒のような感じがしますので、ぜひここは町長も含めて、大津との人件費とかもまた精査していただいてよろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 質問にお答えします。

しっかりとした数字はどれぐらいまで出せるか分かりませんが、精査をしてお伝えしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 職員がこれだけいろいろ業務量が増大になってますから、人件費もしっかりと町長のほうで検討していただきたいということを述べて、次に移ります。

次は、物価高騰対策について、来年度予算の中で町はどのような事業を計画しているのかとしています。今日はまた町民の声を紹介したいと思えます。4人ほどですね。一つは、厚生年金と個人年金で200万円ちょっとの年収のみです。物価はどんどん値上がりするし、この先、不安だらけです。町営住宅に入りたくても、独り暮らしで条件が合わず、入れません。何とか

してほしいと。また、これ別の方ですが、自分で切り詰められない料金がどんどん値上がりするのは生活が追い詰められていきますと。また別の方は、毎日の生活に欠かせない食料品の値上げが最近激しく、あれもこれも大変困っている。最後の方は、物価高が暮らしを苦しめているという、こういう町民の声がある中で来年度予算、物価高について町はどのような事業を計画しているのかお聞きします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

令和5年度当初予算における物価高騰対策としましては、まず学校給食補助金や私立保育所等特別保育事業補助金などで、学校給食費及び保育所や幼稚園等の副食費の無償化に向けた段階的な取組として実施するものです。次に、国の物価高克服等に向けた主な施策の一つである出産・子育て応援給付金で、妊娠から出産、子育てまでの経済的な支援として実施するものです。そのほかにも、令和4年度予算の繰越事業となりますが、熊本県の施策で、物価高騰の影響の大きい低所得の子育て世帯への支援として、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を令和5年度に給付することとしております。

今後、エネルギーや食品等の値上げが行われる見込みの中、国ではエネルギーや食品価格の激変緩和措置並びに賃上げの対策を進めております。また、国の令和5年度予算においては、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費として5兆円を計上しております。町においても、国、県の動向や消費者物価の状況を見ながら、必要な施策を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今の物価高は非常に生活を苦しめてるところがありますので、町民の方からいろいろ寄せられてる要望等、物価高だけじゃなくて、それこそ巡回バスのことだったり、ほかにも学童のことだったり、いろいろありますので、今日はそのことまではできませんが、少し皆さんの要望をまとめて、また町長のほうに提出をさせていただきたいと思えます。

今は町民の皆さんの様々な願いが多岐にわたりまして、私も28年町政に関わってきたんですけども、その要望を解決するためのスピード感も求められているし、財源ももちろん必要なんですけど、非常に多岐にわたって、整理できないぐらいと言ったらあんまりですが、いろんな要望がたくさん寄せられてることはいいことなので、それをしっかり町のほうにも反映させていただきたいと思えますし、そのためには町職員の方の体制も厚くして、様々な要望、課題を解決していただきたいというふうに思っています。

私は、議員として28年間、これが最後の質問になりました。町民こそ町政の主人公、地方自治体の仕事は住民の福祉の向上を図ることをモットーに取り組んできましたけれども、今の様々な課題を、今後とも町民の声をしっかり行政に届けていきたいということを最後に述べ

て、質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。

午後は1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時0分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 皆さんこんにちは。那須真理子です。傍聴の皆さん、ありがとうございます。本日は一般質問の2日目です。お昼過ぎの睡魔がやってくる時間帯です。元気に質問したいと思います。

今日は、1番目に農業振興についてです。これは、全ての人に関わってくるとても大事な問題です。2番目は、環境整備についてです。昨今の地球温暖化にどう対処したらよいのか質問します。3番目は、TSMCに関連する子どもたちの交流についてです。TSMCの進出により、外国から多くの子どもたちもやってきます。子どもたち同士の交流はできるのか質問します。4番目は、町民歌の周知と普及についてです。多くの町民が、町民歌があるのさえ知りません。その周知と普及について質問します。5番目は、男女共同参画です。この問題は、これからの社会形成に大きく影響してきます。より一層、前進させるための試案を聞きます。最後の6番目は、これまでとは違った移り変わりを見せるであろう菊陽町の今後の展望について、新町長、吉本町長に質問します。

それでは、質問は質問席にて行います。よろしくお願いします。

それから、今回は、いつも美声ですけれども、風邪を引いていまして、じゃがら声で皆さんに聞きにくいと思いますけれども、その点はどうぞ御了承いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 1番目は、農業振興について質問します。

鉄砲小路に広がる農地は、以前は畑地でした。昭和43年、菊陽町で最初に基盤整備がなされ、開田となりました。当時、ブルドーザーの前に寝転がり、反対者の人たちが阻止しようと試みたそうです。そういういろんなことを経験して開田となりました。その頃は米の値段が他のものに比べると断然高く、2ヘクタールも植えれば、それだけで生計を立てられていたと聞いています。ですから、畑地の人たちにとって水があるということは、米に限らず、野菜を栽培するにも安心感がありました。

農業にとって水というのは何にも代え難い宝であり、人々の命をつなぐためには不可欠な食

料を作り出す根源です。アフガニスタンでハンセン病の治療に当たりながら井戸の掘削やかんがい用水建設にも力を注がれた医師の中村哲さん、皆さんもよく御存じだと思います。彼の言葉に、食べ物さえあれば人は生きていける。そのためには水が必要だ。水が豊かにあれば薬は要らないというのがあります。まさしくそのとおりで、人は食べ物で命をつなぎ、ほかの産業もその上に成り立っているのです。今、世界は温暖化などの異常気象で至るところで大雨や干ばつが発生し、作物が育たない状況です。そのような中で、開発、開発で田畑がなくなり、目に優しい緑色が減る一方です。我が町も例外ではありません。

それでは、このたび開発される（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業のところには新町井手というのが流れています。井手とは、田の用水のため、川などの流れをせき止めてあるところを言われていますが、これはとても重要な役割を果たしてきました。鉄砲小路は開田になっていますが、こればかりは地下水あつてのことです。平成28年の大地震後も以前と特別変わらず、どうにか水脈も確保でき、田や野菜の栽培に今日も大きく貢献しています。

しかし、今、その水の量が減ってきていると言います。それは、鉄砲小路の上のほうでは10軒ほどの家で今でも地下水をくみ上げて家庭用水として利用されているのですが、その水位が以前より随分下がってきていると言うのです。ということは、今後、開田のほうにも影響を及ぼしてくるのではないのでしょうか。また、TSMCの進出に伴い、この地下水が問題視されていますが、将来、水の奪い合い、これは菊陽弁で言ったほうがより気持ちが伝わると思いますので、あえて言わせていただくなら、ばかい合いになるのではないかと懸念しています。そこで重要になってくるのが井手の存在です。これから先のいろんな問題を想定して考えたとき、この新町井手の果たす役割の重要性は計り知れません。

それでは、質問です。この新町井手の重要性をどう考え、今後どのように維持管理していくのか質問します。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） それでは、御質問にお答えします。

もちろん当然、井手は重要な施設でございます、これを維持管理していくのが我々の仕事、役目だというふうに思っております。それでは、回答させていただきます。

新町井手は勾配が緩く、未整備のため、大雨の際にはしばしば溢水や決壊が発生し、農作物に大きな被害をもたらしています。そこで、一体的に整備する農地基盤整備事業での取組を模索しておりましたが、厳しい採択要件をクリアすることができず、断念した経緯がございます。しかしながら、当該区域の農作物を含めた防災対策は急務と考えており、昨年度から本年度にかけて新町井手排水対策検討業務を実施しております。報告書では、流域に調整池を設けることが有効との報告を受けたところでございます。

また、当該井手を含む区域は、都市計画区域において市街化区域への編入など区画整理事業に向けて業務が進められており、都市計画事業との整合を図り、既存水路の機能を維持した改修、整備に加え、用水受益の拡大も視野に検討を進めてまいります。これは、基本的には区画

整理事業と整合を図りながら施設を維持していくということでございます。その上で、用水受益、要するに水路の水がかからない部分もでございます、今現在ですね。そこを、何とか受益地を広げられないかというふうな検討でございます。そういったものを含めて検討してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

なお、調整池を整備する場合は、防災対策に加えまして、地下水涵養機能を併用することも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。坂本議員の質問は洪水のほうが心配ということで質問されておりましたけれども、私の場合は水の確保のほうのことが心配です。開田ではありますけれども、今後、その用水路といいますか、井手を利用して、どうにかなくなったときにそれを引き込めないか。そのためには維持管理していただかないとできませんので、その点を十二分をお願いしていただきたいと思っております。

新町井手の重要性をしっかりと認識しておられるということが分かりました。この井手に限らず、どの井手もいろんな意味で人の生活の鍵を握っています。水が確保されてこそ農作物や家畜は育ちます。たかが井手、されど井手です。これからもしっかりと維持管理されることをお願いします。

それでは、2番目です。さて、農業人口は年々減るばかりです。どうしてでしょう。それは、労働に見合わないリスクが大きいからです。リスクとは、将来への不確かさとその影響です。ふだんでもそういう状態なのに、今はロシアのウクライナへの侵略により肥料は倍になっています。そして、飼料は、平成29年はトン当たり5万5,000円だったのが、令和4年には69%高の9万2,000円に高騰しています。酪農家を中心に、畜産農家が次々と廃業しています。

あの農業大国のフランスでは100%を超える自給率でしたが、それがあつた時期、数十%も下がったそうです。そこでどのようなことが起こったかというところ、犯罪が急激に増えたと言います。農業というのは、肉体、すなわち命の源というのは絶対的ですが、それに伴い、心身の安定や心身の抑制にもつながっているというのがこのことでもうかがえます。また、地域の活性化にも重要な役目を果たします。季節ごとに作物が植えられ、それが徐々に育ち、そして収穫し、それを喜び、神社仏閣に奉納して地域みんなで集まり、祭りをする。これは、昨今の混住社会だからこそ大きな一役を買っていると言えます。

このように、農業というのは広きにわたって多面性を持っています。国は大規模農家を支援しがちですが、地区に数軒大規模農家があつても地域は活性化しません。小規模農家がたくさんあつての地域活性化です。

それでは、そのようなことを踏まえ、質問します。農業経営における町独自の支援について、今後どのような考えがあるかお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） それでは、御質問にお答えします。

御承知のとおり、我が国の農業を取り巻く情勢は、高齢化等による担い手の減少、宅地化や耕作放棄地の増加による農地面積の減少など、大変厳しい状況にあります。本町も例外ではなく、担い手の高齢化により農業従事者は減少傾向にあり、経営体の育成、強化及び新規就農者への支援が求められています。

本町では、多くの経営体が法人化され、省力化や効率化を図るため、高性能機械の導入や機械の大型化を進め、経営規模を拡大されています。町としましては、国及び県が実施する農業経営体育成に係る補助事業の活用を基本として経営体の支援を行ってまいりますが、これら事業の採択要件には届かないものの、経営規模の拡大や経営改善を模索する経営体及び新規就農者に対し、国補助事業へのステップアップ支援事業としまして、本年度から町独自で菊陽町農業経営体支援事業を展開してるところでございます。本年度は、3経営体に対しまして478万円の支援を行ったところでございます。令和5年度も継続して実施したいと考えており、当初予算において予算を計上させていただいております。

また、農業経営の安定化を図る農業経営収入保険への加入を促進させるため、保険加入掛金の一部を支援する事業も実施してまいります。農業経営収入保険は、自然災害や市場における価格低下だけではなく、取引先の倒産、盗難、運搬中の事故、けがや病気で収穫ができなかった場合など、農業者の経営努力では避けられない要因により収入が減少した場合に補償する制度でございます。保険料掛金の2分の1を国、熊本県では6万円を限度に3分の1を負担しており、町としましても県と同様に、6万円を限度に3分の1の支援を行うこととしております。

世界情勢の不安定化に起因した物価高騰及び食料危機が現実味を帯びている今、改めて農業の重要性と農業の振興の必要性を感じているところでございますし、食料と環境を守る農業経営体の育成、強化はますます重要な課題となってきております。今後も経営体や関係団体等の意見を聞き、効果的な支援策を講じていきたいと考えておりますし、緊急的な支援が必要となった場合もしっかりと支援させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。力強いお言葉をいただきました。いろいろ支援が行われているみたいで安心しました。これからもよろしく願います。町は、周りの町村からも注目されております。以前は、機械購入のときなどは3割補助という町独自の支援がありました。周りの町村からとても羨ましがられたものです。最近はそれもなくなりましたが、今聞きましたらいろんな支援がなされているので、とても安心しました。

大型化を推し進める国は、そういうところには支援の手を差し伸べ、小さな農家は切り捨ててきました。だから後継者も育たないのです。さっきも言いましたが、大きな農家が数軒あっ

ても地域は活性化しません。また、国は大きな視点でしか見ませんが、町は毎日の生活の中で細やかに町の農業の現状を見ることができます。農業をいかに育てていくか、また支援していくかに将来の町のパラダイスがあると確信しています。近い将来、全世界で食料のばか合いが起こると言われています。本当に食料の確保が大事と思うのであれば、農業に対して今後もより一層の町独自の支援をしていただき、これ以上、農業者が菊陽町から減少しないよう、万全を期していただくようお願いします。

それでは、2番目の環境整備に移ります。次は環境整備です。よろしく申し上げます。

地球温暖化という言葉は最近よく聞きます。地球温暖化の主な原因として、水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、フロンなどがあります。これらの気体は、温室効果ガスと呼ばれています。これを少しでも減らそうと、今、各国で具体策を目標に期限を策定して、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡にさせるという、いわゆるカーボンニュートラルと呼ばれるものに取り組んでいます。

ただ横文字で聞くと、自分にはあまり関係のないように感じるのは私だけでしょうか。つまり、環境整備だと思います。これは、企業など産業界はもちろんですが、一人一人の意識の向上と心がけが最も重要であると思われまます。我が国でも、2020年10月に政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。そこで、家庭部門のエネルギー消費指数を100とした場合、2005年度には倍以上の221.4まで拡大しましたが、その後の省エネ技術の向上や省エネ意識の高まりもあって、2019年度には183.4まで低下しました。しかし、まだまだ家庭部門のエネルギー消費は改善可能と考えられます。

そこで、質問です。町では、令和4年度一般会計当初予算に備品として電動生ごみ処理機が5台計上されています。それが昨年の12月に購入されています。それでは、これらの購入目的とその後の経過についてお答えください。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） それでは、御質問にお答えします。

電動生ごみ処理機につきましては、生ごみの水分がなくなり、軽量化されるとともに、乾燥された生ごみは家庭菜園、花壇等に肥料として使え、ごみ減量に取り組む上で有効な手段であると思われまます。電動生ごみ処理機の購入につきましては、目的としまして、町民に電動生ごみ処理機の貸出しを行い、実際に使用し、その効果を体験することにより処理機の普及を促進し、生ごみの自家処理の推進及びごみの排出量の削減並びにごみの減量意識の高揚を図ることとしております。

なお、令和4年7月に菊陽町電動生ごみ処理機貸出実施要項を定め、貸出しの対象者につきましては、町内に住所を有する方、処理機の設置場所を屋内に確保できる方、使用後のアンケート調査に協力できる方で、貸出期間を30日間としております。

令和4年12月に電動生ごみ処理機を5台購入しており、平成30年10月には効果検証のため1

台役場で購入し、庁舎内で啓発しておりました。そのものも含め、6台の貸出しを行う予定です。まず初めに、令和5年4月から、各自治会の環境美化推進員の方、6小学校区ごとに1台ずつ貸し出し、電動生ごみ処理機の効果を地域の皆様に広めていただけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 今のお話を聞きますと、まだ周知されてなくて、結局、貸出しもされていないということですね。それでは、1台はどうか、役場内というか、どこかで使用されると。その結果的には何か分かったことがありますか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） それでは、御質問にお答えします。

役場のほうで、職員のお昼御飯の後に入れていただくような形で実証しておりました。ですけども、役場のほうでも職員の方の残飯といいますか、そちらのほうが出る量が少なく、なかなか検証はできていないというのが現状でございますけども、今回から6台を各小学校区にお貸しできるということで、実証の検証を行ってまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） よく分かりました。電動生ごみ処理機とは別に、緑色の畑に置くのがありますよね。これをコンポストと呼ぶそうですが、実際これを設置されてる方にお話を聞きに行きました。狭い畑の一角にそれは置かれていました。家庭から出た生ごみをそれに入れていくそうです。すると、時間とともにそれは堆肥となり、そのままその畑に還元されていきました。家庭菜園でしたが、肥料はほとんど買わないということでした。青々とした緑の野菜たちが自分たちの出番を待っていました。これらが食卓に上るときの家族の笑顔が見えてくるようでした。温室効果ガスを少しでも削減するためには、一人一人が問題意識を持ち、省エネを実行することが大切です。

それでは、現在はこの生ごみ処理機の貸出しがされていけませんので経過を知ることはできませんが、今後、町としてどのような環境整備に取り組んでいくのかお答えください。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） それでは、御質問にお答えいたします。

本町からクリーンの森合志、ごみ処理場ですけども、及び環境美化センターに搬入される一般廃棄物の現状につきましては、人口増加が著しい本町のごみ全体量は年々増加の傾向にあります。令和3年度の実績になりますが、本町の各家庭から出される家庭系ごみの年間1人当たりのごみの量は196.2キログラムと構成市町で一番少ないものの、町内は各事業所等が年々増えており、事業所から出される事業系ごみの増加が続いております。事業系ごみを含めた一般廃棄物全体の年間1人当たりのごみの量は278.7キログラムとなり、構成4市町で最も多くな

ってる状況です。

ごみ減量の対策として、菊陽町リサイクル推進事業奨励金、菊陽町電動生ごみ処理機設置事業補助金等を交付しております。また、町民の皆様のごみ減量化への啓発として、四半期ごとに菊陽町ごみアラートを町のホームページでお知らせしております。

事業系ごみにつきましては、クリーンの森合志で定期的に行われております展開検査と申しますが、違反ごみが混ざっていないかの検査になります。町職員が立ち会い、収集運搬業者に随時指導を行っておりますが、各事業所から出される一般廃棄物の中に産業廃棄物に分類されるごみが多く混ざっている場合がありますので、各事業所及び収集運搬業者に対し、ごみの分類を認識していただくために、今後も事業所用ごみの分け方・出し方の手引を配布するとともに、ごみ減量化、分別の徹底を図ることとしております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） 今、お話を聞きますと、個人は若干、私がさっき述べた推移より増えておりますけれども、事業所ごみが相当なものがありますけれども、事業所ごみというのは、何か町として取り仕切るというか、そういうことがあるんですか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹君） それでは、御質問にお答えいたします。

事業系ごみにおきましては、量に対しましての取締り等はございませんので、先ほどお答えさせていただきました分別、ごみ減量を徹底してまいりまして、事業所からのごみの量を減らす活動を行ってまいりたいと思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。今後もよろしく願いいたします。

雨垂れ石を穿つという言葉があります。どんな小さな努力でも辛抱強く続けていれば、いつか必ず成功するということですが、この温室ガスの問題は喫緊の課題です。そのためにも、電動生ごみ処理機の貸出周知を早く行い、使っていただいた報告を基にその輪が広がるよう御尽力をお願いいたします。そして、省エネについていろいろな提案を町民に呼びかけ、まずは自分のできることから始めていただくよう働きかけをお願いいたします。私もコンポストを早々に購入し、少しでも省エネにつなげたいと思います。

それでは、3番に移ります。3番は、TSMCに関連する子どもたちの交流についてです。

TSMCの操業が来年の9月ないし10月頃始まります。月日の流れは速いもので、すぐそこまでやってきました。それに伴い、そこで働く人、またその家族が相当の数、この菊陽町に来町することでしょう。その人たちの住居はもちろんですが、気になることがありました。それは、子どもたちの教育場所です。ある方からお話を聞いたところによりますと、この情報は早くから小・中学校のPTAの皆さんには知れ渡っていて、熊本市内に熊本インターナショナル

ルスクールというものができるらしいということで、とても残念がっておられるということでした。なぜかという、とてつもない大きな外国の企業が我が菊陽町に家族と共にやってくるのに、その子らの学校が町にないため、せつかくの交流のチャンスが途絶えてしまうのではないかという心配からです。グローバルな現代社会だからこそ、小さいときから異国の人たちと交流することはとても重要だと思われまます。そこからまた自分の国や他国に対して新たな発見をし、より一層の親近感と友好を深めていくに違いありません。

それでは、質問です。1のどれくらいの子どもが来ると考えるかと、2の子どもたちの接点として何か考えているか、同時にお答えください。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それじゃ、私のほうからは、どのぐらいの子どもたちが来られるかというところについてお答えさせていただきます。

現時点では、T S M Cからの赴任者として台湾から入国される従業員の方が約320人程度とお聞きしております。一部報道においては、従業員の方の御家族が300人で、その半数程度の150人が子どもという記事も掲載されました。しかしながら、正式にT S M Cからの赴任者が確定していないこともあり、その御家族を含めた子どもの人数や年齢層も同様にまだ確定していない状況であると認識しております。

今後、台湾からの赴任者が確定していきますと、当然、家族構成も判明しまして子どもの人数も明確になるとともに、熊本でのお住まいの場所も決まってくると、菊陽町にお住まいになる方の人数も確定していくものというふうに考えております。そのような従業員の居住地に関する必要な情報は、T S M C、J A S Mから直接提供いただけることになっておりますので、今後、適切に把握できるものと考えております。一定数の方が御家族で菊陽町にお住まいいただけると考えておりますので、町として、提供いただける従業員様の情報を生かしまして、必要となる台湾からの入国者に対する生活支援の施策についても検討を進めてまいります。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） 私のほうから、2番目の子どもたちとの接点として何か考えているのかについてお答えさせていただきます。

台湾からの子どもを受け入れる学校としては、公立や私立の小・中学校及び高等学校やK I S、熊本インターナショナルスクール等が考えられ、その中には、菊陽町に住んでK I Sに通う子どもや小学部開設を目指す九州ルーテル学院等に通う子どもも多数いることが想定されます。菊陽町ではこれまで、K I Sとは継続的に連携を図っており、九州ルーテル学院とは平成22年に連携協定を結んで、学生の実習などを通して連携を図ってまいりました。今後、菊陽町に住み、K I Sや九州ルーテル学院等に通う子どもがいる場合は、当該教育施設及び学校とも連携を図りながら、子ども同士の交流等について具体的に考えてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ぜひ、今後もその点で一生懸命頑張っていたきたいと思います。子どもたちの数もかなりの数、今のところ大体150名だろうということですので、びっくりしました。私たちの子どもの頃は、周りに外国人をほとんど見かけませんでしたので、そういう人を見ると怖いとさえ感じました。しかし、時代が国際社会へと変化し、この菊陽町でも、昨日の話によりますと、外国の人が2月末で535人いらっしゃいます。今後、ますます増えてくると思われます。これから子どもたちには、どこの国の人に対しても臆することなく堂々とした態度で臨み、菊陽の子どもここにありを主張してほしいと思います。そのためにも、ぜひそういう場をたくさんつくっていただき、見聞を広め、友人をたくさんつくってもらいたいと思います。今後の教育委員会の御尽力に期待します。

それでは、次の4に移ります。4番目は、町民歌の周知と普及についてです。

さて、町には町民歌というものがありますが、皆さんは御存じでしょうか。夏祭りの町民総踊りで流れるのは菊陽音頭といいます。これは、ハーで始まります。そして、いやさかさかさかほいさささで終わる曲ですね。この曲は多くの方が知っていると思います。次に、にんじんの町きくようという曲もあります。これは、平成3年に作詞、山下良子さん、作曲、出田敬三さんによって作られています。御存じのとおり、我が町はニンジンの指定産地を受けていますので、農業のPR及び町の知名度向上のためと、当時は農業祭、今のすぎなみフェスタが創設された時期でもありましたので、その農業祭のテーマソングとするため作られたとも聞いています。私は今回、これを初めて知りました。そこで、経済部長、山川部長、昨日楽譜を渡しましたけれども、少しは曲、1節ぐらい分かりましたでしょうか。議長、いいですか、1節ぐらい歌っていただいて。歌っていただくと皆さんにPRができると思いますけど。どうぞ。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） ありがとうございます。昨日、楽譜を頂きまして、にんじんの町きくようというのが、これ楽譜ございます。1節だけです。ちょっとはしりだけですね。春風そよふく、地平線に、という1節でございます。

○6番（那須真理子君） そういう爽やかな曲なんですね。びっくりしました。私も覚えたいと思います。それからもう一曲、伸びる菊陽というのがありますが、御存じでしょうか。これは、昭和44年に、それまで菊陽村だったのが菊陽町に変名されたのを機会に、作詞作曲がともに吉川幸義さん、編曲が岩代浩一さんの両氏によって作られています。

以上3曲が町民歌と呼ばれているものです。昨年2月に町広報紙担当の新屋さんが編集後記に、新連載の日本経済の安全保障を担う～TSMCの進出と伸びる菊陽のコーナー名は町民歌の伸びる菊陽から名づけましたと記載されていました。それを見た瞬間、若い新屋さんがこの曲をよく知っているなと思い、彼女を訪ね、話を聞いたところ、町の資料を見て知ったということで、歌うことができないということでした。この曲については思い出があります。半世紀以上も前のことですので、どの場面だったかも曖昧ですが、学生の頃、みんなの前で歌った

記憶があります。そのせいでしょうか、今でも歌詞が頭にしっかりと残っています。

さて、ここにいらっしゃる方でどれだけの方がこの曲を知っていらっしゃるでしょうか。ちょっと手を挙げていただけますか、伸びる菊陽を知っていらっしゃる方。やっぱいらっしゃらないですね。どういう曲かも御存じない方のために、ちょっとだけ歌っていいですか、議長。

○議長（上田茂政君） どうぞ。

○6番（那須眞理子君） じゃ、ちょっとだけ歌います。新生都市の朝ぼらけ、今ぞ菊陽舞い昇る、進む時代に歩調を合わせ、拓く希望のパラダイス、という曲です。という曲ですけども、どうですか、皆さん聞かれて。とてもいい曲でしょ。それを知らないと言って、また皆さんにそれを知らせることもできないというと、本当に情けないと思いました。すてきなメロディーですが、歌詞が50年以上も前に作られたものとは思えないほどの斬新なところが現代にすごくマッチしています。当時、お披露目はされたと思いますが、その後、全くと言っていいほどこの曲が町で流れることは、私が知る限りではありませんでした。私は、これまで全国の至るところでこの曲を披露してきましたので、とても残念でした。それが今回、町広報の新屋さんにコーナー名として伸びる菊陽を取り上げていただきましたので、町民の皆さんには町民歌として覚えていただけたと思います。そして、これからたくさんやってくる台湾の人はもちろん、そのほか外国の人たちにも、今の菊陽町を端的に表している歌詞ですので、この曲で町を理解していただくなら願ったりかなったりです。

それでは、質問です。町民歌、特に伸びる菊陽とにんじんの町きくようを今後どのように周知、普及していくのかお答えください。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 解説が議員さんのほうからありましたので、再度、御用意しておりますので、経緯あたりを併せて御説明申し上げたいと思います。

本町は、昭和53年に、野菜生産出荷安定法に基づき、冬ニンジンの産地として指定されております。また、35年前の昭和63年11月に、菊陽町農業のPRと農業の振興を目的として、菊陽町農業祭、現在のすぎなみフェスタでございしますが、が初めて開催されています。にんじんの町きくようは、産地指定を受けるニンジンを生産する本町の顔として、菊陽にんじんのPRや町の知名度向上を図ること、また菊陽町農業祭のテーマソングとするため、作成されたものでございます。作詞は、町民の皆様にご協力いただき、先ほど紹介がありました山下良子様、そして作曲は、現在の平成音楽大学の学長、出田敬三氏に依頼をしております。農業祭は平成6年にすぎなみフェスタへと移行し、その後もオープニングなどで披露されておりましたが、時がたつにつれ活用されなくなってきておりました。最近では、平成29年の鼻ぐり井手祭にて披露されておりますし、小学校でも学習の一環で歌われ、現在でも菊陽吹奏楽団では演奏されているとこのこととございます。菊陽町農業祭のテーマソングとして、そして菊陽にんじんのPRソングとして作成されたものでありますので、すぎなみフェスタや菊陽町総合交流ターミナルでの活

用など幅広い活用方法と併せ、時代に合った楽曲への編曲も含めて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、伸びる菊陽は、吉川幸義氏の作詞作曲により、行進曲として昭和41年に作成されたと推測されます。同年5月10日付の菊陽村広報に紹介され、みんなの歌として愛唱され、リズムと共にますます伸びる菊陽であることを望みますとの吉川氏のコメントが掲載されています。町制に移行した昭和44年8月に、町歌として伸びる菊陽と菊陽音頭のレコードが制作され、同年11月付の菊陽町広報で紹介されていますが、伸びる菊陽は41年当時のものから編曲されてるようでございます。近年では、2015年の合併60周年記念式典の際に菊陽中学校合唱部が合唱により披露され、直近では、昨年の第46回菊陽町文化祭ではコーラスグループ、レモングラスにより合唱されております。伸びる菊陽は、昭和41年に伸び行く菊陽を願われ、作成された町歌でございます。本町の歴史でもあり、大切に後世に継承していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。夏は、夏祭り、総踊りに菊陽音頭が流れますが、集客数が一番多いのはこの時期です。ぜひ、夏の菊陽町夏祭りや秋のすぎなみフェスタ、町の式典、運動会などの行事などにこれらの町民歌を流していただくことを提案します。まずは広く町民に知ってもらいましょう。歌の力には物すごいものがあります。これが一体となって町を愛する心に拍車をかければ、ますます町の発展につながっていくと思います。よろしく願いいたします。

それでは、5番の質問に移ります。5番目は、男女共同参画についてです。

私は、これまで40年以上にわたり、脚本を書いたり劇をしたりして活動してきましたが、世の中がグローバル時代に変化する中で、その成果が少しずつではありますが、普及していると感じています。その一番は、女性が女性の行動や言動を認め、後押ししてくれるようになったことです。その一方で、男性はといいますと、頭では分かっているけど体がついていかんとか、洗脳されたのが受け付けないとかといった傾向がまだまだ多く見られます。男女共同参画と言うものなら、うちにはうちのやり方があると激怒された男性もいらっしゃいました。前進は見られるものの、この問題はここに来てくすぶり続けているように感じます。

くすぶり続けるとどういうことが起きてくるかというと、目が開けられなくなったり息が苦しくなったりして、生きづらさにつながってきます。そして、それは現代社会が抱える、結婚しない、子どもを持ちたいけど持たないといったことに連動していきます。ですから、この男女共同参画は今後の日本社会を成り立たせるための最大のバックボーンなのです。これまで町でも、菊陽町男女共同参画さんさんの会と共に毎年趣向を凝らして企画がなされ、催されてきました。しかし、最近では以前に比べると動員数も減り、沈滞ぎみです。町民の皆さんに認知されたのか、はたまた無関心なのかよく分かりません。ただ、言えることは、私たちの生活の背

後にある社会構造がこれからの男女共同参画の大きな鍵を握っているということです。そういう点からも、男女共同参画への新たな発想や試みが求められていると感じます。

それでは、質問です。これまでの町の取組をより一層前進させるための試案はあるかお答えください。

○議長（上田茂政君） 三里木町民センター所長。

○三里木町民センター所長（阪本絹代君） それでは、質問にお答えします。

本町におきましては、平成24年1月に菊陽町男女共同参画都市宣言を行い、平成28年3月には菊陽町男女共同参画推進条例を制定しました。現在は、令和2年3月に策定した第2期菊陽町男女共同参画計画に基づき、町としての取組を進めているところでございます。庁舎内においては、毎年、各課の取組状況や今後の課題を洗い出し、菊陽町男女共同参画審議会において問題や課題などを協議し、様々な取組に対する内容や方向性を見直しを行ってるところでございます。

また、平成20年と平成30年に実施した住民意識調査の結果では、10年間で男女共同参画に対する意識は全体的には高まってきておりますが、年代による考え方にかかなりの差がありました。若い年代には男女共同参画という意識はかなり浸透してきておりますが、高い年代においては、古いしきたりや習慣を優先されてしまうという意識をお持ちの方が多い傾向にあります。調査結果からも分かるように、町としましても男女共同参画に対する意識の改革の重要性は十分に認識してるところであります。その取組には、地道ではありますが、定期的な情報発信や啓発活動を継続していくことが今後も必要と考えるところでございます。

これまでの取組としましては、町の広報紙やホームページにおいて定期的に男女共同参画の記事の掲載や、男女共同参画さんさんの会と連携して開催するよかつれフェスタでの講演会や川柳&フォトコンテストのイベントの開催は、啓発活動の一環としております。今年度のよかつれフェスタでは、益城町出身の四賢婦人についての講演会を実施しましたところ、来場者から、女性の地位向上のため、特に熊本県出身の方々が関わっていたことに驚きました。勉強できてよかったなどの意見が寄せられました。また、今年度初めての取組としまして、さんさんの会と協力して、よかつれフェスタのチラシを光の森ゆめタウンで配布し、大勢の方に周知することができました。

今後もお一層、啓発活動に努力するとともに、今後は社会情勢も注視しながら、結婚や出産、育児や介護で女性が職業を持ち続けられないケースにも着目し、これからの女性の活躍を推進していくため、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和を実現していくためにも、その基礎となる家庭において家族が協力し、支え合いながら、多様な働き方で安心して職業に復帰し、活躍できるように、在宅ワークのセミナーの開催など、学習の機会を提供する取組を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須眞理子君） ありがとうございます。阪本さんとも随分長い間、一緒に頑張ってきました。それから、経済部長、山川さんとも、若い頃は県立劇場で劇をしたこともあります。そういう経験も持ってますけれども、そういうことで、男女共同参画というのは地道に行わないと、急に変わるものじゃありません。これからもぜひ頑張ってくださいと思います。

前回のときの質問でも申し上げましたが、アンコンシャスバイアスという言葉覚えていらっしゃいますでしょうか。これは、無意識の思い込みとか無意識の偏見と言われているものです。これがいまだに社会の中でまかり通っています。また、企業においては、男女間の同一労働同一賃金が改善されていないところもたくさんあります。日本は、いろんな面で他の先進国と同様に進んでいるように見えますが、男女共同参画はまだまだ後れていると思います。本当に残念です。町はこれまでも、菊陽町男女共同参画さんさんの会と共に一生懸命頑張ってきました。今後も、菊陽町男女共同参画条例の町として前進していただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。最後の質問は、今後の町の展望についてです。

先ほどの町民歌、伸びる菊陽の歌詞を改めて御紹介しますと、1番です。新生都市の朝ぼらけ、今ぞ菊陽舞い昇る、進む時代に歩調を合わせ、拓く希望のパラダイス、となっています。今の菊陽のそのものです。ただ、世界へ目を向けると、ウクライナへのロシアの侵略が1年以上も続いています。その影響を受け、今までにない物価の高騰に皆さん四苦八苦されています。社会情勢が本当に不安定です。

また、国内の最近のニュースで一番驚くのは、誰でもいいから殺してみたかったと言って人をあやめる事件です。その中に子どもがいることに、本当に悩ましさを感じます。どうしてこのような世の中になってしまったのでしょうか。また、子どもの頃、野イチゴや虫を捕りに行っていた野山がなくなり、屋敷の間を流れていた小川も姿を消しました。周りからだんだんと自然がさま変わりするのを目の当たりにするとき、人の豊かさって何だろうと、つい考えてしまいます。菊陽町ほどさま変わりした町はないと思います。

そして、最近よく言われる言葉があります。菊陽町はよかね、TSMCが来るけん。税収も増えて、よかばっかりたいという言葉です。本当にそうでしょうか。私たちは今、豊かな町になったような感じは受けていますが、なくしてきたもの、そしてこれからなくしていくものの大きさにまだ気づいていないのかもしれない。結果的に、騒々しい社会だけがはびこり、どこもかしこも渋滞し、そして一番大切な地下水の存続さえもできなくなるような現実がすぐそこまで来ているように思えてなりません。

それでは、質問です。今後の町の展望を考えたとき、新しく町長とられました吉本町長、一番重きを置くのは何かについてお答えください。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） それでは、那須議員の質問にお答えをいたします。

私は、町長選挙に臨むに当たり、多くの町民の方々の貴重な御意見を基に、72の政策提言集としてまとめさせていただきました。これらの政策を実現させることで、菊陽町に住む子ども

から高齢者までの全ての人たちが幸せになれるよう、また誇れる菊陽町とっていただけるようになりたいという私の思いがございます。また、それが町長の責務であると考えているところでもございます。一番重きを置くのは何かという御質問でございますが、なかなか1つに絞ることは非常に厳しいということではございます。先ほども申し上げましたように、菊陽町に住む全ての方々に幸せになっていただきたいという思いが一番でございます。

そういった中、今の菊陽町は、いい面では、世界的な大企業でもあるTSMCの進出で、那須議員もおっしゃったように注目をされているというところでもございますが、一方では、人口の増加などにより、朝夕の通勤時間帯や土日において交通渋滞に悩まされている町民の方々も多いというふうに理解をしているところでもございます。このことが現時点での一番の課題と捉えているところでもございますし、まずはこの解消に向けて尽力をしていきたいというふうに考えているところでもございます。あわせて、那須議員から御提案がありました伸びる菊陽も歌えるようになりたいというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さん。

○6番（那須真理子君） ありがとうございます。ぜひ町長には、伸びる菊陽からまずは覚えていただきたいと思います。

物事には必ずリスクが伴います。TSMCのリスクが周辺町民の死活問題にならないように、しっかりと目を見開いて今後の行政に当たっていただきたいと思います。

それから、前文で申し上げました人の豊かさについては、自然を身近に感じられ、毎日を穏やかに生きられることだと思っています。しかし、昨今、格差社会が広がり、貧困家庭が増加しています。町長には、ぜひそのような人たちへのきめ細かな支援をお願いしたいと思います。そして、多くの町民が新町長に期待しておりますので、初心を忘れず、しっかりと頑張っていたくことをお願いしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 那須真理子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時50分

再開 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 皆さんお疲れさまです。議員番号7番佐々木理美子です。よろしくお願いたします。それから、傍聴者の皆様、ありがとうございます。

3月議会最後の一般質問者になりました。昨日、3月8日は国際女性デーでした。地域からジェンダー平等研究会は、8日の国際女性デーに合わせて、各都道府県の男女格差を政治、行

政、教育、経済の4分野で数値化し、公表いたしました。それによりますと、熊本の政治での格差があり、県議会ではワーストとなってました。菊陽町では、女性議員が4名で22.2%とよい数値ですが、政治の世界でのジェンダー平等のためにも、私自身、議員力を向上させてジェンダー平等のために努力していきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、総合子育て支援センターについて質問させていただきます。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施し、子ども家庭総合支援拠点は、管内に所在する全ての子どもとその家庭及び妊産婦に対して、その福祉に関して必要な支援に係る業務全般を行い、総合子育て支援センターは、公立保育所みどり園の新たな機能として子ども・子育て支援機能を整備するものです。各機関が個々の機能を発揮しながら互いに連携し、運用することで、本町では効率的かつ多層的に子育て支援を行っていきますと、子育て支援事業計画では記されています。

令和4年度の補正予算で3,000万円の整備事業費の基金が可決され、累計で9,000万円になっています。同僚の議員の質問で、総合子育て支援センターは、令和3年度実施設計、4年度建設、5年度開設のスケジュールの予定が遅れているのではないかと質問がありました。総合子育てセンターの建設についてはなるべく早い時期に整備できるよう取り組んでまいりますとの答弁でしたが、総合子育て支援センターの整備事業はどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

総合子育て支援センター整備のこれまでの町の方針については、吉本町長の就任を機に改めて協議を行いました。協議の結果、同センターに類する施設を整備する方針については、今後も増え続ける子ども・子育てのニーズに対応するため、本方針は維持するとの判断をいたしました。また、同センターをみどり園敷地内に整備する方針については、本方針の決定時には子育て世帯の増加を現在のようには予想しておらず、増加に対応する施設の規模等をいま一度精査する必要があるため、本方針に新たな整備予定地の選択肢を加えることの検討を行い、複数の選択肢の中から改めて決定を行うと判断をしたところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 2番に入ります。

現在、原水駅から西側、新駅構想の北側まで開発する計画となっています。総合子育てセンターの整備事業は、それまではみどり園の新たな機能としていくということでしたので、子ども・子育て支援機能の整備とありましたが、みどり園周辺の開発との整合性をどのように考えていくかというのを2番に設けましたが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

みどり園周辺では、現在、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の事業化に向けた環境アセスメント手続や、現況を把握するための測量などを実施しています。道路計画や換地計画などは今後決定していくこととなりますが、子ども・子育て支援の機能を同園敷地内に整備する場合は、計画策定に当たり、本機能を損なうことがないよう、関係課と協議し、進めてまいります。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 未就園児の地域子育てセンターは、各町民センターであったりふれあい交流センター、それから老人福祉センターで行われています。しかし、今からは何かしらの障害を持った保護者の方とか、それから、これからは海外から入ってこられる転入者の子育てされている方たちの集まる場所も必要だと思っております。ぜひ、なるべく早い総合子育てセンターの建設を提案し、次の質問に入りたいと思います。

今回の質問に際し、なかよし園を訪問し、現状について先生方にお話を伺わせていただきました。熊本地震の後、ドアがゆがんでいて、板で修理したり、教室のストッパーができない、給食室のフードの上の雨漏り、トイレの下水の流れが悪いのか臭いがするなど、様々な施設の不具合が出ていることを伺いました。なかよし園は建設から45年たっていますが、建設の予定はあるのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

御質問の件についても改めて協議を行いました。これまでの町の方針のとおり、なかよし園の老朽化は顕著であり、同園の建て替えは早期に行うべきものと判断をしました。なかよし園の整備時期については、これまでの議会答弁のとおり、菊陽町公共施設等総合管理計画に基づき、令和7年度からの建築工事着工を目標に準備を進める方針に変更はありません。また、なかよし園改築の準備として、本議会の補正予算で積立金の要求を行い、積立基金の残高を9,000万円に増やし、建設工事の着工に向けた計画的な積立てを行っているところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 今、2つの町立保育園では、何らかの障がいを持つ子どもたちが約4割いると聞いています。8園あった町立保育園が2園になり、町立保育園が持つ役割が新たに变化したと感じています。このことを考え、変化に応じた設備の見直し、建て替えがぜひ必要だと提案します。

まずは、町長にお聞きいたします。吉本町長においては子育てに対してとかいろいろ、まず給食費、それからおむつの事業所扱いにしたりして、子育てのほうにも力を入れてくださっていますが、総合子育て支援センターについて、それからなかよし園の建て替えについて、どう

お考えかお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） ありがとうございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

今お話があったように、町立の保育園が2園ということでございます。お聞きをすると、何らかの障がいをお持ちの方が4割ほどいらっしゃるということを考えるのは当然ではございませんけれども、子育て世代をしっかりと町がサポートする、そしてまた子育て世代が安心して集える場をつくらなければいけないという思いには変わりはありません。それと、町としましては、やはりやらなければいけないと。先ほどの那須議員の質問にもありましたけど、一番やりたいのはということでも甲乙つけがたいのは子育ての部分でもありますので、そういったところは計画どおりに進めていくことが私の務めだというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 現地を見ていただいたほうが一番いいかなと思います。私も2年ぶりぐらいにお伺いしたんですけども、少しずつ少しずつ外見的にも内面的にも古くなってきているかな、使いづらくなっているかなという。また、45年前の保育とは違い、障がいを持つ子どもさんを預かるにはそれなりの施設の設備が必要かなという気持ちがありますので、なるべく早く、特になかよし園の建て替えについては考えていただきたいなと思い、今回の質問をいたしました。

それでは、2番の子ども議会について、質問に入ります。

今、たくさんの市町村で子ども議会が開催されており、対象が小学生、中学生、高校生が一員として、政治や行政の役割について興味を持って参加しています。菊陽町でも、子ども議会で、交通の安全、経済と自然の両立、小・中学校の相談窓口の設置、高齢者と若者の交流、菊陽町の地域活性化、教育の充実、ジェンダーレスに向けての活動、多様な学びについて、菊陽中、武蔵ヶ丘中、8人の生徒が質問しました。代表の阪本さんの挨拶では、私たちは3年後、投票権を得る。5年後、社会人として働く。10年後も町の政治に関心を持ち、住みよい町として発展を続ける菊陽町になれるよう努めていきたいと思うとの挨拶に心を打たれました。子ども議会の目的、方向性についてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎君） それでは、御質問にお答えいたします。

本町で開催します子ども議会は、次世代を担う子どもたちが、町の将来や日頃疑問に思うことを実際に議場で質問や提案することによって、町政への関心や議会の仕組みを理解し、政治を身近に感じることで、今後の住みよいまちづくりの主体者としての意識の高揚を図ることを目的として、今年度は令和4年8月9日に開催しており、平成23年度以来、2度目の開催となります。

また、選挙権年齢や成年年齢の引下げにより、政治や社会への参画がより一層身近なもの

なってくる中で、将来を担う子どもたちが小学校、中学校の段階から行政や議会を身近なものとして関心を持つことは、主権者としての必要な資質、能力を身につけていく上で大変重要なことであり、教育的にも大変有意義なものであると考えているため、来年度以降も引き続き開催したいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 昨年実施された子ども議会では、カウンセリングが放課後でも可能となるよう相談機関の常駐、相談回数を増やせないかに対し、答弁としては、利用しやすいよう充実を図っていきますということでした。それから、菊陽町公式LINEやアプリのカードやプリントを配布し、QRコードの活用でカウンセリングの予約やビデオ通話での相談はできないか。それに対しては、実施に向けて取り組んでいきたいという答弁でした。それから、小・中学校の制服を選択可能な標準服にできないかに対して、十分議論された上での取決めは尊重し、支援していくという答弁でした。子ども議会で提出された議案に対して、実現はあるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎君） それでは、御質問にお答えいたします。

昨年8月に開催しました子ども議会では、菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校から合わせて13名の生徒が参加し、そのうち各中学校から代表4名、合計8名の生徒が、日頃の生活における疑問や菊陽町の将来のことなどについて質問があったところでございます。

子ども議会の開催は、子どもから出された質問や提案を政策に反映することが目的ではなく、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせる、いわゆる主権者教育を行うことを目的としています。ただ、今回の子ども議会で子どもたちからの質問の中に、ジェンダーレスに対応した制服の見直しや給食の無償化などについて提案がありましたが、その実現に向けて既に動き出しているものもあり、このことは子どもたちにとって今後の自信につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 前向きな答弁ありがとうございました。昨年、初めての子ども議会で、子どもたちもどきどきしながら一生懸命発表してくれました。今回は方向性とか聞きましたが、私の中では、まず子ども議会がこれからずっと継続されること、それから実現できるものは必ずかなえてほしいという気持ちで、この質問を考えたところです。その中で、子どもたちの中の一人が言ったことが、今の私たちが菊陽町を支えていく世代ですという言葉がありました。とても感動しました。これからの子ども議会のことについてはいろいろありますでしょうが、教育長としてどういうふうを考えていらっしゃるかお聞きしたいなと思いました。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えいたします。

子ども議会、実に久しぶりに開催をさせていただきましたけれども、議会の御理解がございまして、この議場で子どもたちの発言の機会を許していただきました。子どもたちにとっては大変貴重な経験であり、そのことを学校に帰りましてから友人たちにも伝えることで、また波及効果も大きいと。もう一つは、菊陽町には武蔵ヶ丘中学校と菊陽中学校、2つの中学校がございしますが、子ども議会に向けて2つの中学校の生徒会が幾度も幾度も一緒になって協議を重ね、そして自分たちの責任を果たそうという、そういう場面が見られました。そのことは、私どもが期待していた以上の効果を両方の中学校の子どもたちに与えてくれたものというふうに思っています。ぜひぜひ次年度以降もさらに工夫を凝らしながらこの取組を進めてまいりたいと、そのように思っております。ありがとうございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） ぜひ、これからの継続をよろしく願いして、次の質問に入りたいと思います。

次は、ヤングケアラーについて質問をさせていただきます。

2020年12月から2021年1月にかけて、公立の中学校1,000校と全日制の高校350校を抽出し、2年生にインターネットでアンケートを実施し、およそ1万3,000人の方から回答をいただきました。その結果、世話をしている家族がいるという生徒の割合は、中学生が5.7%、およそ17人に1人、全日制の高校生が4.1%で、およそ24人に1人でした。世話の内容は、食事の準備や洗濯などの家事、兄弟の保育園への送迎、祖父母の介護や見守りなど多岐にわたります。世話にかけている時間は、平日1日の平均で中学生が4時間、高校生が3.8時間でした。ただ、中には7時間以上と答えた生徒もいました。

熊本県も、県内の小学校を抽出し、全ての中学校、高等学校及び全ての中学2年生、高校2年生を対象に、学校や家庭での生活状況の中で抱えている悩みや困り事などのアンケート調査を令和3年9月1日から10月6日に実施しました。現在の菊陽町の小・中学校の現状について、どうなっているのか伺います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） 御質問にお答えします。

小・中学校の現状につきましては、令和3年5月に教育委員会が独自にヤングケアラーの実態把握をしています。実態把握の方法としては、各学校でヤングケアラーに該当すると思われる児童・生徒について報告してもらい、子育て支援課の情報と突合するというものでした。その調査結果では、児童・生徒合わせて9件が上がってきましたが、多くのケースで複合的な問題を抱えており、こども総合相談室、子育て支援課、教育委員会で情報を共有し、必要な対応及び支援を行ってまいりました。

また、令和3年に実施されました県の調査によりますと、ヤングケアラーと思われる子どもがいると回答した学校の割合は、小学校が23.8%、中学校が36.6%でした。また、ヤングケア

ラーと思われる子どもがいると回答した学校のうち、子どもの状況については、家族の代わりに幼い兄弟の世話をしている割合が最も高く、小学校では80.0%、中学校では83.3%という結果でしたが、ほかの項目においても、中学校では、障がいや病気のある家族に代わり家事をしていると答えた学校が27.1%、家族の通訳をしているが14.6%、障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしているが10.4%という結果でした。

このように、ヤングケアラーの問題は家族を取り巻く様々な問題が複合的に関連しているものであると捉えています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 2番の、支援の強化をどのように行ったかというのを質問させていただきます。

国のまとめた支援策では、大きく4つの支援策が検討されています。1つ目が、早期把握。早期把握のための支援策は、教育関係者、医療・介護・福祉の関係者、児童委員や子ども食堂などを対象に研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深めてもらうとしています。2つ目は、相談支援。3つ目は、家事・育児支援。世話をしている家族で最も多かったのは、中学生、高校生、いずれも兄弟でした。中学生の61.8%、高校生が44.3%。また、独り親世帯の場合は、見守りのほか家事や保育所への送迎など、担ってる役割が大きいことも分かりました。4つ目は、介護サービスの提供。介護を担っている家庭には、子どもによる介護を前提とせず、在宅向けの介護サービスの提供を十分に検討するよう、自治体などに周知することとしています。

それでは、支援の強化について、どのように行ったのか、または考えているのかを伺います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） 御質問にお答えします。

一昨年11月に開設したこども総合相談室は、臨床心理士や精神保健福祉士などの専門職員が子どもとその保護者に関する相談をワンストップで受け付ける相談支援体制を構築しており、ヤングケアラーの問題のように複合的な問題に対して迅速な対応が可能になりました。各学校において、児童・生徒の気になる言動、例えば学校を休みがちである、精神的な不安定さが見られる、宿題や持ち物の忘れ物が急に増えたなどのサインに気づいた際は、早い段階でこども総合相談室等と連携を図り、早期の対応及び解決に向けた取組に努めております。

また、教育委員会で任用したSC、スクールカウンセラーやSSW、スクールソーシャルワーカーによる面談を通した子どもの心のケアに積極的に取り組んでおります。これまでも、迅速な対応が必要と判断された場合は、その日のうちにSSW、スクールソーシャルワーカーが学校に出向き、本人と直接面談して対応したケースもございました。必要な場合は早期に家族とも面談し、支援方法等について教育委員会と福祉部局とが協議をしながら、連携して支援に

努めております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 今のお答えは3番の、町、教育委員会として現状を踏まえ、どのような課題があり、それをどのように解決に向けてやってるということでしたが、再度お伺いしますが、現状を踏まえ、どのような課題があり、その解決に向けて何が必要だと思ってお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（芹川博文君） 御質問にお答えします。

子どもを取り巻く現状は、介護や障害の問題、貧困の問題など、その子どもへの支援だけではなく家族への支援が必要であり、個別に課題を整理するとともに、その課題に応じて担当部局が迅速に対応していくことが必要であると考えます。子どもにとってのヤングケアラーの課題は、子どもが成長していく上での必要な時間、家庭学習の時間や部活動の機会、友達と過ごす時間などが介護や家事のために保障されないことだと捉えています。その課題解決のためには、例えば学習時間が十分取れていない子どもに対しては学校で学習支援をすることが必要であり、介護や家事によって部活動等の機会を持たない子どもに対しては福祉部局による対応が必要であると考えます。

以上のような対応により、子どもたちを取り巻くヤングケアラーに関する課題に対してより適切に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 先ほど、町の調査では9人ぐらいのヤングケアラーを数字として出されましたが、県では実態調査を公表し、中高生の約35人に1人が世話をしている家族がいると回答しています。県のヤングケアラー相談支援センターが開設され、相談対応や周知活動を始めています。全国の小・中学校で2021年の不登校となった児童・生徒は24万人を超え、過去最多となっています。不登校の原因はなかなか解明できないところがあると聞きます。ヤングケアラーは、本人に自覚がなかったり、家族の問題を知られたくないと思うことも少なくありません。全ての子どもたちが幸せに楽しく過ごせるよう、私たち大人が見守っていくことが必要だと思っております。

それでは、4番の交通渋滞対策について質問させていただきます。

県道熊本大津線の渋滞緩和対策をどのように考えているのかについて質問します。

菊陽町の交通渋滞対策といえば、この路線だけではないと思いますが、現在、南方大人足線レーン改善、菊陽空港線の延伸、大津植木線の多車線化と計画が進んでいますが、県道熊本大津線は何も改善されていないそのままの状態です。今後、花立地区に10階建てのマンション、高速道路そばに30軒近くの住宅が建ち、ますます交通渋滞が考えられます。

先日、住民の方から、高速道路手前の西合志に曲がる右折レーンについて、そして都市計画マスタープランの校区での説明で道路の計画について説明があったが、どうなっているのかと聞かれました。この道路の計画は、都市計画マスタープランの中では西部地区新設道路計画と記されています。そのときの説明では、補助幹線道路として武蔵ヶ丘小南側から高速道路沿いまでつなぐ西部地区道路の構想や計画策定に取り組むということでしたが、その計画のことを聞かれていたのかなと思います。農業をされてる方、県道沿いに住んでいる方は、平日も土日も、朝晩どころか昼間も県道に出れないという、困っていると言われていました。県道のことではありますが、利用するのは私たち菊陽町の町民です。県道熊本大津線の渋滞緩和対策をどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

県道熊本大津線については、現在、熊本市方面やセミコンテクノパークなど大津方面へ抜ける主要な路線となっております。通勤時など朝夕の渋滞が慢性化している状態であり、沿線の地域からは渋滞緩和対策及び安全対策を求める要望も数多くいただいているところでございます。

この県道熊本大津線の渋滞緩和対策及び安全対策のためには、熊本県に対しまして毎年、渋滞対策として道路改良事業の要望を行ってるところであります。熊本県においては、沿線の建物等が立ち並んでいる路線の拡幅は厳しい状況にありますが、八久保地域の危険なS字カーブにつきましては、危険解消に向けて、現在、地元関係者及び地権者と協議をしながら詳細設計を進められているところでございます。さらに、令和5年度下半期にはこちらの事業につきまして用地買収を予定されており、工事につきましても国の交付金を利用して順次取り組んでいくと聞いてるところでございます。

次に、交差点部の右折レーンの設置についてでございます。こちらにつきましては、令和4年6月議会の阪本俊浩議員の一般質問で、設置については今後県に要望していくと答弁しましたとおり、今年度から、先ほど申しました渋滞緩和対策及び安全対策としての道路改良事業の要望に加えて、当該県道の花立地区における交差点で右折する車両による直進車両の通行阻害が原因での渋滞緩和の取組につきましても、整備について要望を行ったところでございます。

今後も引き続き、当該道路におきましては早期の渋滞緩和及び安全性向上が図られるよう、熊本県へ要望してまいります。

次に、西部地区新設道路についてでございます。こちらの道路につきましては、以前、整備に向けて調査を行っておりますが、渋滞緩和の効果があまり期待できないという報告がっており、整備の方向性を検討していたところでございます。一方で、当該地域の現在の状況は、議員御発言のとおり、宅地開発等が進んでおりまして、新たな生活道路の必要性が高い地域であると捉えております。これらのことから、町では当初、渋滞緩和対策となる新設道路として進めておりましたが、当該地域にとって必要な、新たな生活道路として整備を進めていきたい

と考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） なかなか大津線について、それから渋滞緩和については進まないなという感じでございます。特に、別の住民から言わせると、尚綱グラウンドの横の細い道を朝晩、抜けていかれる方がいて、保育園の見送りするのに怖いなというのがあります。だから、今その道が抜けられないので、私たちの住宅の中を抜けていく車が多くなっています。事故が今のところありませんけども、なるべく早い措置をよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終了します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時34分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和5年3月13日（月）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和5年3月14日（火）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和5年3月17日（金）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（5日目）

（令和5年第1回菊陽町議会3月定例会）

令和5年3月17日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第2 議会ICT導入推進特別委員会の報告

日程第3 発議第1号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 発議第2号 菊陽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第5 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書（案）

日程第6 発議第4号 新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書（案）

日程第7 発議第5号 佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議（案）

日程第8 議員派遣について

日程第9 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の締結について（菊陽町役場車庫・倉庫整備工事））

日程第2 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約の締結について（杉並木線横断歩道橋製作工事及び杉並木線横断歩道橋輸送架設工事））

日程第3 同意第1号 副町長の選任について

日程第4 同意第2号 教育長の任命について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣瀬英二君

2番 矢野厚子君

3番 大久保輝君

5番 西本友春君

6番 那須真理子君

7番 佐々木理美子君

8番 中岡敏博君

9番 北山正樹君

11番 坂本秀則君

12番 渡邊裕之君

13番 佐藤竜巳君

14番 甲斐榮治君

15番 岩下和高君

16番 小林久美子君

17番 福島知雄君

18番 上田茂政君

## 3. 欠席議員

なし

## 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 川 真喜子 君  
書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                                             |           |                   |           |
|---------------------------------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 町 長                                         | 吉 本 孝 寿 君 | 副 町 長             | 吉 野 邦 宏 君 |
| 教 育 長                                       | 上 川 幸 俊 君 | 教 育 部 長           | 芹 川 博 文 君 |
| 総 務 部 長                                     | 板 楠 健 次 君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長   | 矢 野 信 哉 君 |
| 保険衛生部長兼<br>健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルス感染症<br>対策室長 | 東 桂 一 郎 君 | 経済部長兼農政課長         | 山 川 和 徳 君 |
| 土 木 部 長 兼<br>都 市 計 画 課 長                    | 井 芹 渡 君   | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 矢 野 和 幸 君 |
| 光の森町民センター所長                                 | 宮 川 照 之 君 | 総 務 課 長           | 梅 原 浩 司 君 |
| 三里木町民センター所長                                 | 阪 本 絹 代 君 | 危機管理防災課長          | 鍋 島 二 郎 君 |
| 財 政 課 長                                     | 澤 田 一 臣 君 | 介護保険課長            | 渡 辺 博 和 君 |
| 建 設 課 長                                     | 矢 野 博 則 君 | 下 水 道 課 長         | 丸 山 直 樹 君 |
| 総務課総務法制係長                                   | 小 泉 秀 和 君 |                   |           |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決**

○議長（上田茂政君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、総務常任委員会、産業建設常任委員会の順とします。

なお、議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算については各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

初めに、文教厚生常任委員長坂本秀則君。

○文教厚生常任委員長（坂本秀則君） 皆さんおはようございます。

文教厚生常任委員会の報告をいたします。

文教厚生常任委員会に付託された案件の審議の経過と結果をただいまより報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託された付議事項は、議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項について、議案第18号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号令和5年度菊陽町介護保険特別会計予算について、以上4議案が付託されました。

審議は、3月13日、14日の2日間にわたり各担当部課長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行いました。

それでは、資料が配付されておりますので、主なものを報告させていただきます。

まずは、教育部からです。

図書館。

電子図書館とはどのようなものか。書籍、雑誌等のデータを貸し出し、パソコン、タブレット等電子機器で閲覧できるものです。個人の電子機器にデータを貸し出し、2週間後に閲覧不可になります。

次のページです。ホール管理については、開館当初から有限会社ステージ・ラボと単独随意契約をしているが、競争入札等をしたことはあるか。また、当該業者以外にホール管理ができる業者はないのかについて。入札したことはありません。当該業者以外にもホール管理を請け負う業者はあります。しかし、県立劇場における実績や、荒尾市においては指定管理を受けていることのほか、ホールの演出、照明の技術は卓越したものがあり、当該業者がふさわしいと考えています。

次のページ、学務課に移ります。

教員相談員4名のローテーションはどのように取り組んでいるか。武蔵ヶ丘コミュニティーセンターに2名、中央公民館に2名配置しております。ローテーションは特に組んでいません。

すぎなみ教室の利用者数はどのくらいか。コミュニティーセンター12名、中央公民館4名の計16名です。

次のページです。不登校の児童・生徒に対してオンライン教育の活用はあるか。国語、算数等の主要教科について、必要に応じてオンラインで授業を行っています。

次に、2枚めくってもらい、施設整備課に移ります。

菊陽北小学校の児童が急激に増えている中、菊陽中学校仮校舎リースは5年間の契約だが、今後の予定はどうなっているか。今年度に新たな配置案などを示す予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で業務が完了できないため繰越しする予定です。また、来年度中には方向性を出したいと考えています。

中学校の敷地外に建設することも想定しているのかについて、想定しています。令和9年度には仮設校舎では対応が困難となるため、令和8年度までに受入れ態勢を整える必要があると考えています。

次に、2枚めくってもらい、総合体育館開設準備室に移ります。

警備業務委託とはどのようなことをするのか。閉館時の火災や不法侵入等に対応するため、感熱センサーなど機械を使った警備を行い、異常事態が発生した場合は警備会社が駆けつけ対応するものです。

記念式典委託とはどのようなことをするのかについて。地権者や来賓の方を御案内し、テープカットなどを行うよう計画しており、イベント会社への委託発注を考えています。

包括維持管理業務委託について、委託先はどのようなところを考えているのか。入札にて発注するのかについて。総合的な建物管理を行う業者に入札にて発注する計画です。

次に、2枚めくってもらい、生涯学習課・中央公民館に移ります。

放課後子ども教室について、活動内容はどのようなことをしているのか、また委託先はどこかについてですが、ボールを使った運動、リズム運動、跳び箱・マット・平均台を使った運動など基礎的な運動を主とし、竹ぼっくり、お手玉、紙鉄砲などの昔遊びなど幅広い体験活動を行っています。委託先は、NPO法人クラブきくようです。

次のページです。台湾の文化を学ぶような講座の予定はあるかについて。令和5年度は中央公民館で実施予定です。南部町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターについては、今後検討していく予定です。

次に、福祉部に移ります。

福祉課。

社会福祉協議会の運営について、予算・決算書を見ると事業が多岐にわたっている。社会福祉協議会が受託している業務の多さを感じるが、今の体制で菊陽町の社協は大丈夫なのかにつ

いて。社会福祉協議会においては、町の受託事業を主に受けてもらっており、事業に関わる補助金等による影響もあり、経常的な人員の確保が難しい状況です。今後は協議しながら、受託事業の取捨選択をしていただければと考えております。

次に、2枚めくってもらい、町民課に移ります。

一般質問時に外国人の国籍が28か国との発言があったが、窓口での言語対応は可能なのかについて。町内在住の外国人の方の国籍が28か国となっています。今回当初予算で計上している分は、通訳員で英語、中国語を対応し、オンライン通訳で残り11か国語を対応する予定としています。なお、英語が一般的に共通語として使用されてますので、英語をメインの言語として導入することで対応できると考えています。

次に、2枚めくってもらい、光の森町民センターに移ります。

光の森町民センターの2枚目です。体育館・地域センター管理運営業務委託について内訳はの質問に、委託料はほとんどが人件費となっています。業務内容としては、会議室や体育館の施設受付、健康ポイント事業対応の2名分、健康増進室対応の1名分、午後6時から午後10時までの夜間管理の1名分で、委託先はクラブきくようとなっています。

次に、子育て支援課に移ります。

公立保育所が民営化され、公立保育所は2園となったが、私立との比較で児童1人当たりの経費はどの程度かの質問について、公立保育園は137万円、私立保育園は32万1,000円ですとのことです。

補助金の送迎バス安全装置設置事業について、バス等による児童の送迎に関わり、保育現場でどのような安全点検を行っているのかについて。国の通知等に基づき、運転手ほか複数の職員でバスの乗降時に児童の所在確認を行っています。また、送迎バス安全装置設置事業を活用し、国の基準を満たすブザーをバス内に設置する予定です。

次のページです。

ファミリーサポート事業委託料に関わり、同事業の利用会員等の数や利用状況を教えてくださいについて。同事業に関しては、利用される方は結構利用されています。ただし、利用会員と協力会員のマッチングが必要になり、協力会員との相性がよかった利用会員が継続して利用しているという印象があります。利用会員は523名、協力会員53名、両方会員15名、合計591人です。

以上が福祉部の主な報告です。

次に、保険衛生部に移ります。

保険衛生部の環境生活課です。

雨水浸透ますの設置補助は自分でつけてもなるのか、菊陽町で設置して地下水涵養対策となるのか。補助は定額1万6,000円で、超えていれば自分でつけても対象。地下水財団としては、3町だけでなく菊陽町での涵養も大切とのこと。

雨水浸透ます設置には規格等の基準があるのではないかと。設置要綱がありますので、それに

基づいて行っております。

法人は対象ではないのかについて。設置要綱に住宅等とあるため、法人は対象外です。近隣ですと、益城町だけが法人の事業所も対象にしています。

次のページに移ります。

不法投棄処分手数料で処理されるものは何か。ごみステーションなどに不法投棄された産業廃棄物や処理困難物ですとのことです。

次、2枚めくってもらい、介護保険課に移ります。

介護保険課。

武蔵ヶ丘第二保育園跡地の利活用について、今後の業者選定までのスケジュールはいかがかについて。現在、町のホームページに公募内容を掲載しており、この後4月に公募要項の公表、夏頃に業者が決定する流れとなります。

2枚めくってもらいまして、町で認定期間短縮のためにできることはないかについて。審査会を実施する広域連合へ現状を伝えていますが、医師等審査会委員の確保の問題もあり、町の割当て分を拡大することは難しい状況です。他市町村の余剰分がある場合は、菊陽町分に振り替えて対応しています。

次に、健康・保険課に移ります。

歯周疾患検診を集団健診時にできないかと以前要望したが検討はされたかについて。健康増進費委託料（集団歯科衛生士委託料）に計上しているとのことでした。

最後、国保特別会計ですが、法定外繰入れをすることはあるかについて。現在のところありませんとのことでした。

以上が審査の主な経過です。

なお、付託された4議案につきまして採決を行いました。

採決の結果を申し上げます。

議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号令和5年度菊陽町介護保険特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで文教厚生常任委員会に付託された案件について審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第18号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議案第18号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

国保税の負担が町民の暮らしの実態に照らして高過ぎる、町民の負担能力を超えているという点で反対です。

国民健康保険は、2018年に市町村国保の都道府県化が行われています。町民の暮らしを守るためにも、国保税の引下げは急務となっています。誰もが安心して医療が受けられるように、国保基金の活用と一般会計からの法定外繰入れを復活させ、払える国保への改善を求めます。

また、国保税の均等割は、国保加入者1人当たり、加入者に応じて算定をしています。18歳までの子どもが多いと負担が増えます。コロナ禍と物価高騰で収入が減少している中で、子育て支援として子どもへの均等割を廃止すべきだと考えます。

以上の理由で反対とします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議案第19号の令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について反対をします。

私は、後期高齢者の熊本県の広域連合にも出させていただいていますが、そもそも年齢で医療を差別する制度そのものに反対です。

また、昨年10月から75歳以上の医療費の窓口負担が、一定の所得以上の方は2割負担になりました。さらに、政府は、今年2月に健康保険法などの改定案を閣議決定しています。そうなりますと、中間所得層以上を対象に医療保険料を来年度から段階的に引き上げる内容で、その対象者は75歳以上の方々の4割を占めることとなります。物価高騰の中で町民の暮らしは大変です。高齢者の皆さんが安心して医療を受けられる制度に変えていくことが求められていると考え、そのことを指摘して反対討論とします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和5年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号令和5年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、総務常任委員長佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） おはようございます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました案件についての委員会の報告をいたします。

3月13日、14日の2日間で慎重に審議いたしました。

最初に、付託案件についてです。

議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項について、議案第17号菊陽町土地取得特別会計予算についてです。

東部町民センター。

質疑はありませんでしたが、東部町民センターは建設されて42年になっています。本年度の予算で壁、外壁の改修で、設計委託料として336万6,000円が予算計上されています。

人権教育・啓発課。

住宅新築資金返還金について質疑がありました。これは、昭和42年から平成4年度まで貸付けをしたもので、6名の債務があるとのことでした。詳しいことは議事録に書いてありますので、お読みください。

あとは、地域人権教育指導員の業務、団体活動助成金の活動、集会所学習会講師謝礼について質問がありました。

学習会の内容について、また取組について質問がありました。様々な人権問題があり、障害者差別、水俣病をめぐる人権、LGBTに関する人権問題などがあり、そのことについても学習しているとのことでした。

三里木町民センターです。

設計委託料の1,017万5,000円について質問がありました。三里木町民センターは、建設されて約33年経過し、本年度の予算では、屋根、外壁、機械設備、エレベーターも含みます。電気設備改修工事の設計委託料が計上されています。

財政課です。

財政係。

一般会計の歳入不足を補うための資金繰入金6億3,000万円について質問がありました。近年大型事業が多く、繰入金が6億3,000万円になっている。年度途中で税収などの増により財源が増えた場合は、可能な限り繰入金を減額する予定だとの説明がありました。

財政課管財係です。

総合賠償補償保険料440万2,000円について、なぜ全町民人数分を掛けなければいけないのかという質問がありました。町村会の総合賠償補償保険料の算定方法であること、町主催のイベント時のけがの補償、町の施設の瑕疵によってけがをした方への補償も行う保険であることから、そのような算定になっているとのことでした。

備品購入では、軽自動車4台買換え、低公害車2台買換え、1,200万3,000円の予算について

は、買換えの時期についての質問がありました。修繕費など維持費用が多くなっているものから入替えをしているとのことでした。

土地取得特別会計です。

質疑はありませんでした。

今年度は、土地開発基金利子が3,000円、一般会計繰入金20万5,000円の歳入に対し、土地開発基金積立て3,000円、需用費20万5,000円を歳出に計上しています。

税務課。

住民税係、固定資産税係、徴収係から説明がありました。

歳入では、町民税が、町民税個人の予算額は25億2,481万2,000円、令和4年度と比べると1億3,124万7,000円の増です。町民税、法人の予算額は5億7,684万3,000円、令和4年度に比べると447万7,000円増です。固定資産税37億7,269万円、令和4年度と比べて1億3,790万5,000円増と歳入増が見込まれています。

ほかに固定資産評価替え業務委託料についての質問がありました。内容は、議事録に記されていますので読んでいただければと思っています。

それから、会計係です。

令和2年から取り入れたコンビニ収納の令和5年度見込みについて質問がありました。

選挙管理委員会です。

本年度、令和5年度は、県知事選、県会議員選挙、町議会議員選挙の経費が計上されています。

総務課です。

総務法制係。

わがまちづくり支援事業補助金60万円、地域行事再開支援事業補助金300万円の内容についての質問がありました。わがまちづくり支援事業補助金は地区やまちづくり団体などが行う新規事業に上限30万円、地域行事再開支援事業補助金はコロナ禍で休止、規模縮小している地域行事に対して再開支援、上限20万円までの補助金です。

ほかに文書配布事務委託料、ポスティング委託2,011万7,000円、行政協力事務委託料2,348万4,000円、行政区運営補助金800万円が計上されていました。

総務課人事秘書係。

消耗品費98万2,000円の中の職員用記章について質問がありました。今まで課長級以上しかつけていなかった記章を全職員に貸与するとのことでした。

議会事務局です。

議会運営委員会の研修の費用弁償について質問がありました。この答弁には、事務局としては議会運営委員会の研修は九州管内でもまだ先進地を研修することが可能であるため、令和5年度は九州管内の視察研修の予算を要求したとのことでした。

危機管理防災課です。

消防交通係。

運転免許証返納支援は、タクシー借り上げ料200万円、運転免許証自主返納支援助成金が16万5,000円。タクシー借り上げ料の200万円の根拠はの答弁には、毎月15万円は支出しているので、実績から見込額を計上しているとのことでした。

消防団報酬、消防団活動助成金はどのように振り込んでいるのかの質問がありました。消防団報酬は消防団個人に振込ができるよう進めている、消防団活動助成金は各班の口座に振り込んでいる、活動に必要な備品、消耗品費などに使われているとのことでした。備品購入で消防用備品246万7,000円は、消防ホース、スタンドパイプ、ドライブレコーダーなどの備品予算です。その中のドライブレコーダーにおいては、分団第1から第3班まで設置されており、残る第4班、5班の10台分の予算です。

ほかに危機管理監報酬、スクールパトロールの車の購入、自主防犯組織保険料の活動内容について質問がありました。

危機管理防災課防災安全係です。

備蓄食料125万円に対して、期限が来た食料はどのようにしているのかと質問がありました。防災訓練時に配布したり、社会福祉協議会のフードバンクなどに提供しているとのことでした。

ほかには、地区公民館耐震改修補助金2,112万5,000円は、6地区、上中代、古閑原、入道水、辛川、三里木、柳水を予定しているとのことでした。

総合政策課です。

企画政策係。

ふるさと寄附金の歳入予定を2億円としている。本年度は既に2億4,000万円の寄附金額があるが、なぜ2億円に設定したのかの質問には、返礼品を取り扱う業者の供給量を考えて2億円としているとのことでした。

総合政策課です。

地域振興係。

町内巡回バス事業委託料2,564万7,000円、乗合タクシー運行事業委託料504万1,000円について質問がありました。なぜ東部地域の人だけが乗合タクシーに乗れるのかについての質問がありました。今後巡回バスの見直しに伴い、乗合タクシーについても検討していくとのことでした。

そのほか地方バス運行等特別対策補助金593万4,000円の算出根拠、路線バスの赤字の原因について質疑がありました。

以上が総務常任委員会の主な審議内容です。

付託されました案件、議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第17号令和5年度菊陽町土地取得特別会計予算については、賛成多数で可決すべきもの

と決しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質問につきましては自席で答弁をいたします。

○議長（上田茂政君） 総務常任委員長の報告を終わります。

議案第17号令和5年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号令和5年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長西本友春君。

○産業建設常任委員長（西本友春君） 皆さんおはようございます。

産業建設常任委員会に付託されました案件は2つでございまして、議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算についてのうち産業建設常任委員会に属する事項でございまして、もう一つは、議案第21号令和5年度菊陽町下水道会計予算についてでございます。

3月13、14日と慎重に予算についての審議をさせていただきました。

審議状況を報告をさせていただきます。

農業委員会。

菊陽町遊休農地解消緊急対策事業は、令和5年度からの新たな事業で、期間は3か年と考えており、基盤された農地を対象として3.7ヘクタールが遊休地であり、借手がある場合に解消していくことになります。また、基盤されていない農地でも、ケース・バイ・ケースで遊休農地の解消を図るが、無理なものは非農地として整理していくこともあるとのこと。

続きまして、農政課。

地下水涵養事業は、一つは水循環型営農推進協議会が行っており、1年間を通して湛水ができるよう調整を行ったところであり、実際にどのくらいの面積で冬季湛水が可能であるか、併せて推進を図っていくという業務を土地改良区に依頼しており、もう一つは水稻作の推進をJ

Aに依頼しており、水稻作の拡大による地下水涵養が最も自然で好ましいと考えているとのことです。

有害鳥獣対策は防護柵の設置で、駆除事業は大津町4名、菊陽町7名で構成されており、令和4年度の捕獲頭数は、鹿9頭、イノシシ2頭の実績で、出没エリアは空港周辺が多く、今後は菊陽在住者での組織を構成していきたいとのことです。

「さんふれあ」熱エネルギー供給設備は、供用開始から13年以上経過しており、老朽化に対応するための維持管理がどうしても必要となり、13年前に従来の灯油による加温と天然ガスによる加温について経済比較等を行い、天然ガスのほうが工事費を支払ったとしても年間200万円ほど有利であるとの試算が出ており、また環境面への負荷も天然ガスのほうが軽いため、今後も利用を継続していきたいとのことです。

商工振興課。

セミコン通勤バス運行事業費は、原水から片道160円の運賃でここ数年は黒字となっているが、赤字となったときに補ったりダイヤ改正等でのポスター作成費用などに充てられるとのことです。

工場等立地補助金は、3社を対象と想定しており、来年度にも既に立地している半導体関連企業の投資関係に対する補助金が大きいと考えているとのことです。

続きまして、都市計画課。

(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業は、市街化区域として様々な施設が建設できることを目指しており、70ヘクタールを検討するが、実質上は約55ヘクタールが対象となり、現時点では事業化が確定していないが、令和7年度の事業開始を目指していくとのことです。

定住促進補助金は、令和4年度は現時点で新築分が11件、令和5年度は15件分の予算で、平成25年度の制度開始から現在までの実績は、申請が101件、対象となった子どもの数は156人となっています。

第二土地区画整理事業地区内の公園整備の位置や整備年度の資料は、現在お手元に配付しているとおりでございます。

施設改修工事は菊陽杉並木公園のウッドデッキ等の改修や年数が経過している公園の遊具改修を予定しており、公園整備工事は菊陽第二土地区画整理事業地区内の公園のうち、今年度設計を行った2号街区公園の整備を行うものです。

下水道課。

マンホールトイレの設置は、駐車場等のマンホールに設置できるように工事を行い、上に乗せる備品は当該施設に保管するが、保管場所がない場合は防災センター等に保管をするとのことです。

下水道処理区域は、市街化区域及び集落内開発区域を網羅しており、建築が認められる区域について町が整備しているので、区域外は補助等の公費を充てるべきではないと考えているとのことです。

最後に、建設課。

建設課については、特に御要望の多い、空港沿線の補償についての意見が多かったので、そのことについて少し整理して述べさせていただきたいというふうに思っております。

菊陽空港線補償説明発注支援業務は、補償全般は町が行うが、交渉等の際、補償内容の詳細について説明支援のために補償コンサルタントに委託をする。コンサルタントは、建設課に常駐することとしております。

菊陽空港線建物算定は令和4年に行ったが、補償の単価は年1回更新する必要があるために再算定を行い、見直すこととしている。

土地の補償価格については、不動産鑑定を実施し、その後土地価格等審査会に諮り、単価を決定しており、契約の際は日本銀行等から毎月発表される物価指数の変動を加味した上で単価を修正し、契約を締結しているとのことです。

土地に関しては、物価変動に伴い上がる場合も下がる場合もあります。また、建物補償についても、年1回単価が更新されるため上がる場合も下がる場合もあり、契約締結後の差額については自己負担となるとのことです。

菊陽線延伸で長塚団地の移転対象は10世帯で、地権者との協議の中で移転先や面積等の希望を聞き、それを基に町のほうで代替地を探し、情報提供を行っており、また地権者が希望する土地があれば、町が間に入って調査し、その情報を地権者へ伝えているとのことです。

菊陽空港線延伸での契約状況は、令和5年2月末時点の用地取得率が地権者ベースで20%、面積ベースで34%となっているとのことです。

以上で関係各課の主な審議内容の報告を終わります。

なお、産業建設常任委員会に付託された案件は2つあり、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算についてのうち産業建設常任委員会に属する事項は、審査の結果、賛成多数で可決、議案第21号令和5年度菊陽町下水道事業会計予算については、審査の結果、賛成多数で可決いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告をいたします。

質疑は自席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算についてを質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算について反対します。

町長の公約でもある給食費の無料化の第一歩として、給食費の月1,000円補助については大いに評価しています。しかし、予算全体では、41年ぶりと言われる物価高騰に苦しむ町民の暮らしや営業を守る予算については不十分と言わなければなりません。

また、国のデジタル改革の下に行政のデジタル化が急速に進められています。マイナンバー制度の拡大に合わせて多額の税金が投入されています。デジタル化そのものを否定するわけではありませんが、制度の在り方そのものへの懸念が広がっています。見直しが必要だと考えます。

私は、同和団体への補助金については、一貫して削減、廃止を求めてきました。民間の運動団体への補助金の支出は問題であり、廃止すべきだと思います。

以上の理由で反対討論とします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号令和5年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第16号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和5年度菊陽町下水道事業会計予算についてを質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号令和5年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議会ICT導入推進特別委員会の報告

○議長（上田茂政君） 日程第2、議会ICT導入推進特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては、令和3年9月定例会において設置し、議会にICTシステムを導入することにより議会の活性化、改革を図ることを目的として調査を行ってきたものです。

このたび特別委員会の報告が提出されました。

本件について特別委員会の報告を求めます。

委員長佐々木理美子さん。

○議会ICT導入推進特別委員長（佐々木理美子君） ICT導入推進特別委員会の報告をいたします。

特別委員会の開催は11回で、その中で研修は3回開催しました。

委員会において検討した主なものは、スケジュール案の検討確認、公募型プロポーザルによる募集基準の検討。プロポーザル、令和4年2月3日に行い、決定しました。

タブレット端末の使用基準、必要アプリの選定、通信手段を検討しました。研修計画、定例会での活用方法、Side Booksの運用、ICTの進め方。

そのほかの検討事項は、Side BooksにICT導入推進特別委員会のフォルダーを議事録としてアップしております。

3回の研修においてはSide Booksの操作説明、elgana登録と操作説明、Zoom会議などを実施しました。

研修及び検討事項における成果として、Side Booksにタブレット関係操作手順としてアップしています。主なものとしては、elgana操作手順、Zoomの設定から会議方法、Side Booksの操作手順などで、あとの4項目はSide Booksで確認をお願いいたします。

議会ICT推進特別委員会における方針を策定し、全員協議会にて説明し、皆様のご了承を得ました。

なお、方針は、Side Booksにアップしておりますので、確認をお願いいたします。

新たに端末を付与される人に対する研修体制の確立もいたしました。議会事務局にて、新たな人に対して研修を実施いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（上田茂政君） 委員長の報告を終わります。

これで議会ICT導入推進特別委員会の調査を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 発議第1号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第3、発議第1号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、北山正樹君外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、北山正樹君、趣旨の説明をお願いします。

○9番（北山正樹君） 皆さんおはようございます。

発議第1号を説明いたします。

菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提案理由は、本定例会で議案第1号が可決をしたことに伴って提案をするものです。

この公布の時期が若干関係しますので、1枚をめくっていただいて、一番下の附則から説明をいたします。

この附則を読み上げます。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年5月2日から施行する、としております。

この理由は、この町の議案第1号で出たものの、町の組織の変更は本年4月1日から施行されます。そして、今議会の任期が5月1日をもって終わるという観点から、2段階に分けてこの委員会条例を変更するという提案にいたしました次第でございます。

では、参考資料の1ページを見ていただきます。下にページ数が書いてありますので、1ページというのを確認をしてください。左側が現行、右側が改正案でございます。

総務常任委員会については、変更はございません。

文教厚生常任委員会については、アの部分で住民生活部、健康福祉部に変更します。

(3)の産業建設常任委員会のアの部分ですが、産業振興部及び都市整備部にそれぞれ変更をするものです。

そして、1枚をめくっていただいて、ページ、2ページをお願いします。

この左側、現行はあくまでも現時点での条例ということになります。そのことに関して、右側が改正後になります。

(1)総務常任委員会ですが、これは総務住民生活常任委員会と名称を変更し、アの部分で総務部及び住民生活部の所管に関する事項に変更いたします。

(2)の文教厚生常任委員会ですが、アの部分の住民生活部を除いて、健康福祉部の所管に関する事項ということにいたします。

(3)の産業建設常任委員会については、名称を経済産業建設常任委員会と変え、内容については変更はございません。

各委員会の常任委員会のメンバーは、全て6人で統一してございます。

以上で説明を終わります。

質疑については自席から答弁をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 発議第2号 菊陽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第4、発議第2号菊陽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、佐々木理美子さん外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して佐々木理美子さん、趣旨の説明をお願いします。

○7番（佐々木理美子君） 発議第2号菊陽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について説明します。

まず、提案理由です。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から改正後の法律が地方公共団体に直接適用されることに伴い、現行の菊陽町個人情報の保護に関する条例が廃止され、議会はこの法律で定める地方公共団体から除外されるため、地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第2項の規定により、菊陽町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを提出いたします。

この条例案については、全員協議会でも取り扱った案件でもあり、早くから議会タブレットでも条例案を掲載しておりましたので、条例の詳細な説明については省略し、概要のみを説明いたします。

第1章は総則で、第2条、定義の第7項と第8項は、仮名加工情報と匿名加工情報の取扱いなどについての定義を規定しています。

第2章は第4条から第16条で、個人情報等の取扱いについて規定しています。

第3章は個人情報ファイルで、第17条に個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定しています。

第4章は開示、訂正及び利用停止で、第1節は保有個人情報の開示についてを、第30条には

開示請求の手数料について規定しています。開示請求に対する手数料は無料とし、写しの交付を受ける場合はこれに要する費用を負担しなければならないと規定しています。具体的な金額は、条例施行規程で定めますが、町の規則と同額で設定する予定です。

第2節は第31条から第37条で保有個人情報の訂正について、第3節は第38条から第43条で保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止について、第4節は第44条から第46条で審査請求について規定しています。

なお、審査会については、執行機関の附属機関である審査会への諮問を規定しています。

第5章は雑則について、第6章は罰則について規定しています。

なお、罰則につきましては、検察庁と事前の協議が必要とされており、熊本地方検察庁と協議済みであります。

最後に附則で、この条例の施行期日は令和5年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第5、発議第3号新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書（案）を議題とします。

この議案は、西本友春君外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春君、趣旨の説明をお願いします。

○5番（西本友春君） おはようございます。

発議第3号新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書（案）について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に

より提出をいたします。

提案理由につきまして、新型コロナウイルス感染症の後遺症を訴える方が増えている。実際に倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いと言われております。

後遺症は、社会生活上、非常に影響が大きく、例えば子どもの場合は自ら症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもあります。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み、生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。

政府は、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るための積極的な取組を求めるものであります。

なお、詳細は次ページにありますので、御覧になってください。

各議員の賛同をよろしく願いいたします。

質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第4号 新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書（案）

○議長（上田茂政君） 日程第6、発議第4号新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書（案）を議題とします。

この議案は、大久保輝君外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、大久保輝君、趣旨の説明をお願いします。

○3番（大久保 輝君） 皆さんこんにちは。

発議第4号新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書（案）について。

別紙のとおり、議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出させていただきます。

す。

提案理由を述べさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種後の深刻な副反応事例や死亡事例は増え続けております。

本年3月10日の厚労省のワクチン分科会副反応検討部会においては、これまでワクチン副反応による死亡事例の報告は2,002件となっており、また重篤な副反応の疑いの報告も相当な数というふうになっております。

2,002件の死亡事例について、これまでの専門家の評価によると、ワクチンとの因果関係が否定できないものが1件先日認められました。それ以外のほとんどである1,990件は、情報不足などによりワクチンと死亡との因果関係が評価できないとされております。また、国による救済認定を受けたというのは非常に僅かでありまして、3月14日までに41件が救済認定されたということになっており、政府として誠実な対応が求められております。

よって、国におかれては、新型コロナワクチンの接種効果を検証することを強く要望するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

なお、質問は自席にて対応させていただきます。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第5号 佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議（案）

○議長（上田茂政君） 日程第7、発議第5号佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議（案）を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐藤竜巳君の退場を求めます。

〔13番 佐藤竜巳君 退席〕

○議長（上田茂政君） この議案は、甲斐榮治君外2名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、甲斐榮治君、趣旨の説明をお願いします。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。

それでは、発議書を読んで、さらに若干の説明を加えまして提案に代えたいと思います。

佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議（案）。

上記の議案を別紙のとおり菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議（案）。

県道4車線化等をめぐる佐藤竜巳議員の行為については、それに関する百条調査特別委員会調査結果の答申書（令和4年11月25日答申）が示すとおりであります。すなわち、佐藤議員は議会制民主主義にとって大切な手順を損なって陳情行為をなしたばかりか、菊陽町議会議員政治倫理条例に明白に違反する行為を行った（第2条第1・2項。第4条第1・2・3・8項。第5条第2項2・3・4号。第6条）。しかも、その行為の適否を判断する菊陽町議会の百条調査特別委員会において、度々虚偽の証言をなした。また、証言の虚偽が明らかにされても、誠実な反省の態度は見受けられず、政治倫理条例の精神さえ理解せぬ態度が散見された。

菊陽町は、今、世界的企業の進出が進行中であり、全国的注目を浴びる一方、様々の利権も生まれやすい状況にある。このようなときに当たり、町の行政に携わる者は一層の倫理水準の高さを求められ、とりわけ不整不正が起こらぬよう自らを律する自律の力を日常的に必要とされている。その中であって、佐藤竜巳議員の行為は、町民の期待を裏切り、議会の信頼をなくす行為であると断じざるを得ない。周知のとおり、議会の決定はその所属する自治体の最終的意思決定であり、極めて重い。

にもかかわらず、佐藤議員は辞職を否定し、今なおその職にとどまっている。団体の意思が一旦決められた以上、議会はこの事態が続くことを看過してはならない。

よって、本町議会は佐藤竜巳議員に猛省を促すとともに、議員としての責任を取り、辞職することを再度勧告する。

以上、決議する。

令和5年3月17日、菊陽町議会。

なお、先般の議会から少し期日もたっておりますので、どの条項に違反するかというところも一応そこに上げております。

（「分かっとる」の声あり）

何でしょうか。

（「いや、もう説明されたんで、必要ない」の声あり）

議長、不規則発言は止めてください。

（「議長、いたずらにのぼすだけですよ」の声あり）

○議長（上田茂政君） そのまま続けてください。

○14番（甲斐榮治君） はい。若干の補足説明を加えます。

提案は以上のとおりであります。一度議決した案件をまた出すのかとの問いかけもあるので、本決議案の再度の提出について若干説明を加えたいと思います。

御承知のとおり、選挙で選ばれた者は刑事罰に問われるか懲罰による除斥決定などがない限り、強制力を持って議席から排除されません。すなわち、辞職勧告の場合は、辞職の可否は本人の意思によるしかありません。これが、選挙の持つ重みであります。

昨年の12月議会において本決議は成立をしました。その後、佐藤竜巳議員は、マスコミの質問に対して辞職を否定しております。しかし、議会には何らの態度表明もしておらず、現職にとどまっております。

第5号発議書で示したとおり、佐藤竜巳議員は本町議会議員政治倫理条例の例示した各条項に違反していることが辞職勧告の主たる原因であるが、今回は自治体の意思決定を尊重しないことが加えられます。議会の権限には、行政全般に関わる調査権、法令を作成する立法権とともに議決権があります。発議案は、2人以上の議員の賛同を得て発議をされますが、それが多数の賛成によって可決された瞬間に、議決は自治体の意思決定となります。12月議会で成立した佐藤竜巳議員に対する辞職勧告決議は、個々の議員の考え方や立場を超えて公のものとなっていることを明記しておきたいと思います。

佐藤議員については、議会への町民の期待に沿うためにも、また本人の良心のためにも辞職をして政治倫理を正すことを勧めたいと思います。

以上、提案をいたします。

なお、質疑については自席でお答えしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

矢野厚子さん。

（「反対討論からでしょう」の声あり）

はい、反対討論からですね。

反対討論じゃないです、賛成討論です。

（「賛同者は賛成討論でしょう。反対討論があってから」の声あり）

はい。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） ほかには討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

佐藤竜巳君の入場を許可します。

〔13番 佐藤竜巳君 入場〕

○議長（上田茂政君） 佐藤竜巳君に申し上げます。

ただいま辞職勧告決議案が起立多数で可決されましたことを報告します。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

4月から6月にかけて議員派遣が生じたときや議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおりと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第9、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が4件提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上4件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿君） 議員の皆様には2月28日から本日までの18日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、承認等いただき厚く御礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

報告第4号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、令和4年第2回臨時会で議決いただきました菊陽町役場車庫・倉庫整備工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め、契約することについて、令和5年2月28日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

続きまして、報告第5号も専決処分の報告についてであります。

内容は、令和4年第2回臨時会で議決をいただきました杉並木線横断歩道橋製作工事の請負

契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め、契約することについて、令和5年3月6日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

同意第1号は、副町長の選任についてであります。

吉野邦宏副町長が令和5年3月31日をもって辞職されます。

後任の副町長に小牧裕明様を選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意第2号は、教育長の任命についてであります。

上川幸俊教育長が令和5年3月31日をもって辞職されます。

後任の教育長に二殿一身様を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の締結について（菊陽町役場車庫・倉庫整備工事））

○議長（上田茂政君） 追加日程第1、報告第4号専決処分の報告について（工事請負契約の締結について（菊陽町役場車庫・倉庫整備工事））を議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） おはようございます。

報告第4号専決処分の報告について説明いたします。

この報告は、令和4年第2回菊陽町議会臨時会において議決いただきました菊陽町役場車庫・倉庫整備工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものでございます。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和5年2月28日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

初めに、専決処分の内容について説明いたします。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

1、契約の目的、菊陽町役場車庫・倉庫整備工事。2、変更契約金額、1億8,191万4,148円。当初契約金額が1億8,040万円でしたので、151万4,148円の増額となっております。3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼16番地10、株式会社アスク工業、代表取締役上村信敏でございます。

次に、工事の主な変更内容について説明いたします。

2枚めくっていただきまして、参考資料の1、A3判の図面をお開きください。

変更箇所については、図面のうち赤色で表示した部分になります。

図面上段の平面図を御覧ください。

車庫棟に係る変更でございます。

車庫棟の外壁材は金属製のガルバリウム鋼板で施工しており、当初車庫内からは、外壁材の裏側と鉄骨が見える仕上げで施工するよう予定しておりましたが、鉄骨にほこりなどがたまることが考えられ、その後の管理も容易になることから、車庫の内側の壁にケイ酸カルシウム板を施工することといたしました。また、当初予定していました鉄骨に対するさび止め塗装と仕上げ塗装については、ケイ酸カルシウム板を施工することにより車庫内からは鉄骨が見えなくなるため、さび止め塗装のみとして仕上げ塗装に係る分を減額し、ケイ酸カルシウム板の施工に係る費用を増額したものでございます。

このことによる変更金額は、約29万円の増額となっております。

1枚めくっていただきまして、参考資料の2を御覧ください。

図面上段左側の1階平面図を御覧ください。

倉庫棟に係る変更でございます。

倉庫棟のごみ置場につきましては、それぞれ燃えるごみ、不燃物、資源ごみの置場として使用いたしますが、スペースを有効に活用するため、各ごみ置場に木製柵を追加し、設置しております。このことによる変更金額は、約15万円の増額となっております。

1枚めくっていただきまして、参考資料の3を御覧ください。

図面上段中央部を御覧ください。

駐車場敷地北側、車庫棟の東側に進入路を設置しておりますが、進入路に沿って擁壁を施工しており、進入路と擁壁に段差が生じるため、安全性を考慮して段差が生じる部分に危険防止用のステンレス製の手すりを設置するよう変更しております。

このことによる変更金額は、約24万円の増額となります。

また、行政バスの車庫及び倉庫の解体工事と併せて処分することとしていた倉庫内の廃棄物等の数量が当初予定していた数量を上回ったため、廃棄物の処理に係る費用として増額変更しています。

このことによる変更金額は、約82万円の増額となっているところでございます。

その他、受注者と協議の上、数量などを見直し、設計図書の変更を行っております。

これらのことから、請負金額を変更する必要がありますので、契約の変更を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 以前説明があったかもしれませんが、ちょっと失念しておりますので改めて聞かせていただきます。

この新しい車庫が出来上がったときに収容が何台になるのか。そして、今、町民グラウンドを駐車場に使用しておりますけれども、それがどのようなになるのか、その辺の関係についてもお知らせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（鍋島二郎君） 車庫の収容台数は、車庫、1台ずつ止めたといまして28台入庫可能になっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、すいません、財政課のほうからお答えさせていただきます。

グラウンドに止めております車につきましては、今回の工事によりまして公用車、現在グラウンドの東側のほうに駐車しております公用車については、車庫の中に駐車するようにしております。また、職員駐車場につきましては、こちらは以前質問等でも回答させていただいておりますが、駐車場、今回整備については職員駐車場分は賄えませんので、今回グラウンドのほうを引き続き駐車場等使わせていただきまして、今後継続して使うかどうかについては、また検討して正式に決定したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それでは、現在のところ、今使ってる町民グラウンドの駐車場は当面使うと。使いながら、次の方針を決めるというふうに理解しとっていいですか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） はい、そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号専決処分の報告について（工事請負契約の締結について（菊陽町役場車庫・倉庫整備工事））の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約の締結について（杉並木線横断歩道橋製作工事及び杉並木線横断歩道橋輸送架設工事））

○議長（上田茂政君） 追加日程第2、報告第5号専決処分の報告について（工事請負契約の締結

について（杉並木線横断歩道橋製作工事及び杉並木線横断歩道橋輸送架設工事）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則君） おはようございます。

報告第5号専決処分の報告について御説明いたします。

この報告は、令和4年第2回菊陽町議会臨時会において議決いただきました杉並木線横断歩道橋製作工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものでございます。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和5年3月6日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

初めに、専決処分の内容について御説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第5号。専決処分書。専決処分日は令和5年3月6日です。

1、契約の目的、杉並木線横断歩道橋製作工事。杉並木線横断歩道橋輸送架設工事。2、変更契約金額、8,571万8,725円のうち、杉並木公園線横断歩道橋製作工事は、変更契約金額5,251万825円、当初契約金額5,088万7,100円でしたので、162万3,725円の増額となります。次の杉並木線横断歩道橋輸送架設工事の契約は、今回変更はございません。3、契約の相手方、福岡県福岡市博多区比恵町1丁目30番206号、矢田工業株式会社九州営業所、所長青木肇でございます。

これらの2件の工事は、関連が高いことから合冊入札としたところでございますが、今回は杉並木線横断歩道橋製作工事を変更契約したものでございます。

それでは、契約の変更内容について御説明申し上げます。

2枚お開きいただきまして、参考資料のA3判の変更概要図を御覧ください。

杉並木線横断歩道橋製作工事の施工範囲は、青色で表示した部分になります。このうち変更契約において追加した箇所は、赤色で表示した部分になります。

図面の下段、拡大図にて赤色で示しております今回追加変更いたしました各種スタットボルトは、歩道橋本体の桁部分に溶接するボルトであり、屋根や高欄などの附属物を固定するためのものでございます。

スタットボルトは、設計計画時に屋根や高欄の形状に合わせて強度計算を行い大きさ等が決まることから、スタットボルトの施工は当初設計では別に契約を締結しております屋根高欄工事での施工として計画していたところでございます。

その後、工事発注後の屋根高欄工事及び当該製作工事の受注者との協議の中で、スタットボルトの施工については当初計画の屋根高欄工事に比べて安全性、施工性、作業精度がより確保される当該製作工事による施工の提案があり、照査した結果、よりよい品質となることが見込

まれるため、当該製作工事に追加するものであります。

変更設計で追加となったスタットボルトは、右下の箱書きに記載しておりますが、高欄スタットボルト420本、鉄骨スタットボルト144本、伸縮装置スタットボルト18本、合計582本でございます。

（「要点だけで」の声あり）

はい。伸縮装置スタットボルトにつきましては、28本と記載させていただいておりますが、大変申し訳ありませんが、18本の間違いでございます。修正のほうお願いいたします。申し訳ございません。

また、これらに附属する各種ナット、ワッシャーも含めて、合わせまして582組追加しております。

なお、屋根高欄工事については、スタットボルト分は減額の変更となりますが、当該製作工事において製作される歩道橋を精査し、スタットボルト以外においても設計及び照査を現在進めておりますので、この設計及び照査が完了しましたら、変更契約を予定しているところでございます。

また、当該製作工事と合冊入札しております輸送架設工事の工期については、当初、令和5年3月末としておりましたが、ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染拡大防止等の社会情勢の影響から、鋼板等の材料納期に遅れが生じたことにより、当該製作工事で必要な資材の調達に不測の期間を要しましたことから、令和5年8月末まで工期を延長することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 先ほどの私の追加日程について訂正を行いたいと思います。

杉並木線横断歩道橋製作工事及び杉並木線横断歩道橋輸送架設工事、この架設を間違っておりましたので、訂正をお願いします。

説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号専決処分の報告について（工事請負契約の締結について（杉並木線横断歩道橋製作工事及び杉並木線横断歩道橋輸送架設工事））の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 同意第1号 副町長の選任について

○議長（上田茂政君） 追加日程第3、同意第1号副町長の選任についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） それでは、同意第1号副町長の選任についてを説明いたします。

本年3月31日をもちまして吉野邦宏副町長が辞職されます。

後任の副町長に小牧裕明様を選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

小牧裕明様の住所、生年月日は記載のとおりでございます。

経歴につきましては、配付しております関連資料のとおりで、昭和56年4月に熊本県に入庁され、人事課を皮切りに様々な部署を経験され、平成28年4月から企画振興部地域・文化局地域振興課長、平成29年4月から商工観光労働部新産業振興局企業立地課長、平成30年4月から熊本県県南広域本部芦北地域振興局長を歴任されています。

その後、商工観光労働部新産業振興局長、商工労働部産業振興局長を歴任後、令和3年4月から知事公室長に就かれ、現在に至っております。

小牧様は、県職員として42年間の豊富な行政経験をお持ちで、地方行政、地方財政に精通されており、副町長として適任でございます。

副町長として小牧裕明様を選任したく、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和5年4月1日から4年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 同意第2号 教育長の任命について

○議長（上田茂政君） 追加日程第4、同意第2号教育長の任命についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次君） それでは、同意第2号教育長の任命についてを説明いたします。

本年3月31日をもちまして上川幸俊教育長が辞職されます。

後任の教育長に二殿一身様を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

二殿一身様の住所、生年月日は記載のとおりでございます。

経歴につきましては、配付しております関連資料のとおりで、昭和57年4月の天草郡御所浦町立牧島小学校を皮切りに、熊本市立城北小学校、熊本市立託麻原小学校、合志町立南ヶ丘小学校で勤務され、平成15年4月から菊陽町立武蔵ヶ丘中学校の教頭を、平成18年4月から菊池市立泗水中学校の教頭を、平成20年から同校の校長を歴任されています。

平成25年4月からは、南アフリカ共和国ヨハネスブルグ日本人学校の校長も歴任され、平成31年3月、合志市立南ヶ丘小学校の校長を最後に定年退職されています。

定年退職後は、本町教育委員会で学校教育アドバイザーとして勤務されています。

二殿様は、長年の教職経験があり、人格が高潔で、教育行政に対する識見を有し、教育長として適任であります。

教育長として二殿一身様を任命したく、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は、現教育長の残任期間の令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 起立多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、そのほかの整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思います。

が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおりと決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和5年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時59分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 岩 下 和 高

菊陽町議会議員 小 林 久美子

菊陽町議会会議録  
令和5年第1回3月定例会

令和5年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田茂政  
編集人 菊陽町議会事務局長 山川真喜子  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL(096) 232-4919